

議会運営委員会の概要

1 事務局職員、執行部職員及び議会事務連絡員の紹介について

- ・ 事務局長が本委員会に出席する議会事務局職員を紹介した。
- ・ 総務部長が本委員会に出席する執行部職員を紹介した。
- ・ 議事調査課長が本委員会に出席する議会事務連絡員を、別紙「議会事務連絡員名簿」により紹介した。

2 委員会担当書記について

- ・ 議事調査課長から、資料「委員会担当者一覧」により報告があった。

3 令和6年度組織機構の改正について

- ・ 総務部長から、資料「令和6年度組織機構の改正のポイント」により報告があった。

【発言概要、質疑等】

(小松委員) 鳥獣被害の担当の移管について説明があったが、もう少し詳しく説明してほしい。

⇒ (総務部長) 今までは鳥獣による農作物被害対策も環境エネルギー部で所管していたが、農地管理や農作物に関する専門的な知見をもって対応する必要があることから、農林水産部に移管したものである。

<休憩 10:38~10:39>

(吉村委員) 所管は環境エネルギー部であったので、今までは委員会間の調整で出席要求をして審議していたが、所管が変わったことにより両方で審議できるようになるのか。

⇒ (総務部長) 農作物の被害対策は農林水産部所管となるので、農林水産常任委員会で審議いただくことになるが、鳥獣の保護、管理、捕獲許可などは環境エネルギー部であるので、引き続き両部が連携、状況共有をしながら進める。委員会審議においては、その内容に応じて答えることになる。

<休憩 10:40~10:45>

4 本会議及び各委員会の出席要求対象者について

- ・ 議事調査課長から、資料「本会議及び各委員会出席要求対象一覧(案)」及び「特別委員会出席要求対象一覧(案)」により説明があり、そのとおり決定された。

5 その他

(1) 執行部からの報告事項について

① 「令和7年度政府の施策等に対する提案」について

- ・ みらい企画創造部長から、資料「『令和7年度政府の施策等に対する提案』について」

により説明があった。

②第4次山形県総合発展計画「次期実施計画」の策定について

- ・ 未来企画創造部長から、資料「第4次山形県総合発展計画『次期実施計画』の策定について」により説明があった。

(2) その他

【発言概要、質疑等】

(森谷委員) 昨日、知事が自民党本部で行われた整備新幹線等鉄道調査会に出席したとの報道があった。座長は遠藤利明代議士であるが、そちらから招かれたということでしょうか。

⇒ (未来企画創造部長) 昨日、整備新幹線等鉄道調査会幹線鉄道のあり方PTが開かれ、遠藤代議士が座長を務められているが、本県とJR東日本に説明の依頼があったところであり、知事が出席し山形新幹線の現状と課題、まさに米沢トンネルの課題を説明してきたところである。

(森谷委員) 大切なことである。知事に説明をお願いしたいということで、必要性を訴えたということであると思う。昨日は本県とJR東日本だけで他の県は入らなかった。遠藤代議士が座長を務めている極めて重要な会議であり、今後も大事にお願いをしたい。執行部も随行したのか。

⇒ (未来企画創造部長) 私も随行し、JR東日本と共に、山形新幹線の福島～米沢間で様々な輸送障害が発生しており遅延の原因となっていることから、米沢トンネルはそれを解消する非常に重要なプロジェクトであることを説明してきた。

(梶原委員) 報道されているニジサクラの件については庄内で放流されたわけだが、内陸の漁協も戸惑っていると聞いている。これから常任委員会でも議論されると思うが、議運の場でも経緯や対策の大枠の部分を農林水産部長に伺いたい。

(榎津委員長が農林水産部長の入室を許可。未来企画創造部長は退席)

(榎津委員長) 農林水産部長、説明をお願いします。

- ・ 農林水産部長から、資料「『ニジサクラ』幼魚の赤川への放流について」により説明があった。

(梶原委員) 急なキャンセルということはわかるが、その判断は難しいと改めて説明を受けて思った。ニジサクラは期待されているところであり、はっきりしておかないとイメージとしてこれからの取組みに対してどういう影響があるのかということもある。生殖能力はないが食欲はすごく旺盛と聞いており、生態系が変わることも危惧されている。いろいろな場で情報発信はしているようだが、まだまだ弱いと思う。危機感を持って取り組まないと、我々も漁協に説明できない。県漁協には他県からも問い合わせが来ていると聞いている。今後もきちんと対応してほしい。

(田澤委員) 放流してはならないと県で通知している中で、公益財団法人が放流したということで、養殖業者が県に不信感を持っているとの声を複数聞いている。それを払しょくしていただきたい。また、餌や水によって食味が全然違うと聞いている。つや姫は統一基準で栽培マニュアルを作っているが、ニジサクラもそうしたものを作って、近海で魚が取れなくなったら山形のサーモン井ということで出していければいいと思う。できるだけ内部で作れるものは作っていければと思う。加えて寿司屋と連携して出せ

るような仕組みも欲しい。

⇒（農林水産部長）ニジサクラとして出荷できるものは、内水面水産研究所の稚魚をきちんと栽培管理されている中で養殖され、1 kg 以上で肉の色が赤いという出荷基準がある。今回の件ではニジサクラと呼んではいるが、河川で釣れたものはニジサクラの名前で流通させることはできない。委員からも提言があったが、ニジサクラについては様々な方策によりブランド化をしっかりと進めて行きたい。また、漁業者や漁協の方など、様々な方に不安が広がっていることは県としても重く受け止め、今後の対応をしっかりと進めていきたい。

6 次回議運開催日時

5月21日（火）午前10時

議 会 運 営 委 員 会 協 議 事 項

令和6年4月23日（火）

午前 10 時

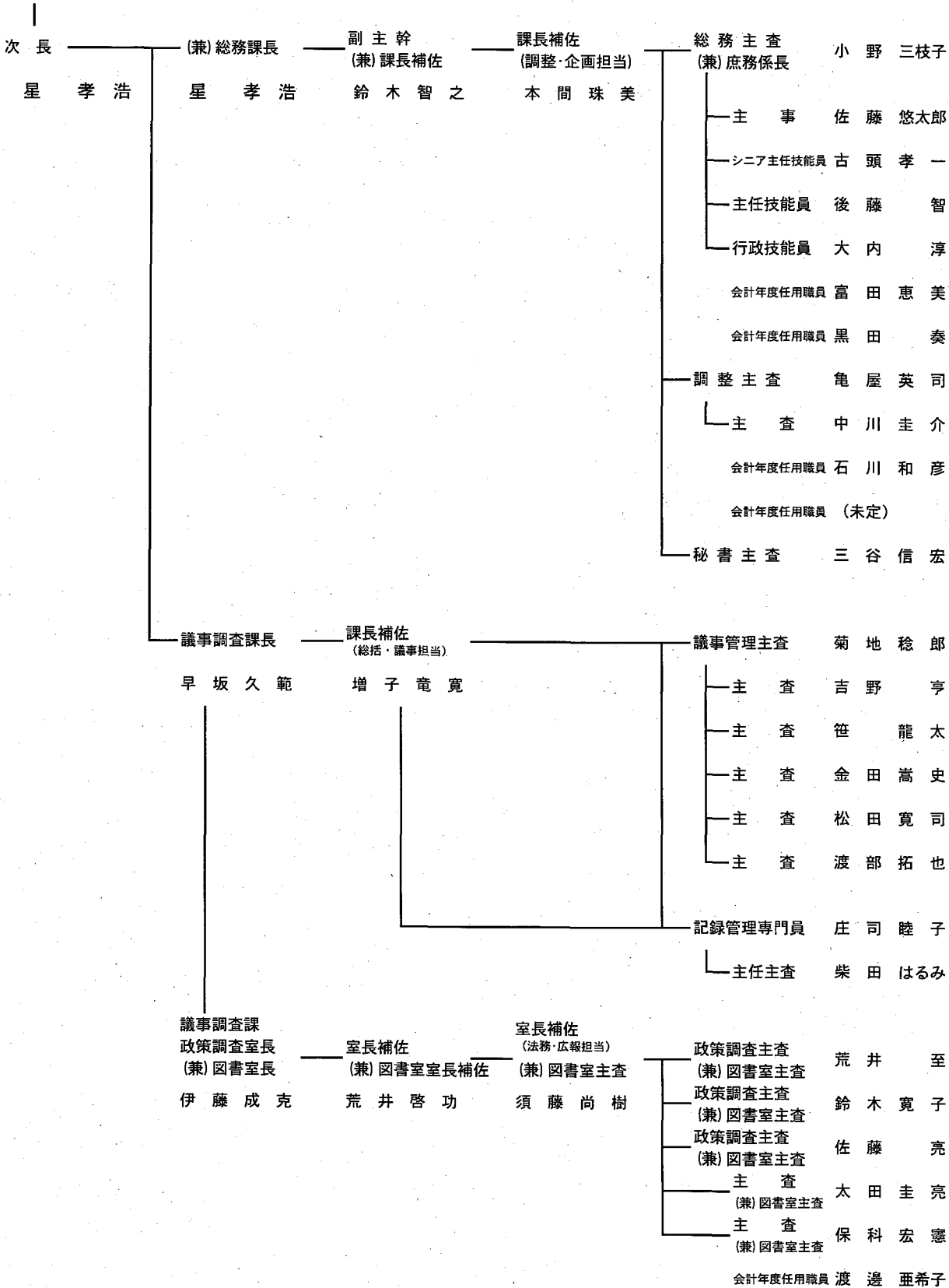
- 1 事務局職員、執行部職員及び議会事務連絡員の紹介について
- 2 委員会担当書記について
- 3 令和6年度組織機構の改正について
- 4 本会議及び各委員会の出席要求対象者について
- 5 その他
- 6 次回議運開催日時
5月21日（火）午前10時

令和6年度山形県議会事務局組織及び体制

(令和6年4月1日現在)

事務局長

土屋 倫朗



総務課 (事務局長含む)	12名 (一般事務: 9名、技能労務: 3名)
議事調査課	18名 (一般事務: 18名)
会計年度任用職員	5名
計	35名

議会事務連絡員名簿

(令和6年4月1日現在)

委員会名	部局名	課・職名	氏名	電話番号
	総務部	財政課 副主幹	大和政尊	2048
	総務部	財政課 課長補佐	林圭一	2047
	総務部	財政課 財政主査	高橋圭	2147
	総務部	財政課 財政主査	村上広志	2140
	総務部	財政課 財政主査	遠藤雄太	2140
総務	総務部	人事課 副主幹	青山均	2022
	みらい企画創造部	企画調整課 副主幹	飯野和也	3310
	防災くらし安心部	防災危機管理課 副主幹	榎本真一	2195
	会計局	会計課 副主幹	梅津洋	2722
	監査委員事務局	監査課 副主幹	斯波克昭	2659
	人事委員会事務局	職員課 副主幹	長澤満加	2779
文教公安	教育局	教育政策課 副主幹	遠藤信博	2910
	警察本部	総務企画課 総務調査官	遠藤淳	2926
厚生環境	環境エネルギー部	環境企画課 副主幹	加藤義和	3365
	しあわせ子育て応援部	しあわせ子育て政策課 副主幹	五十嵐健一	2265
	健康福祉部	健康福祉企画課 副主幹	片桐貴文	2246
	病院事業局	県立病院課 副主幹	三瓶健	2328
農林水産	農林水産部	農政企画課 副主幹	鈴木康弘	2421
商工労働 観光	産業労働部	産業創造振興課 副主幹	秋葉康樹	2357
	観光文化スポーツ部	観光交流拡大課 副主幹	柏倉麻里	2374
	労働委員会事務局	審査調整課 副主幹	阿部紀之	666-7763
建設	県土整備部	管理課 副主幹	菅原美樹	2577
	企業局	総務企画課 副主幹	菊地成実	2731

※ 委員会条例順 > 建制順

委員会担当者一覧

令和6年4月1日現在

常任委員会

委員会名	議事調査課		政策調査室	
総務	主査	金田 嵩史	主査	保科 宏憲
文教公安	主査	渡部 拓也	主査	太田 圭亮
厚生環境	議事管理主査	菊地 稔郎	政策調査主査	鈴木 寛子
農林水産	主査	吉野 亨	政策調査主査	荒井 至
商工労働観光	主査	笹 龍太	政策調査主査	佐藤 亮
建設	主査	松田 寛司	室長補佐 (法務・広報担当)	須藤 尚樹

議会運営委員会

委員会名	議事調査課		政策調査室	
議会運営	議事調査課長	早坂 久範	政策調査室長	伊藤 成克

特別委員会

委員会名	議事調査課		政策調査室	
予算 (決算)	議事調査課長	早坂 久範	政策調査室長	伊藤 成克
交通インフラ・活力ある まちづくり対策	主査	吉野 亨	政策調査主査	佐藤 亮
こども支援・ 女性若者活躍対策	主査	笹 龍太	主査	太田 圭亮
人材活用・ 経済活性化対策	主査	松田 寛司	政策調査主査	荒井 至

令和6年度 組織機構の改正ポイント

令和6年4月23日
総務部

社会経済情勢の大きな変化をチャンスと捉え、これまでの前例や常識にとらわれず、あらゆる分野で柔軟かつ積極果敢にチャレンジしながら、未来を見据えた県づくりを力強く推進していくため、「令和6年度県政運営の基本的考え方」に沿った組織体制を整備する。

部局横断的な重要課題にオール県庁で対応するための組織体制の整備

- 県政を取り巻く部局横断的な重要課題に対し、各部局が連携した施策を展開するとともに、総合発展計画の実施計画策定を推進するため、全庁の調整・舵取り役となるみらい企画創造部の次長を2名体制に強化する。
 - ◆『重要プロジェクト等推進監』… 人手不足などの部局横断的な課題や屋内スケート施設・新博物館の整備といった重要プロジェクト等に関し、各部局と連携した具体的な政策検討・企画立案を実施
 - *企画調整課に『重要プロジェクト等推進主幹』を新設し、推進監の下、各種プロジェクトを推進
 - ◆『総合発展計画・DX推進監』… 県政課題解決の重要なツールとなるデジタル化を強力に推進しながら、実効性のある総合発展計画の実施計画策定を推進

「県政運営の基本的考え方」に示した4つの視点に沿った組織体制の整備

県民の安全・安心な暮らしの確保

◆ 西村山地域における新病院の整備

- 西村山地域の医療提供体制の再構築に向けて、新病院の整備を含めた具体的な検討を進めるため、医療政策課に『西村山医療体制企画主幹』を新設する。

◆ 医療政策の一体的な展開

- 医療従事者の確保や医師の働き方改革の定着・実現に向け、地域の医療提供体制との調整を図りながら一体的な取組みを推進するため、医療政策課と地域医療支援課を統合する。

県民一人ひとりの希望の実現・総活躍の促進

◆ スポーツ関連業務の集約

- 観光や地域活性化などの視点を加えた総合的なスポーツ振興施策を展開するため、教育委員会が所管しているスポーツに関する業務を知事部局（観光文化スポーツ部）へ移管する。
- 移管にあわせ、観光文化スポーツ部に『スポーツ振興課（競技力向上・アスリート育成室）』を新設する。

◆ 文化振興施策の推進

- スポーツ部門の集約に伴い、文化振興施策を一体的に所管する『県民文化芸術振興課（博物館・文化財保存活用室）』を新設する。

産業・企業の活性化と未来を見据えた成長力の強化

◆ 県内企業の海外取引活性化

- 県産日本酒をはじめ、県内企業による豊富な県産品の海外取引を活性化するため、『県産品・貿易振興課』を新設する。

◆ 県産農産物の販路開拓・輸出推進

- 県産農産物の更なる消費拡大を目指し、国内外への販路開拓・販売促進に向けた取組みを強化するため、『農産物販路開拓・輸出推進課』を新設する。

◆ 観光産業を取り巻く環境変化への対応

- コロナ禍を経て急速に拡大する観光需要など、環境変化に的確に対応した観光誘客を進め、交流人口を拡大するため、『観光交流拡大課』を新設する。
- インバウンドのみならず、アウトバウンドを含めた観光施策を推進するため『国際観光推進室』を、観光誘客につながる観光資源の掘起し・磨上げを進めるため『観光魅力創造室』をそれぞれ新設する。

地域に活力をもたらす国内外との交流の拡大

◆ 交通ネットワークの充実・強化

- 将来の整備費用に備えた基金造成など、トンネル整備の早期事業化に向けた取組みのほか、米坂線の復旧に向けた取組みを進めるため、総合交通政策課に『米沢トンネル(仮称)事業化・整備等推進室』を新設する。
- 持続可能で利便性の高い地域交通を構築するとともに、暮らしや産業を支える物流の確保に取り組むため、総合交通政策課に『地域交通・物流対策主幹』を新設する。

(●・◆:組織体制の新設・強化 / ●:時代の変化を踏まえた改称)

	令和6年度	令和5年度
みらい企画創造部	<ul style="list-style-type: none"> ◆重要プロジェクト等推進監 [次長級] 新設 ◆総合発展計画・DX推進監 [次長級] 新設 ●企画調整課 → 重要プロジェクト等推進主幹新設 ●総合交通政策課 → 地域交通・物流対策主幹新設 (米沢トンネル(仮称)事業化・整備等推進室) 	<ul style="list-style-type: none"> ○企画調整課 ○総合交通政策課 沿線活性化・生活交通主幹 (米沢トンネル(仮称)事業化・鉄道駅周辺開発推進室)
しあわせ子育て応援部	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども家庭福祉課 ●女性相談支援センター ●女性自立サポートハウス 	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども家庭福祉課 ○女性相談センター → 名称変更 ○婦人保護施設金谷寮 → 名称変更
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ●医療政策課 ※地域医療支援課と統合 → 西村山医療体制企画主幹新設 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療政策課 ○地域医療支援課 → 廃止
産業労働部	<ul style="list-style-type: none"> ●県産品・貿易振興課 	<ul style="list-style-type: none"> ○県産品流通戦略課
観光文化スポーツ部	<ul style="list-style-type: none"> ●観光交流拡大課 (国際観光推進室、観光魅力創造室) ●県民文化芸術振興課 (県民文化館・西口広場にぎわい創出推進室) (博物館・文化財保存活用室) ●スポーツ振興課 (競技力向上・アスリート育成室) 	<ul style="list-style-type: none"> ○観光復活推進課 (インバウンド推進室、精神文化・観光プロモーション室) ○文化スポーツ振興課 (県民文化館・西口広場にぎわい創出推進室) ○博物館・文化財活用課 → 廃止
農林水産部	<ul style="list-style-type: none"> ○農政企画課 ●東北農林専門職大学 ●農産物販路開拓・輸出推進課 	<ul style="list-style-type: none"> ○農政企画課 ○県産米・農産物ブランド推進課 ○専門職大学整備推進課 → 廃止
知事部局計	10部+会計局/66課(19室)/52出先機関	10部+会計局/68課(17室)/51出先機関
教育局	<ul style="list-style-type: none"> ●学校体育保健課 	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ保健課(競技力向上・アスリート育成推進室) ○国民スポーツ大会推進課 → 廃止
企業局	<ul style="list-style-type: none"> ●総務企画課(経営戦略推進室) ○電気事業課 	<ul style="list-style-type: none"> ○総務企画課 ○電気事業課(再生可能エネルギー活用推進室) → 廃止

令和6年度組織改正に伴う本庁組織体制の主な見直し内容

みらい企画創造部

令和5年度	令和6年度
総合交通政策課 (米沢トンネル(仮称)事業化・鉄道駅周辺開発推進室)	総合交通政策課 (米沢トンネル(仮称)事業化・整備等推進室)

健康福祉部

令和5年度	令和6年度
医療政策課	医療政策課
地域医療支援課	

観光文化スポーツ部

令和5年度	令和6年度
観光復活推進課 (インバウンド推進室) (精神文化・観光プロモーション室)	観光交流拡大課 (国際観光推進室) (観光魅力創造室)
教育局スポーツ保健課 (競技力向上・アスリート育成推進室)	スポーツ振興課 (競技力向上・アスリート育成室)
文化スポーツ振興課 (県民文化館・西口広場にぎわい創出推進室)	
博物館・文化財活用課	県民文化芸術振興課 (県民文化館・西口広場にぎわい創出推進室) (博物館・文化財保存活用室)

産業労働部

令和5年度	令和6年度
県産品流通戦略課	県産品・貿易振興課

農林水産部

令和5年度	令和6年度
県産米・農産物ブランド推進課	農産物販路開拓・輸出推進課
専門職大学整備推進課	廃止

教育委員会

令和5年度	令和6年度
スポーツ保健課	学校体育保健課
国民スポーツ大会推進課	廃止

企業局

令和5年度	令和6年度
総務企画課	総務企画課 (経営戦略推進室)
電気事業課 (再生可能エネルギー活用推進室)	電気事業課 ※課内室廃止

本会議及び各委員会出席要求対象一覧（案）

令和6年4月

※ は新設、 は廃止

会議名	関係部局	出席要求職名
本会議	知事部局 企業局 病院事業局 教育委員会 公安委員会 監査委員 人事委員会 労働委員会	知事、副知事、各部長、会計管理者、財政課長 企業管理者 病院事業管理者 教育長 委員長、警察本部長 代表監査委員 委員長、事務局長 事務局長
総務常任委員会	総務部 みらい企画創造部 防災くらし安心部 会計局 議会事務局 監査委員 人事委員会	総務部長、次長、関係課長、関係主幹 みらい企画創造部長、 <input checked="" type="checkbox"/> 重要プロジェクト等推進監、 <input checked="" type="checkbox"/> 総合発展計画・DX推進監、 次長 、関係課長、関係主幹 防災くらし安心部長、次長、関係課長、関係主幹 会計管理者、次長、関係課長、関係主幹 次長 事務局長、関係課長 事務局長、関係課長
文教公安常任委員会	教育委員会 公安委員会	教育長、教育局長、教育次長、関係課長、関係室長、関係主幹 警察本部長、各部長、関係理事官、関係参事官、 <input checked="" type="checkbox"/> 関係参事、 関係課長
厚生環境常任委員会	環境エネルギー部 しあわせ子育て応援部 健康福祉部 病院事業局	環境エネルギー部長、次長、関係課長、関係主幹 しあわせ子育て応援部長、次長、関係課長 健康福祉部長、医療統括監、次長、関係課長、関係室長、 関係主幹 病院事業管理者、病院事業局長、関係課長、関係主幹
農林水産常任委員会	農林水産部	農林水産部長、 専門職大学整備推進監 、次長、技術戦略監、 <input checked="" type="checkbox"/> 関係参事、関係課長、関係室長、関係主幹
商工労働観光常任委員会	産業労働部 観光文化スポーツ部 労働委員会	産業労働部長、次長、関係課長、関係室長、関係主幹 観光文化スポーツ部長、次長、関係課長、関係室長 事務局長、関係課長
建設常任委員会	県土整備部 企業局	県土整備部長、技術統括監、次長、関係課長、関係室長、 関係主幹 企業管理者、企業局長、 <input checked="" type="checkbox"/> 関係参事、関係課長、関係主幹

会議名	関係部局	出席要求職名
議会運営委員会	知事部局	総務部長、総務部次長、財政課長
予算特別委員会	知事部局 企業局 病院事業局 教育委員会 公安委員会 監査委員 人事委員会 労働委員会	知事、副知事、各部長、会計管理者、財政課長 企業管理者 病院事業管理者 教育長 警察本部長 代表監査委員 事務局長 事務局長
決算特別委員会 決算特別委員会分科会	知事部局 企業局 病院事業局 教育委員会 公安委員会 監査委員 人事委員会 労働委員会	知事、副知事、各部長、会計管理者、財政課長 企業管理者 病院事業管理者 教育長 警察本部長 監査委員 事務局長 事務局長 各常任委員会に同じ

特別委員会出席要求対象一覧

令和6年4月

委員会名	関係部局	出席要求職名	第1委員会室					
交通インフラ・ 活力あるまち づくり対策 特別委員会 計 33名	みらい企画創造部	みらい企画創造部長 移住定住・地域活力創生課長 総合交通政策課長 (兼) 米沢トンネル(仮称)事業化・整備等推進室長 総合交通政策課 地域交通・物流対策主幹		第1委員会室				
	防災くらし安心部	防災くらし安心部長(兼) 危機管理監 防災危機管理課長(兼) 復興・避難者支援室長 防災危機管理課 防災教育推進主幹 消防救急課長 消費生活・地域安全課長 (兼) 県民活動・防災ボランティア支援室長 (兼) 消費生活センター所長			第1委員会室			
	環境エネルギー部	環境エネルギー部長 (兼) 洋上風力推進監(再エネ政策担当) 環境企画課長(兼)カーボンニュートラル・GX戦略室長 エネルギー政策推進課長 (兼) 洋上風力推進主幹(再エネ政策担当) 循環型社会推進課長				第1委員会室		
	観光文化スポーツ部	観光文化スポーツ部長 観光交流拡大課長(兼) 観光魅力創造室長 県民文化芸術振興課長 (兼) 県民文化館・西口広場にぎわい創出推進室長 (兼) 博物館・文化財保存活用室長 スポーツ振興課長					第1委員会室	
	県土整備部	県土整備部長(兼) 洋上風力推進監(港湾整備担当) 管理課長(兼) 県土強靱化推進室長 管理課 企画主幹 県土利用政策課長 都市計画課長 道路整備課長 道路整備課 高速道路整備推進室長 道路保全課長 空港港湾課長 (兼) 環境エネルギー部エネルギー政策推進課 洋上風力推進主幹(港湾整備担当) 建築住宅課長						第1委員会室
	企業局	総務企画課長(兼) 経営戦略推進室長 参事(兼) 電気事業課長						
	公安委員会	参事官(兼) 生活安全企画課長 参事官(兼) 交通企画課長 交通規制課長 警備第二課長	第1委員会室					

特別委員会出席要求対象一覧

令和6年4月

委員会名	関係部局	出席要求職名	第6委員会室
こども支援・ 女性若者活躍対策 特別委員会 計 18名	しあわせ 子育て応援部	しあわせ子育て応援部長 しあわせ子育て政策課長 子ども成育支援課長 子ども家庭福祉課長 多様性・女性若者活躍課長	
	健康福祉部	健康福祉部長 地域福祉推進課長 障がい福祉課長	
	産業労働部	産業労働部次長 雇用・産業人材育成課 働く女性サポート室長	
	教育委員会	教育次長 教職員課長（兼）働き方改革推進室長 生涯教育・学習振興課長（兼）郷土愛育成室長 義務教育課長 特別支援教育課長 学校体育保健課長 学校体育保健課 保健・食育主幹	
	公安委員会	人身安全少年課長（兼）少年サポートセンター所長	

特別委員会出席要求対象一覧

令和6年4月

委員会名	関係部局	出席要求職名	第2委員会室
人材活用・ 経済活性化対策 特別委員会 計 40名	総務部	高等教育政策・学事文書課長 高等教育政策・学事文書課 高等教育政策主幹	
	みらい企画創造部	みらい企画創造部重要プロジェクト等推進監(兼)次長 企画調整課長 国際人材活躍・コンベンション誘致推進課長 DX推進課長	
	健康福祉部	健康福祉部次長 健康福祉企画課 薬務・感染症対策主幹 医療政策課長 高齢者支援課長 障がい福祉課 障がい者活躍・賃金向上推進室長	
	産業労働部	産業労働部長(兼)洋上風力推進監(産業振興担当) 産業創造振興課長 (兼)スタートアップ推進室長 (兼)環境エネルギー部エネルギー政策推進課 洋上風力推進主幹(産業振興担当) 産業創造振興課 産業立地室長 産業技術イノベーション課長 (兼)次世代産業振興室長 (兼)環境エネルギー部エネルギー政策推進課 洋上風力推進主幹(産業振興担当) 産業技術イノベーション課 産業科学技術政策主幹 商業振興・経営支援課長 県産品・貿易振興課長 県産品・貿易振興課 貿易振興主幹 雇用・産業人材育成課長	
	観光文化スポーツ部	観光文化スポーツ部次長 観光交流拡大課 国際観光推進室長	
	農林水産部	農林水産部長(兼)洋上風力推進監(漁業振興担当) 農政企画課長 農業経営・所得向上推進課長 農産物販路開拓・輸出推進課長 農業技術環境課長 農業技術環境課 スマート農業・技術普及推進主幹 園芸大国推進課長 畜産振興課長 水産振興課長 (兼)環境エネルギー部エネルギー政策推進課 洋上風力推進主幹(漁業振興担当) 農村計画課長 農村整備課長 森林ノミクス推進課長	

<p>県 土 整 備 部</p>	<p>県土整備部技術統括監（兼）次長 建設企画課長 建設企画課 建設技術・DX推進主幹 建築住宅課 建築行政主幹</p>	
<p>教 育 委 員 会</p>	<p>教育次長 高校教育課長（兼）教育デジタル化推進室長</p>	

「令和7年度 政府の施策等に対する提案」について

1 概要

第4次山形県総合発展計画に基づく本県の施策推進にあたり、政府の令和7年度における予算編成での対応や制度の創設・改正等が必要となる事項を各府省に提案するもの。

2 実施主体

山形県開発推進協議会

(山形県、県議会、市町村、市町村議会、産業経済団体等で構成)

3 日程

- ・ 県議会への意見照会 4月23日(火) [回答期限: 5月10日(金)]
- ・ 各府省に対する提案活動 6月上旬

4 提案書(案)の構成等

(1) 構成

第4次山形県総合発展計画長期構想の「政策の柱」に沿った構成とする。

(2) 提案項目数

項目数	令和7年度提案	令和6年度提案
新たな提案内容を含むもの	36	41
前年度から引き続き提案するもの	26	27
合計	62	68

「令和7年度 政府の施策等に対する提案」(案) 重要項目一覧(32項目)

提案項目総数: 62 (新たな提案内容を含むもの 36 前年度から引き続き提案するもの 26)

「人と自然がいきいきと調和し、真の豊かさと幸せを実感できる山形」を目指して

I 次代を担い地域を支える人材の育成・確保	
1 学校教育の充実	
○ 地方創生の核となる公立高等学校の存続に向けた支援制度の創設 ・自治体・学校・産業界等で一丸となって存続と教育条件の改善に向けて取り組む地域に対して支援する特区的な制度の創設	文科省
2 若者の定着・回帰の促進	
○ 伝統的工芸品等産業の存続・発展のための支援強化【新規】 ・新規従事者が伝統的工芸品等産業を生業として自立するまでの生活の保障等、従事希望者が就業し、定着するまでの支援の強化(新規) ・海外への販路開拓に向け、地域の実情に応じた地方独自の取組みに対する柔軟な支援(新規)	経産省
○ 中小企業・小規模事業者の人手不足解消に向けた賃金向上に係る総合的な取組みの推進【一部新規】 ・最低賃金ランク制度の廃止及び全国一律の適用 ・最低賃金の引上げによって大きな影響を受ける中小企業・小規模事業者への業務改善助成金の拡充 ・中小企業・小規模事業者の賃金への価格転嫁推進のため、価格交渉・転嫁が適切に行われる機運の醸成と価格転嫁を取引慣行として定着させる施策の拡充(新規)	厚労省 経産省
3 国内外の様々な人材の呼び込み	
○ 地方創生の実現に向けた支援の充実強化【一部新規】 ・デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)について、新規申請可能事業数を見直すなどの自由度の高い制度への見直し及び予算の拡充(新規) ・令和6年度末とされている企業版ふるさと納税の税額控除特例措置の期限延長(新規) ・移住支援金の居住・通勤要件を東京圏に拡大するなどの要件の緩和、申請上限額の廃止、十分な予算の確保及び制度運用の見直し	内閣官房 内閣府
○ 外国人材受入拡大・定着促進と多文化共生社会の実現に向けた施策の推進【新規】 ・外国人の暮らしやすさ、多文化共生に向けた取組みに対する財政支援への必要な予算の確保及び支援期間の延長(新規) ・少数の外国人が広範なエリアに居住している地域における多文化共生の実現に向けて、先進的な知見やノウハウの共有を図るための取組みの拡充(新規) ・外国人材の確保・定着のために都道府県等が行う取組みへの支援制度の創設(新規)	内閣府 総務省 法務省 文科省
○ 本社機能等の移転や魅力ある雇用の場の創出に対する支援【一部新規】 ・首都圏等にある企業の本社機能の地方移転を実現できるよう、移転した企業の従業員に対する移住支援制度の創設や地方拠点強化税制のさらなる拡充 ・県外に転出した若者・女性が就職先として希望する企業等が地方に集積しやすくなるための地方自治体による拠点整備への支援や産業団地造成への財政支援(新規)	内閣府 経産省
II 競争力のある力強い農林水産業の振興・活性化	
1 やまがたの農業を支える人材の育成と基盤形成	
○ 地域農業の持続的な発展を支える新規就農者等への支援及び担い手への農地の集積・集約化の促進【一部新規】 ・新規就農者育成総合対策の支援対象の半農半X等の多様な担い手への拡充や、経営発展支援事業の活用期間の拡大 ・担い手確保・経営強化支援事業における果樹や野菜の経営体の申請・採択に配慮した優先枠の新設や農地利用効率化等支援交付金も含めた予算の増額(新規) ・農地中間管理事業の取扱件数増加に対応した予算の増額及び現行補助率の継続、未払金の増加に備えたりリスク対策の整備	農水省

2 収益性の高い農業の展開	
○ 水田を活用した農業の持続的な発展に向けた支援の充実【一部新規】 <ul style="list-style-type: none"> 令和7年度以降の畑地化促進事業の十分な予算の確保や生産資材等の高騰などを踏まえた交付単価の引上げ、土地改良区等の関係機関への適時適切な情報提供 中山間地域など条件不利地域での大豆、そば等の畑作物の持続可能な生産を支援するための直接支払交付金の拡充などの助成措置の充実(新規) 地域農業再生協議会が行う事務負担の増加に対応するための負担軽減策の実施や必要な予算の確保(新規) 建設費等の高騰への対応として、乾燥調製貯蔵施設等の整備に係る補助事業の上限額等の見直しと、関連する予算の十分な確保(新規) 	農水省
○ 園芸農業の持続的な発展に向けた支援【一部新規】 <ul style="list-style-type: none"> 生産資材価格高騰への対応として、営農継続に向けたハウス等の施設の再整備・改修への支援制度の創設 円滑な経営継承に向けた産地生産基盤パワーアップ事業(生産基盤強化対策)において支援対象となる「産地の範囲」要件の緩和(新規) 	農水省
3 「やまがた森林ノミクス」の加速化	
○ 森林(モリ)ノミクスの加速による森林資源の循環利用の促進【一部新規】 <ul style="list-style-type: none"> 「新しい林業」を担う高度人材の育成強化に向けた森林・林業分野を専攻する専門職大学の学生が「緑の青年就業準備給付金」を受給できるようにするための要件の拡充(新規) 公共建築物の木造化・木質化への補助率引上げや、民間施設等を補助対象とするなどの木材利用を促進する支援の拡充(新規) 林業経営に適した森林において、主伐・再造林、保育、間伐等の森林整備を計画的かつ確実に実行できる十分な予算の確保 	農水省
4 付加価値の高い水産業の振興	
○ 水産業の成長産業化に向けた支援の強化 <ul style="list-style-type: none"> 新規漁業就業者を対象とした所得保障制度の創設、漁家子弟(子、親族)に対する支援等の経営基盤の弱い新規就業者に対する支援の充実 水産業者の多様な取組みを支援するための水産業成長産業化沿岸地域創出事業等の予算の十分な確保や、支援対象の拡充による幅広いニーズへの対応 漁業資源の確保・保全と安全操業の確保に関し、政府が日本漁船の入域を制限している大和堆周辺水域での安全操業に向けた外国漁船による違法操業の排除のさらなる強化 	農水省
Ⅲ 高い付加価値を創出する産業経済の振興・活性化	
1 IoTなどの先端技術の活用等による産業イノベーションの創出	
○ 世界最先端のバイオ技術を核とした新産業の創出などの取組みに対する支援の充実強化【一部新規】 <ul style="list-style-type: none"> 慶應義塾大学先端生命科学研究所の研究教育活動支援、研究所発スタートアップ企業の創出や事業化支援など地域のイノベーションに資する多様な取組みについて、支援を行う自治体等に対する財政支援 政府関係機関の地方移転方針に基づき設置した「国立がん研究センター・鶴岡連携研究拠点」の運営に対する、政府の継続的な財政措置(新規) 	内閣官房 内閣府 厚労省
2 地域産業の振興・活性化と中小企業等の成長・発展	
○ 中小企業・小規模事業者の事業継続と持続的発展の取組推進 <ul style="list-style-type: none"> 被災した事業者の個々の被害状況に応じ、事業者が簡易な手続きで速やかに災害復旧に活用できる恒久的な補助事業制度の創設 コロナ禍で自治体が独自に実施した中小企業・小規模事業者への資金繰り支援策により生じる後年度負担に対する長期的な支援の実施 自治体が行う「商工団体の体制維持・拡充」への地方交付税措置の強化 	内閣府 経産省

3 国内外からの観光・交流の拡大による地域経済の活性化	
<p>○ 観光産業の持続的発展に向けた地方への支援の充実・強化【一部新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高い経済効果が期待できるインバウンドに関し、大都市圏に集中している外国人観光客を地方に誘導するための施策のより強力な展開 ・ 「地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業」に関する、十分な財源の確保及び継続的な支援の実施 ・ 宿泊業の深刻な人手不足の解消に向けた、事業者間連携による就業環境の改善や省人化設備の導入、外国人を含めた人材確保の取組みへの支援(新規) 	国交省
IV 県民が安全・安心を実感し、総活躍できる社会づくり	
1 大規模災害への対応など危機管理機能の充実強化	
<p>○ 被災者生活再建支援制度の充実【一部新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者生活再建支援法の適用要件を見直し、同一災害により被害を受けた全ての市町村への一体とした支援 ・ 県と市町村が共同で行う独自の被災者生活再建支援制度への特別交付税措置の対象を市町村まで拡大 ・ 高齢者等が安心して生活できる住環境の再建に向けた、被災地域の実情等を踏まえた支援の創設(新規) 	内閣府 総務省
<p>○ 防災・減災、国土強靱化のさらなる推進【一部新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正国土強靱化基本法に伴う「国土強靱化実施中期計画」の早期策定、十分な事業規模の確保、及び雪国特有の課題等に対応した施策の反映(新規) ・ 「緊急自然災害防止対策事業債」の継続 ・ 橋梁や上下水道、家屋等の耐震対策への支援の拡充(新規) ・ 令和7年度までの「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」への十分な予算の確保 	内閣官房 総務省 国交省
<p>○ 流域治水の着実な推進【一部新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「緊急治水対策プロジェクト」に基づく最上川本川における河川整備の着実な推進 ・ 県管理河川の整備を着実に推進するための「国土強靱化実施中期計画」の早期策定と十分な事業規模の確保(新規) ・ 県管理河川整備後も堆積土砂・支障木撤去を継続的に実施するための、「緊急浚渫推進事業債」の継続 	総務省 国交省
<p>○ 雪国における強靱化の効果をさらに高める対策の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路の除排雪や除雪機械の更新等の雪対策経費に対する財政支援の拡充 ・ 冬季における航空ネットワークを維持し、安全な空港運営を行うための、除雪機械などの更新に対する補助制度の創設 ・ 除排雪作業の効率化や、除雪従事者の負担軽減のための、デジタル技術等を活用した技術開発の推進 ・ 積雪寒冷地における舗装劣化のメカニズムを踏まえた、道路舗装損傷に係る災害復旧事業の採択要件の拡充 	国交省
2 保健・医療・福祉の連携による「健康長寿日本一」の実現	
<p>○ 医療人材の確保と偏在是正に向けた支援の充実・強化【一部新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師の都市部への偏在を是正し、地方で医師が定着するためのより実効性のある対策の実施 ・ 地域医療介護総合確保基金の柔軟な運用と拡充、及び医師臨床研修費補助金の全額交付 ・ 看護職員の処遇改善や勤務環境改善に向けた実効性のある対策の充実(新規) ・ 病院薬剤師の確保・処遇改善に向けた実効性のある対策の実施、地方が行う取組みへの予算の確保(新規) 	厚労省
<p>○ 病院経営の支援強化に向けた取組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体病院の実態に即した地方財政措置の更なる拡充 ・ 自治体病院で持ち出しが生じている消費税相当額の診療報酬での補てん ・ 物価高騰の影響の随時把握及び状況に応じた診療報酬の適時見直し等の支援 ・ 医療DX等の推進に対する財政措置の更なる拡充や、オンライン診療に係る医薬品提供の要件緩和 ・ ドクターヘリに係る補助制度及びランデブーポイントに対する財政支援制度の拡充 	総務省 厚労省

3 総合的な少子化対策の新展開	
<p>○ 子育て費用の無償化等による子育て世帯の経済的負担の軽減【一部新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不妊治療への保険適用による自己負担額の軽減 ・ 幼児教育・保育の完全無償化の実現(保育料について、無償化されていない0～2歳児まで対象を拡大)、保育所等における副食費の無償化の実現(新規) ・ 高校生までの医療費を無償とする、全国一律の制度の創設 ・ 放課後児童クラブの利用料軽減制度の創設 	内閣府
<p>○ 保育の充実と保育士の処遇改善に向けた施策等の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士等の給与水準の抜本的な引上げ ・ 保育士配置基準の改善の早期実現、障がい児保育の実態に見合った保育士配置に対する財政支援の拡充 ・ 物価の動向等を踏まえた公定価格の設定 ・ 放課後児童支援員等の更なる処遇改善、放課後児童クラブに対する支援の拡充 	内閣府
4 県民誰もが個性や能力を発揮し、活躍できる環境の整備	
<p>○ 女性活躍に向けた総合的な施策展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業・小規模事業者における女性活躍の推進(女性の正社員化や女性管理職の登用拡大等)による女性の賃金向上・男女間の格差解消 ・ 無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の弊害を軽減するための具体的対応策の実施 ・ 地域の実情を踏まえ、各都道府県の比較ができるよう各種既存統計の見直し ・ 政治・経済分野における女性の政策・方針決定過程への参画の推進 ・ 地域女性活躍推進交付金による支援の拡充・継続 	内閣府 厚労省
V 未来に向けた発展基盤となる県土の整備・活用	
1 国内外の活力を呼び込む多様で重層的な交通ネットワークの形成	
<p>○ 国土の強靱化と交流拡大に不可欠な山形新幹線「米沢トンネル(仮称)」及び奥羽・羽越新幹線の早期実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 山形新幹線「米沢トンネル(仮称)」の整備費用への支援、鉄道の沿線活性化に向けた地域の取組みへの財政的支援 ・ 奥羽・羽越新幹線の整備計画策定に向けた法定手続きの着手及び新幹線関係予算の増額、高速鉄道の部分的・段階的整備手法の検討 	内閣官房 総務省 国交省
<p>○ 米坂線の早期全線復旧と鉄道ネットワークの維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害で被災した米坂線について、鉄道事業者が全線復旧に早期に取り組むよう促すことや、政府による復旧費用への補助率高上げ、復旧後の運営面への支援制度創設などの財政支援の拡充 ・ 鉄道ネットワークについて、政府として維持する方針を示した上での必要な支援の実施 	総務省 国交省
<p>○ 地方空港の機能強化と航空ネットワークの維持・拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インバウンドの受入体制強化のため、国際観光旅客税の財源等を活用し訪日誘客支援空港に対する支援制度の拡充 ・ インバウンド拡大に向けた地方部への誘客推進や、災害時のリダンダンシー機能の拡充に必要な地方空港滑走路の2,500m化の推進 ・ 羽田発着枠政策コンテストにより2便化されている羽田＝山形線の恒久的な2便化運航の確保 ・ 羽田＝庄内線の増便に向けた同コンテスト枠の拡大 	国交省
<p>○ 広域道路ネットワークの早期形成(横軸の整備推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内高規格道路において、縦軸に比べ整備が遅れている横軸の事業化等の推進 ・ 一般広域道路の強靱化に向けた検討と、県内の主要渋滞箇所を緩和する対策の推進 ・ 4車線化優先整備区間やスマートICの整備、及び暫定2車線区間におけるトンネル等への区画柵設置の推進 ・ 計画的・長期安定的に高規格道路等の整備・維持管理が進められる新たな財源の創設と必要な予算の確保 	国交省

<p>○ 高規格道路のストック効果を高め、地方創生を加速する県管理道路や「道の駅」の整備と「橋梁の耐震化」の推進【一部新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高規格道路のICへの1次アクセス道路に加え、主要な2次アクセス道路についても補助事業の対象とするなど、補助制度の拡充 ・ 広域的な防災拠点機能を有する「道の駅」の整備に対する個別補助制度の創設等 ・ 緊急輸送道路や孤立の危険性がある集落へのアクセス道路等における「橋梁の耐震化」に対する補助制度の拡充(新規) ・ 高規格道路のストック効果を最大限発揮する県管理道路の整備にかかる必要な予算の確保 	<p>国交省</p>
<p>○ 酒田港の機能強化の推進【一部新規】 <small>(※)現時点では基地港湾へ指定されておりません。基地港湾指定を見据えた提案内容としております。</small></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 洋上風力発電に必要な基地港湾における係留施設の計画的な事業執行のための必要かつ十分な予算の確保(※) ・ 港湾の脱炭素化を推進するため、港湾脱炭素化推進計画に位置付けられた港湾機能を高度化する取り組みへの支援強化(新規) ・ 酒田港の航行や荷役作業の安全・安心を確保するため、港内の静穏度を向上させる防波堤整備の継続的な実施 ・ 大規模地震発災直後の緊急物資等の輸送や、大型船とクルーズ船の安定した受け入れを可能とする岸壁の整備(耐震強化・大型化)への着手 	<p>国交省 環境省</p>
<p>2 地域の豊かな自然と地球の環境を守る持続可能な地域づくり</p>	
<p>○ カーボンニュートラル実現に資する再生可能エネルギーの導入促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 蓄電池や水素でのエネルギー貯蔵技術の導入促進に向けた制度整備 ・ 原子力に頼らない「卒原発社会」の実現 	<p>経産省</p>
<p>○ 野生鳥獣の管理及び被害防止対策への支援の拡充【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ クマについて、生息環境管理を含めた総合的な対策を実施できるよう、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の対象事業の拡充(新規) ・ 捕獲活動や個体処理等の施設整備の促進のため、鳥獣被害防止総合対策交付金の十分な予算確保と支援の拡充(新規) 	<p>農水省 環境省</p>
<p>3 持続可能で効率的な社会資本の維持・管理の推進</p>	
<p>○ 工業用水道事業への支援の充実【一部新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工業用水道の施設強靱化を図るための補助金の予算拡充及び補助率の引上げ ・ 国土強靱化に必要な財源の確保及び地方財政措置の継続(新規) ・ 塩水遡上対策等、工業用水の水質保持のための施設整備を補助対象とする制度の拡充 	<p>内閣官房 経産省</p>

(案)

令和7年度
政府の施策等に対する提案

山形県

目次

「人と自然がいきいきと調和し、真の豊かさと幸せを実感できる山形」を目指して

I 次代を担い地域を支える人材の育成・確保

(1) 学校教育の充実

- ① 私立高等学校等就学支援金制度と耐震改築補助制度の充実【文部科学省】…………… 1
- ② 地方における多様な高等教育機会の創出等
【内閣府】【総務省】【文部科学省】…………… 3
- ③ 「令和の日本型学校教育」の構築のためのICTを活用した学びの推進に向けた支援の充実
【文部科学省】…………… 5
- ④ 学習環境改善・学校における働き方改革推進のための支援の充実
【文部科学省】…………… 7
- ⑤ 公立学校施設・設備整備に必要な財源確保及び廃校校舎等の解体に対する財政支援の充実
【総務省】【文部科学省】…………… 9
- ⑥ 地方創生の核となる公立高等学校の存続に向けた支援制度の創設
【文部科学省】……………11

(2) 生涯を通じた多様な学びの機会の充実

- ① 部活動の地域移行及びスポーツの競技力や環境の向上に対する支援の充実
【文部科学省】……………13

(3) 若者の定着・回帰の促進

- ① 伝統的工芸品等産業の存続・発展のための支援強化
【経済産業省】……………15
- ② 中小企業・小規模事業者の人手不足解消に向けた賃金向上に係る総合的な取り組みの推進
【厚生労働省】【経済産業省】……………17
- ③ 建設産業の持続可能な発展に向けた対策の推進 ～担い手の確保と生産性の向上～
【農林水産省】【国土交通省】……………19

(4) 国内外の様々な人材の呼び込み

- ① 地方創生の実現に向けた支援の充実強化
【内閣官房】【内閣府】……………21
- ② 外国人材受入拡大・定着促進と多文化共生社会の実現に向けた施策の推進
【内閣府】【総務省】【法務省】【文部科学省】……………23
- ③ 本社機能等の移転や魅力ある雇用の場の創出に対する支援
【内閣府】【経済産業省】……………25

II 競争力のある力強い農林水産業の振興・活性化

- (1) やまがたの農業を支える人材の育成と基盤形成
 - ① 地域農業の持続的な発展を支える新規就農者等への支援及び担い手への農地の集積・集約化の促進 【農林水産省】……………27
 - ② 農業生産基盤の強化と農業農村整備事業予算の安定確保 【農林水産省】……………29
 - ③ 持続可能な農業・農村を実現するための地域施策の強化 【農林水産省】……………31
- (2) 収益性の高い農業の展開
 - ① 水田を活用した農業の持続的な発展に向けた支援の充実 【農林水産省】……………33
 - ② 園芸農業の持続的な発展に向けた支援 【農林水産省】……………35
 - ③ 家畜伝染病の発生予防及びまん延防止対策の強化 【農林水産省】……………37
 - ④ 農産物等の輸出拡大に向けた環境整備の促進 【農林水産省】……………39
- (3) 「やまがた森林ノミクス」の加速化
 - ① 森林(モリ)ノミクスの加速による森林資源の循環利用の促進 【農林水産省】……………41
- (4) 付加価値の高い水産業の振興
 - ① 水産業の成長産業化に向けた支援の強化 【農林水産省】……………43

III 高い付加価値を創出する産業経済の振興・活性化

- (1) I o Tなどの先端技術の活用等による産業イノベーションの創出
 - ① 世界最先端のバイオ技術を核とした新産業の創出などの取組みに対する支援の充実強化 【内閣官房】 【内閣府】 【厚生労働省】……………45
- (2) 地域産業の振興・活性化と中小企業等の成長・発展
 - ① 中小企業・小規模事業者の事業継続と持続的発展の取組推進 【内閣府】 【経済産業省】……………47
- (3) 国内外からの観光・交流の拡大による地域経済の活性化
 - ① 観光産業の持続的発展に向けた地方への支援の充実・強化 【国土交通省】……………49
 - ② 特色ある文化資源を活かした地方創生の推進 【文部科学省】……………51

IV 県民が安全・安心を実感し、総活躍できる社会づくり

- (1) 大規模災害への対応など危機管理機能の充実強化
- ① 被災者生活再建支援制度の充実 【内閣府】 【総務省】 ……53
 - ② 日本海東縁部における地震・津波観測体制の充実・強化と津波防災対策に係る
財政支援の充実 【内閣府】 【文部科学省】 【国土交通省】 ……55
 - ③ 災害対応力を強化するための男女双方等の視点による防災対策への支援
【内閣府】 【総務省】 ……57
 - ④ 鳥海山における観測体制の拡充及び火山避難施設整備に係る財政支援の充実
【内閣府】 【総務省】 【文部科学省】 【国土交通省】 ……59
 - ⑤ 消防力の充実・強化のための財政支援措置の拡充等 【総務省】 ……61
 - ⑥ 農山漁村地域の防災・減災、強靱化に向けた支援の強化 【農林水産省】 ……63
 - ⑦ 防災・減災、国土強靱化のさらなる推進
【内閣官房】 【総務省】 【国土交通省】 ……65
 - ⑧ 流域治水の着実な推進 【総務省】 【国土交通省】 ……67
 - ⑨ 雪国における強靱化の効果をさらに高める対策の拡充 【国土交通省】 ……69
- (2) 暮らしの様々なリスクへの対応力の強化
- ① 消費者行政の機能強化の推進 【内閣府】 ……71
- (3) 保健・医療・福祉の連携による「健康長寿日本一」の実現
- ① 医療人材の確保と偏在是正に向けた支援の充実・強化 【厚生労働省】 ……73
 - ② 病院経営の支援強化に向けた取組みの推進 【総務省】 【厚生労働省】 ……75
 - ③ 安定的で持続可能な医療保険制度の確立 【厚生労働省】 ……77
 - ④ がん対策及び移植医療の充実のための支援制度の創設 【厚生労働省】 ……79
 - ⑤ 安定的な介護サービス提供のための施策の推進 【厚生労働省】 ……81
 - ⑥ 障がい者もいきいきと暮らせる共生社会の実現 【内閣府】 【厚生労働省】 ……83
- (4) 総合的な少子化対策の新展開
- ① 地方の少子化克服に向けた支援の拡充 【内閣府】 ……85
 - ② 子育て費用の無償化等による子育て世帯の経済的負担の軽減 【内閣府】 ……87
 - ③ 保育の充実と保育士の処遇改善に向けた施策等の拡充 【内閣府】 ……89
- (5) 県民誰もが個性や能力を発揮し、活躍できる環境の整備
- ① 困難を有するこども・若者に対する支援の充実 【内閣府】 ……91
 - ② 女性活躍に向けた総合的な施策展開 【内閣府】 【厚生労働省】 ……93

V 未来に向けた発展基盤となる県土の整備・活用

- (1) 暮らしや産業の発展基盤となるICTなど未来技術の早期実装
 - ① 誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向けた支援の充実【総務省】……………95
- (2) 国内外の活力を呼び込む多様で重層的な交通ネットワークの形成
 - ① 国土の強靱化と交流拡大に不可欠な山形新幹線「米沢トンネル（仮称）」及び奥羽・羽越新幹線の早期実現 【内閣官房】【総務省】【国土交通省】……………97
 - ② 米坂線の早期全線復旧と鉄道ネットワークの維持
【総務省】【国土交通省】……………99
 - ③ 地方空港の機能強化と航空ネットワークの維持・拡充 【国土交通省】……………101
 - ④ 地域公共交通の維持・確保に向けた取組みへの支援
【総務省】【国土交通省】……………103
 - ⑤ 広域道路ネットワークの早期形成（横軸の整備推進） 【国土交通省】……………105
 - ⑥ 高規格道路のストック効果を高め、地方創生を加速する県管理道路や「道の駅」の整備と「橋梁の耐震化」の推進
【国土交通省】……………107
 - ⑦ 酒田港の機能強化の推進 【国土交通省】【環境省】……………109
- (3) 地域の豊かな自然と地球の環境を守る持続可能な地域づくり
 - ① 飛島の「特定有人国境離島地域」への指定と地域社会の維持及び振興のための財政支援の拡充
【内閣府】【国土交通省】……………111
 - ② カーボンニュートラル実現に資する再生可能エネルギーの導入促進
【経済産業省】……………113
 - ③ 野生鳥獣の管理及び被害防止対策への支援の拡充
【農林水産省】【環境省】……………115
- (4) 地域の特性を活かし暮らしを支える活力ある圏域の形成
 - ① 地方財政基盤の確立 【総務省】……………117
- (5) 持続可能で効率的な社会資本の維持・管理の推進
 - ① 上下水道事業の基盤強化を促進するための支援の充実 【国土交通省】……………119
 - ② 工業用水道事業への支援の充実 【内閣官房】【経済産業省】……………121

VI 東北全体の復興・再生に向けた施策の展開

- (1) 避難者支援の継続
 - ① 東日本大震災に伴う広域避難者に対する支援の継続
【復興庁】【文部科学省】……………123

「人と自然がいきいきと調和し、真の豊かさと
幸せを実感できる山形」を目指して

私立高等学校等就学支援金制度と耐震改築補助制度の充実

【文部科学省 初等中等教育局 参事官（高等学校担当）】

【文部科学省 高等教育局 私学部 私学助成課】

【提案事項】 **予算拡充** **制度継続**

年収約 590 万円未満の世帯については私立高等学校等の授業料実質無償化が実現したが、年収約 590 万円以上の世帯については未だ実現されていない。また、学校施設の耐震化は、私立高等学校における極めて重要な課題である。学校教育の機会均等を確保するとともに、全ての高校生等が安心して勉学に打ち込めるよう、

- (1) 年収約 590 万円以上の世帯に対しても実質無償化を図ること
- (2) 年収約 590 万円以上の世帯の実質無償化が実現するまでの間、都道府県が独自に実施する授業料支援事業に対する財政支援を行うこと
- (3) 令和6年度までの私立高等学校施設の耐震改築補助制度について、期限の延長を図るとともに、十分な予算額を確保すること **新規**

【提案の背景・現状】

- 令和2年度からの私立高等学校等就学支援金制度の拡充により、年収約 590 万円未満世帯の私立高等学校授業料の実質無償化が実現したところである。
- 一方で、年収約 590 万円以上世帯への支給については、令和元年度以前の水準（年収約 910 万円未満世帯に限り月額 9,900 円支給）に据え置かれており、保護者等から更なる支援の拡充及び創設を求める強い声がある。
- 本県における全高等学校の生徒数に占める私立高等学校の生徒数の割合は、東北地域で最も高い。
- 耐震改築事業に係る国庫補助制度は、令和6年度までの時限措置となっているが、まだ耐震化が完了していない学校がある。

【山形県の取組み】

- 本県では、平成22年度の私立高等学校等就学支援金制度の創設に併せて、県単独の上乗せ補助を開始し、令和2年度からの同制度の拡充後においても、年収約 910 万円以上の多子世帯を対象にした補助の創設など支援を拡充している。
- 平成26年度の耐震化改築の国庫補助制度創設に併せて、県単独の補助制度（補助率 1/5）を創設した。県内私立高等学校施設の耐震化率は、平成26年の 57.1% から令和5年現在で 90.3% となり、大きく向上している。

【解決すべき課題】

- 公私立高等学校間及び私立高等学校に通う生徒の世帯間に生じている授業料負担の格差を縮小するため、年収約 590 万円以上世帯への高等学校等就学支援金制度の拡充が必要である。
- また、年収約 590 万円以上世帯の実質無償化が実現されるまでの間、都道府県による独自の授業料負担への支援についても、政府による財政支援が必要である。
- 県内私立高等学校施設の耐震化率は向上しているが、約 1 割の施設で耐震化が完了していないため、今後、耐震改築工事を希望する全ての学校が事業着手できるよう、国庫補助制度を延長し、十分な予算額を確保することが必要である。

【山形県の取組】

〔 私立高等学校等就学支援金・県の上乗せ授業料軽減補助の取組み状況 〕

(月額)

世帯年収 区分	令和6年度		
	就学支援金	県上乗せ 補助額	合計
約590万円 未満	33,000円	1,000円	34,000円
約590～ 910万円	9,900円	<u>12,100円</u>	<u>22,000円</u>
約910万円 以上	—	<u>4,950円</u> (多子世帯※)	<u>4,950円</u> (多子世帯※)

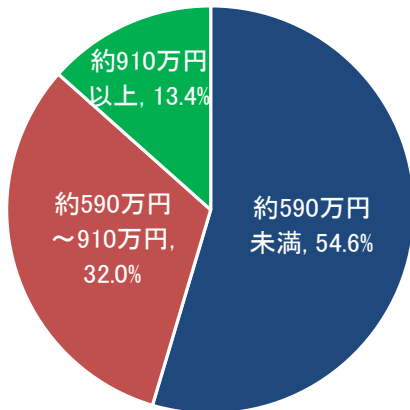
【県上乗せ補助額の拡充推移】

- 年収約590万未満世帯
令和2年度～ 月額1,000円
- 年収約590万円～910万円未満世帯
令和2年度 月額7,100円
令和3年度 月額10,100円
令和4年度～ 月額12,100円
- 年収約910万円以上の多子世帯
令和4年度～ 月額4,950円

※多子世帯 扶養する23歳未満の子が私立高校生を含め3人以上いる世帯

【提案の背景・現状】

〔 本県の私立高等学校に通う生徒の世帯
年収別割合 (令和5年7月現在) 〕



〔 本県の高等学校納付金の保護者負担
概算額の公私立間格差 (令和5年度)
※年収約910万円以上の多子世帯以外の世帯 〕

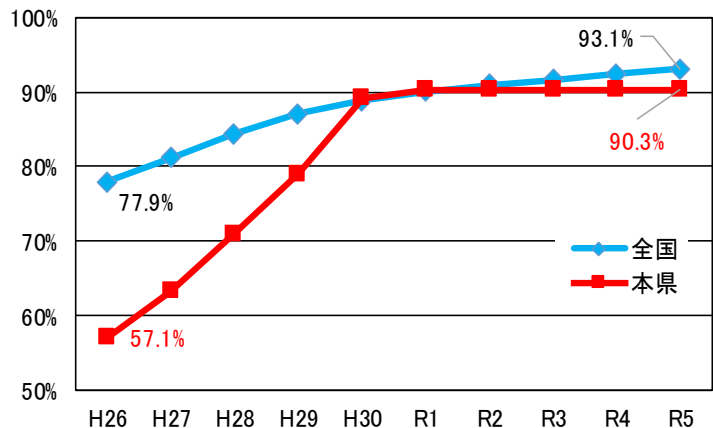
	私立高校	公立高校
入学時納付金 (平均額)	166,071円	5,650円
授業料・その他 納付金(平均額)	1,423,008円	356,400円
合計 (3か年計)	1,589,079円	362,050円
公私立間格差 (3か年計)	1,227,029円	

〔 高等学校(全日制・定時制)の生徒数
の公私立割合 (令和5年度) 〕

	私立高校	公立高校
山形県	36.2%	63.8%
東北	26.2%	73.8%
全国	34.7%	65.3%

※全生徒数に占める公私立の生徒数の割合

〔 私立高等学校施設の耐震化率の推移
(各年4月1日現在) 〕



地方における多様な高等教育機会の創出等

【内閣府 地方創生推進事務局】【総務省 自治財政局 交付税課、財務調査課】
【文部科学省 高等教育局 大学教育・入試課、国立大学法人支援課】

【提案事項】 **制度創設** **制度改正** **予算拡充**

県外への進学による若者の流出が多いことから、学生の東京一極集中を是正するとともに、若者の地元定着など地方創生の役割を担う国立大学、公立大学・短期大学の強化、安定的運営の確保が重要であるため、

- (1) 首都圏の大学の地方への移転やサテライトキャンパスの設置等を促すよう、財政支援制度を創設すること
- (2) 地方の国立大学の定員増を弾力的に認めるとともに、国立大学法人運営費交付金の充実及び安定的な配分を図ること
- (3) 地方交付税の算定における単位費用や補正係数の引き上げ等、公立大学・短期大学に対する地方財政措置の充実を図ること

【提案の背景・現状】

- 政府は、若者の東京一極集中を是正するために、東京 23 区内の大学等の収容定員の増加抑制などに取り組む一方で、デジタル人材についてはその例外とされ、2023 年における東京圏の転入超過数（日本人）は約 11.5 万人と東京一極集中に歯止めがかかっていない。
- 山形大学をはじめとする地方の国立大学や、公立大学・短期大学は、若者の進学意欲に応える地元の受け皿であるとともに、地方創生に向けても、若者の地元定着や地域ニーズに対応した人材育成、地域課題解決への貢献などへの一層の取り組みが期待されている。

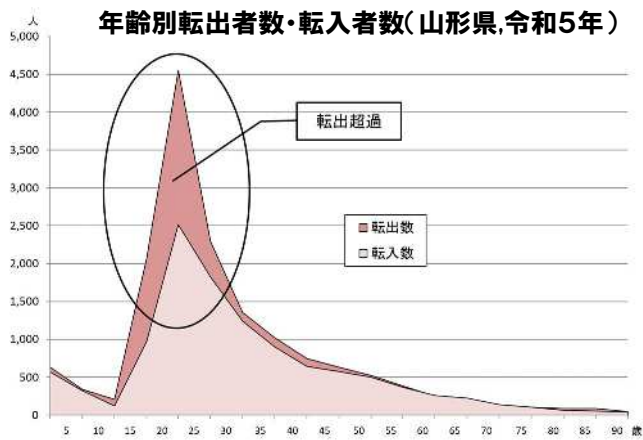
【山形県の取組み】

- 本県においては、県立保健医療大学（学部収容定員 420 人）及び県立米沢栄養大学（同 168 人）並びに県立米沢女子短期大学（同 500 人）の既設 3 公立大学・短期大学に加え、東北農林専門職大学（同 168 人）が令和 6 年度に開学したほか、公設民営型の東北公益文科大学の公立化についても検討が行われている。
- 県内の大学等は、地元企業等と連携し、研究開発・人材集積・技術の実用化を進める等、先導的な役割を担っているほか、地域と連携しながら、地域課題解決の中心的な役割を担う人材の育成に努めている。
- 令和 4 年度に、県内の高等教育機関、地方自治体、産業界、金融界、医療界等が一体となった総合型地域連携プラットフォームが設置され、県内高等学校からの県内大学進学率向上等の地域課題の解決と新たな価値の創出に向けた取り組みが進められている。

【解決すべき課題】

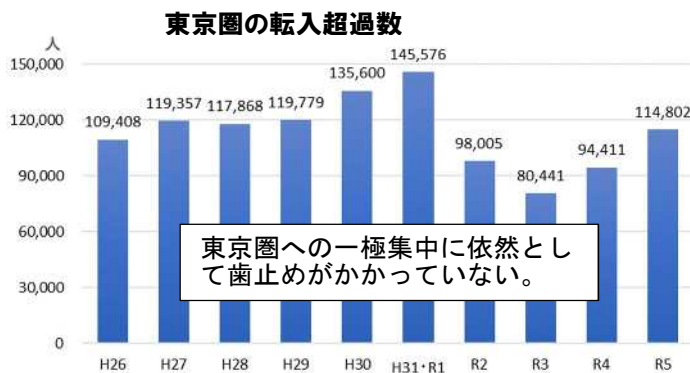
- 首都圏の大学の地方移転等により、若者の東京一極集中を是正し、地方への人の流れを作るとともに、若者の地元定着を促進していく必要がある。
- サテライトキャンパス設置等に関してマッチングを支援する事業はあるものの、直接、大学や地方公共団体が財政支援を受けられるような制度がない。
- 地方国立大学の定員増は、特例的な場合に限られており、地域のニーズを捉えた特色ある学部の創設等に伴う定員増については、より弾力的に認められる必要がある。

○ 地方国立大学に対する運営費交付金及び公立大学・短期大学に対する地方財政措置の充実及び安定的な配分により、**教育研究活動の基盤的部分がしっかり確保**される必要がある。



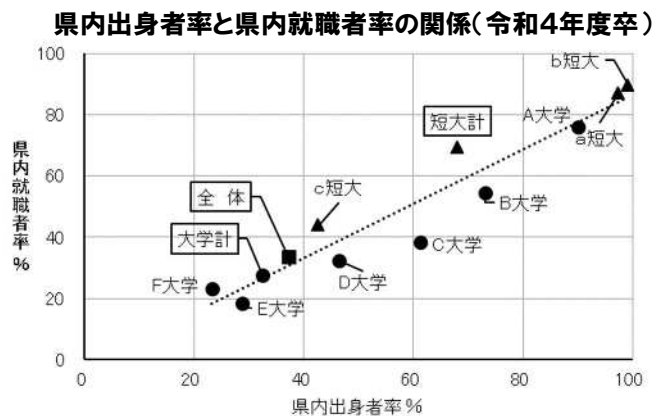
令和5年における本県の人口移動の状況(日本人)を年齢階級別に見ると、「15～19歳」が1,098人(男性547人・女性551人)、「20～24歳」が2,036人(男性931人・女性1,105人)の転出超過となっており、高校や短期大学、大学等を卒業する年代における転出超過が顕著となっている。

総務省 住民基本台帳人口移動報告
2023年(令和5年)結果



令和5年における東京圏(東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県)の転入超過数(日本人)は114,802人。前年(令和4年:94,411人)より20,391人増加し、28年連続で転入超過が続いている。

総務省 住民基本台帳人口移動報告
2023年(令和5年)結果



山形県内の大学・短期大学における、令和4年度卒業生の県内就職者率は33.4%(対応入学年度の県内出身者率は37.3%)。大学別に分析すると、県内出身者率の高い大学・短期大学の県内就職者率が高い傾向にある。

各大学・短期大学からの聞き取りにより山形県分析

公立大学・短期大学に対する交付税措置(令和5年度)(都道府県分)

$$\text{基準財政需要額} = \text{単位費用} \times \text{測定単位} \times \text{補正係数}$$

【単位費用】213,000円 【測定単位】高等専門学校及び大学の学生の数 【補正係数】種別補正係数(学生一人あたり単価)

大学	理科系学部	213,000円 × 6.85 = 1,459千円
	保健系学部	213,000円 × 7.83 = 1,668千円
	社会科学系学部	213,000円 × 1.00 = 213千円
	人文科学系学部	213,000円 × 2.04 = 435千円
	家政系学部及び芸術系学部	213,000円 × 3.25 = 692千円
	専門職大学(理科・芸術系)	213,000円 × 7.46 = 1,589千円
短期大学	理・工・農学・保健系学科	213,000円 × 4.15 = 884千円
	文科系学科	213,000円 × 1.68 = 358千円
	家政系学科及び芸術系学科	213,000円 × 2.81 = 599千円



山形県における知の拠点「山形大学」

安定的な運営のためには、運営費交付金の充実と安定的な配分が必要

「令和の日本型学校教育」の構築のための ICTを活用した学びの推進に向けた支援の充実

【文部科学省 初等中等教育局 修学支援・教材課、教科書課】

【提案事項】 予算拡充

多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させるため、

- (1) 「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」の2年間延長以降の**財政支援の継続と拡充**を行うこと
- (2) 「GIGAスクール運営支援センター」への**補助を継続**すること
- (3) **デジタル教科書の普及にあたり、導入費用の無償化**を行うこと

【提案の背景・現状】

- 「GIGAスクール構想」により順次整備を行ってきた1人1台端末等のICT機器については、順次、更新期を迎えているが、各市町村においては通信費に係る負担やICT機器の活用に係る業務への対応などがICTを効果的に活用した学習活動の支障となっている。
- 政府は、「GIGAスクール運営支援センター」の整備により、各学校の支援体制の構築を促しているが、財政支援は令和6年度までとされている。
- 政府では令和6年度も引き続き、小学校高学年及び中学生を対象に学習者用デジタル教科書の無償配布を行うこととしているが、無償化は外国語を含む最大2教科分に留まっている。

【山形県の取組み】

- ICT環境を生かした学習活動の充実に向け、県教育センターによるICTを活用した授業動画の配信などにより、教職員のスキルアップを図るとともに、各市町村においては、ICT支援員を配置し、教員に対する支援を行っている。
- 令和4年度から「GIGAスクール運営支援センター」を運営しており、令和5年度からは、県及び全市町村が参画する「GIGAスクール推進協議会」を組織し、県内全ての学校現場でのICT活用を推進している。
- 各市町村では、これまで指導者用デジタル教科書の導入を進めており、学習者用デジタル教科書については、一部の市町村において、単独予算で複数教科の予算措置を行っている。

【解決すべき課題】

- 教育のデジタル化を進めるためには、整備された**1人1台端末を効果的に活用するために必要な機器や校内における通信環境の整備を更に進める必要がある**。
- ランニングコストや「GIGAスクール運営支援センター」の運営のほか、ICT支援員の配置等について、政府による**継続した支援が必要**である。
- 義務教育におけるデジタル教科書の導入については、自治体間で差が生じないよう、**紙の教科書と同様に政府による全教科での無償化が必要**である。

1 各自治体におけるICT支援員の配置状況と活用内容



授業関連	授業計画の作成支援、ICT機器の準備、操作支援等
校務関連	校務支援システムの操作支援、HPの作成・更新、メール斉送信等の情報発信の支援等
研修関連	研修の企画支援、準備、実施支援等
環境整備関連	日常的メンテナンス支援、ソフトウェア更新、学校や地域ネットワークセンター等のシステム保守・管理、ネットワークのトラブル対応、ヘルプデスク等

【文部科学省：ICT関係決算状況調査（H30～R4）県独自調査：ICT支援員の配置（R5）より】

<状況>

- 「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（平成30～令和6年度※当初計画を2年間延長）」に基づく地方財政措置では、4校に1人の配置を目標の水準としており、小中学校の達成率は、令和5年度で93.1%〔配置人数74人÷目標数79.5人（参考：小中学校数318校）〕となっている。

2 本県における県立学校のICT環境整備に要するランニングコスト（県一般財源分）

毎年度、多額の維持費や更新費等が発生し、今後も負担は継続する

（単位：千円）

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ネットワーク	運用費	293,840	298,265	298,265	298,265	298,265
	更新費	238,204	-	41,800	206,289	327,332
情報教室端末		160,196	160,154	161,954	161,954	161,954
統合型校務支援システム	運用費	48,048	48,048	48,048	48,048	51,048
	更新費	-	-	-	124,680	-
GIGAスクール運営支援センター （国庫補助率）		12,303 (1/2)	12,782 (1/2)	21,529 (1/3)	29,565 (補助なし)	29,565 (補助なし)
合計		812,927	525,077	571,596	868,801	937,392

※教育のICT化に向けた環境整備5か年計画による措置分を含め、本県の教育用PCの整備等に関する令和5年度基準財政需要額は178,922千円と見込まれる

（参考）本県の情報化に係る主な指標（令和5年3月現在）

指標 （全学校種）	山形県 平均値	全国 平均値
教育用コンピュータ 1台当たりの 児童生徒数	0.8人/台	0.9人/台
普通教室の 大型提示装置(※) 整備率	82.8%	88.6%
統合型校務支援 システム整備率	89.6%	86.8%
無線LAN又は移動通信システム (LTE等)によりインターネット接続 を行う普通教室の割合	98.5%	97.8%

※プロジェクタ、デジタルテレビ、電子黒板

（県立学校の無線LAN整備率については文部科学省調査結果より本県独自に計算）

県立学校の普通教室 の無線LAN整備率	県立学校の特別教室 の無線LAN整備率
93.8%	26.6%

「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」（文部科学省）より

山形県担当部署：教育局 高校教育課 TEL：023-630-2409
義務教育課 TEL：023-630-2866

学習環境改善・学校における働き方改革推進のための 支援の充実

【文部科学省 初等中等教育局 財務課】

【提案事項】 **制度創設** **予算拡充** **制度改革**

教育課題に対応し、児童生徒の個々の能力を最大限に伸ばすとともに、教職員の働き方改革を推進するため、

- (1) **中学校における35人以下学級を実現するとともに、特別支援学級や複式学級に係る学級編制の標準の緩和や見直しを行うこと。また、小学校における英語教育の推進や養護教諭の負担軽減をはじめとする諸課題に対応するため、教職員の加配定数を一層拡充すること**
- (2) **新採教員の計画的な育成に向け、教員基礎定数を拡充すること**
- (3) **専門スタッフの十分な配置に向けた財政支援を拡充すること。また、ICTを活用した教員の事務負担軽減のための財政支援を創設すること**

【提案の背景・現状】

- 政府では、令和3年度より小学校について学級編制の標準を計画的に35人に引き下げることとしているが、中学校については、方向性が示されていない。
- 小学校における英語教育の推進や各教科の専門的な指導の充実は大規模校が中心となっており、小規模校まで行き届いておらず、加配措置が十分とは言えない。
- 養護教諭については、発達障がいや特別支援学級に在籍する児童生徒数の増加のほか、いじめや不登校の対応などにより業務が増加している。
- 学校現場では、教員の業務負担が増加し、長時間労働が深刻化している。また、教員の大量退職・大量採用により若手教員の割合が増加するとともに、若手教員の負担も増大し、若手教員の早期退職が増加傾向にある。

【山形県の取組み】

- 少人数によるきめ細かな指導体制の構築を図るため、“教育山形「さんさん」プラン”として、小1～中3を33人以下にする少人数学級編制、小中学校の特別支援学級では学級編制の標準の6人への引下げ等を実施している。
- 小学校において教科担任制を推進するとともに、若手教員が先輩教員から学びキャリアを積むことができるよう、令和5年度から大卒の新規採用教員を教科担任（兼）学級副担任として配置するなどの取組みを行っている。
- 教員業務支援員等の専門スタッフの配置拡充を進めるとともに、県立高等学校で自動採点システムを導入するなど教員の負担軽減を図っている。

【解決すべき課題】

- きめ細かな配慮を行う指導支援のため、**学級編制の標準について、緩和や見直し、小規模校等に対する加配定数の更なる拡充が必要**である。
- **新規採用教員を計画的に育成していくため、負担の大きい学級担任を新規採用教員が担うことのないよう教員基礎定数の拡充が必要**である。
- 学習環境の改善や教員の働き方改革を推進するには、**学校現場の実態に応じた専門スタッフの配置に係る財政支援のさらなる充実と、ICTを活用した業務負担軽減のための取組みに対する財政支援の創設が必要**である。

1 特別支援学級等の状況 学校基本調査、特別支援教育課業務調査（文部科学省）より

	本県			全国		
	H23	R4	増加率	H23	R4	増加率
義務教育段階の全児童生徒数	95,369人	75,814人	0.8倍	1,054万人	942万人	0.9倍
特別支援学級で指導を受ける児童生徒数	1,211人	2,379人	2.0倍	15.5万人	35.3万人	2.3倍
通常の学級で指導を受ける児童生徒数（通級による指導）	1,051人	1,551人 ※R4.3.31時点	1.5倍	6.5万人	18.2万人 ※R4.3.31時点	2.8倍

2 本県におけるいじめの認知件数及び不登校児童生徒数の推移

児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)より

(1) いじめの認知件数 (件) (2) 不登校児童生徒数 (人)

	R2	R3	R4	R3→R4 増減率
小学校	10,363	11,075	10,009	△10.7%
中学校	1,773	2,078	2,096	0.9%

	R2	R3	R4	R3→R4 増減率
小学校	344	428	685	60.0%
中学校	882	1,126	1,388	23.3%

3 本県若手教員(採用5年以内)の離職状況 (人)

	採用者数	採用5年以内の離職状況
R1	328	16
R2	374	22
R3	353	30
R4	327	40

4 本県教員の多忙化の状況と現場の声 (1) 本県教員の多忙化の状況

山形県教育委員会調査 令和5年4月～9月

	小学校	中学校	特別支援学校	高等学校	全校種
長時間勤務者数(80h/月超)	4人 (0.1%)	65人 (3.1%)	0人	142人 (7.7%)	211人 (2.5%)
月平均時間外在校等時間	36:10	44:39	22:54	42:33	38:28

※()の%は、校種毎の調査数に占める割合

(2) 本県教員の長時間勤務の要因と現場の声 山形県教育委員会調査 令和5年2月

管理職		一般職員		要因の解消に必要な専門スタッフ	
教職員との面談等を通して把握した「長時間勤務となっている要因」は何でしたか。		あなたの勤務時間外の業務の主たる内容は何ですか。		①	・教育業務支援員
				②	・教頭マネジメント支援員
① 校務分掌に係る業務	82.5%	① 校務分掌に係る業務	75.5%	④	・学習指導員/別室学習指導教員
② 教材研究・教材準備	74.0%	② 教材研究・教材準備	64.5%		・スクールカウンセラー
③ 支援が必要な児童生徒※ ・家庭への対応	60.6%	③ 支援が必要な児童生徒※ ・家庭への対応	36.0%		・スクールソーシャルワーカー
④ 部活動指導	36.1%	④ 部活動指導	34.5%		・特別支援教育支援員
⑤ 各種調査・統計	21.6%	⑤ 各種調査・統計	15.8%		・医療的ケア看護職員
⑥ 地域人材との連絡調整	7.8%	⑥ 地域人材との連絡調整	4.8%		

※特別な支援が必要と思われる児童生徒、不登校児童生徒、学校生活に不安を抱える児童生徒、医療的ケア児、その他教員自身が支援が必要と感じる児童生徒

山形県担当部署：教育局 教職員課 TEL：023-630-2865
義務教育課 TEL：023-630-2866

公立学校施設・設備整備に必要な財源確保及び 廃校校舎等の解体に対する財政支援の充実

【文部科学省 大臣官房 文教施設企画・防災部 施設助成課】

【文部科学省 初等中等教育局 参事官（高等学校担当）付産業教育振興室】

【総務省 自治財政局 交付税課、地方債課】

【提案事項】 **予算拡充** **制度創設**

公立学校施設・設備整備の計画的な事業実施のため、

- (1) **必要な財源を当初予算において確保**すること
- (2) 施設整備に係る**補助単価及び補助上限額の引き上げ**とともに、トイレの洋式化や空調整備の促進に向け、小中学校への支援の拡充、補助対象への高校の追加など、学校施設環境改善交付金の充実を図ること
- (3) 産業教育を主とする高校の専門性の高い学科について、**教育施設・設備の充実のため、必要な財政支援を講じる**こと
- (4) 廃校施設の速やかな解体撤去に資する**公共施設等適正管理推進事業債への交付税措置の創設**などの支援を行うこと

【提案の背景・現状】

- 公立学校施設整備に係る政府の一般会計当初予算は近年 700 億円未満で推移。
- 補助単価の引上げは行われているものの、**依然として実勢単価と乖離**があり、かつ**補助上限額が据え置き又は引き下げ**られているため、地方自治体の実質的な財政負担は増えている。
- トイレの洋式化や特別教室の空調(冷房)整備は、補助がない**公立高校では立ち遅**れており、補助のある**公立小中学校からも支援の拡充**を強く求められている。
- **産業教育設備が更新できず**、老朽化した設備を継続使用している実態がある。
- 倒壊等の懸念がある廃校施設であっても、多額の経費を要するため、解体に着手できない事例が多い。

【山形県の取組み】

- 県立学校の整備は、老朽化や再編統合計画などを踏まえ計画的に進めている。
- 県立高校の特別教室への空調(冷房)整備及びトイレの洋式化を継続的に進めているものの、校舎老朽化への対応を優先せざるを得ず、進捗は遅れている。
- 地域の産業界・大学等と連携し、より実践的・体験的な学習を進めている。

【解決すべき課題】

- 政府の補正予算の活用は、予算の繰越が前提であり、計画的な事業実施に支障が生じるため、**所要の財源を当初予算で確保することが必要**である。
- トイレの洋式化や酷暑を踏まえた空調(冷房)整備など、今日的な課題の対応に向け、**公立学校の環境整備を進める必要**がある。
- 地域産業を支える職業人の育成には、**産業技術の高度化に対応しうる産業教育施設・設備の充実が不可欠**であるため、**交付税措置の拡充**が必要である。
- 学校跡地の有効活用を図るため、**廃校施設の他用途への転用や、転用できない場合の早期解体に向けた財政支援が必要**である。

1 学校整備に必要な財源として当初予算での確保を要望する背景（補正予算との違い）

政府の予算区分	当初予算	補正予算
補助事業者の対応等		
スケジュールや整備計画の見直し	不要	変更が生じる可能性がある
事業メニューの制限	なし	制約のある場合が多い
年度繰越し	基本的に可能	本省繰越予算の場合、原則不可

＜補正予算対応で生じた不具合の例＞ 補正予算（本省繰越予算含む）で採択され、翌年度に繰越して実施した事業が年度内に完了不可となった場合、既に繰越済みのため事故繰越以外の繰越ができず、交付金の一部が受領できなかった。

2-1 小中学校の建築単価の推移

(円/㎡ 山形県単価)

	校舎	屋内体育館
令和3年度	217,000	※ 236,500
令和4年度	239,200	※ 244,400
令和5年度	263,800	※ 270,000
令和6年度	288,200	※ 295,700

※冷房設備を設置しない場合の単価

補助単価は上昇しているが、実勢単価とはなお乖離がある。

(円/㎡)

	補助単価	実勢単価
小学校校舎改築の例 (令和3年度当初予算で採択)	228,900	371,000

※上記の単価は改築の際の補助単価であり、左表の建築単価に加算された額となっている。

2-2 公立高校におけるトイレの洋式化と空調（冷房）設置の状況

衛生面向上に資すると言われるトイレの洋式化及び乾式化、特別教室の空調（冷房）設置の進捗は、補助のない公立高校では遅れている。



トイレの洋式化の例



出典

＜トイレ洋式化＞
○文部科学省
「公立学校施設のトイレの状況調査」R5.9.1時点
○山形県調査 R5.9.1時点

＜エアコン設置状況＞

○文部科学省
「公立学校施設の空調（冷房）設備の設置状況調査」R4.9.1時点

3 更新が必要な教育設備

【事例】地域産業の担い手の育成には、産業高校の施設・設備の充実が不可欠。

S50年製の老朽化した製材機・製材台車

(更新経費約5,600万円)



4 解体が必要な廃校施設

【事例】利活用が見込めず、予算の制約上解体にも着手できずにいる廃校施設

H25年度に閉校した小学校



地方創生の核となる公立高等学校の 存続に向けた支援制度の創設

【文部科学省 初等中等教育局 参事官（高等学校担当）、財務課】

【提案事項】 **制度創設**

子どもの育ちを支える基盤であり地方創生の核となる公立高等学校は、特に過疎地域において、入学者の減少から小規模化し、生徒の多様な学びの充足が厳しい状況に置かれている。また近年では、目の行き届いた少人数指導を実践するなど、困難を抱える生徒等の受け皿としての役割も期待されている。

適正規模・適正配置の観点から学校の再編統合を進める一方で、過疎地域の教育機会の維持、多様な教育ニーズへの対応等のため、地域の持続的な発展を担う小規模校は一定程度存続させる必要がある。こうしたことから、**自治体・学校・産業界等で丸となって存続と教育条件の改善に向けて取り組む地域に対し、総合的に支援する特区的な制度を創設すること**

＜必要な支援の例＞

- ・ 小規模高校の教育の改善に向けた**教員基礎定数の拡充**、地域と一体となった魅力ある学校づくりへの取組みのための**教員特別枠の設定**や**コーディネーターの配置**
- ・ グローカルな視点を持って地域課題の解決ができる人材育成につながる**柔軟な教育課程の編成**
- ・ グローバル化を見据えた遠隔・オンライン授業のための**デジタル教育環境の構築**
- ・ 全国や海外からの留学生を見据えた**住環境など受入れ環境の整備**

【提案の背景・現状】

- 過疎地域の公立高校は、生徒数の減少により小規模化しているものの、地方創生の核となり、地域を支える人材を育成していることから、地元自治体・産業界等から存続を強く求められている。
- **小規模高校は教職員数が少なく、開設科目数も限定的であり、生徒の多様な進路のニーズに応えることができないことに加え、部活動数も限られるなど、生徒の多様な学びや経験を充足させることが困難になっている。**
- 過疎地域では留学生等を受け入れるための**住環境が整っていないことに加え、公共交通の利便性が低く、通学に係る負担**が大きい。

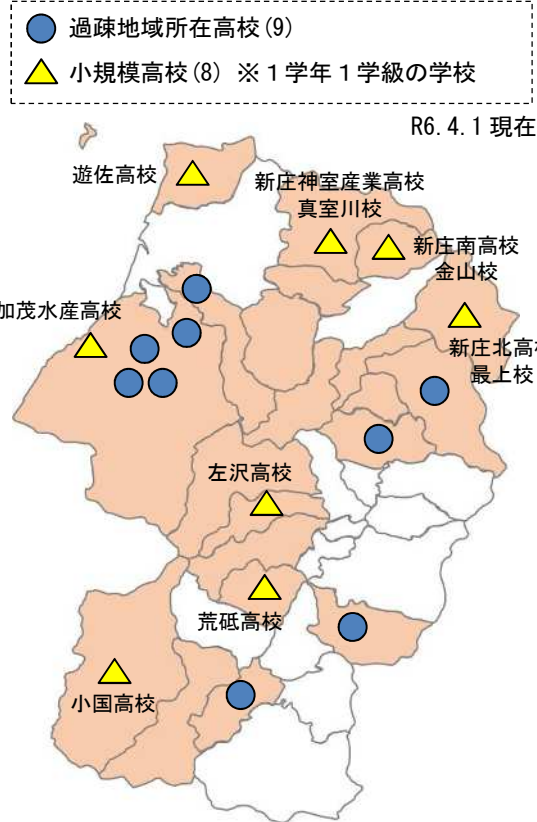
【山形県の取組み】

- 分校も含めた1学年当たり1学級の小規模高校については、地元自治体と連携しながら、「**学校魅力化に係る地域連携協議会**」等を設置し、**学校の魅力化、活性化に向けた取組み**を展開している。
- 小規模高校における多様な教科・科目開設など学習内容の充実を図るため、**遠隔授業の試行・研究**や**小規模高校同士で連携した探究型の学習**を実施している。

【解決すべき課題】

- 公立高校が地方創生の核として、地域を支える人材の育成に向け、**持続的に学校を運営するために、抜本的な支援が必要**である。

1 過疎地域の高校（着色部は過疎地域）



小規模高校は全て過疎地域に点在

2 学校規模による教育環境の比較（普通科の例）

	小規模高校	中規模高校
クラス数/学年	1クラス	5クラス
教諭数	8人	42人
科目数	36科目	57科目

（地理歴史の例） ○選択可 ×選択不可

	小規模高校 (1クラス)	中規模高校 (5クラス)
世界史A	○	○
世界史B	×	○
日本史A	○	○
日本史B	×	○
地理A	○	○
地理B	×	○

小規模高校では、

- 教員一人当たり 4.5 科目を担当
(中規模校は 1.4 科目)
- 科目の選択肢がかなり限定

（参考）志願者数の推移

	H31	R2	R3	R4	R5	R6
小国	22	24	16	29 (7)	27 (5)	22 (6)
遊佐	18	35 (5)	21 (2)	24 (7)	25 (9)	18 (8)

※カッコ内は県外志願者受入れ数(内数)

3 小規模高校における具体的取組み

【小国高校の例】

■魅力化に係る地域連携協議会等の取組み

- ・ 教員退職者等による進学者向けの学習支援
- ・ 米国短期留学への経済的支援
- ・ 県外からの受入れ生徒への就学、生活支援
→ 町有施設を活用した学生寮の提供 など

■小規模高校同士を結んだ探究型学習



県内外の小規模校との連携

「全国小規模校サミット」主催

地域の多様な主体や他校との連携により
効果的な学習を展開

【遊佐高校の例】

■魅力化に係る地域連携協議会等の取組み

- ・ 新入生に対する就学支援金の給付
- ・ 通学支援(冬期の貸切タクシーの運行等)
- ・ 県外からの受入れ生徒への就学、生活支援
→ 志願者確保に向けた町・高校体験プログラムの実施、県外生用住宅の整備 など

■自治体・産業界等との連携によるデュアル実践

- ・ 地元企業での長期インターンシップなど、町内をフィールドとした実践的なキャリア教育の展開
→ 生徒の職業観・勤労観の育成、企業の人材確保、若者の地元定着につなげる



インターンシップ

成果発表会

部活動の地域移行及び スポーツの競技力や環境の向上に対する支援の充実

【文部科学省 スポーツ庁 政策課、地域スポーツ課、競技スポーツ課】
【文部科学省 文化庁 参事官（芸術文化担当）】

【提案事項】**予算拡充**

地方において、スポーツ機会の創出や環境整備により地域スポーツを振興するとともに、国際大会で活躍できる選手の発掘や育成を推進するため、

- (1) 休日の部活動の地域移行を段階的かつ具体的に進めていくため、**クラブの体制整備等に係る十分な財政支援**をすること。特に、**地域移行を積極的に進める自治体には、優先的に支援**すること
- (2) 地方における**スポーツ施設整備に対する助成要件の緩和や補助率の引き上げ等財政支援を拡充**すること
- (3) オリンピック等での活躍を目指すアスリートの発掘・育成等、地方における競技力向上の効果的・継続的な取組みに対して、**財政支援を創設**すること

【提案の背景・現状】

- 部活動改革を進めるにあたっては、コーディネーターの配置、指導者謝金、新たに中学生を受け入れるためのクラブの施設・用具の整備費等にかかる財源の確保が、各市町村において大きな課題となっている。
- 活動の基盤となる市町村のスポーツ施設は、老朽化が進行している。また、昨今の酷暑など異常気象により、施設の運営管理における安全面の確保の重要性が増している。
- 地方のアスリート強化の主体となる、地方公共団体等が行う競技力向上に向けた取組みに対する政府からの支援は示されていない。

【山形県の取組み】

- 部活動改革に係る基本的な考え方を含めた部活動改革のガイドラインを作成し、市町村を主体とする部活動の地域移行が具体的に進むよう取り組んでいる。
- 本県の公共スポーツ施設は老朽化が進行しているため、県では市町村による一定の施設改修に助成し、練習環境及び大会開催施設の維持をしている。
- 「山形県スポーツタレント発掘事業」に取組み、修了生から年代別日本代表に選出される等の実績につながっている。また、競技団体が主体となったジュニアアスリートの一貫した強化を行う体制の構築に向けた支援に取り組んでいる。

【解決すべき課題】

- 市町村は、様々な課題を抱えながらも部活動改革を進めようとしている。この動きを更に進めるためにも、運動部・文化部を問わず、**コーディネーターの配置や指導者謝金、クラブ整備費、移動手段等の財政支援が必要**である。
- スポーツ施設の老朽化への対応や異常気象を踏まえた酷暑対策等、**安心・安全な施設整備を着実に進めるためには、政府による財政支援の拡充が必要**である。
- オールジャパン体制での競技力向上に向けた取組みを推進・加速していくためには、**引き続き十分な財源を確保するとともに、政府による地方への財政支援が必要**である。

1 休日の部活動の地域移行に係る市町村の取組み状況と課題

令和5年度は、県内35市町村すべてが部活動の地域移行に係る検討組織を設置し、受皿となる地域団体についても前年度に比べ85団体（約2.5倍）増加しており、県内の自治体では地域移行を積極的に進めている。

一方で、県内中学校において休日に地域移行が進んでいる部活動数は、全体の約3割程度である。各市町村ではコーディネーターの配置や指導者謝金、クラブ施設・用具整備等に係る財源の確保が課題となっている。また、県内35市町村のうち28市町村が、広域的な取組みを必要としており、クラブへの移動手段など地方特有の課題がある。

(1) 市町村における部活動改革の体制整備状況

	R4年度	R5年度	増加数
検討組織の設置する市町村数	28	35 (全市町村)	7
受け皿となる地域クラブ数	58	143	85

※県内35市町村 R5調

(2) 休日に地域移行が進んでいる部活動数

	部活動総数	R5年度	割合
運動部	984部	328部	33%
文化部	193部	60部	31%
合計	1,177部	388部	33%

※県内35市町村 R5調

(3) 市町村が抱える課題

	課題があると回答した市町村数	全市町村数に対する割合
体制整備 (コーディネーターの配置、運営団体等の確保、施設・設備の整備等)	30	86%
関係団体・分野との連携	25	71%
指導者の質の保障・量の確保	34	97%
参加費用負担(指導者謝金等)	32	91%
広域的な取組みの必要性	28	80%

※県内35市町村 R5調



※広域調整をし、拠点となるクラブへ他市町村から参加するためには、バス利用が必要

2 本県の公共スポーツ施設の状況



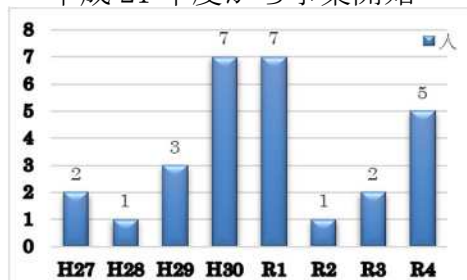
- ・本県の公共スポーツ施設は、本県開催の平成4年の国体に向け設置された施設が多く、全体の1/3の施設が建築から31~40年経過している。
- ・約75%の施設が建築から30年超経過している。

(R5公立社会体育施設耐震改修状況等調査)

3 次世代トップアスリートの発掘・育成・強化

山形県スポーツタレント発掘事業

平成21年度から事業開始



【年代別日本代表輩出人数】

拠点クラブ型ジュニア強化事業

令和4年度から事業開始

- ・競技団体による、強化拠点での一貫指導(中高)の様子



山形県担当部署：教育局 学校体育保健課 TEL：023-630-2663

義務教育課 TEL：023-630-2866

観光文化スポーツ部 スポーツ振興課 TEL：023-615-7925

伝統的工芸品等産業の存続・発展のための支援強化

【経済産業省製造産業局生活製品課伝統的工芸品産業室】
【経済産業省中小企業庁創業・新事業促進課海外展開支援室】

【提案事項】 予算拡充 制度創設

地域の風土や歴史の中で生まれ、時代を超えて受け継がれてきた伝統的工芸品や地域の産物を活用した地場産品（以下「伝統的工芸品等」）は、世界に誇る日本の文化であり、伝統である。しかしながら、人口減少等に伴う国内市場縮小による生産額・従事者数の減少や、従事者の高齢化や後継者不足等により、多くの伝統的工芸品等産業が存続の危機にあるため、

- (1) 新規従事者が伝統的工芸品等産業を生業として自立するまでの生活の保障等、従事希望者が就業し、定着するまでの支援を強化すること
- (2) 海外への販路開拓に向け、地域の実情に応じた地方独自の取組みに対する柔軟な支援を行うこと

【提案の背景・現状】

- 本県の伝統的工芸品等産業においては、代表者を含め従事者が5名以下の小規模な事業者が7割以上を占め、また、代表者は70代が最も多く高齢化が進んでいる。さらに、既に後継者がいないとする産業が3割を占め、産業の維持・存続や技術の継承が途絶えるおそれがある。
- 後継者不足の要因としては、「修行中の収入確保が懸念となり就業に至らない。」、「事業者に雇用する余力がない。」、「自立しても生計が成り立たない。」など需要の減少・売上げの低下等による経営状況に由来するものが最も多い。
- 伝統的工芸品等産業の将来への継承のためには、後継者の確保及び売上げの向上による経営の安定化の両面での施策が必要である。

【山形県の取組み】

- 伝統的工芸品等産業に対し、伝統的工芸品の指定の有無を問わず、独自に産地組合等が行う国内外への販路開拓や後継者育成に対する補助を行っている。
- また、後継者確保へのきっかけづくりのため、伝統的工芸品等産業へ興味のある学生等を対象とした就業体験プログラムの実施に取り組んでいる。
- さらに、令和6年度から新規に、一定の期間、収入を得ながらの技術習得が可能となるよう、新たな担い手の生活基盤を支える奨励金等の支給を開始した。
- 輸出拡大に向けては、現地プロモーション、バイヤーの招へい、商談会の開催、テストマーケティング等の取組みを行っている。

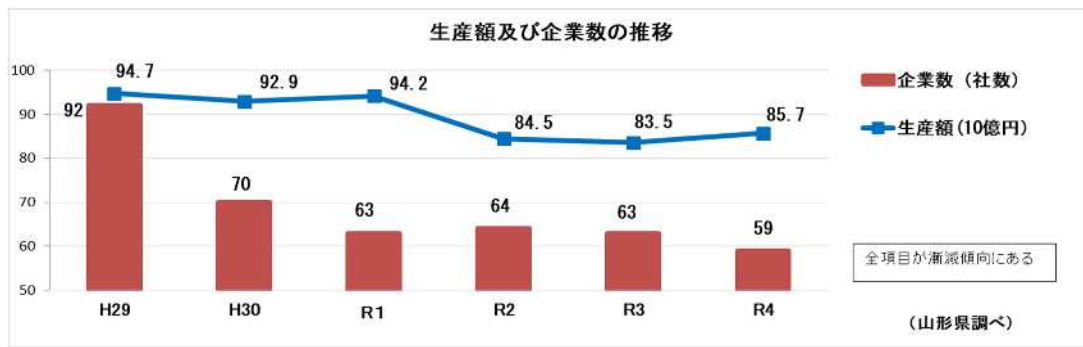
【解決すべき課題】

- 伝統的技術・技法を守り伝え、産業として維持していくためには、従事希望者の確保・育成から定着に至るまでの一貫した支援が必要である。
- 国内人口が減少する中、伝統的工芸品等産業が生業として成立するためには、海外需要を取り込む必要がある。経営資源に乏しい小規模事業者が多数を占める地方では、事業者単独で海外展開することが困難であるため、個々の産地ごとにそれぞれの実情や特性に応じた支援を行うことが必要である。

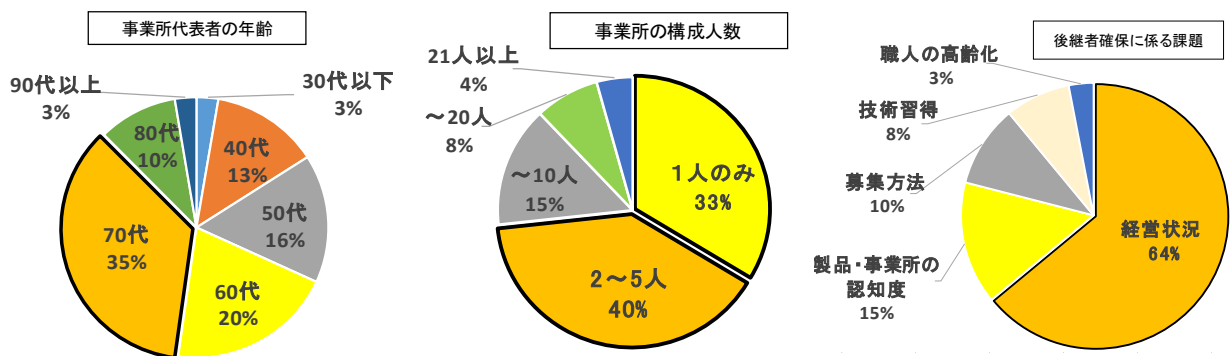
<本県伝統的工芸品等産業の概況（山形県調べ）>

○地場産業の製造業種における企業数、生産額の推移【R5.4実施】

（経年比較可能な地場産業の製造業種6業種（将棋駒製造、建具製造等）を抜粋）



○伝統的工芸品等産業の事業所の現況【R5.6実施】（67産業（132事業所）を聞き取り）



<就業体験プログラム>

対象産業：置賜紬（経済産業大臣指定伝統的工芸品）
 参加者：全国の美術系大学の学生等
 日程：令和5年7月5日～9日（夏期）
 令和6年2月15日～16日（冬期）
 内容：就業体験、移住相談会等



【機織り体験】



【藍染体験】

<海外への県産工芸品テストマーケティング>



【パリ (R5.11~R6.1)】



【香港 (R5.11~R6.1)】



【台湾 (R5.12~R6.1)】

○海外展開に関する工芸品事業者の声

- ・ 海外で売るためには、現地のニーズを把握し、それに合わせて商品の改良を重ねる必要があるが、時間がかかるので継続的な支援があると助かる。
- ・ 特に高額商品は販路を見つけるのが難しい。
- ・ 商品の背景やストーリーを伝えることが必要になるが、中々直接伝える機会がない。
- ・ 海外でニーズがあるかわからないので、費用がかかる展示会への出展はためられる。

⇒個別事業者の取組みには限界があるため、産地の実情に応じた独自の取組みに対する柔軟な支援が必要

中小企業・小規模事業者の人手不足解消に向けた賃金向上に係る総合的な取組みの推進

【厚生労働省 労働基準局 賃金課】【中小企業庁事業環境部取引課】

【提案事項】 **制度改正** **予算拡充**

地方からの人口流出の大きな要因は賃金の地域間格差であることから、地方への若者の定着・回帰を促進し、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の人手不足解消を図るため、

- (1) 最低賃金ランク制度を廃止し、諸外国と同様に全国一律の適用を行うこと
- (2) 最低賃金引上げによって大きな影響を受ける中小企業・小規模事業者への業務改善助成金の拡充を図り、賃金引き上げと事業の持続的発展を後押しすること
- (3) 中小企業・小規模事業者は、「下請構造」の中で賃金への価格転嫁が難しい状況にあることから、価格交渉・転嫁が適切に行われる機運を醸成するとともに、価格転嫁を取引慣行として定着させる施策を拡充すること **新規**

【提案の背景・現状】

- 令和4年山形県社会的移動人口調査結果報告書によると、高校や大学等の卒業や就職を迎える若者の転出超過が目立っている。若者の県外流出を抑制し、県内定着を促進するためには、賃金向上は重要な要素の一つとなっている。
- 令和5年度の最低賃金において、最上位の東京都と最下位の県の差は220円、本県と東京都との差は213円あり、地域間格差が大きい。
- 米国、ドイツ、韓国等、海外においては最低賃金が全国又は職業別で一律である国がほとんどである。
- 労務費は原材料費と比較して価格転嫁が進んでいない。

【山形県の取組み】

- 平成29年度に全国に先駆けて、キャリアアップ助成金に上乘せ支給する奨励金を創設し、年々、対象年齢を拡大しながら、非正規雇用労働者の所得向上及び正社員化の取組みを支援してきた。
- 令和3年度から、県独自に事業者向けの支援金を創設し、要件を拡充しながら非正規雇用労働者の賃金向上及び正社員化を図っている。
- 適正な価格転嫁や賃金引き上げの機運を高め、地域経済の活性化を実現するため、令和5年3月に「価格転嫁の円滑化による地域経済活性化に取り組む共同宣言」を経済団体や労働者団体などと実施した。また、「パートナーシップ構築宣言」を行ったうえで公表をしていることを、県の一部の補助金の申請要件とした。

【解決すべき課題】

- 都市部と地方の所得格差の拡大は、地方の人口流出を招き、また、地方への就労を阻害する要因となることから、最低賃金については、ランク制度を廃止し、全国一律の適用を行い、都市部と地方との格差を是正することが必要である。

- 中小・小規模事業者の積極的な賃上げを後押しするため、賃上げ企業に対する業務改善助成金の更なる拡充を図る必要がある。
- 労務費は原材料費と比較し価格転嫁が進んでいないことから、労務費への価格転嫁を推進するための機運醸成及び環境整備が必要である。

○本県の若者（15歳～29歳）の転入転出の状況

		(人)		
		県外転入	県外転出	増減数
総数		11,436	15,626	△ 4,190
若年層 (15～29歳)	男	3,021	4,724	△ 1,703
	女	2,286	4,186	△ 1,900

出典「住民基本台帳人口移動報告（2023年）」（総務省）

○最低賃金改定が目安額の推移

		R1	R2	R3	R4	R5
ラン ク	A	28円	—	28円	31円	41円
	B	27円	—	28円	31円	40円
	C	26円	—	28円	30円	39円
	D	26円	—	28円	30円	—

※本県はR4までDランク、R5はCランク

○最低賃金額の推移

		R1	R2	R3	R4	R5
最 低 賃 金	最高額（東京都）	1,013円	1,013円	1,041円	1,072円	1,113円
	加重平均	901円	902円	930円	961円	1,004円
	山形県	790円	793円	822円	854円	900円
	最低額	790円	792円	820円	853円	893円
東京都と本県の差		223円	220円	219円	218円	213円
東京都と最低額の差		223円	221円	221円	219円	220円

○本県の価格転嫁共同宣言（R5.3.24）



○価格転嫁の状況（R5.9時点）

	原材料費	労務費
転嫁率	45.4%	36.7%

出典「価格交渉促進月間調査」（中小企業庁）

○令和5年度最低賃金全国ランキング

（単位：円）

都道府県名	R5最低賃金 時間額	R4最低賃金 時間額	引上げ額	目安額との差	ランク
東京	1,113	1,072	41	0	A
神奈川	1,112	1,071	41	0	A
大阪	1,064	1,023	41	0	A
埼玉	1,028	987	41	0	A
愛知	1,027	986	41	0	A
千葉	1,026	984	42	1	A
京都	1,008	968	40	0	B
兵庫	1,001	960	41	1	B
静岡	984	944	40	0	B
三重	973	933	40	0	B
広島	970	930	40	0	B
滋賀	967	927	40	0	B
北海道	960	920	40	0	B
栃木	954	913	41	1	B
茨城	953	911	42	2	B
岐阜	950	910	40	0	B
富山	948	908	40	0	B
長野	948	908	40	0	B
福岡	941	900	41	1	B
山梨	938	898	40	0	B
奈良	936	896	40	0	B
群馬	935	895	40	0	B
石川	933	891	42	2	B
岡山	932	892	40	0	B
新潟	931	890	41	1	B
福井	931	888	43	3	B
和歌山	929	889	40	0	B
山口	928	888	40	0	B
宮城	923	883	40	0	B
香川	918	878	40	0	B
島根	904	857	47	7	B
山形	900	854	46	7	C
福島	900	858	42	2	B
鳥取	900	854	46	7	C
佐賀	900	853	47	8	C
大分	899	854	45	6	C
青森	898	853	45	6	C
熊本	898	853	45	6	C
長崎	898	853	45	6	C
秋田	897	853	44	5	C
愛媛	897	853	44	4	B
高知	897	853	44	5	C
宮崎	897	853	44	5	C
鹿児島	897	853	44	5	C
徳島	896	855	41	1	B
沖縄	896	853	43	4	C
岩手	893	854	39	0	C
全国加重平均額	1,004	961	43	-	-

出典「地域別最低賃金の全国一覧」（厚生労働省）

山形県担当部署：産業労働部

商業振興・経営支援課
雇用・産業人材育成課

TEL：023-630-2393

TEL：023-630-2379

建設産業の持続可能な発展に向けた対策の推進 ～ 担い手の確保と生産性の向上 ～

【農林水産省 農村振興局 設計課】

【国土交通省 大臣官房 技術調査課、不動産・建設経済局 建設市場整備課、建設業課】

【国土交通省 道路局 環境安全・防災課】

【提案事項】 **制度改革**

地域建設業は、特に雪国において社会資本の整備を担うだけでなく、道路除雪や自然災害への対応等、**人々の暮らしに不可欠な産業**である。

担い手を確保し地域建設業が持続可能な産業となるためには、**賃金の改善**に加え、令和6年4月から建設業にも適用された時間外労働の上限規制も踏まえ、**建設DX等の生産性向上や働き方改革**に繋がる取組みを一層推進し、**4K(給与・休暇・希望・かっこいい)**を実現していくことが重要であることから、

- (1) 公共工事に従事する労働者の県外流出を抑制するため、**公共工事設計労務単価について、隣接県との著しい地域差を緩和**すること。さらには、**全国統一を進める**こと
- (2) 週休2日制に対応した**公共工事設計労務単価へ改善**を図ること **新規**
- (3) 除雪オペレーターを十分に確保できるよう、除雪における**業務環境や高度な技能を反映した新たな労務単価を設定**すること
- (4) 中小建設業者がICT活用工事に積極的に取り組めるよう、比較的小規模なICT工事における**経費の積算に関する基準を改善**すること

【提案の背景・現状】

- 隣接する山形県と宮城県の間で、令和6年度の**設計労務単価(主要12職種平均)の地域差は、2,775円と大きな差**が生じている。
- 設計労務単価の補正で週休2日に対応しているが、時間外労働の上限規制が適用されたことから、**週休2日を前提とした設計労務単価への転換**が必要である。
- 除雪オペレーターは、土日・昼夜を問わない過酷な業務環境から後継者が見つからず**深刻な担い手不足**となっており、冬の生活を守る**除雪体制の確保が危機的状況**にある。また、除雪作業は、雪で障害物が見えないため高度な技能を要する。
- ICT活用工事の積算基準では、3次元出来形管理及び3次元データ納品費用が経費に計上されるが、比較的小規模な工事の場合、実際の費用に対して安価な積算となるため、**ICT活用工事が増加しない要因の一つ**となっている。

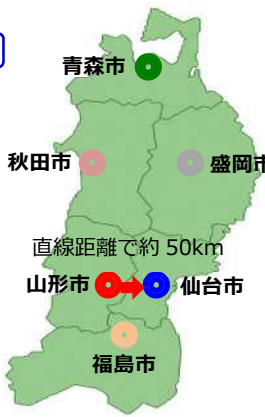
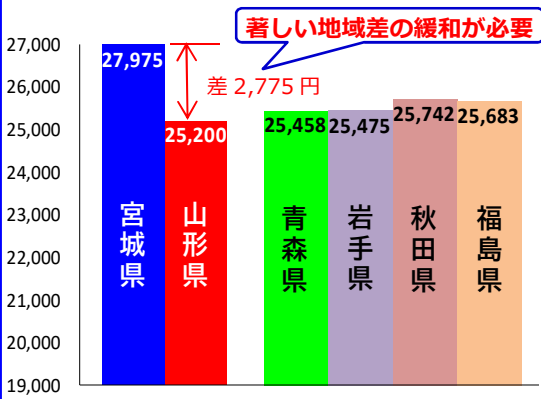
【山形県の取組み】

- 県が発注する建設工事は、原則、全ての工事を週休2日の対象として発注し、働き方改革の促進に努めている。
- 県と業界が協力し、賃金引上げなど労働者の待遇改善に取り組んでいるほか、除雪オペレーターに対する「免許取得に要する費用の助成」及び「長期継続者への表彰」を行い、担い手確保に努めている。
- ICT活用工事試行要領を定め、発注工事の拡大に努めているほか、発注者・受注者双方が参加する技術講習会を開催するなど、技術者の育成にも努めている。

【解決すべき課題】

- 同一地域内の設計労務単価に地域差があることが、より賃金が高い地域へ人材が流出することに繋がっているため、**著しい地域差を緩和する必要がある**。
- ICT活用工事などの建設DXの取組みが国と同様に地方自治体でも促進されるよう、**小規模工事に対応する積算基準体系へ改善**することが必要である。

○公共工事設計労務単価



○山形県と宮城県の県庁所在地である山形市と仙台市は、県境を挟んで隣接し、経済的な結びつきも強く、通勤圏内となっている。

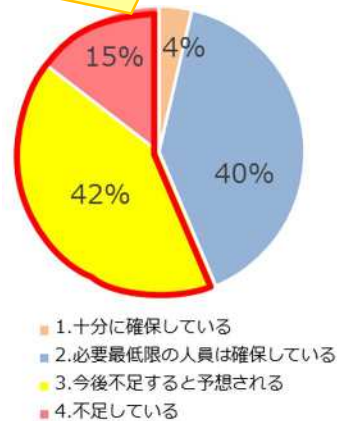
○山形県と東北各県の設計労務単価を比較すると宮城県との地域差が突出して大きくなっている。

令和6年度 公共工事設計労務単価の東北地方における地域差 (主要 12 職種の平均)

○除雪オペレーターの高度な技術と担い手確保の状況

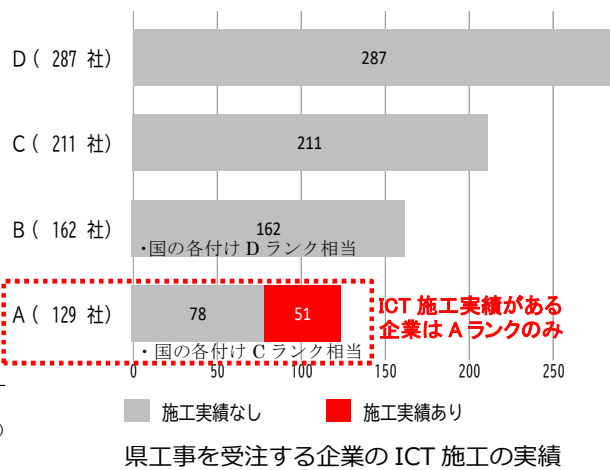
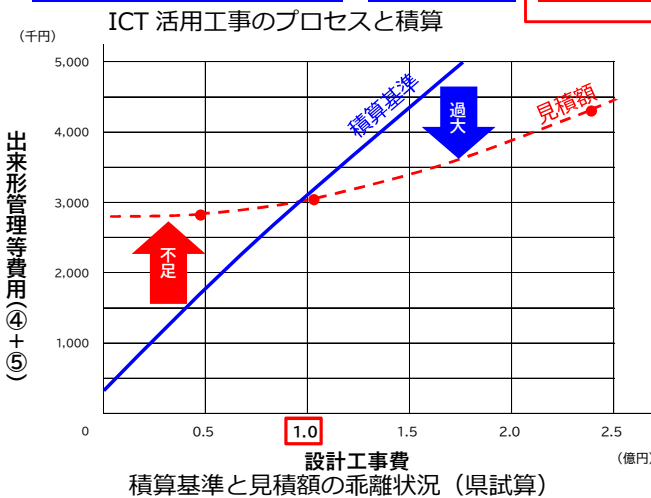
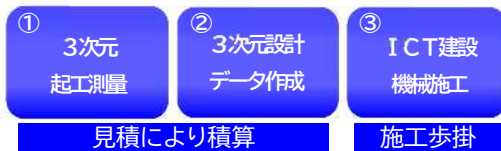


「今後不足すると予想される」、「不足している」の回答が5割を超えている。



除雪オペレーターの確保状況 (山形県除雪業者からの回答)

○ICT 活用工事の積算と受注企業の状況



山形県担当部署： 県土整備部 建設企画課 TEL：023-630-2653
 農林水産部 農村整備課 TEL：023-630-2510
 県土整備部 道路保全課 TEL：023-630-2904

地方創生の実現に向けた支援の充実強化

【内閣官房 デジタル田園都市国家構想実現会議事務局】【内閣府 地方創生推進事務局】

【提案事項】 制度改正 制度継続 予算拡充

デジタル田園都市国家構想が目指す、地域の個性を活かした地方活性化や持続可能な経済社会の創出のためには、**安定的な財源の確保及び地方への人の流れを定着・加速させる取組みの強化が必要**であることから、

- (1) デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)について、**新規申請可能事業数を見直す**など自由度の高い制度とするとともに、**予算の拡充を図ること** **新規**
- (2) 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)による**税額控除の特例措置**について、**令和6年度末とされている期限を延長すること** **新規**
- (3) 地方創生移住支援事業において、移住支援金の**居住・通勤要件を東京23区内から東京圏(1都3県)へ拡大する**など**要件緩和**を図るとともに、**移住希望者の増加にも柔軟に対応できるように、申請上限額の廃止、十分な予算の確保及び制度運用の見直しを図ること**

【提案の背景・現状】

- デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)は、「横展開型」の新規申請事業数に上限があるほか、予算額も同水準(1,000億円)で推移しており、複雑化・高度化する県政課題へのきめ細かな対応が困難となっている。
- 企業版ふるさと納税において、税額控除の割合が引き上げられた令和2年度以降、本県における寄附実績が増加傾向にあるものの、税額控除の特例措置適用期限は令和6年度末とされている。
- 人口減少が急速に進む中、東京23区の令和5年の転入超過数は5万4千人と、令和4年の2万1千人から大きく拡大しており、東京圏の令和5年の転入超過数も4年ぶりに10万人を超え、**東京圏一極集中の流れが再び強まっている**。
- 政府は、東京圏の転入超過を令和9年度に解消すべく、地方創生移住支援事業により地方への移住促進を図っているが、**事業費の申請額に上限が設定されている、及び変更申請時期が限られている**など、申請者の増加に柔軟に対応できる制度運用となっていない。

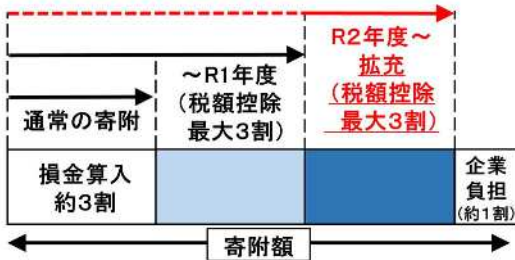
【山形県の取組み】

- デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)について、令和6年度は新規申請事業数の引き下げにより、申請を見送った事業がある。
- 平成29年度から企業版ふるさと納税の制度を活用し、令和4年度までの累計で、44件、約4千1百万円の寄附を受け、**東北農林専門職大学のキャンパス整備等**や**やまがたの誇れる景観魅力発信**など、**地方創生の取組み**を推進している。
- 県外からの移住・定住を促進するため、移住者への「食」の支援や賃貸住宅への家賃補助などの山形ならではの移住支援策を実施している。また、令和6年度からは、本県に移住する若者世帯・子育て世帯に対して支援金を支給する県独自の制度を創設している。

【解決すべき課題】

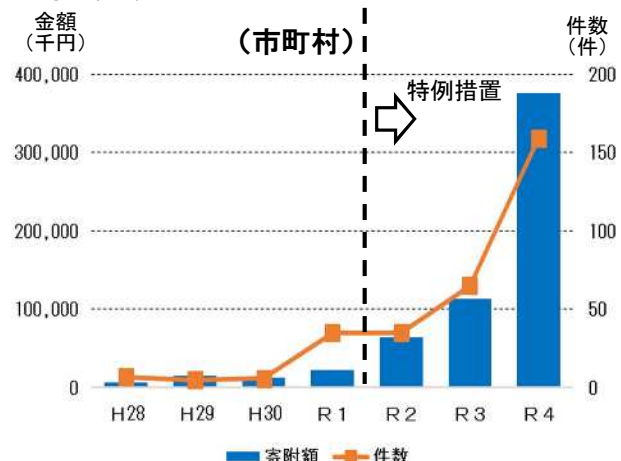
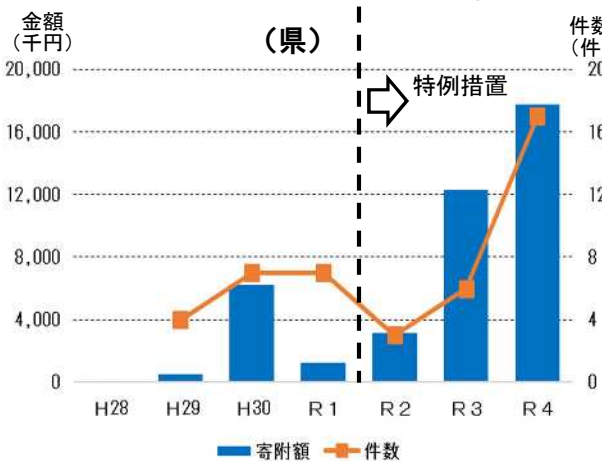
- デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）について、**新規申請事業数に上限を設けないなどの制度の見直し**や予算の拡充が必要である。
- より多くの企業からの寄附を活用し、地方創生に向けた取組みを一層推進するためには、**税額控除の特例措置適用期限の延長**が必要である。
- **移住支援金の居住・通勤要件を東京圏に拡大**するなどの要件緩和や、**交付金の申請上限額の廃止**、**移住者の増加に十分対応できるような予算の確保**、**及び交付金の変更申請機会の拡大**などの柔軟な制度運用が必要である。

<税額控除の特例措置の概要>

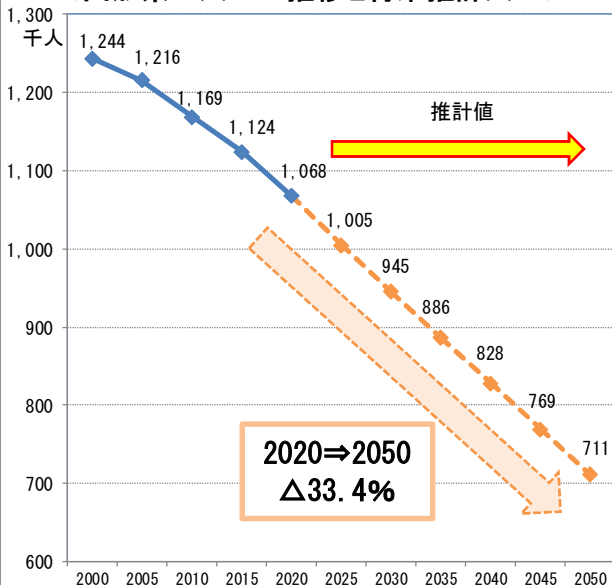


- 例) 1,000万円寄附すると、**最大約900万円**の法人関係税が軽減。
- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。
(法人住民税法人税割額の20%が上限)
 - ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。
ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
 - ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)
- 出典：「制度概要」(企業版ふるさと納税ポータルサイト)

<企業版ふるさと納税寄附実績>

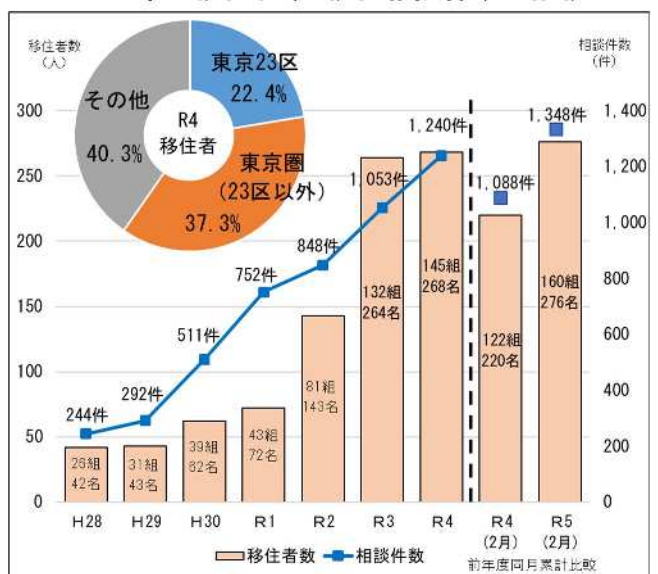


<山形県の人口の推移と将来推計人口>



※：2020年までは国勢調査、2025年以降は将来推計人口
(推計値は国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)』より)

<山形県の移住者数・移住相談件数の推移>



※移住者数はセンター(県)の相談窓口を通じて移住した人数
※H30までは県、R1は「やまがた移住定住・人材確保推進協議会」、
R2以降は「(一社)ふるさと山形移住・定住推進センター」

山形県担当部署：みらい企画創造部

企画調整課

TEL：023-630-3356

移住定住・地域活力創生課

TEL：023-630-2235

外国人材受入拡大・定着促進と 多文化共生社会の実現に向けた施策の推進

【法務省 出入国在留管理庁 在留支援課】【文部科学省 総合教育政策局】
【総務省自治行政局国際室】【内閣府地方創生推進事務局】

【提案事項】 **予算拡充** **制度創設** **制度改正**

地方においてあらゆる産業分野で人手不足が顕在化するなか、外国人材の受入・活躍を実現し、持続可能な地域社会を構築していくため、

- (1) 一元的相談窓口の設置・運営、日本語教育の充実や地域住民との交流促進など、**外国人の暮らしやすさ、多文化共生に向けた取組みに対する財政支援について、必要な予算を確保するとともに、支援期間を延長すること**
- (2) 少数の外国人が広範なエリアに居住する、「**外国人散在地域**」における**多文化共生の実現に向けて、多文化共生アドバイザー制度における専門家の登録や、事例集の内容充実など、先進的な知見やノウハウの共有を図るための取組みを拡充させること**
- (3) 外国人材の雇用を希望する事業者向けの相談・支援に係る体制整備や海外の人材送出機関等との関係構築、外国人の生活環境改善やスキルアップ等を行う受入事業者への支援など、**外国人材の確保・定着のために都道府県等が行う取組みについて、支援制度を創設すること**

【提案の背景・現状】

- 本県では年間1万人超の人口が減少し、あらゆる産業分野で人手不足が顕在化しており、外国人材の活用がなお一層求められている。
- 本県の総人口に占める外国人割合は令和5年7月1日現在0.85%であり、多くの市町村が、在留外国人割合1%未満の、いわゆる「外国人散在地域」である。
- 外国人材が、地域の発展や、文化の多様性に貢献する重要性について認識され始め、外国人材の定着のため、多くの地方自治体が、誰もが住みやすく、働きやすい地域づくりに取り組んでいるものの、受入れノウハウの不足や、受入れ体制の未整備を理由に、外国人材の採用に踏み切れない事業者が少なくない。

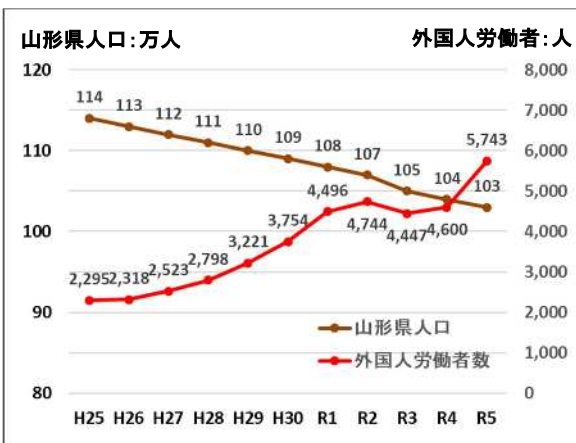
【山形県の取組み】

- 本県では、**産業人材を確保する労働施策と地域で共に暮らしていくための多文化共生施策を両輪として取り組んでおり**、一元的相談窓口では、外国人からの相談に加え、外国人を雇用している事業者からの相談にも対応している。また、事業者等が実施する日本語教室に対して経費の一部助成を行っている。
- 山形県国際交流協会が中心となって、関係機関連絡会議を開催し、それぞれの取組みの情報交換・共有とノウハウの蓄積に努めている。
- **外国人材の雇用を望む事業者に受入れから定着まで支援する体制整備や、現地教育機関・人材送出機関等との関係構築に向けた訪問団派遣など、外国人材の受入拡大に取り組んでいるほか、本県への就職を目指す留学生に助成金を支給し、卒業後の本県定着を促進している。また、住居への冷暖房設置など、外国人を雇用する事業者が実施する生活環境の改善に対しても、支援を行っている。**

【解決すべき課題】

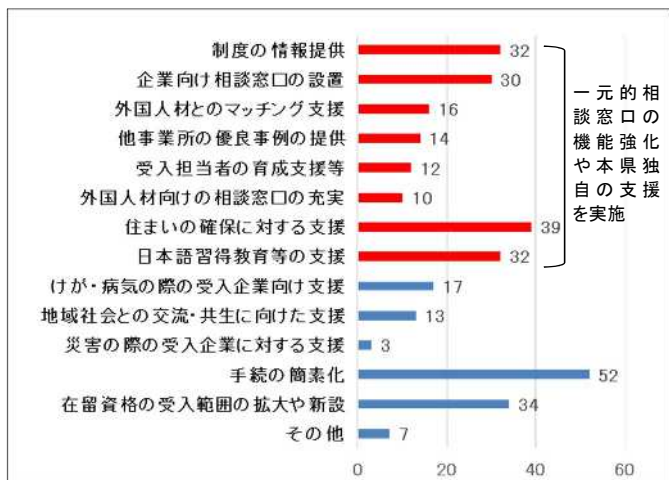
- 在留外国人からの相談に対する一元的相談窓口（外国人総合相談ワンストップセンター）の運営のため活用している「外国人受入環境整備交付金」は、地方公共団体からの申請額が予算枠を超過したことを理由に、13%の減額内示がなされたが、窓口機能や人材確保のためには、十分な予算を確保する必要がある。また、現在本県で活用している、日本語学習環境の整備促進のための支援制度は5年間となっているため、取組みの一層の推進に向けては、支援期間を延長するなどの見直しが必要である。
- 総務省の「多文化共生アドバイザー制度」に登録されている地方公共団体の多くが都道府県や市であることから、多くの知見を有する専門家を登録し、多様化する課題に的確に対応する必要がある。加えて、アドバイザーの活用経費はすべて特別交付税措置の対象とするとともに、「多文化共生事例集」について、ノウハウや知識の蓄積が難しい「外国人散在地域」の取組例を多く掲載するなどの充実が必要である。
- 外国人材の受入拡大・定着に向けては、事業者の採用活動を後押しする取組みが必要であり、外国人材送出国との協力関係構築に向けた訪問団の派遣や、事業者が行う住環境改善に対する支援など、地方独自の取組みを促進するための財政的支援が必要である。

《山形県の人口・外国人労働者数の推移》



【出典】山形労働局／外国人雇用状況(各年10月末現在)
山形県／山形県の人口と世帯数(各年10月1日現在)

《外国人材の雇用にあたり行政に求めること(複数回答)》



令和5年7月山形県調べ

《山形県の取組み》

- 市町村や企業等が実施する日本語教室に対する経費の一部助成



- 事業者が実施する外国人材向け生活環境改善の取組みに対する支援

- ・生活環境整備（住居への冷暖房設置、トイレ設備設置など）に取り組む企業を支援
- ・補助率 1 / 2
- ・補助上限 50 万円 / 1 事業者



山形県担当部署：みらい企画創造部 国際人材活躍・コンベンション誘致推進課 TEL：023-630-2825
産業労働部 産業技術イノベーション課 TEL：023-630-2553
雇用・産業人材育成課 TEL：023-630-2377
観光文化スポーツ部 観光交流拡大課 TEL：023-630-3821

本社機能等の移転や魅力ある雇用の場の創出に対する支援

【内閣府 地方創生推進事務局】【経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ】

【提案事項】 **制度創設** **税制改正**

若者の地方定着・回帰の促進のため、若者や女性にとって魅力ある雇用の場を創出することにより、新たな人の流れを生み出す必要があることから、
 (1) 首都圏等にある企業の本社機能の地方移転を実現できるよう、**移転した企業の従業員に対する移住支援制度の創設**や**地方拠点強化税制のさらなる拡充**を図ること
 (2) 大学進学や就職等により県外に転出した若者・女性が就職先として希望する**IT関連、デザイン、研究開発型の企業等が地方に集積しやすくするための地方自治体による拠点整備への支援**や**産業団地造成への財政的な支援**を行うこと **新規**

【提案の背景・現状】

- 人口移動について、コロナ禍の影響が薄れ、東京都への転入超過幅が拡大するなど、東京圏への人口集中が再度加速する兆しがある。
- 本社機能移転の関心は高まっているが、企業においては地方移転に伴う従業員の転居が難しいことなどから移転実績が上がっていないため、企業のインセンティブを高めることが重要である。
- 地方においても、若者が専門的な知識や能力を活かせるIT関連企業や研究開発型企业への就職希望が多いため、こうした企業を地方に分散していく必要がある。
- サプライチェーンを見直し、国内回帰・国内生産体制の強化を図る動きが見られる中、全国に分譲可能な産業用地のストックが不足しているため、県内の自治体では、新たな産業団地整備を計画しているが、整備には多大な費用と時間が必要となる。

【山形県の取組み】

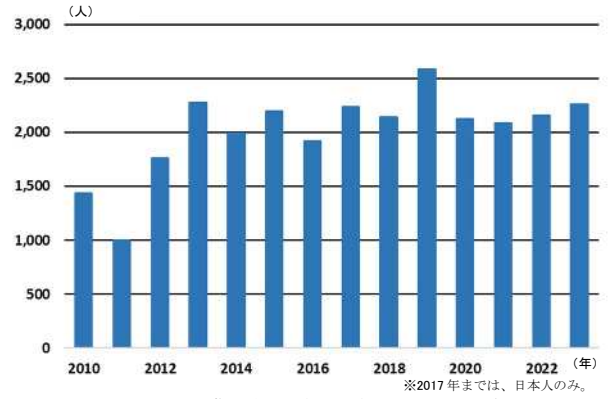
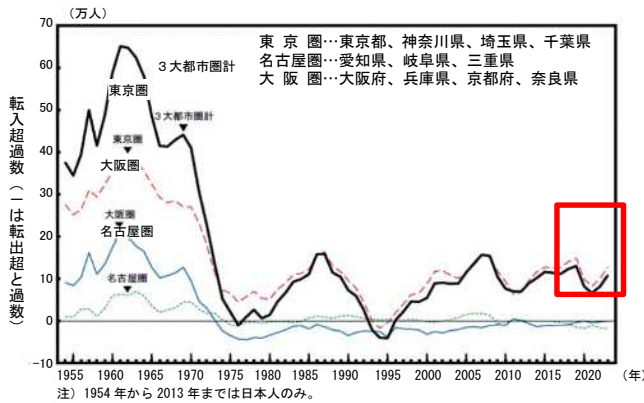
- 本社機能や研究開発機能の移転に対する助成金として、**社員のための社員寮を建設する場合の費用など、本県独自で制度化**している。
- IT関連企業の立地を促進するため、**IT関連企業向けに事務所改装費等の初期費用を県が助成**するなど、インセンティブとなる支援を拡充している。
- 令和6年度には、**県外から移住した若者世帯や子育て世帯に支援金を支給**する移住支援制度を県独自に創設している。

【解決すべき課題】

- 本社機能の移転が進むよう、税制優遇措置と併せ、**労働者の生活環境の充実や社員の転居（移住）への理解を得やすくする施策**が必要である。
- IT関連企業や研究開発型企业等が地方で事業を行うためには、**企業の成長を支援するための投資環境を整えること**や**同種企業の集積によるイノベーションの促進**が必要である。
- 国内のサプライチェーン強化のためには、重要産業等の生産拠点を形成すべく、**地方自治体による産業団地造成を迅速かつ円滑化する支援**が必要である。

◎東京圏への人口集中

コロナにより東京圏への転入超過は減少したが、再び増加傾向が顕著になっている（グラフ左）
 本県における20代人口の県内転入及び県外転出の状況を見ると、近年2000人超の転出超過が続いている（グラフ右）



◎首都圏企業の転出入状況

2022年は首都圏からの転出超過が77社だが、2000年以降の通算では転入超過

2023年上期の調査では、首都圏からの転出企業は172社の一方、首都圏への転入企業は164社で、転出超過は8社と前年同期（44社）から大幅に減っている。



◎本社機能の地方移転に向けた企業アンケートから見える課題

「人材が確保できない」ことが地方立地の問題との回答が最も多く、働く人材の地方移転（移住支援）が必要

出典：ふるさと知事ネットワーク「企業の地方移転促進プロジェクト」

問3 本社機能の地方立地の問題点

回答(※複数回答)	企業数	割合
1 情報が不足する	19社	38.0%
2 費用が増加する	11社	22.0%
3 売上が伸びない(減少する)	6社	12.0%
4 人材が確保できない	24社	48.0%
5 他社や官公庁とのコミュニケーションが不足する	16社	32.0%
6 会社のイメージが低下する	4社	8.0%
7 特に問題はない	6社	12.0%
8 その他	8社	16.0%
9 未回答	6社	12.0%

◎若い人材の活躍

・2025年卒予定の学生を対象にした志望業界に関するアンケート調査で「情報通信系産業」が上位

	全体	文系男子	文系女子	理系男子	理系女子
1	情報・インターネットサービス	銀行	銀行	電子・電機	素材・化学
2	情報処理・ソフトウェア	情報・インターネットサービス	マスコミ	素材・化学	医薬品・医療関連・化粧品
3	素材・化学	調査・コンサルタント	情報・インターネットサービス	建設・住宅・不動産	水産・食品
4	水産・食品	情報処理・ソフトウェア	情報処理・ソフトウェア	情報・インターネットサービス	情報・インターネットサービス

(株式会社ディスコ 就職モニター調査(2025年卒学生対象・2024年1月実施))

・IT企業等は、テレワーク、在宅勤務等、多様な働き方が可能で、県内から大都市圏につながる仕事ができる等、若者・女性の県内回帰・定着の効果が期待される

◎山形県の産業団地の状況

県内88団地 分譲率95.5% (R5.4.1現在)
 県内7市町で新たな産業団地の造成を計画している。



山形北インター産業団地（山形市）

◎産業集積の事例「鶴岡サイエンスパーク」



地域農業の持続的な発展を支える新規就農者等への支援 及び担い手への農地の集積・集約化の促進

【農林水産省経営局経営政策課、農地政策課、就農・女性課】

【提案事項】 制度改正 制度創設 予算拡充

農業者の減少・高齢化が進む中、地域農業を持続的に発展させていくためには、兼業や副業など多様な人材を新たな担い手として呼び込むとともに、担い手への農業用機械・施設の導入支援や農地集積、集約化による生産性の向上を図ることが重要であることから、

- (1) 新規就農者育成総合対策の支援対象を半農半X等の多様な担い手にも拡充するとともに、経営発展支援事業の活用期間を認定新規就農者の認定期間まで拡大すること
- (2) 担い手確保・経営強化支援事業において、果樹や野菜の経営体の申請・採択に配慮した優先枠を新設するとともに、農地利用効率化等支援交付金も含めた予算を増額すること **新規**
- (3) 農地中間管理事業の取扱件数増加に対応した予算の増額及び現行補助率の継続と未払金の増加に備えたりスク対策を整備すること

【提案の背景・現状】

- 経営開始資金等については、半農半X等の多様な担い手は対象外であり、経営発展支援事業の対象者は認定新規就農者で認定2年目までとなっている。
- 本県における、担い手確保・経営強化支援事業等の要望及び採択の8割超は稲作農家で規模拡大に応じた採択となっており、担い手確保・経営強化支援事業には、規模拡大が難しい果樹や野菜農家の場合、適した優先枠がない。
- 農地関連法の改正により事務量が増加しており、全国第4位の貸借面積である本県では再契約の事務負担も大きい。また取扱量の増加に伴い未払金の徴収に係る事務及び金銭的負担が大きくなっている。

【山形県の取組み】

- 本県では、経営発展支援事業の対象とならない新規就農者に対し、市町村と連携した機械・施設等の導入支援や50歳以上を対象とした研修支援等に取り組んだ結果、新規就農者数が8年連続で東北第一位（R5:378人）となるなど、着実にその成果が表われている。
- 農地賃借の事務は契約書類の簡素化で軽減を図り、未払金は県からの貸付金や機構内部の財源を持ち出し、農家間の賃借が滞らないようにしている。

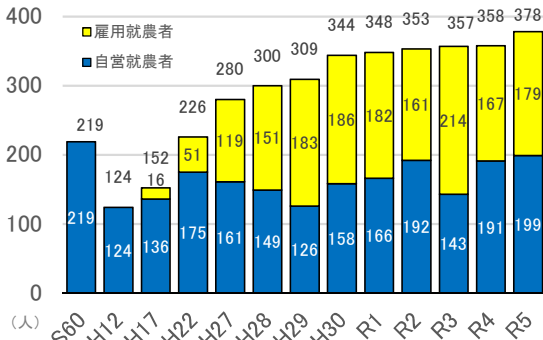
【解決すべき課題】

- 新規就農者支援の更なる強化に向け、地方公共団体が就農者の定着支援をはじめとする様々な独自支援を行えるよう、多様な担い手の育成に向けた経営開始時の農業機械・施設の導入等の支援について政府の施策を充実させる必要がある。
- 担い手確保・経営強化支援事業の集約型農業経営優先枠新設、農地利用効率化等支援交付金も含めた予算増額など水稻農家以外への更なる配慮が必要である。
- 農地中間管理事業による農地集積を推進するため、取扱件数の増加に対応した予算の増額と補助率の維持、未払金徴収事務の外部委託制度の創設及びその支援や未払金に係る損失を補填する補助金の拡充などが必要である。

○ 新規就農者と基幹的農業従事者の状況

- 令和5年度の新規就農者は378人となり、調査を開始した昭和60年以降で最多。
- 一方、基幹的農業従事者は、5年間で15% (7,000人、1,400人/年)減少しており、今後10年間では、32% (12,000人)減少の見込み。新規就農者数は農業従事者数の減少をカバーできていない状況。

■ 新規就農者



■ 基幹的農業従事者



■ 新規就農者に向けた山形県の独自支援

- 令和5年度の政府の新規就農者育成総合対策は、49歳以下の認定新規就農者（雇用就農資金は除く）が対象。山形県では、国庫事業の対象とならない認定新規就農者、半農半X等を県単独事業で支援。

就農準備段階	新規就農者育成総合対策【国庫】	山形県単独事業
就農準備段階	就農準備資金(全額国庫) 農業研修生に年間最大150万円、最長2年間を交付 雇用就農資金(全額国庫) 雇用就農希望者を新規雇用する法人へ年間最大60万円、最長4年間助成	独立自営業就農者育成研修事業 : 農業研修生に年間最大150万円、最長2年間を交付 雇用就農支援事業 : 雇用就農希望者を新規雇用する法人へ年間最大60万円、最長2年間助成 独立自営業就農者定着支援助成金 : 新規就農者へ営農費用を助成(60万円/年、3年間)
就農初期段階	経営開始資金(全額国庫) 経営開始資金を年間最大150万円、最長3年間を交付 経営発展支援事業(国庫1/2、県1/4、就農者1/4) 機械施設等の導入支援、事業費上限1,000万円	経営開始支援助成 ※: 市町村上乗せ任意、半農半X等に75万円、1年間助成 元気な地域農業担い手育成支援事業 ※: 県1/3、市町村1/6、機械・施設等の導入支援 事業費 上限500万円 ※ 半農半X等の支援事業

○ 政府の農業用機械・施設の導入支援について

- 担い手確保・経営強化支援事業等における要望・採択者の8割超は水田作の状況。

■ 担い手確保・経営強化支援事業等における要望・採択状況

事業名	区分	要望	うち		採択	うち		集約型農業経営優先枠
			水田作	(割合)		水田作	(割合)	
① 担い手確保・経営強化支援事業	国庫補助額	705,174	683,962	(97%)	230,128	230,128	(100%)	なし
	経営体数	72	70	(97%)	18	18	(100%)	
② 農地利用効率化等支援交付金	国庫補助額	133,709	118,921	(89%)	124,845	112,932	(90%)	あり
	経営体数	54	45	(83%)	50	42	(84%)	

■ 作物別の経営体あたりの耕地面積

作物	2015年			2020年			増加率 (F/C)
	経営体数 (A)	耕地面積 (B)	経営体あたりの耕地面積 (C=B/A)	経営体数 (D)	耕地面積 (E)	経営体あたりの耕地面積 (F=E/D)	
稲 ※	25,423	6,109,909	240.3	20,236	6,717,548	332.0	138%
果樹	12,084	722,151	59.8	10,012	622,033	62.1	104%

○ 農地中間管理事業を支援する補助率の推移

- 補助率が段階的に削減されており、R6は更に事務所費や ICT 機器など一部の事務経費について、これまでの7/10が6/10に削減されることとなった。

年度	H26(事業スタート時)	H30	R6
国庫補助率	10/10	→ 7/10	→ 7/10と6/10(一部経費)

山形県担当部署：農林水産部 農業経営・所得向上推進課
農村整備課

TEL：023-630-3108
TEL：023-630-3134

農業生産基盤の強化と農業農村整備事業予算の安定確保

【農林水産省農村振興局設計課、水資源課、農地資源課】

【提案事項】 予算拡充

食料安全保障の確立に向け、水田の大区画化、高収益作物の導入やスマート農業対応など、生産力強化に資する基盤整備や農業水利施設の長寿命化等を推進する必要があることから、

- (1) 農業農村整備事業当初予算及び「TPP 等関連農業農村整備対策」等補正予算を十分に確保すること
- (2) 基幹水利施設では、物価高騰による維持管理費の負担が増しているため、国庫補助率の引上げ等による自治体負担の軽減を図ること **新規**
- (3) 農業水利施設の老朽化対策として、大規模施設の国営事業による計画的な更新整備等を行うとともに、小規模施設は土地改良区等が農地中間管理機構関連農地整備事業で整備できるよう拡充すること **新規**

【提案の背景・現状】

- 担い手の減少・高齢化が進行するなか、生産性の向上を図る農地整備事業の要望は増加傾向が続いている。
- 基幹水利施設は、防火や消流雪など公的な機能も有する重要な施設であるが、電気料金など物価高騰に伴い維持管理費が増加している。
- 国営造成施設や末端部分の用排水路は、昭和時代に造成されたものが多く老朽化が進行しているため、補修や更新等の対策を行う必要がある。

【山形県の取組み】

- 県営農地整備事業を61地区で実施し、農地の大区画化や用排水路の管路化と併せてスマート農業導入を推進し、省力化・高度化に取り組んでいるが、要望に応える予算確保が困難となっている。
- 電気料金の高騰対策として、内閣府の重点交付金や農林水産省の補助事業等を活用し支援している。
- 国営造成施設の更新整備のうち、国営事業の着手に間に合わない施設は県営事業で対応している。また、末端施設の補修等は機動性の高い団体営事業で対応することとしているが、地元負担が大きいことから進んでいない。

【解決すべき課題】

- 生産性向上と省力化を図る農地の大区画化やスマート農業を推進するとともに、農業用水の安定供給に向けた施設の長寿命化対策を計画的に取り組むため、農業農村整備事業の要望に応える十分な当初及び補正予算の確保が必要である。
- 基幹水利施設は、現行の国庫補助率では維持管理費の高騰下で自治体負担も増嵩し、予算措置が困難となっている。
- 国営造成施設の更新や補修整備は、大規模であり高度な技術を必要とするため、国による調査体制の強化と国営事業の実施が求められる。一方、末端施設の整備は、団体営事業において農地中間管理機構関連農地整備事業(地元負担なし)が行えるような制度が必要である。

○ 農地整備事業実施地区の取組み事例（村山市）



大区画化及び管路化されたほ場

- ・農地の大区画化と農地集積集約化
 - ・用排水施設の管路化による水管理作業の省力化
- ⇒ 労働時間の削減



地区内担い手の主食用米に係る10aあたり労働時間



整備された高収益作物の生産団地

- ・排水改良による農地の汎用化
 - ・削減された水稻の労働時間を活用
- ⇒ 高収益作物の新規取組みが可能に



にんじんの新規作付け

○ 農業以外にも住民生活に重要な機能を持つ基幹的水利施設



消流雪用水としても利用されている農業用水路（新庄市）

○ 県管理基幹水利施設における管理費の推移

- ・R 6 管理費は物価高騰により前年比2割増の見込みだが、自治体負担が追い付かない
- ⇒ 必要な管理費が確保できない状況



資料：山形県農村整備課

○ 更新・補修整備が必要な国営造成施設の状況



大規模で高度な技術による本格的な改修が必要な施設 S54 造成 犬川黒川取水塔（飯豊町）

○ 農業水利施設の県の老朽化対策事例



ポンプ内部の摩耗状況



県営事業で対応したポンプの補修

○ 機動的な更新・補修が求められる末端施設の状況



側壁が倒壊した排水路（村山市）



凍害により鉄筋が露出した用水路（庄内町）

山形県担当部署：農林水産部 農村計画課
農林水産部 農村整備課

TEL：023-630-2539
TEL：023-630-3134

持続可能な農業・農村を実現するための地域施策の強化

【農林水産省農村振興局農村計画課、地域振興課、農地資源課】

【提案事項】 予算拡充

持続可能な農業・農村を実現するためには、人口減少や高齢化に起因する農村地域の諸課題に対応しつつ、地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承の取組みを推進する地域施策の強化が必要であると考えられることから、

- (1) 地域の共同活動を持続可能なものとするため、活動組織に対して、市町村や土地改良区などがきめ細かな指導事務を行えるよう多面的機能支払推進交付金を増額するとともに、交付対象を土地改良区などに拡充すること
- (2) 農業生産活動の継続に向けた生産性向上などの取組みを確実に実行できるよう、中山間地域等直接支払の加算措置を令和7年度からの次期対策（5年間）でも継続し必要な予算を確保すること。また、加算措置の代替として農山漁村振興交付金を活用する場合は、事業主体設立などの要件を緩和すること

【提案の背景・現状】

- 人口減少・高齢化が進む中、地域の共同活動に係る事務作業に不安のある活動組織があり、令和7年度からの多面的機能支払制度の次期対策（5年間）での取組みをためらう組織がでている。
- 令和5年度の中山間地域等直接支払交付金が平成12年度の制度創設以来初めて満額の配当が行われず、集落協定広域化加算、集落機能強化加算及び生産性向上加算の3加算措置に取り組む集落協定では目標達成に支障が生じている。

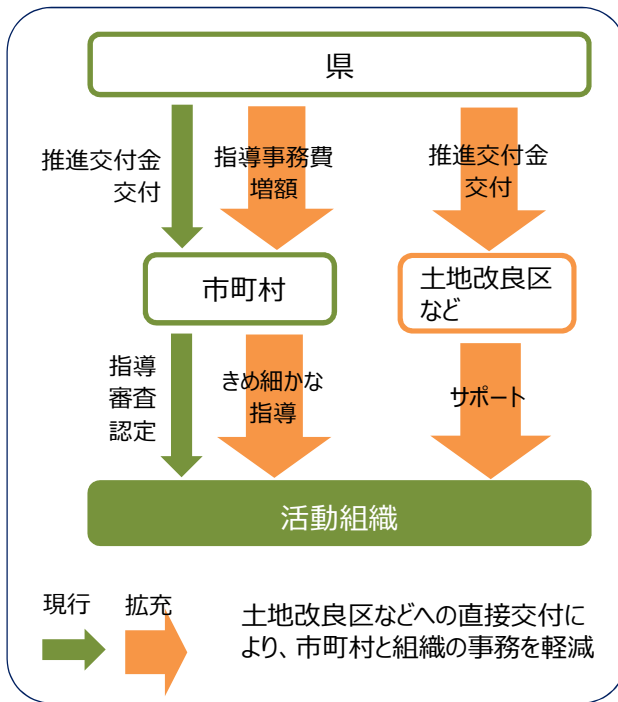
【山形県の取組み】

- 事務作業に係る課題解消に向けて、地域内から事務を担う人材発掘と育成のための女性・若者養成研修会や事務作業の外部委託者とのマッチングを支援しているが、更なる支援が必要。
- 加算措置の設定目標への影響を最小限とするため、交付金が減額された場合の目標達成見込みなど、各協定に対して取組状況に関する調査を行い、その結果を基に交付金の配分を行ったが、集落協定からは不満・不安の声が上がっている。

【解決すべき課題】

- 地域の共同活動をバックアップするため、市町村にはきめ細かな指導が求められるが、市町村推進交付金が満額配当されておらず、また、市町村もマンパワーが不足し負担が増加している。そのため、市町村と活動組織の負担を軽減し下支えするため、土地改良区などによるサポートが必要である。
- 農林水産省では設定目標の変更や農山漁村振興交付金の活用を促しているが、省力化機材のリース導入を始めているなど目標変更が困難な協定も多く、交付金の活用に関しては協議会の設立、事務負担の増加などがハードルになり、現場の実情を適切に踏まえた措置となっていない。

○多面的機能支払活動組織の事務作業をバックアップする支援



市町村に対する推進交付金の増額及び交付対象を土地改良区などに拡充

市町村は
相談会などの実施により組織の活動継続を支援

土地改良区などは
事務処理に不安のある組織へのサポートにより、土地改良区などが中間支援組織としての役割を發揮

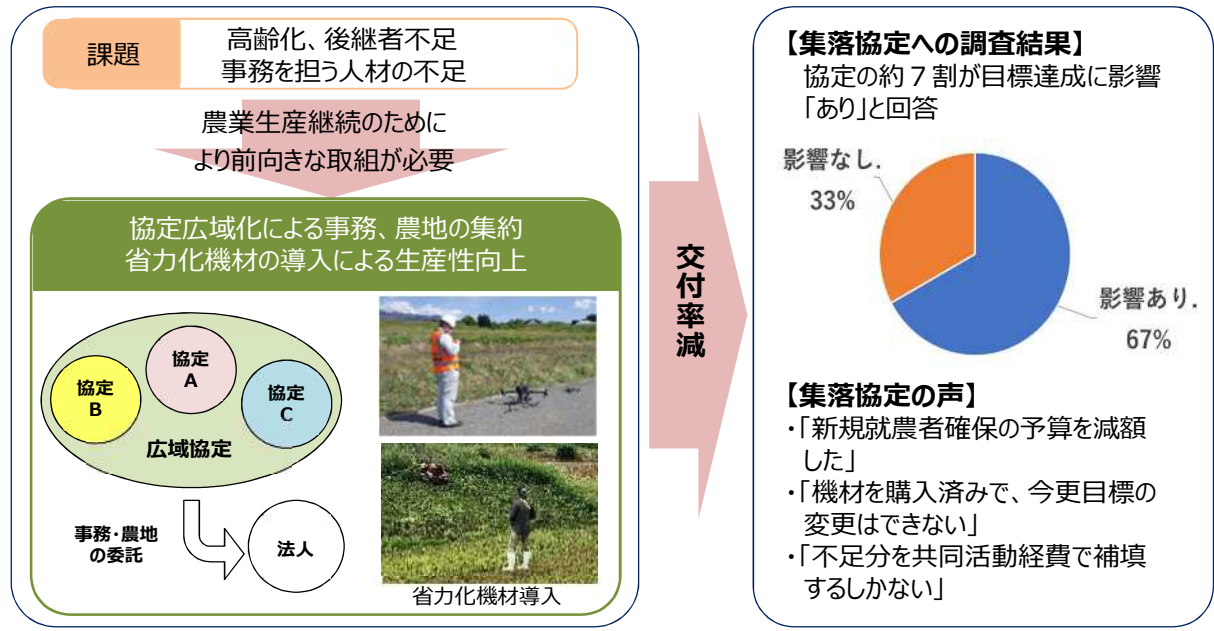


相談会で悩みを聞き取り



組織の不安を解消することにより、組織の活動が安定
⇒農地維持・共同活動の継続により地域を維持

○中山間地域等直接支払の加算措置に取り組む集落協定の目標達成に必要な支援



【減額による集落協定への影響】
・交付金返還 ・地域活動の停滞
・営農意欲の減退 ・耕作放棄地の増加

協定継続に影響

【交付金活用にも課題あり】
・事務負担の増
・購入可能な機械の制限

次期対策での加算措置の継続、且つ、必要な予算の確保が必要

【3 加算措置】 ※取組目標の設定・達成が必要

- ・集落協定広域化加算：広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援（中心的担い手確保など）
- ・集落機能強化加算：新たな人材の確保や集落機能を強化する取組を支援（新規就農者対策、高齢者支援など）
- ・生産性向上加算：農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組（ドローンによる防除など）

水田を活用した農業の持続的な発展に向けた支援の充実

【農林水産省大臣官房政策課、農産局総務課、穀物課、農産政策部企画課、農村振興局地域振興課】

【提案事項】 **予算拡充** **制度創設**

地域における水田を活用した農業の持続的な発展と食料安全保障に資するため、需要に合った米や畑作物等の生産に取り組める体制づくりが不可欠であることから、

- (1) 畑地化促進事業について、令和7年度以降も十分な予算を確保し、生産資材等の高騰など生産費が上昇している状況を踏まえ、交付単価の引上げを行うとともに、土地改良区等の関係機関への情報提供を適時適切に行うこと
- (2) 中山間地域など条件不利地域での大豆、そば等の畑作物の持続可能な生産を支援するため、畑作物の直接支払交付金の拡充など、助成措置の充実を図ること **新規**
- (3) 地域農業再生協議会が行う事務負担が増加していることから、事務マニュアルの整備やスケジュールの見直し等による負担軽減策を講じるとともに増加した業務に応じた必要な予算を確保すること **新規**
- (4) 建設費等の高騰への対応として、乾燥調製貯蔵施設等の整備に係る補助事業の上限額等の見直しと、関連する予算を十分に確保すること **新規**

【提案の背景・現状】

- 需要に応じた米生産と大豆、そば等の畑作物への作付転換には、水田活用の直接支払交付金が大きな役割を果たしている。
- 水田活用の直接支払交付金の見直し方針が示され、これまでの水田活用のあり方の前提条件が変わることを踏まえ、各地域において将来を見据えて産地の方向性を決めていく必要がある。

【山形県の取組み】

- 見直し方針が実行される令和9年度以降も、本県の水田農業が維持発展できる方策を検討するため、「水田活用産地づくり推進プロジェクト会議」を設立し、生産現場における課題の集約や支援施策等の情報提供、田畑輪換、畑作物の生産に係る技術の普及など各地域や農業者を支援する取組みを行っている。

【解決すべき課題】

- 畑地化促進事業における高収益作物の交付単価が令和6年度に減額となったことに加え、物価高騰も相まって生産者の経営状況が悪化している。
- 土地改良区等の関係機関に畑地化促進事業に関する情報提供を適時適切にするなど、現場が混乱しない対応が必要である。
- 中山間地域で大豆、そば等を作付けしている農地では、水稻作用の機械がなく担える農業者もいないなど、水稻とのブロックローテーション体系の構築が困難である。こうした農地を畑地化した場合、現在のゲタ対策の水準では経営が成り立たなくなり、離農者の増加とこれに伴う農地荒廃が加速化する懸念がある。
- 水張り等の事業要件の確認など地域農業再生協議会において新たに必要となる事務に係る負担の軽減や経費の確保が必要である。
- 近年、建設費等が高騰し、乾燥調製貯蔵施設等の整備に掛かる事業者負担の増加が課題となっていることから、事業の補助上限額や施設毎の上限事業費を引き上げるとともに、事業要望に基づく十分な予算の確保が必要である。

○これまで本県では、水田活用の直接支払交付金を活用して、大豆、そば、野菜等への作付転換を行ってきた。

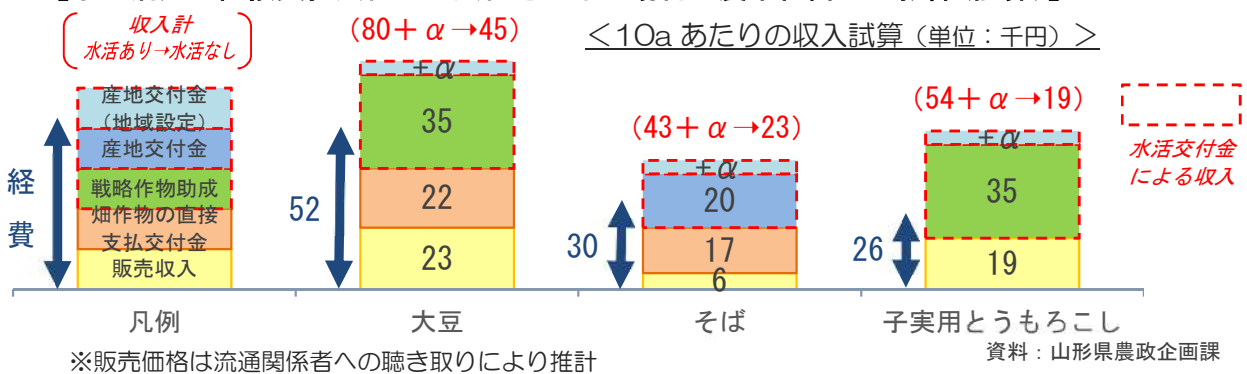
【本県における水田の活用状況（R5）】

水田面積（畦畔を除いた本地面積） 85,500										昭和45年以降
水稲作付面積 (青刈面積含む)	大豆			そば	飼料作物	※野菜	※その他作物	※その他(調整水田等)	減少した水田面積	
52,400	加工用米 4,516	新規需要米 6,959	備蓄米 3,484	4,645	4,274	2,359	5,150	3,403	7,479	22,900
需給調整						42,269				
作物作付						34,790				

参考資料：農林水産統計、国認定面積（加工用米、新規需要米）、市町村別作物作付実績（市町村における水田台帳の集計）
 新規需要米の内訳（飼料用米5,138ha、WCS用稲1,239ha、米粉用米112ha、輸出用米440ha、その他4ha）
 ※「野菜、その他作物、その他」は、R5が未調査のため、R4実績値

○本県で取組みの多い大豆、そば等は、水田活用の直接支払交付金の交付対象外とされた場合、経費が収入を上回り、営農の継続が困難となる。

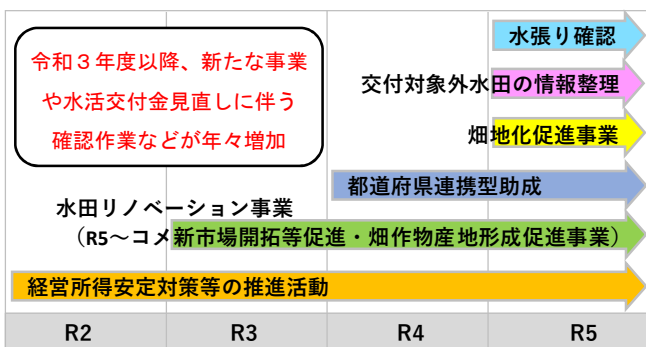
【水田活用の直接支払交付金が交付されない場合の農業経営への影響（試算）】



○地域農業再生協議会では、水張り確認のほか年々業務量が増加している。

○令和6年度の畑地化促進事業（高収益作物）の交付単価が減額となった。

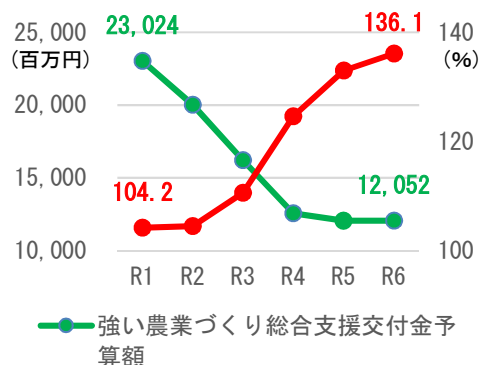
【令和3年度以降増加している主な業務】



対象作物	交付単価	
	R5	R6
高収益作物	17.5万円/10a	14.0万円/10a
畑作物	14.0万円/10a	

○近年、建設資材価格が上昇する一方で、補助事業の予算額は減少している。

【強い農業づくり総合支援交付金の予算額と建設資材物価指数（全国平均）の推移】



【地域農業再生協議会からの主な意見】

- 水張りの時期は農地によって異なり、件数も多いため、確認作業が相当の負担となる。
- 水張り確認にあたっては、地域団体等からの協力が必要であり、謝金等の経費が増加する。
- 新たな要件に伴う確認事項の追加や新規事業の取りまとめ等、年々制度が複雑化し、業務量も増加している。理解しやすい制度設計や現場での対応を考慮したスケジュール設定が必要。

資料：山形県農政企画課

園芸農業の持続的な発展に向けた支援

【農林水産省農産局総務課生産推進室】

【提案事項】 **制度創設** **予算拡充**

本県の自然や農の技術が生み出す園芸品目（果実、野菜、花き）の産出額は全国第8位で、本県農業産出額に占める割合も53%と重要な位置づけとなっている。一方、本県農業の生産基盤を取り巻く環境は、担い手の減少、生産資材価格の高騰、度重なる自然災害等の影響を受け厳しい状況にあり、営農継続や経営継承に支障を来す恐れがあることから、

- (1) 生産資材価格高騰への対応として、**営農継続に向けたハウス等の施設の再整備・改修を支援する制度を創設**すること
- (2) 円滑な経営継承に向けた対応として、**産地生産基盤パワーアップ事業の「生産基盤強化対策」において、支援対象となる「産地の範囲」を同事業の「収益性向上対策」と同様の要件に緩和**すること **新規**

【提案の背景・現状】

- 本県の園芸においては、長期出荷や品質向上の観点から施設化を推進しており、さくらんぼ、ぶどう、トマトなどの品目で施設栽培が行われている。しかし、生産資材価格の高騰などから十分な資金を確保できず、**再整備や改修が遅れ、老朽化**している施設が多い。施設の老朽化は、作業の安全性や生産性の低下を引き起こすだけでなく、高齢者等が**営農を断念するきっかけ**にもなっている。
- 樹園地の継承に向けて、産地生産基盤パワーアップ事業（生産基盤強化対策）を活用して、**雨よけハウス等の再整備・改修を希望する地域は少なくない**。しかし、対象となる「産地の範囲」が広く、特に系統外出荷の生産者が多い品目における**全ての生産者の販売額等の把握や、人口減少や高齢化が進む中での作付面積の維持等の成果目標の設定が困難**であることから、活用が進んでいない。

【山形県の取組み】

- 施設園芸における生産性の向上や営農継続の観点から、令和4年度に限り、園芸用ハウスの再整備・改修に対する助成（補助率：1/3）を本県独自に実施した。
- 「果樹王国やまがた」の維持発展に向け、令和4年度から担い手への優良な園地の継承を促進するため、果樹経営支援対策事業や産地生産基盤パワーアップ事業などに県が上乗せ補助して、「**先行投資型果樹団地**」の整備を支援している。

【解決すべき課題】

- 産地生産基盤パワーアップ事業に、資材価格の高騰に起因する離農を防ぐための**ハウス等の施設再整備・改修に係る物価高騰対策の創設**が必要である。
- 生産基盤強化対策の「産地の範囲」について、**収益性向上対策と同様に「栽培技術等をつながりのある農業者等の集まり」も設定できる**よう見直し、生産現場で活用しやすくする必要がある。

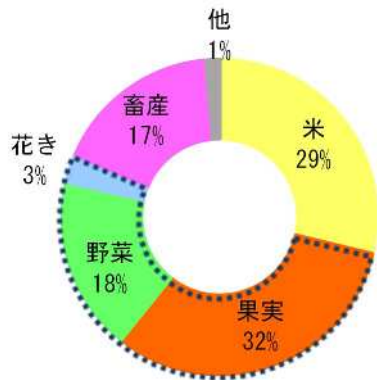
表1 園芸産出額（令和4年）

単位：億円

順位	1位	2位	3位	4位	5位	……	8位
都道府県	北海道	長野	茨城	愛知	青森		山形
産出額	2,437	1,959	1,885	1,875	1,727		1,262

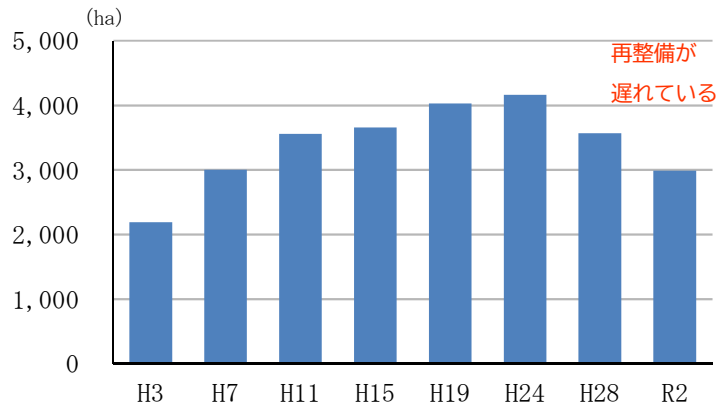
出典 農林水産省「農業産出額及び生産農業所得」（果実、野菜、花きの合計）

図1 本県産出額の部門別構成割合（令和4年）



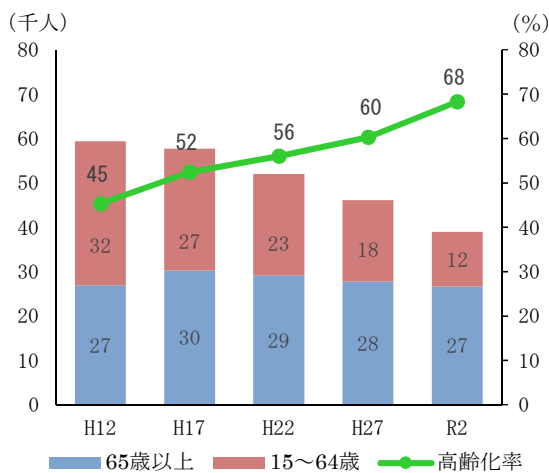
出典 農林水産省「農業産出額及び生産農業所得」

図2 本県の園芸用ハウス等の設置状況（雨よけ施設含む）



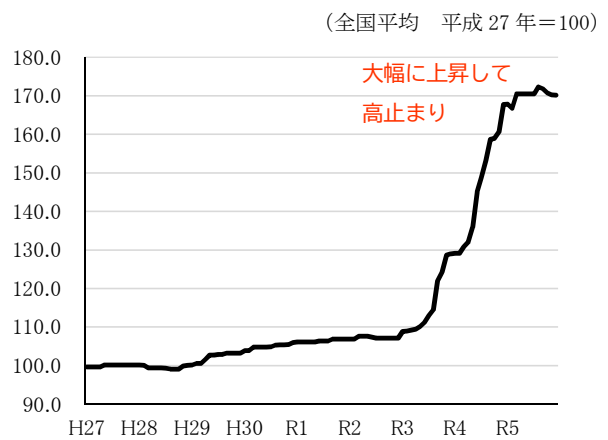
出典 農林水産省「園芸用施設の設置等の状況」ほか

図3 基幹的農業従事者数の推移



出典 農林水産省「農林業センサス」

図4 建設資材物価指数（鋼管）の推移

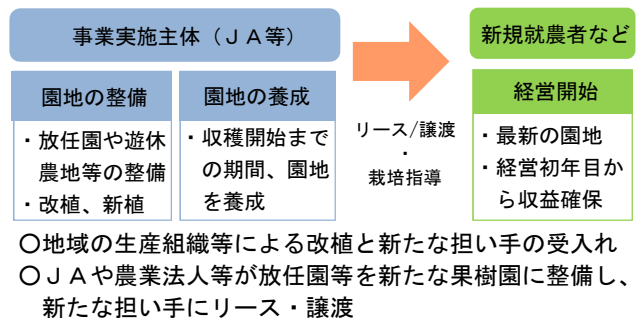


出典 一般財団法人 建設物価調査会 総合研究所「建設物価 建設資材物価指数」

表2 産地生産基盤パワーアップ事業における「産地の範囲」

区分	収益性向上対策	生産基盤強化対策
施設の再整備・改修	不可	可(5年以内の譲渡等が要件)
産地の設定	面積要件を満たせば、「栽培技術等でつながりのある農業者等の集まり」も設定可能	原則として、地域農業再生協議会が管轄する範囲を設定

○本県における「先行投資型果樹団地」の取り組みイメージ



家畜伝染病の発生予防及びまん延防止対策の強化

【農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課】

【農林水産省消費・安全局動物衛生課】

【提案事項】 **予算拡充** **制度改正**

野生動物を感染源とした家畜伝染病（高病原性鳥インフルエンザ、豚熱）の発生が国内で相次いでおり、発生予防及びまん延防止対策の充実・強化が必要であることから、

- (1) 家畜伝染病の発生予防及びまん延防止対策において中心的な役割を果たす家畜防疫員の確保・育成を図るため、獣医師養成確保修学資金給付事業に係る十分な予算を確保すること
- (2) 家畜伝染病発生時に、疫学的なリスク評価に基づく部分的な殺処分の適用を可能とすること
- (3) 分割管理や農場の飼養衛生管理を向上するための整備に係る助成対象を拡充するとともに十分な予算を確保すること **新規**

【提案の背景・現状】

- 高病原性鳥インフルエンザ及び豚熱は、その感染源として野生動物が関わる家畜伝染病であり、国内で継続的に発生している。それらの発生予防やまん延防止に携わる都道府県の家畜防疫員は、全国的に常に不足している状況にある。
- 感染が農場内の一部に限られているとみられる早い段階での発見であっても、疫学関連農場を含め農場内の全ての家畜を殺処分することとされている。
- 農場の飼養衛生管理を向上するための整備に活用できる食料安全保障確立対策整備交付金の交付対象は限定的。

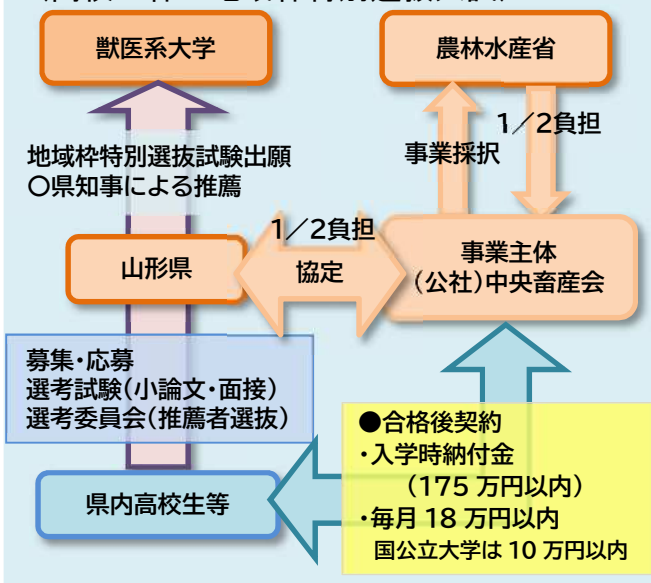
【山形県の取組み】

- 家畜防疫員となる獣医師を確保するため、高校生や獣医学生を対象とした修学資金給付事業や大学の講義への職員派遣、獣医学生インターンシップの開催、就職採用説明会への職員派遣などの取組みを行っている。
- 令和2年に発生した豚熱、令和3年に隣県での豚熱発生に起因した県内における疑似患畜の確認、ならびに令和4年に発生した高病原性鳥インフルエンザに対し、家畜防疫員を中心に迅速かつ適切に防疫措置を実施した。
- 県内の畜産農家を定期的に巡回し、飼養衛生管理の向上について繰り返し指導を行い、家畜伝染病の侵入防止に努めている。

【解決すべき課題】

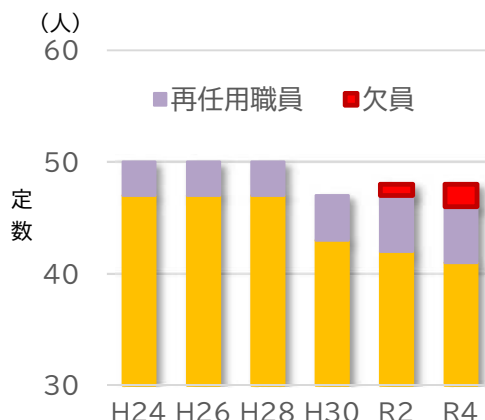
- 家畜防疫員の確保・育成を目的とする政府の獣医師養成確保修学資金給付事業に係る予算は、全国各団体（県を含む）の要望に対し不足している状況にある。これは各獣医系大学が行う地域枠入試への応募の可否に関わるため、将来的な家畜防疫員の確保に支障をきたすおそれがある。
- 近年、迅速かつ高感度な検査方法が確立しており、正確なリスク評価が可能であることから、発生リスクの低い家畜（疫学関連農場等）を含めた全ての飼養家畜を殺処分する仕組みを見直す必要がある。
- 高病原性鳥インフルエンザや豚熱が継続的に発生している状況にあって、農場の飼養衛生管理の高位平準化が急務であることから、畜産農家の実情に即した整備が推進できるよう交付金の交付対象の拡大と十分な予算の確保が必要である。

○獣医師養成確保修学資金給付事業の概要
(高校生枠：地域枠特別選抜入試)



○家畜防疫員不足の状況

山形県の農林獣医師の定数、うち再任用職員数及び欠員数の推移



資料：山形県畜産振興課

○高病原性鳥インフルエンザにおける患畜及び疑似患畜の範囲

(出典：特定家畜伝染病防疫指針)

患畜	一定の診断(判断)基準により、高病原性鳥インフルエンザに罹患したと判断された家さん
疑似患畜	ア 患畜が確認された農場で飼養されている全ての家さん
	イ 高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる症状を示す農場で、遺伝子検査等で H5 又は H7 亜型の遺伝子等が確認された家さん
	ウ イに掲げる家さんが確認された農場の、全ての家さん
	エ 患畜、疑似患畜が確認された農場と 7 日以内に飼養管理者が同一だった農場の全ての家さん
	オ 患畜、疑似患畜と 7 日以内に接触したことが明らかな家さん
カ 患畜、疑似患畜と 7 日以上前に接触していて、発症状況等から患畜となる恐れがあると家畜防疫員が判断した場合	
※患畜及び疑似患畜は全て殺処分の対象	

○迅速・高感度な検査方法の例

※一般的な所要時間・検体数を示した

検査法	所要時間	検体数/回
リアルタイム PCR	約4時間	約50検体
エライザ法	約5時間	≥100 検体

→ 防疫措置の初期段階でのリスク評価も可能

○疫学的リスク評価の必要性

- ・北海道を除く全国でワクチンが接種されている豚熱は、農場内や疫学関連農場への拡大リスクが従来よりも低くなっており、殺処分の対象を精査する必要性が高まっている。
- ・豚熱及び高病原性鳥インフルエンザの侵入リスクとして、野生動物を介したものが特に大きいことから、人や物による疫学的関連のみをもって殺処分の対象とする場合は、特に慎重であるべき。

○食料安全保障確立対策交付金の交付対象の拡充案

施設	現行	拡充案
野生動物侵入防止柵	規模拡大に伴い新たに全体を整備する場合のみ	より高機能な侵入防止柵の新たな整備
畜舎の前室	離乳豚舎のみ	繁殖豚舎・肥育豚舎及び鶏舎
車両消毒エリア	1農場1箇所まで	大規模農場の場合には複数箇所
入気口フィルター・細霧装置	鶏舎のみ	豚舎

農産物等の輸出拡大に向けた環境整備の促進

【農林水産省消費・安全局植物防疫課、輸出・国際局輸出支援課、国際地域課、畜産局食肉鶏卵課】

【提案事項】 規制緩和 制度改正 予算拡充

政府は、農林水産物・食品の輸出額5兆円(2030年)を目標に「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」による取組みを進めており、その目標達成に向けては、産地の実情に応じた、更なる環境整備が必要であることから、

- (1) 中国向け精米輸出を加速させていくため、**県内の精米工場が中国向け精米施設として指定されるよう中国政府へ働きかけを一層強化**すること
- (2) 青果物の輸出拡大に向けて、**西洋なし等の地域特有の輸出有望品目に係る検疫条件緩和**に向けた各国との植物検疫協議を開始すること
- (3) **輸出対応の食肉処理施設の整備を支援する食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業について、既存施設の改修も補助対象とすること** **新規**

【提案の背景・現状】

- 平成30年5月に「酒田港西埠頭くん蒸上屋」が、中国向け精米輸出のくん蒸倉庫として東北地方で唯一登録されたが、**県内に中国向け指定精米工場がないため、県内で精米・くん蒸が完結できず、酒田港からの中国向け精米輸出は、県外の指定精米工場を利用せざるを得ず、国内輸送費の掛かり増しが発生する。**
- 全国の収穫量の約68%を占め、県産農産物の主要品目である**西洋なし**は、香港や台湾、シンガポール等へ輸出されている。**タイへも輸出実績があり、現地での需要が見込まれるが、令和元年度以降、同国の新たな植物検疫条件により、輸出が不可能となっている。**
- 本県の食肉処理施設は老朽化が進んでいる一方、県内では牛肉のさらなる輸出拡大への期待が高まっており、**輸出対応の施設整備が不可欠である。**

【山形県の取組み】

- 中国向け精米工場の指定に向け、県内精米工場において平成29年から対象害虫のトラップ調査を継続中。また、酒田港西埠頭くん蒸上屋の通年利用に向け、冬期間のくん蒸の基準温度確保のため、加温設備を整備(令和6年度完了見込)。
- 農林水産省の青果物の輸出環境課題に対する要望調査において、西洋なしのタイ(令和元年度～)及びベトナム(令和2年度～)向け植物検疫協議を要望している。また、令和6年度はタイで青果物のプロモーション事業を実施予定。
- (株)山形県食肉公社は、食肉処理施設の老朽化を踏まえ、県や関係機関によるコンソーシアムを組織し施設の在り方に関する基本構想策定を進めているが、施設の新設には多額の費用を要することから、**長寿命化改修整備**を検討している。

【解決すべき課題】

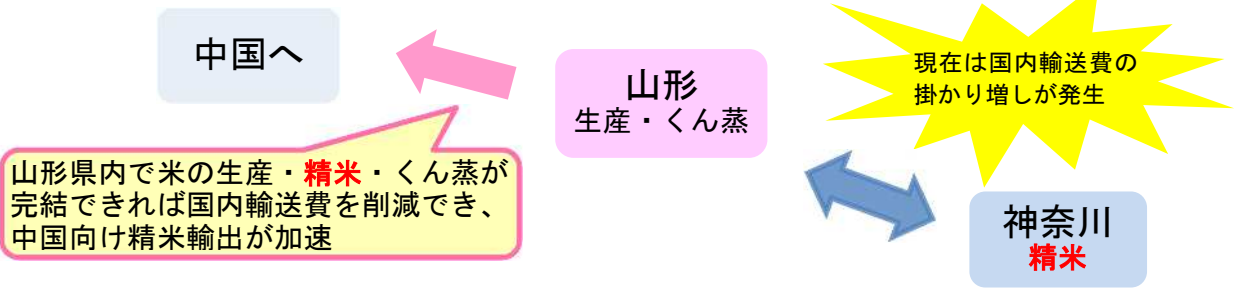
- 中国向け精米輸出を加速するため、**東北地方で唯一の登録くん蒸倉庫を有する県内の精米工場が中国向け施設として指定される必要がある。**
- 地域の多品目を継続出荷(さくらんぼ→西洋なし→りんご等)することによる輸出拡大を実現するため、**産地が限定的な輸出有望品目についても、地域の実情を踏まえ、検疫条件緩和に向けた、政府間交渉を強化**する必要がある。
- 食肉処理施設の長寿命化改修整備にあたっては、輸出対応を可能とするための費用や資材価格高騰による掛かり増し費用により事業者負担が大きくなることから、既存の補助事業にはない**改修整備を支援する制度の拡充**が必要である。

◆中国向け精米輸出の輸送ルート

【現状】
 ・中国への精米輸出については、中国側が認めた精米工場・くん蒸倉庫での処理が必要
 ・米の主産地にも関わらず東北地方には指定精米工場がない

→

・山形県内の精米工場が指定されれば山形県産米の中国向け精米輸出が増加
 ・東北各県や新潟県からの中国向け精米輸出の増加も期待される



◆西洋なしの輸出の状況

【現状】
 ・全国的に輸出拡大できる見込みが高い国・品目が優先され、本県の「西洋なし」のように特定の産地が全国の収穫量の多くを占める農産物の植物検疫協議は進んでいない。

→


・地域の輸出拡大機運醸成の牽引役の効果が期待できることから、産地が限定的な輸出有望品目についても各国・地域の検疫条件の緩和が必要

本県の西洋なしの輸出

	H27	(Kg)			
		R1	R2	R3	R4
香港	5,756	1,816	7,212	4,480	7,568
台湾	6,075	1,150	650	650	603
シンガポール	445	1,414	1,385	873	213
マレーシア	750	1,085	495	475	617
タイ	175	-	-	-	-
計	13,676	8,725	10,705	6,628	9,207

※現地の嗜好に合わせた硬度に調整することにより、近年は東南アジアに対する輸出が増加傾向にある。

西洋なしの植物検疫条件

品目	
タイ	×
ベトナム	×
米国(本土)	×

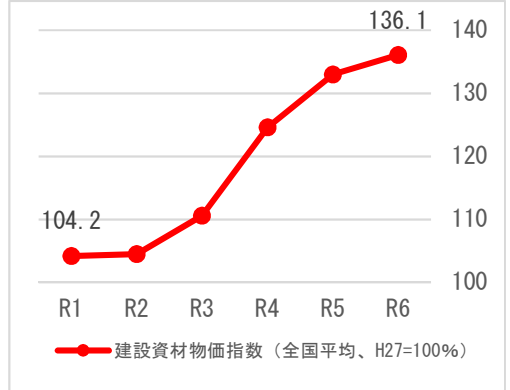
凡例) × : 輸入禁止又は輸入条件が不明なため、輸出が不可能
 資料 : 植物防疫所「検疫条件一覧」

◆輸出対応の食肉処理施設

牛肉の認定施設の状況 (令和5年12月現在)

主な輸出国等	認定施設数 (全国)	
		東北
香港	14	岩手
米国	16	岩手
台湾	28	青森、岩手、秋田 山形 (県公社)

◆建設物価指数の推移



出典 一般財団法人 建設物価調査会 総合研究所
 「建設物価 建設資材物価指数」

山形県担当部署 : 農林水産部 農産物販路開拓・輸出推進課 畜産振興課
 TEL : 023-630-2427
 TEL : 023-630-2471

森林(モリ)ノミクスの加速による森林資源の循環利用の促進

【農林水産省林野庁林政部経営課・木材利用課、森林整備部整備課】

【提案事項】 予算拡充

国産材の利用拡大や再造林の推進、担い手の確保により、日本の森林資源の循環利用を促進するため、本県で実践している森林資源を活用し地域活性化につなげる『森林ノミクス』の取組みを一層加速する必要があることから、

- (1) 「新しい林業」を担う高度人材の育成強化に向け、森林・林業分野を専攻する専門職大学の学生が「緑の青年就業準備給付金」を受給できるよう要件を拡充すること **新規**
- (2) 公共建築物の木造化・木質化への補助率引上げや、民間施設等を補助対象とするなど、木材利用を促進する支援を拡充すること **新規**
- (3) 林業経営に適した森林において、主伐・再造林、保育、間伐等の森林整備を計画的かつ確実に実行できる十分な予算の確保を行うこと

【提案の背景・現状】

- 平成30年に学校教育法が改正され、専門性が求められる職業の実践的かつ応用的な知識や技術を学修する専門職大学の制度が新設された。
- 国産材の活用による森林資源の循環利用や脱炭素社会の実現に資するため、令和3年10月、通称「都市(まち)の木造化推進法」に改正され、対象が公共建築物から民間建築物を含む建築物一般に拡大された。
- 戦後植林された人工林が本格的な利用期を迎えている中、花粉発生量の削減や森林吸収量の確保に向け、主伐・再造林やその後の保育、間伐等を計画的に進めるための森林整備予算の確保が全国的に課題となっている。

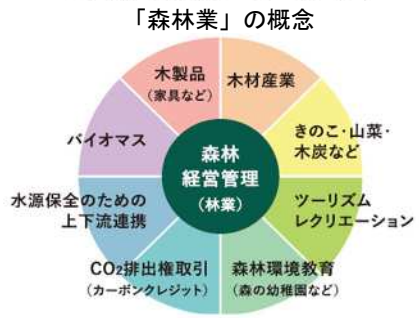
【山形県の取組み】

- 令和6年4月に開学した県立の東北農林専門職大学の森林業経営学科では、林業を起点とした森林資源のフル活用に取り組む「森林業」分野を担う高度人材を育成しているが、「緑の青年就業準備給付金」の受給対象とならないため、県独自の支援金給付制度を創設し、学生の就業・定着支援を行っている。
- 民間建築物での県産木材の更なる利用拡大を図るため、山形県建築士会及び木材関係団体と協定を締結し、中大規模木造建築物を設計できる技術者(やまがた木造設計マイスター)の養成に取り組んでいる。
- 森林吸収源対策や花粉発生源対策を強化するため、特定母樹の種子生産を行うとともに、低コスト再造林や効率的な間伐への支援、スマート林業の普及、県産木材の利用促進に取り組んでいる。

【解決すべき課題】

- 「研修期間が概ね1年かつ概ね1,200時間以上」としている「緑の青年就業準備給付金」の給付要件を、専門職大学の教育課程に対応させる必要がある。
- 新築住宅着工戸数が減少する中、木材の利用を拡大するため、公共建築物に加え、民間施設の木造化・木質化支援等を強化していく必要がある。
- 森林整備の予算を十分に確保し、主伐・再造林による森林の若返りと適期の間伐等を計画的かつ確実に実行していく必要がある。

○東北農林専門職大学（森林業経営学科）



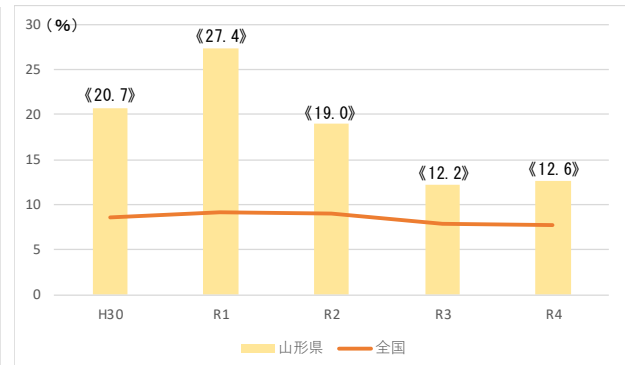
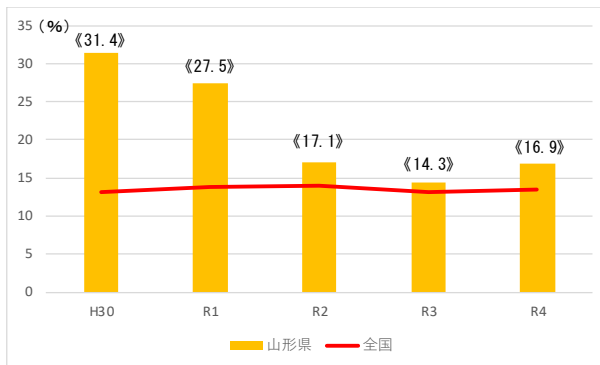
<主な特色>

- ・「森林業」を学ぶことができる日本唯一の学科
- ・研究者教員と「現場経験豊富な実務家教員」を配置し、理論に加え「実践力」を重視した教員体制
- ・最新の生産技術や経営理論と、学内外の豊富なフィールド実習など、「実践力」を修得する充実したカリキュラム
- ・スマート林業を実践する事業体など、県内外約50箇所の実習先を確保。3年間で計90日、実際の事業現場で経営も含めた「実践的なスキル」を身に付ける臨地実務実習を実施

○公共建築物の木造化率（床面積割合）

○民間施設の木造化率（床面積割合）

・本県の公共建築物、民間施設ともに木造化率は近年10%台で推移しており、より一層の木造化の取組みが必要



<令和6年度の公共建築物に関する木造化や内装木質化の補助内容>

- [木造化] 原則、建築工事費※の15%以内
ただし、次に該当するものは1/2以内
- ・CLT等の強度又は耐火性に優れた建築用木材を構造耐力上主要な部分に活用する建築物
 - ・耐火建築物又は三階建ての準耐火建築物
 - ・角材を活用した壁柱や重ね梁を活用した建築物
- [内装木質化] 木質化事業費の1/2以内
ただし、建築工事費※の37.5%を超えないこと
- ※「建築工事費」とは、建築物を新築する際の建築工事費全体。既存施設において木質化を行う場合は、当該施設と同様の施設を新築した場合の建築費を試算。

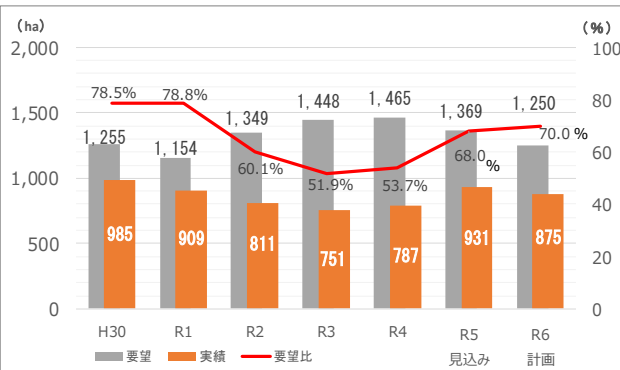
○本県の民有人工林の齢級構成

- ・戦後植林された人工林は本格的な利用期を迎えている
- ・主伐前の人工林では計画的な間伐が必要



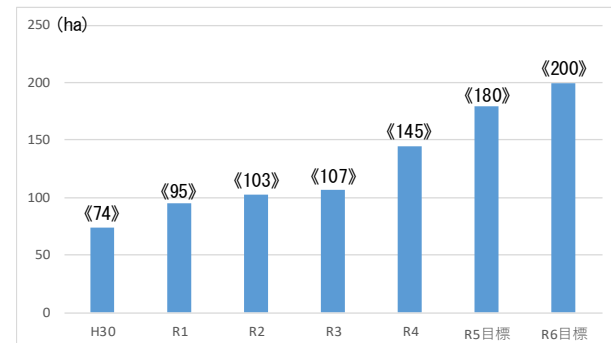
○本県の間伐事業の推移（要望と実績の乖離が拡大）

- ・本県では再造林面積の増大に取り組んでおり、森林整備予算の不足により、間伐必要量と実績との乖離がますます拡大する恐れ



○再造林面積の推移

- ・本県の再造林面積は着実に増加（R4年度はH30年度の約2倍）しており、目標達成に向け、より一層の再造林の取組みが必要



水産業の成長産業化に向けた支援の強化

【農林水産省水産庁漁政部企画課、増殖推進部研究指導課、漁場資源課、漁港漁場整備部防災漁村課】

【提案事項】 **予算拡充** **制度改革**

本県の水産業を取り巻く状況が厳しさを増す中、水産業の成長産業化に向けて、**新規漁業就業者の確保・育成や水産業者の創意工夫に対応した支援、水産資源の保護・管理に向けた取組みの強化が必要**であることから、

- (1) **新規漁業就業者を対象とした所得保障制度（漁業版経営開始資金）の創設、漁家子弟（子、親族）に対する支援等、経営基盤の弱い新規就業者に対する支援の充実**を図ること
- (2) 水産業者の多様な取組みを支援するため、水産業成長産業化沿岸地域創出事業等の**予算を十分に確保**するとともに、**支援対象を鮮度保持等の付加価値向上に資する機器等にも拡充し、幅広いニーズに対応**すること
- (3) **漁業資源の確保・保全と安全操業の確保**に関し、政府が排他的経済水域（EEZ）にも関わらず日本漁船の入域を制限している大和堆周辺水域で安全操業できるよう、**外国漁船による違法操業の排除**についてさらなる強化を図ること

【提案の背景・現状】

- 山形県の漁業就業者数は減少しており、**新規就業者の確保が必要**である。また、**本県の漁業は独立経営体が主体であるが、独立直後の収入の安定性が低いことが独立就業を妨げる一因**となっている。
- 現行の水産業成長産業化沿岸地域創出事業等では、支援対象を漁船や漁具等に限定するなど、事業の目的や用途が限定的であり、**漁業者の創意工夫に対応できる支援制度**となっていない。
- いか釣り漁業等の主たる漁場である大和堆周辺水域の一部では、日本の排他的経済水域内に関わらず、**北朝鮮や中国の漁船による違法操業が繰り返され、日本の漁船の安全確保のため入域が政府により制限されていることから、その水域での水揚げが少なく、また周辺水域も含めた操業への不安**が大きい。

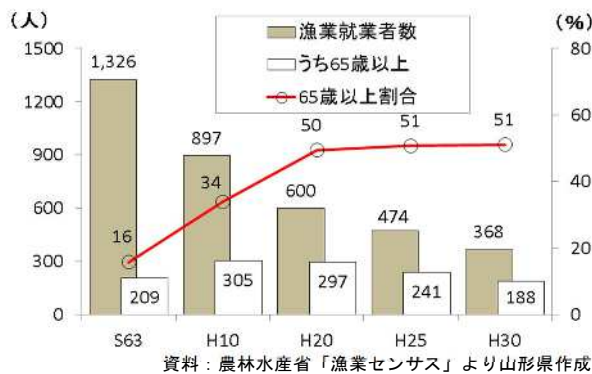
【山形県の取組み】

- **新規独立漁業者の経営安定を支援するため、独立直後3年間における所得保障（年150万円）を令和3年度から実施している。また、漁家子弟（子、親族）に対する研修時の給付金制度（年150万円）を令和4年度に創設した。**
- 水産業者に対する**本県独自のオーダーメイド型の支援制度**を令和3年度から実施している。

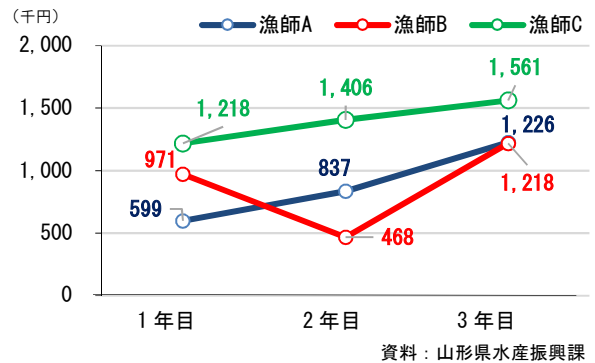
【解決すべき課題】

- **新規就業の促進には、独立前後の経営の安定化に向けた支援が必要**である。
- 水産業者の幅広いニーズに対応できるよう、**水産業成長産業化沿岸地域創出事業等の十分な予算を確保するとともに、支援対象を鮮度保持等の付加価値向上に資する機器等にも拡充し、柔軟かつ機動的な支援制度とする必要がある。**
- 大和堆における**外国漁船の違法操業を排除し、漁業資源保全と安全操業の確保を図る必要がある。**

○漁業就業者の推移（山形県）



○新規独立漁業者の漁業所得額試算（山形県はえ縄）



本県の漁業就業数は、平成30年に368人となり、昭和63年の1,326人の約3割まで減少した。平成20年以降は65歳以上の高齢者が漁業就業者の半数以上を占めており、新たな担い手の確保が必要である。

また、新規独立漁業者は独立直後の収入が安定しないことから、新規独立漁業者を確保するためには、所得を保障することなどにより独立経営の不安を取り除くことが必要である。

○生産額拡大に向けたオーダーメイド型支援事業の一例

- ・豊洲市場等への出荷額増加を図るため、出荷時の高鮮度保持に有効な薄片氷用製氷機を購入
- ・イワガキの食品安全性を確保・PRして単価向上を図るため、紫外線殺菌装置を整備
- ・漁獲マグロの品質向上と高鮮度保持のため、マグロ釣り機、電気ショッカー等を整備

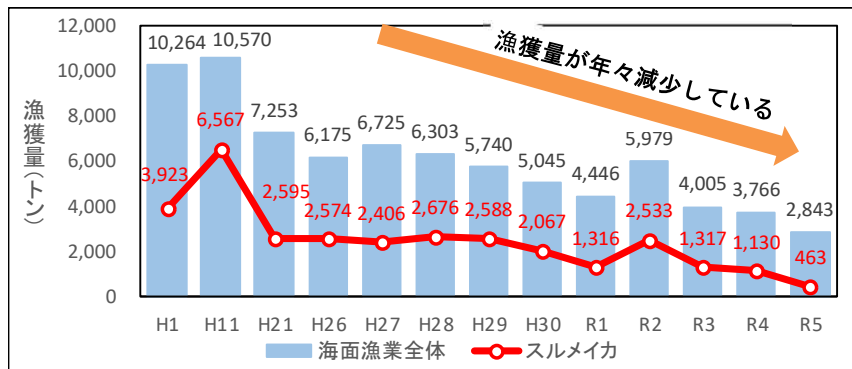


薄片氷用製氷機



紫外線殺菌装置

○海面漁業漁獲量の推移（山形県）



本県の海面漁獲量は、令和5年に2,843tとなり、平成元年以降最も少なかった。

また、その内、本県の主要な魚種であるスルメイカも463tまで激減している。

○日本海大和堆周辺水域における水産庁漁業取締船による退去警告延べ隻数の推移

暦年	北朝鮮漁船	中国漁船	計
R元	4,007	1,115	5,122
R2	1	4,393	4,394
R3	0	582	582
R4	19	19	38
R5	24	44	68

本県中型いか釣り船団の主要漁場となる大和堆において、退去警告隻数は減少はしているものの、依然として不法侵入が繰り返されている。

資料：水産庁「日本海大和堆周辺水域における外国漁船への対応状況について」より山形県作成

世界最先端のバイオ技術を核とした 新産業の創出などの取組みに対する支援の充実強化

【内閣官房 デジタル田園都市国家構想実現会議事務局】
【内閣府 地方創生推進事務局、科学技術・イノベーション推進事務局】
【厚生労働省 大臣官房】

【提案事項】 **制度創設**

産業の持続的発展・成長には世界最先端の研究に支えられた新たな取組みやイノベーションが重要であり、地域の特徴を活かした新産業創出、地域活性化等の取組みに対し、支援の充実・強化が必要であることから、

- (1) 慶應義塾大学先端生命科学研究所の研究教育活動支援、同研究所発スタートアップの創出や事業化支援など**地域のイノベーションに資する多様な取組みについて、支援を行う自治体等に対して財政支援を行うこと**
- (2) **政府関係機関の地方移転方針に基づき設置した「国立がん研究センター・鶴岡連携研究拠点」の運営については、政府が責任をもって継続的な財政措置を行うこと**

新規

【提案の背景・現状】

- 最先端技術を活用した産業振興には、基礎から応用までの幅広い研究活動への支援や研究成果を活用した事業化の支援等の取組みが有効であり、慶應先端研をはじめとする研究機関やスタートアップ企業が立地する鶴岡サイエンスパークにおける取組みについては、令和3年に内閣府から「地域バイオコミュニティ」の認定を受けるなど高い評価を得ている。一方で、**研究所における研究教育活動や地域バイオコミュニティの取組みに対する政府の財政支援はない。**
- バイオ研究の成果を活用し、**バイオ関連産業の集積を促進するためには、同研究所発スタートアップ企業等による事業化の促進に加えて、地域の産学官金が連携して取り組むバイオクラスター形成の取組みや、研究者等の人材確保に資するまちづくりなど、多面的な取組みに対する柔軟な支援が必要であり、令和6年度まではデジタル田園都市国家構想交付金を活用して財源を確保できる見込みであるが、令和7年度以降活用できる制度はない。**
- 国立がん研究センター・鶴岡連携研究拠点における取組みは、地方移転後の研究成果の活用による急性白血病治療薬の開発や遠隔アシスト手術の実施による地域医療の高度化につながっている。一方、**同拠点の運営費については、令和7年度まではデジタル田園都市国家構想交付金を活用して財源を確保できる見込みであるが、現時点で令和8年度以降活用できる制度はない。**

【山形県の取組み】

- 本県と鶴岡市が地方単独で年間合計7億円の支援を実施して、世界最先端の研究に取り組む慶應先端研の研究教育活動を支えており、その研究成果等は令和5年度に実施した外部委員の評価においても高い評価を得ている。
- 慶應先端研や先端研発スタートアップ企業と地域企業が連携した共同研究や事業化に向けた取組みを支援している。
- 国立がん研究センター・鶴岡連携研究拠点は、現在（～令和7年度）、デジタル田園都市国家構想交付金の採択を受け、本県と鶴岡市が整備運営費総額の1/2を支援している。

【解決すべき課題】

- 国際競争力を持つ研究機関に対する地方単独での支援の継続には多大な財政負担が生じることから、安定的な研究基盤確保の観点から、政府を挙げた支援が必要である。
- 慶應先端研の優れた研究成果を活用した事業化やスタートアップ企業の創出は、2022年に「スタートアップ元年」を宣言し、第二の創業ブーム実現を目指す政府の施策に資するものであることから、政府による積極的な財政支援が必要である。
- 政府関係機関の地方移転の取組みは政府が主導して実施したものであるから、移転後の政府関係機関の運営費については、政府が責任を持って将来にわたる継続的な財政措置を行うことが必要である。

慶應先端研への支援実績及び主な成果

慶應先端研への支援累計

(単位:百万円)

慶應先端研スタートアップ企業(8社)

	第1期末 (H17末)	第2期末 (H22末)	第3期末 (H25末)	第4期末 (H30末)	第5期 (R5末現在)
山形県	5,362	7,287	8,337	10,087	11,837
鶴岡市ほか	2,713	4,288	5,338	7,088	8,838
計	8,075	11,575	13,675	17,175	20,675



※平成11年度から令和5年度末まで山形県及び鶴岡市等が206億7500万円にのぼる支援を実施



慶應先端研の企業 Spiber(株)が開発した素材を使用した環境配慮型の製品



慶應先端研と地域の企業との共同研究により開発されたワイン [G7 広島サミットで提供]



鶴岡サイエンスパーク全景
慶應先端研、産業支援センター、スタートアップ企業、宿泊滞在施設、児童教育施設等が整備されている

国立がん研究センター・鶴岡連携研究拠点への支援実績及び主な成果

国立がん研究センター・鶴岡連携研究拠点への支援累計

(単位:百万円)

	第1期末 (R2末)	第2期			計	累計 (R5末現在)
		R3	R4	R5(予算)		
山形県(一財)	297	51	48	48	147	444
鶴岡市(一財)	312	51	48	48	147	459
政府(交付金)	582	103	96	96	295	877
合計	1,190	206	191	193	590	1,780

<研究活動における成果>

> 研究成果を活用し企業と共同研究している急性白血病治療薬の臨床試験を開始 (R4.3)

<地方創生に係る成果>

> 国立がん研究センター東病院と鶴岡市立荘内病院との連携によるがん相談窓口の設置や遠隔アシスト手術(13件/R4.12~)の実施



山形県担当部署：産業労働部 産業技術イノベーション課

TEL：023-630-2553

中小企業・小規模事業者の事業継続と持続的発展の取組推進

【内閣府 地方創生推進事務局】

【経済産業省中小企業庁 経営支援部 経営支援課、小規模企業振興課】

【提案事項】 **制度創設** **予算拡充**

地域経済の活力を維持するため、中小企業・小規模事業者の事業継続及び持続的発展を支える必要があるので、

- (1) 災害で被災した事業者への支援について、災害の度に支援対象が異なることのないよう、被災した事業者の**個々の被害状況に応じて、事業者が簡易な手続きで速やかに災害復旧に活用できる恒久的な補助事業制度を創設**すること
- (2) コロナ禍で自治体が独自に実施した中小企業・小規模事業者への資金繰り支援策により生じる**後年度負担に対する長期的な支援を実施**すること
- (3) **自治体が行う「商工団体の体制維持・拡充」への地方交付税措置を強化**すること

【提案の背景・現状】

- 近年自然災害が頻発しているが、全体として被害規模が比較的小さな災害であっても、個々の事業者に目を向けると甚大な被害を受ける事例が多く発生し、自治体としても**復旧支援の対応に苦慮**している。
- コロナ関連融資を活用した多くの事業者では、既に償還を開始している状況にある。現時点では、概ね順調に償還を進めているが、物価高騰など**厳しい経営環境が続けば、多くの事業者で計画通りの償還が困難**となることが想定される。
- **商工団体による伴走型支援**は、地域の中小企業・小規模事業者の事業継続の下支えとなっており、コロナ禍を経て地域経済の活力を維持するために、**ますます重要**となっている。

【山形県の取組み】

- 災害発生の都度、政府の補助金を活用した補助事業のほか、県独自の無利子融資又は低利融資による金融支援を実施し、被災事業者の災害復旧や生産性向上等の取組を支援。
- コロナ禍には、政府の対応に先駆けて県独自の資金繰り支援として、市町村・金融機関と連携した10年間無利子・無保証料での融資を実施。
- 商工団体の体制維持や事業活動に要する経費への支援を継続的に実施するとともに、経済状況などに応じて臨時的な支援措置も適宜実施。

【解決すべき課題】

- 災害全体ではなく、**個々の事業者の被害状況に応じ、事業者が簡易な手続きで災害復旧に活用できる常設の災害復旧補助制度**が必要である。
- 地方創生臨時交付金を原資とする基金の設置年限（5年）を超える期間（令和8～12年度）の利子及び保証料の補給は自治体負担となっており、自治体が新たな施策を機動的に展開する妨げとなっているため、**後年度負担を軽減する長期的な財政支援**が必要である。
- 中小企業・小規模事業者への支援を通して地域経済の活力を支える**商工団体の体制維持・拡充**のためには、これまで以上に手厚い支援が必要である。

■ 本県における近年の災害及び政府による支援

		R2豪雨災害	R4豪雨災害
激甚指定 ※中小企業等の被害への適用	本激 (基準適用県)	○ (熊本県)	×
	局激 (基準適用相当県)	○ (福岡県、大分県)	×
災害救助法 (適用県)		○ (山形県、長野県、岐阜県、 島根県、福岡県、佐賀県、 熊本県、大分県、鹿児島県)	○ (青森県、山形県、新潟県、 石川県、福井県)
山形県の状況	商工業被害状況	約1,230百万円 県内15市町村 173事業者に被害	約700百万円 県内9市町村 117事業者に被害
	政府による 施設・設備復旧 補助の有無	○	×

災害の度に支援対象が異なり、迅速・公平な復旧支援の妨げとなっている。

R4豪雨災害では、R2豪雨災害と同様に多くの商工業者に被害が及んだが、政府による施設・設備復旧補助の支援対象とはならなかった。

※R2豪雨災害時に政府が実施した「なりわい再建支援事業」では、激甚災害（本激）基準適用等の一定の要件を満たす県だけではなく、**従来の事例では対象とならなかった局激基準相当の県及び災害救助法の適用県にも対象が拡大**された。

なりわい再建支援事業、被災小規模事業者再建事業（持続化補助金）

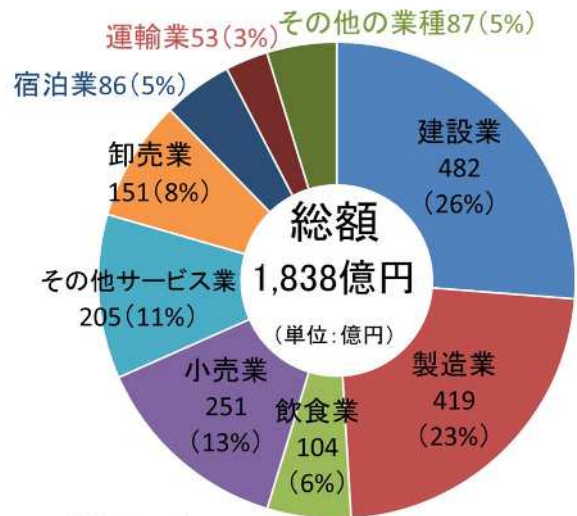
■ 山形県商工業振興資金「地域経済変動対策資金」

(コロナ禍で実施した本県独自の融資制度)

〔制度概要〕

- ・新型コロナの影響で、売上が前年比▲30%以上の中小企業者に10年間無利子・無保証料で運転資金を手当した融資制度
(融資受付：令和2年3月16日～8月31日)
- ・県、市町村、金融機関、信用保証協会が負担することで中小企業者の利子及び保証料の負担をゼロとしたもの

〔融資実績〕



〔今後の自治体負担〕



自治体の負担が必要
合計40億円

R8～R12の利子補給・保証料補給は交付金による基金では非対応

山形県担当部署：産業労働部 産業創造振興課
商業振興・経営支援課

TEL：023-630-2134
TEL：023-630-3950

観光産業の持続的発展に向けた地方への支援の充実・強化

【国土交通省観光庁観光産業課、国際観光部国際観光課、参事官（外客受入）、観光地域振興部観光地域振興課、観光資源課】

【提案事項】 **制度創設** **予算拡充**

急速に回復する国内外の観光需要を着実に取り込み、地方における観光消費額を増加し、裾野の広い観光産業の本格的な回復を図るため、

- (1) 高い経済効果が期待できるインバウンドに関し、本県を含む地方観光地の魅力発信や旅行商品の造成・販売支援など、大都市圏に集中している外国人観光客を地方に誘導するための施策をより強力に展開すること
- (2) 「地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業」に関し、十分な財源を確保するとともに、継続的な支援を行うこと
- (3) 宿泊業の深刻な人手不足の解消に向け、事業者間連携による就業環境の改善、省人化設備の導入などの取組みや、外国人を含めた求職者とのマッチング機会の創出などの人材確保の取組みを支援すること **新規**

【提案の背景・現状】

- 国内外の旅行者数は全国的にコロナ禍から回復傾向であるものの、インバウンドについては本県を含む地方部は大都市圏に比べ回復が遅れている。
- 宿泊業は地域経済の重要な担い手だが、家業的な経営形態である小規模事業者が多く、多様化する旅行者のニーズやデジタル化に的確に対応していくには資金面での負担が大きく、支援が必要である。
- 地方の宿泊業は、慢性的な人材不足が続いており、十分な人材を確保できない状況にある。

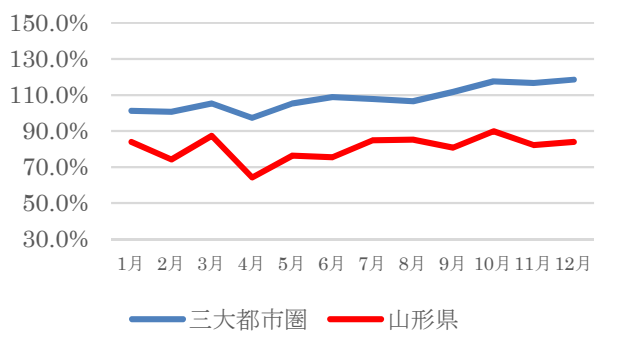
【山形県の取組み】

- 本県には出羽三山に代表される精神文化や、蔵王の樹氷といった自然、美食・美酒など、海外に訴求力のある観光資源が豊富にあり、ターゲット層に合わせたプロモーションや受入環境整備など、官民連携による誘客促進を図っている。
- 観光事業者の事業継続と発展に向け、予約管理システムの導入などのDX等による経営効率化や客室のバリアフリー化などの高付加価値化に向けた取組みへの支援を行っている。
- インターンシップを通じた将来の人材確保に向け、台湾の大学関係者と本県の宿泊事業者とを結びつける面談会の実施などの取組みを行っている。

【解決すべき課題】

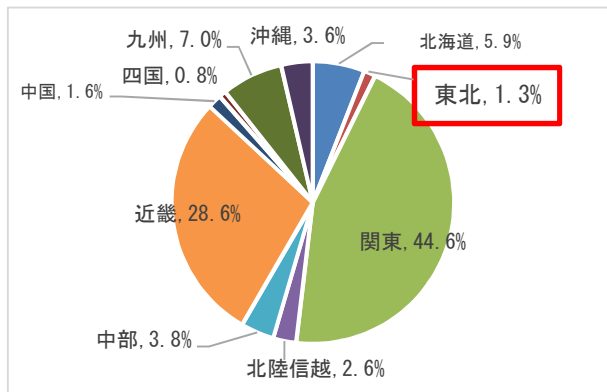
- 持続可能な観光地づくりの推進に向け、旺盛なインバウンド需要による経済効果を全国に波及させるため、政府においても施策の充実が必要である。
- 観光施設のデジタル化・高付加価値化を一層促進し、観光消費額の拡大や旅行単価の上昇を通して、地域全体の発展につなげるため、政府における継続的な支援が必要である。
- 外国人材の受け入れ拡大などを含め、宿泊業の人材を確保し、観光地・観光産業の持続的な発展を実現する必要がある。

【令和5年宿泊旅行者数（全体・令和元年比）】



(出典) 観光庁「宿泊旅行統計調査(2023)」(速報値)
 ※三大首都圏は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県の合計

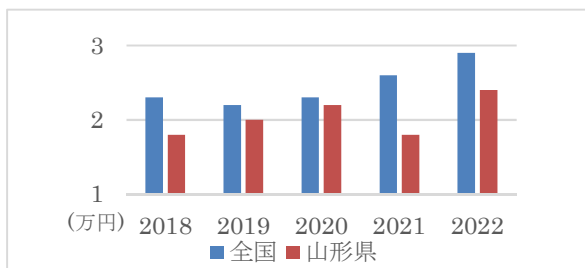
【外国人延べ宿泊者数の地域別割合】



(出典) 観光庁「宿泊旅行統計調査(2023)」(速報値)

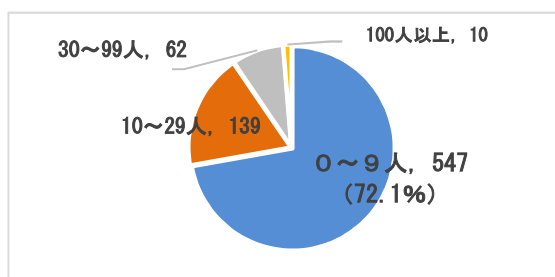
令和5年の延べ宿泊者数は徐々に回復傾向にあるが、令和元年比の推移を見ると、本県は三大都市圏を下回る。また、外国人延べ宿泊者数の東北シェアは極めて低い。

【宿泊旅行消費額単価の推移】



(出典) 観光庁「旅行・消費動向調査」

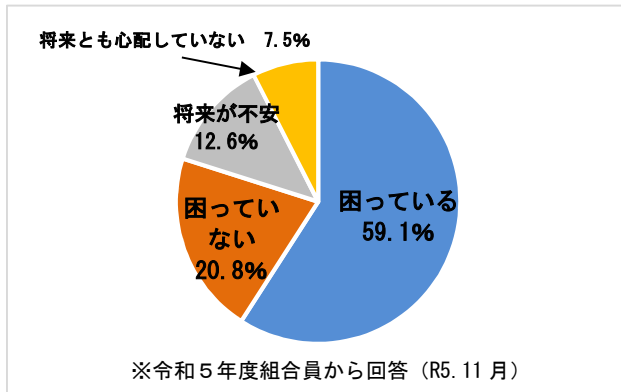
【県内の従業者数別宿泊施設数（令和5年12月）】



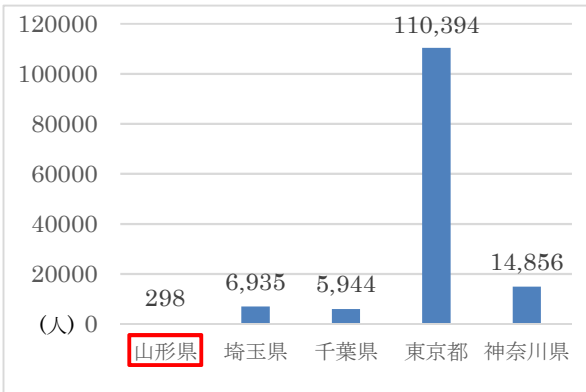
(出典) 観光庁「宿泊旅行統計調査(2023)」(速報値)

本県の宿泊旅行消費額単価は全国と比べ低い状況が続いている。また、本県における宿泊施設は、その7割以上が従業者数10人未満であり大半を小規模な事業者が占めている。

【山形県旅館ホテル組合による人手不足に関する実態調査】



【宿泊業、飲食サービス業における外国人労働者数】



(出典) 厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況一覧 (令和5年10月末時点)

山形県旅館ホテル組合の調査によると、「人手不足で困っている」、「将来が不安」と回答した組合員の割合は71.7%。また、本県の宿泊業、サービス業における外国人労働者数は都市圏と比べ、極めて少ない。



(出羽三山山伏修行体験) (やまがた出羽百観音プロジェクト) (世界の蔵王プロジェクト)

山形県担当部署：観光文化スポーツ部 観光交流拡大課 TEL:023 - 630 - 3821

特色ある文化資源を活かした地方創生の推進

【文部科学省 文化庁 政策課、文化資源活用課、参事官（生活文化創造担当）】

【提案事項】 予算拡充

- 地域の文化資源を活かした文化プログラムの展開や、文化財を観光資源として活用する取組みは、地方創生に大きく寄与するものであることから、
- (1) 地方の特色あるオーケストラや美術館、文化財などの優れた文化資源を活かした文化活動の活性化に向けた取組みへの支援を充実すること
 - (2) 文化財を確実に次世代に継承するため、所有者等が行う耐震対策を含めた保存修理及び維持管理への助成支援に係る財源を十分に確保するとともに所有者等の負担軽減のため補助率の引上げを図ること
 - (3) 伝統行事及び伝統芸能の継承・継続に向け、地域の実情に合わせた補助対象の拡大を図るとともに、支援に係る予算を拡充すること **新規**

【提案の背景・現状】

- 文化団体及び文化施設等による自主・自立的な優れた文化芸術の鑑賞機会の創出や国内外への本県文化の魅力発信に向けて、文化庁補助金を活用しながら取組みを進めてきたが、補助採択が厳しさを増していることから、地域の文化活動の衰退や継承の機会の喪失が懸念されている。
- 山形県内の国指定文化財の保存修理や維持管理の費用が年々増大するとともに、近年の地震災害を踏まえた耐震対策が求められる中、国庫補助について十分な予算配分が行われておらず、修理等の事業期間の延長を余儀なくされるケースや、所有者負担が大きく適時適切な修理等ができない事例が生じている。
- 地域で守り、受け継がれてきた伝統行事・伝統芸能については、子どもや若者も含めた人手不足や多額の経費負担のため、一部地域では今後の継続が危惧されている状況にある。

【山形県の取組み】

- 山形交響楽団や山形美術館、県生涯学習文化財団など、県内の文化団体及び文化施設等が連携して、県民の良質な文化芸術鑑賞機会の創出や本県の魅力発信など、山形県の文化芸術の交流・発信に係る取組みを展開。
- 山形県文化財保存活用大綱に掲げる「文化財の保存と活用の好循環」に向けた取組みとして、本県を代表する精神文化である出羽三山や山寺、慈恩寺などを観光振興や地域づくりなどに積極的に活用するとともに、国指定文化財の保存修理に対する本県独自の上乘せ補助等を行っている。
- 地域の有形・無形の文化財を保存・活用する取組みに対して、本県独自の登録制度により支援するとともに、民俗芸能団体が抱える課題解決に向けた意見交換の場を設けて、団体間の情報共有を図っている。

【解決すべき課題】

- 山形交響楽団をはじめとする地方の優れた文化資源を活用した文化活動の活性化に向けた取組みへの支援の拡充及び継続が必要である。
- 地域の宝である文化財の維持と次世代への継承については、計画的な保存修理と伝統行事・伝統芸能の継承・継続に対する支援制度の拡充が必要である。

山形県の文化芸術の交流・発信に係る取組み

厳しい経営状況下においても、県内の文化団体及び文化施設等が連携して、県民の良質な文化芸術鑑賞機会の創出や本県の魅力発信など、山形県の文化芸術の交流・発信に係る取組みを展開。

山形交響楽団

親子向け演奏会、オーケストラの日など誰もが気軽に楽しく音楽に親しむ機会の創出や重要文化財である文翔館を会場に演奏会を開催し、観光誘客、地域活性化を図る。



県生涯学習文化財団

参加型で文化を身近に感じてもらえるような企画を実施。また、山形交響楽団と小中高生アマチュア団体との合同演奏会等を開催し、文化芸術の担い手育成につなげる。



連携

山形美術館

優れた美術作品や本県の歴史文化を紹介する展示を実施し、本県の魅力を発信。



弦地域文化支援財団

本県ゆかりの劇団の公演、さくらんぼの日になんだコンサートの開催等による本県の魅力発信、県外との文化交流につながる事業を展開。



山形県における国指定文化財の状況と伝統芸能の継承に当たっての課題

国指定文化財が10年間で11件増加

(近年の主な国指定文化財)

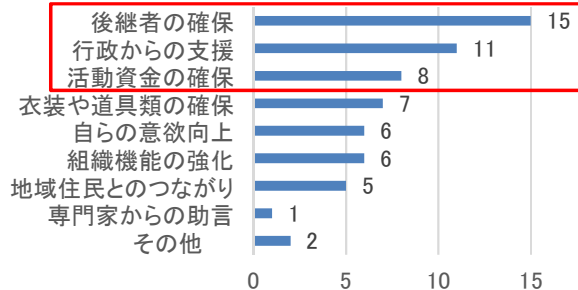
- ・旧東田川郡役所及び郡会議事堂 (R4)
 - ・山居倉庫(R3)
 - ・小山崎遺跡(R2)
 - ・旧柏倉家住宅(R2)
 - ・館山城跡(H28)
 - ・慈恩寺旧境内(H26)
 - ・松例祭の大松明行事(H26)
- など



旧東田川郡役所

※国指定文化財件数 173件(令和6年2月現在)

民俗芸能団体が抱える課題



令和2年度実施「文化財保護実態調査」結果より

文化財の活用例



羽黒山五重塔 (鶴岡市)

ライトアップやプロジェクションマッピングに合わせて夜間参拝を実施するなど、観光振興に取り組んでいます。

日本遺産
出羽三山「生まれかわりの旅」



慈恩寺 (寒河江市)

慈恩寺に伝わる修験の道を親子で歩く体験を通して、地域の歴史や伝統文化を学ぶ等の「親子伝統文化体験事業」を実施しています。

日本遺産
山寺が支えた紅花文化

山形県担当部署：観光文化スポーツ部 県民文化芸術振興課 TEL：023-630-2012

被災者生活再建支援制度の充実

【内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）】

【総務省自治財政局財政課】

【提案事項】 **予算拡充** **制度創設**

現行の被災者生活再建支援制度では、適用状況によって被災者間に不均衡が生じる場合や被災者の迅速な生活再建に結びつかない場合があり、制度の充実が必要であることから、

- (1) 被災者生活再建支援法の適用要件を見直し、同一災害により被害を受けた**全ての市町村を一体として支援**すること
- (2) 県と市町村が共同で行う**独自の被災者生活再建支援制度への特別交付税措置**について、**対象を市町村にも拡大**すること
- (3) 現行制度とは別に、高齢者等が安心して生活できる住環境の再建に向け、**被災地域の実情等を踏まえた支援の創設**を図ること

新規

【提案の背景・現状】

- 令和元年の山形県沖を震源とする地震では、940棟の住宅が被災し、同年の東日本台風では、本県を含め広い地域で被害が発生した。また、令和2年7月豪雨では住宅被害が777棟、最大約1万人が避難し災害救助法を適用した。
- これらの災害により、県内で大きな被害が生じたにも関わらず、被災者生活再建支援法の基準を満たす市町村はなく、生活再建にあたり大きな負担となった。
- 更には、令和4年8月の豪雨災害では、752棟の住家被害が12市町で確認されたものの、被災者生活再建支援法が適用されたのは2町にとどまり、同一災害でも、市町村毎の被害状況の違いにより、法適用に差が出る結果となった。

【山形県の取組み】

- 山形県沖を震源とする地震では、生活を再建するうえで極めて重要である住宅の復旧について、被害の状況を踏まえ、**新たに、県・市町村による独自の「被災住宅復旧緊急支援事業」**を実施し、被災者の一刻も早い生活の再建に取り組んだ。
- 被災者間に不均衡が生じないよう、令和4年11月に、**政府の制度を補完する県と市町村が連携した独自の被災者生活再建支援制度を創設**し、令和4年8月の豪雨災害の被災者から適用・支援している。

【解決すべき課題】

- 同一の災害による被災にも関わらず、災害規模の要件が当てはまるかどうかにより、適用対象外となり、**被災者間に不均衡が生じる事例があるため、適用基準を見直す必要**がある。
- 早期の生活再建のため、政府の制度を補完する地方自治体独自の制度が創設されているが、**特別交付税措置については都道府県のみ**となっている。
- **本県等の高齢化率が高い地域では、被災後の一時避難に伴う住民の分散や若い世代の流出によって、高齢者の孤立化が懸念されるため、地域コミュニティが維持されるよう、住環境の再建に向けた支援が必要**である。

令和元年6月山形県沖を震源とする地震

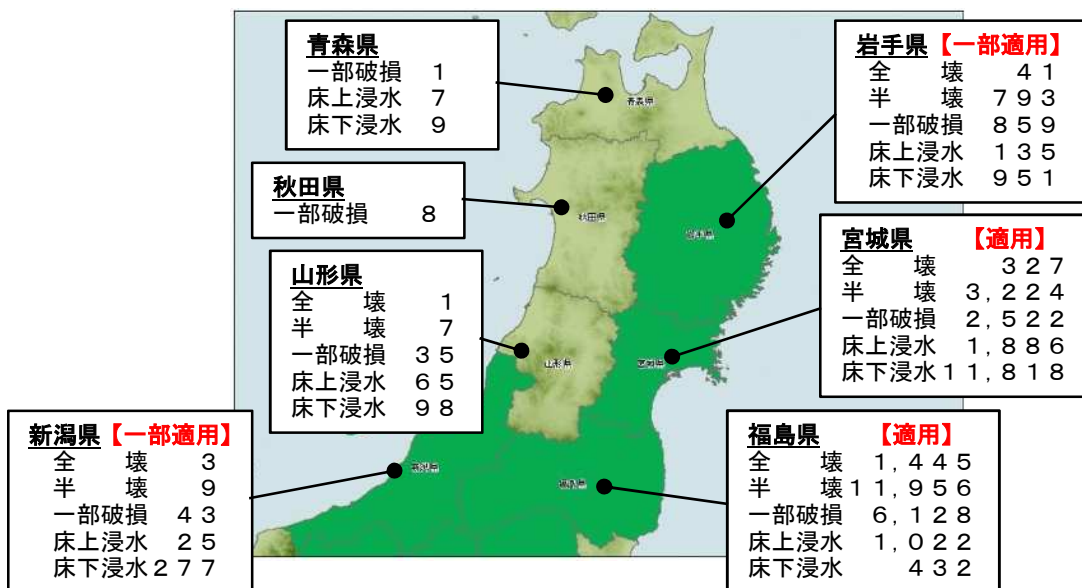
住家の屋根瓦が破損・落下し、ブルーシートによる応急対応を実施（鶴岡市小岩川）



屋根瓦が落下した住居と屋根瓦（鶴岡市小岩川）



令和元年東日本台風による被害状況及び適用状況（令和4年3月2日現在：最新報）



令和2年7月豪雨



冠水した道路と住居の浸水被害（河北町押切）

令和4年8月の豪雨



落橋した大巻橋（飯豊町小白川）

日本海東縁部における地震・津波観測体制の充実・強化と津波防災対策に係る財政支援の充実

【内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（防災計画担当）】

【文部科学省研究開発局地震火山防災研究課】

【国土交通省総合政策局社会資本整備政策課、都市局都市安全課、水管理・国土保全局砂防部保全課海岸室】

【提案事項】 予算拡充

日本海側は、東北地方太平洋側と比較して津波の到達時間が極めて短いため、大規模地震発生時における沿岸住民の速やかな避難など津波防災対策を一層推進する必要があることから、

- (1) 日本海東縁部における地震・津波観測体制を充実・強化すること **新規**
- (2) 津波防災対策への財政支援を拡充すること

【提案の背景・現状】

- 日本海側における統一的な津波断層モデルの公表を受け、本県を含む日本海側の道府県は、津波防災地域づくり法により「最大クラスの津波」に係る津波浸水想定や津波災害警戒区域の指定に取り組むなど、これに基づく津波防災対策を推進している。
- 東北地方太平洋側にはGPS波浪計や海底地震計8箇所と日本海溝海底地震津波観測網（S-net）が整備されているのに対し、日本海東縁部の海域にはGPS波浪計3箇所と調査観測・研究用の海底地震計が整備されているのみである。
- 津波防災地域づくり法に定める推進計画の作成については、市町村に対する財政支援がない。

【山形県の取組み】

- 平成26年8月公表の津波断層モデルを踏まえ、津波防災地域づくり法に基づく津波浸水想定を設定し、被害想定と併せて平成28年3月に公表している。
- 被害想定では、発災後すぐに避難を開始した場合、人的被害を最大95%減少させることができる試算となっている。
- 平成31年3月に東北初となる津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定を遊佐町で行い、令和2年3月には酒田市・鶴岡市で指定した。
- 県では、これまで津波災害警戒区域指定市町による避難路整備、避難誘導案内標識や避難路への夜間照明の設置に対し、**独自の補助を実施**している。
- 更に、**能登半島地震の教訓を踏まえ**、令和6～8年度の実施を計画していた避難路への夜間照明の新設に対する支援を、令和6年度に一括前倒しするとともに、既存の夜間照明を**停電対応型に改修**する工事に対して支援している。

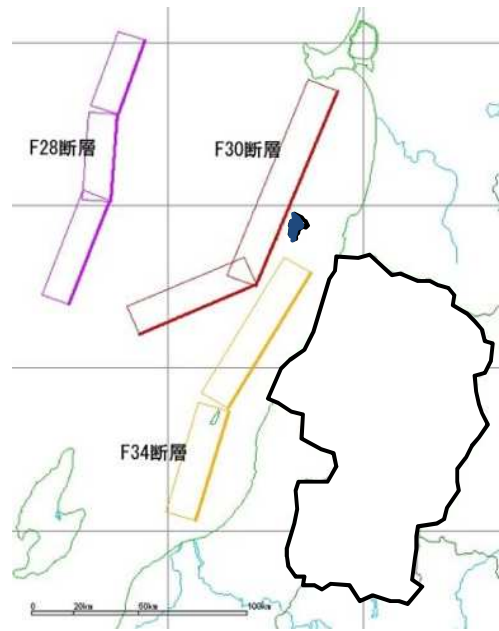
【解決すべき課題】

- 能登半島地震においても観測されたように、日本海側は、東北地方太平洋側と比べると津波の到達時間が極めて短いことから、**沿岸住民の速やかな避難のためには、日本海東縁部における地震・津波観測体制の充実・強化を急ぐ必要がある。**
- 津波からの避難場所や避難路の整備について、国庫負担割合の引上げや対象の拡大、市町村の推進計画作成のための財政支援の創設など、**津波防災対策への財政支援の拡充**が必要である。

<観測体制>



GPS 波浪計及び海底地震計設置状況



津波断層モデル（抜粋）

日本海側の観測計器数は、太平洋側に比べて少ない。また、海底活断層が陸地に近いところにあるため、地震の発生から津波到達までの時間が限られている。

<避難行動パターンの比較による人的被害の差異（死者数）>

避難行動パターン	単位	F30断層			F34断層		
		冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
津波影響人口	人	10,280	11,710	10,630	10,250	11,410	10,480
人的被害(死者) 早期避難者比率 が低い場合	人	2,610	3,070	2,830	5,060	3,130	4,580
↓							
人的被害(死者) 全員が発災後すぐ に避難を開始した 場合	人	130	190	240	960	260	660
減少率 (小数点以下四捨五入)	%	95	94	92	81	92	86

※ 上表では、断層別に次のマグニチュードを想定している。
F30断層・・・7.8、F34断層・・・7.7

災害対応力を強化するための男女双方等の視点による 防災対策への支援

【内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）】

【内閣府男女共同参画局総務課】

【総務省消防庁国民保護・防災部防災課、地域防災室】

【提案事項】 **制度創設**

防災や減災、災害に強い社会を実現するためには、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された女性等の視点からの災害対応が行われることも重要であることから、

- (1) 防災分野への女性の参画や登用を促進するため、**各種媒体による周知・啓発**を持続的に行うなど、**機運の醸成**を図ること
- (2) 男女双方や性的マイノリティの視点に配慮し、**避難所における安全・安心を確保**するため、**生理用品などの備蓄や男女共用の多目的トイレの設置といった環境整備に対する支援制度を創設**すること

【提案の背景・現状】

- 本県でも令和2年7月や令和4年8月の豪雨災害において、避難所の開設を経験したことを受け、各市町村へアンケートを実施した結果、乳児用ミルク・生理用品などの備蓄や、授乳スペースや間仕切りの設置といったプライバシーの確保など、施設面で格差が生じ、**女性への配慮が課題**となった。
- 女性を始め、すべての人が平等に安全で健康的な避難生活を送りやすい設備や環境づくり（例：授乳室や着替え室の設置のためのパーテーション、夜間照明など）が必要であり、**防災分野における女性の参画**やその**機運の醸成**を図っていく必要がある。

【山形県の取り組み】

- 防災主管課と男女共同参画主管課が連携し多様な視点からの避難所運営のポイントをまとめたチラシ「男女双方の視点で、みんなに優しい避難所づくり」を作成し周知・啓発に取り組んでいる。
- 「ダイバーシティ防災」に関する県防災フォーラムやセミナーの開催、県防災士会による「防災に関わる女性の視点 意見交換・交流会」を開催し周知・啓発を行っている。

【解決すべき課題】

- 自主防災組織などの防災分野は、従来の自治会ベースで構成されるなど、中高年層の男性が多く、女性の声を届けにくいため、**防災分野における女性の参画や登用の必要性**について、粘り強く持続的に啓発活動を続けていく必要がある。
- 避難所における施設面での格差をなくすため、**避難所の安全・安心を確保する備蓄や設備への支援が必要**である。
- 災害対応において、特に避難所運営については、自主防災組織を始めとした住民主体の運営が基本となる中、**女性と男性、及び性的マイノリティの方々では災害時に受ける影響に違いがあること**についての周知・啓発が必要である。

◎防災主管課と男女共同参画主管課が連携し作成したチラシ

「男女双方の視点で、みんなに優しい避難所づくり」

男女双方の視点で、みんなに優しい避難所づくり
安全・安心な避難所運営のために
 ～お子さん、妊婦、高齢者、障がいがある方への配慮をお願いします～



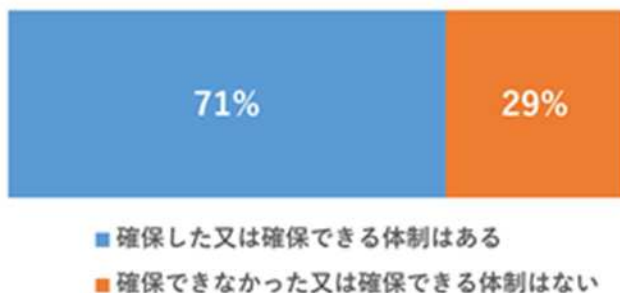
<p>避難所の運営体制に男女双方が参画</p>  <p>避難者の心身の健康の維持のため、男女双方のニーズにきめ細かく対応できるよう、管理責任者に女性も配属しましょう。</p>	<p>衛生環境・コロナなど感染症の予防</p>  <p>食事の前やトイレの後の手洗い、こまめな消毒・換気、マスクの着用、三密の防止などに心がけましょう。</p>	<p>性別による役割分担の偏りをなくす</p>  <p>「責任者やリーダーは男性、食事づくりは女性」など、性別で役割を固定していませんか？できる人が分担・協力しましょう。</p>
<p>男女別の更衣室・授乳室・おむつ替えスペースの設置</p>  <p>老若男女が共同生活をする避難所では、安心して着替えや授乳ができるスペースが必要です。</p>	<p>乳幼児のいる家庭、介護・介助が必要な人のためのエリア</p>  <p>高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦など、配慮が必要な人のための優先スペースを設けましょう。</p>	<p>安全で行きやすい男女別のトイレ</p>  <p>夜間照明の設置、女性トイレと男性トイレの場所は離すなど、安全面に配慮しましょう。多目的トイレも確保しましょう。</p>
<p>DV、性犯罪、性暴力を防止する環境整備</p>  <p>女性だけでなく、子ども（男女）も被害者になる場合があります。巡回警備、2人以上での行動呼びかけなど、安全を確保しましょう。</p>	<p>避難者名簿の作成と個人情報の取り扱い</p>  <p>避難者の情報管理は支援を行う上で重要です。DV防止等のため、個人情報の管理は徹底しましょう。</p>	<p>女性用品（生理用品、下着等）は女性が配布</p>  <p>女性用品の配布は男性には伝えづらく、また受け取りづらいため、女性が行いましょう。</p>

相談・連絡先など

【作成】山形県 防災くらし安心部・子育て若者応援部 (R2.9)

◎令和2年7月豪雨における避難所運営に関するアンケート結果

授乳スペースを確保又は確保できる体制にあったか



できなかった主な理由

- ・一般避難者と要配慮者スペースの区別ができなかった
- ・施設によって対応が異なる
- ・施設面で格差が生じた

山形県担当部署：防災くらし安心部 防災危機管理課
 しあわせ子育て応援部 多様性・女性若者活躍課

TEL : 023-630-2230
 TEL : 023-630-2674

鳥海山における観測体制の拡充及び 火山避難施設整備に係る財政支援の充実

【内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）、同（防災計画担当）】
【文部科学省研究開発局地震火山防災研究課】【総務省消防庁消防・救急課】
【国土交通省総合政策局、都市局、水管理・国土保全局】
【気象庁 地震火山部 管理課、火山監視課】

【提案事項】 **予算拡充**

常時観測火山における噴火の兆候となる火山現象の変化をいち早く捉え
伝達することが重要であり、住民のみならず、外国人を含めた観光客や登山
客などを対象とした警戒避難体制の整備が必要であるため、

- (1) 火山噴火の予兆現象を的確に把握し、噴火による被害を最小限にする
ため、本県の**常時観測火山（鳥海山）における観測体制の充実・強化に**
取り組むこと
- (2) 突発的な噴火から身を守るために必要な、退避壕や退避施設等の**避
難施設整備に対する財政支援を拡充**すること

【提案の背景・現状】

- 平成 26 年の御嶽山の噴火災害や平成 30 年の草津白根山の噴火災害では、火
口周辺において、噴出された噴石等により多くの登山者等が死傷するなど、大き
な被害が発生している。
- 御嶽山の噴火災害の教訓等を踏まえ、平成 27 年 7 月に活動火山対策特別措置
法が一部改正され、火山監視観測体制の充実や噴火に備えた施設の整備などを推
進することとされた。
- 本県の常時観測火山である鳥海山では、国内有数の広い想定火口域に対応し
た**十分な観測機器や避難施設が設置されていない。**

【山形県の取組み】

- 県内では、火山毎に設置した火山防災協議会において、平常時から関係者が「顔
の見える関係」を築き、被害想定等を踏まえた噴火警戒レベルの設定や火山防災
対策など、警戒避難体制の検討を行っている。
- 平成 27 年 10 月に蔵王山、平成 30 年 5 月に吾妻山、平成 30 年 10 月に鳥海山
において、噴火警戒レベルに応じた周辺住民、登山者・観光客等を対象とした避
難計画を策定した。

【解決すべき課題】

- 蔵王山及び吾妻山に一定程度の観測機器が設置された一方で、国内有数の広い
想定火口域を有する鳥海山においては十分な観測機器が設置されていないこと
から、観測体制の充実・強化のため、**監視カメラや地震計の増設が必要**である。
- 鳥海山において、突発的な噴火時の避難施設となる山小屋の屋根の補強や退避
壕等の設置が必要であるため、**消防防災施設整備費補助金の避難施設整備に係る
補助率の引上げ等、財政支援の拡充が必要**である。

<庄内平野から望む鳥海山>



<鳥海山における強化が必要な観測機器の設置位置>



<火山観測用望遠カメラ>



<退避壕（アーチカルバート型）>



消防力の充実・強化のための財政支援措置の拡充等

【総務省消防庁 消防・救急課、地域防災室】

【提案事項】 **予算拡充** **制度創設**

全国的に自然災害が頻発化・激甚化する中、迅速かつ的確な対応のためには、地域の消防力の充実・強化が必要であることから、

- (1) 消防団員の年額報酬に係る**地方交付税措置を拡充**するとともに、年々減少傾向にある消防団員の確保のため、消防団協力事業所に対する**税制優遇制度を創設**すること
- (2) 消防学校の教育訓練用資機材及び実践的訓練施設の整備並びに市町村消防団車両の整備に対する**補助制度の拡充**を図ること

【提案の背景・現状】

- 令和3年以降の消防団員報酬等の基準策定、地方財政措置の見直しにより、処遇改善に一定の進捗は見られたが、県内市町村の多くは面積が広大で集落が点在していることから、多くの団員を確保する必要があるため、**普通交付税措置額を大幅に上回る経費を負担**している。また、団員の被雇用者割合が約8割を占める中、消防団活動への地域の理解増進のため、市町村からは、消防団協力事業所の増加に向けて、**幅広い業種に恩恵が及ぶ税制優遇についての要望**が寄せられている。
- 消防学校への財政措置は、一部を除き交付税措置であるが、施設老朽化による修繕を優先する必要があるため、教育訓練用資機材の更新や訓練施設の整備財源確保に苦慮している。また、道路の損傷を伴う大規模災害への対応としては、小型自動車による消防救急活動が有力な選択肢となり得るが、市町村においては消防団車両の**更新に向けた財源の確保**が厳しい状況にある。

【山形県の取組み】

- 令和6年4月1日現在、**県内のほとんどの市町村が基準どおり**の年額報酬としており、消防団協力事業所に対しては、入札優遇措置を県及び11市町村で導入している。なお、県独自の団員確保策として、団員が県内登録事業所から割引等のサービスを受けることのできる「やまがた消防団応援事業」を実施している。
- 消防学校では、県内消防本部が設備を更新する際に県へ譲渡してもらい、再利用することにより、教育訓練の維持を図っている。

【解決すべき課題】

- 地域防災の中核とされる消防団を維持していくためには、**市町村の地理的条件に応じた特別交付税措置の拡充**など、更なる支援が必要である。また、消防団協力事業所の増加には、税制優遇措置等のインセンティブの付与が大変有効だが、税制優遇は収入減に直結するため、自治体の取組み拡大に向けては、**減収補てん措置の創設が必要**である。
- 甚大な被害をもたらす災害がいつ、どこで発生してもおかしくない状況下において、消防学校の教育訓練の充実は必須であり、**補助制度や起債制度の拡充**が求められる。また、市町村消防団車両については、近年の価格高騰の影響もあり、**財政力の脆弱な地方自治体への十分な補助**が必要である。

■人口 10 万人あたり消防団員数（令和 5 年 4 月 1 日）

	市部（13）				町村部（22）			
	自治体名	団員数	人口	10万人あたり 団員数	自治体名	団員数	人口	10万人あたり 団員数
上位	尾花沢市	556	14,433	3,852	大蔵村	246	2,939	8,370
	新庄市	1,033	33,374	3,095	鮭川村	311	3,871	8,034
	村山市	648	22,232	2,915	舟形町	332	4,887	6,794
下位	天童市	951	61,052	1,558	河北町	445	17,322	2,569
	米沢市	772	77,232	1,000	中山町	258	10,722	2,406
	山形市	1,357	240,441	564	山辺町	243	13,685	1,776
	市部計	13,078	838,333	1,560	町村部計	8,265	204,063	4,050

普通交付税の単位費用算定基礎では、基準として、人口 10 万人あたりの消防団員を 583 人としているが、本県では区域面積が広い自治体が多く、この場合、集落も点在していることから、当基準を大幅に超える団員数を確保している。

山形県独自の消防団員確保策【やまがた消防団応援事業（H28.11～）】



- 県内の消防団員へ「消防団カード」を交付し、消防団員が県内の登録店舗・事業所などでカードを提示すると各種割引サービスなどの特典を受けられる。
- 登録店舗・事業所数は 389（令和 6 年 3 月 31 日現在）

■消防学校訓練車両

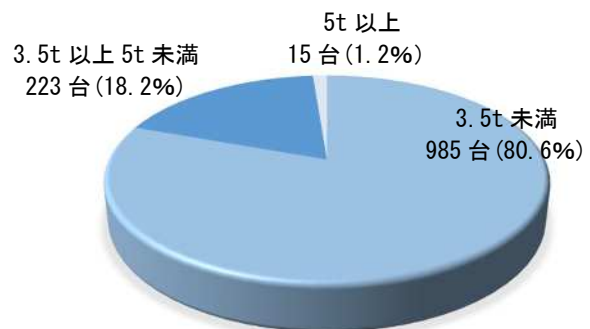


救助工作車

H3.3 購入(32年間使用)
取得価格 3,200万円
新規購入価格 15,548万円

- 教育訓練に使用する消防車両の中には高額な車両もあり、また、校舎も老朽化が進んでいる。
- 厳しい財政状況の中で、消防学校の施設・設備の整備費用捻出は難しい。

■県内消防団の消防ポンプ自動車保有状況（R5.4.1）



- 県内消防団が保有する自動車のうち約 2 割は、損傷した道路での走行に不安が大きい 3.5t 以上の車両である。また、平成 29 年 3 月 12 日以降に普通免許を取得した者は、3.5t 以上の車両を運転できない。
- 消防団設備整備費補助金においては、消防ポンプ自動車を補助対象としていない。

農山漁村地域の防災・減災、強靱化に向けた支援の強化

【農林水産省 大臣官房地方課、農村振興局設計課、水資源課、地域整備課、防災課】
【林野庁森林整備部治山課】【水産庁漁港漁場整備部計画課】

【提案事項】 予算拡充 制度改正

近年、自然災害が激甚化・頻発化する中、防災・減災対策を加速化し、県土強靱化をしっかりと進めていく必要がある。近年これまでには考えられない豪雨や地すべり、夏季の高温少雨による災害が発生していることから、

- (1) 政府の「防災減災・国土強靱化のための5か年加速化対策」**予算を安定的に確保**しつつ、**自治体の負担軽減に配慮**すること
- (2) 近年の干ばつなど多様な災害状況に応じた農地・農業用施設災害復旧事業の**弾力的な運用**を図ること **新規**
- (3) 計画的な治山施設の設置や長寿命化対策、土砂流出防備・飛砂防備機能等の維持・向上のための森林整備など、災害に強い森林づくりを強力に進めるため、**治山対策に要する十分な予算を確保**すること
- (4) 安全対策向上・強靱化に資する浚渫など、**漁港機能の維持・確保に要する十分な予算を確保**すること

【提案の背景・現状】

- 政府の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」は令和7年度までであり、防災・減災対策を強力に推進するために**継続した予算確保が必要**である。また、県や市町村の財政負担も大きいことから**軽減策が必要**である。
- 現行の災害復旧事業制度では、農業集落排水施設**単独の災害は事業対象外**となっており、また、現行の災害査定要領では、干ばつ災は**重粘土地帯でなければ発生しない**とされているため、近年、本県で発生した局所的な地すべりにより被災した農業集落排水施設や、干ばつにより崩落した農地が政府の**災害復旧事業の対象とならなかった**。
- 突発的に発生する豪雨等により、**山地災害が多発**しており、治山事業での早期復旧が求められている。また、庄内海岸の飛砂防備保安林において**松くい虫被害が急増**しており、農地等への飛砂被害が危惧されている。
- 気象災害や冬季風浪等に備え、安全な操業を可能とするためには、**災害の予防にもつながる継続的な浚渫などが必要**となるが、小規模な漁港にも対応する政府の予算が年々減少し十分に確保されていない。

【山形県の取組み】

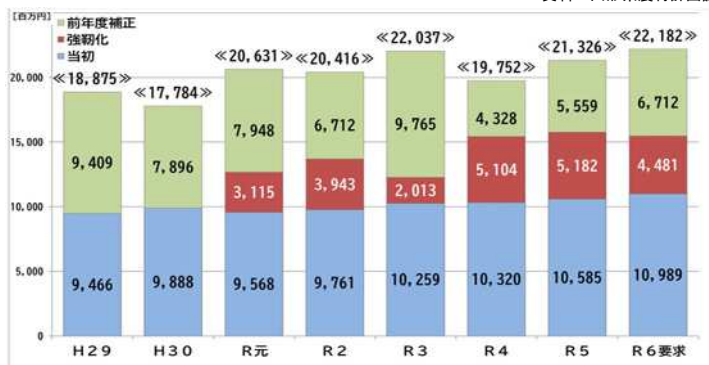
- 「事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画」を策定し、**防災重点農業用ため池の補強や治山施設の長寿命化対策等**を集中的に実施している。
- **政府の災害復旧事業の対象とならなかった災害**については、県・市町村単独予算や農家の負担により復旧している。
- 県や市町が管理する小規模な漁港は、**単独予算により維持管理**を行っている。

【解決すべき課題】

- 公益性の高い施設の強靱化を着実かつ強力に推進するため、政府の強靱化対策予算の安定確保、地域防災に直結するため池などへのハード・ソフト両面における継続的な支援、及び自治体の負担軽減策の拡充が必要である。
- 政府の災害復旧事業について、被災した農家が営農意欲を維持できるよう、実施要件の見直しやきめ細かな支援策など、弾力的な運用が必要である。
- 森林の有する公益的機能を持続的かつ高度に発揮し、災害に強い森林づくりを進めるため、計画的な治山施設の設置や松くい虫被害対策等の森林整備を確実に実行する十分な予算確保が必要である。
- 安全対策向上・強靱化に資する浚渫など、小規模な漁港の機能の維持・確保のためには政府の十分な予算確保が必要である。

○本県の耕地公共事業予算の推移

資料：山形県農村計画課

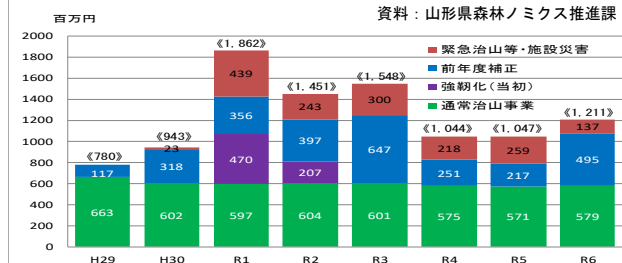


令和2年度以降の補正予算に強靱化予算が継続的に配分され、補正予算全体の約1/2を占める。

年間約50億円の強靱化予算により公益性の高い施設の強靱化を着実かつ強力に推進

○本県の治山事業予算（公共事業）の推移

資料：山形県森林ノミクス推進課



○本県の漁港浚渫事業予算（県単独）の推移

資料：山形県水産振興課



○防災重点農業用ため池の改修（村山市）



堤体からの漏水により貯水制限せざるを得なかったが、強靱化予算による集中工事により、洪水を貯留し下流被害軽減に寄与している。

○災害復旧事業による再度災害防止対策（河北町）



令和2年7月豪雨により浸水した排水機場について、災害復旧事業により再度災害防止対策として更新した電気設備を高所に設置した。

○保安林の松くい虫被害対策（庄内海岸）



庄内海岸の飛砂防備保安林において、飛砂防備機能を十分に発揮させるため、急増している松くい虫の被害対策が急務となっている。

○吹浦漁港の堆砂状況（遊佐町）



日本海に面する本県の漁港には、強い北西の風を伴う冬季風浪の影響により、毎年春に漂砂が港内に侵入し航路や泊地に堆積する。漁船の航行、操業の安全性向上のためには継続的に浚渫を行う必要がある。

山形県担当部署：農林水産部

農村計画課

農村整備課

森林ノミクス推進課

水産振興課

TEL：023-630-2539

TEL：023-630-2157

TEL：023-630-2532

TEL：023-630-3297

防災・減災、国土強靱化のさらなる推進

【内閣官房国土強靱化推進室】【総務省自治財政局地方債課】
【国土交通省総合政策局公共事業企画調整課】

【提案事項】 **早期策定** **予算拡充**

能登半島地震をはじめ、激甚化・頻発化する災害が日本全国どこにでも起こりうる可能性があることを認識し、住民の生命と暮らしを守るため、

(1) 地震、豪雨、豪雪など、近年の災害の教訓を踏まえた「**国土強靱化実施中期計画**」を**早期に策定**し、**十分な事業規模を確保**すると共に、**雪国特有の課題等に対応するための施策を盛り込むこと** **新規**

(2) 令和7年度で終了が予定されている「**緊急自然災害防止対策事業債**」について、地方の財政状況を考慮し、**令和8年度以降も継続**すること

(3) **橋梁や上下水道、家屋等の耐震対策への支援を拡充**すること **新規**

(4) 令和7年度が最終年度となる「**防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策**」についても引き続き**十分な予算を確保**すること

【提案の背景・現状】

- 「国土強靱化実施中期計画」の策定が法定化されたことで、「5か年加速化対策」終了後も、計画的かつ安定的な国土強靱化のさらなる推進が期待される。
- 近年、短期間での集中的な豪雪に伴う交通障害が頻発しており、全域が豪雪地帯に位置する本県にとって、冬季間における安全で快適な交通ネットワークが、県民経済・生活を支えるうえで必要不可欠である。
- 橋梁の耐震対策のみを実施する場合の補助事業が無く、下水道の耐震化に対する交付金の配分が少ないなど、地震対策への支援が十分でない。
- 「5か年加速化対策」を活用して取り組んでいる本県の強靱化対策については、未だ道半ばであり、引き続き予算が必要である。

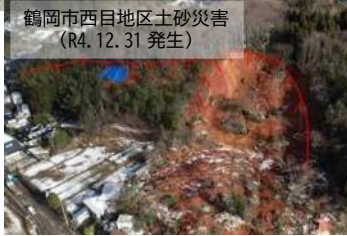
【山形県の取組み】

- 雪寒施設や除雪機械、雪寒地域特有の舗装劣化等の対策については、「5か年加速化対策」などの補助事業の対象となっていないことから「緊急自然災害防止対策事業債」等を活用し、県単独事業で対応している。
- 橋梁の耐震化については主に県単独事業にて取り組んでいるものの、他都道府県と比較して耐震化が遅れている。また、下水道施設（市町村管理を含む）の耐震化率や住宅の耐震化率も全国平均を下回っている。
- 「事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画」（H27 策定、R2 改定）に基づき「5か年加速化対策」予算を活用しながら「県土強靱化」を進めている。

【解決すべき課題】

- 激甚化・頻発化する自然災害に備え、切れ目なく強靱化対策を実施することが重要であり、「国土強靱化実施中期計画」を令和6年内に策定する必要がある。
- 現在の「5か年加速化対策」予算では、雪害対策が重点的に取り組むべき対策に位置づけられておらず、雪寒施設の整備・更新や凍結・融解により劣化しやすい舗装の修繕等、**雪国特有の課題等に対する支援の拡充が必要**である。
- 大規模地震の発生に備え、**橋梁や上下水道、住宅等の耐震化について、さらなる支援が必要**である。
- 「5か年加速化対策」終了後も、本県では、河川整備や土砂災害対策、道路の法面对策など、**公共土木施設における強靱化対策を継続していく必要がある**。

近年の激甚化・頻発化する災害の状況



一級河川萩生川（山形県西置賜郡飯豊町）における強靱化対策効果事例

- ◆強靱化対策完了区間⇒令和4年8月の大雨においても氾濫・決壊なし
- ◆強靱化対策未了区間⇒令和4年8月の大雨により大規模な浸水被害が発生

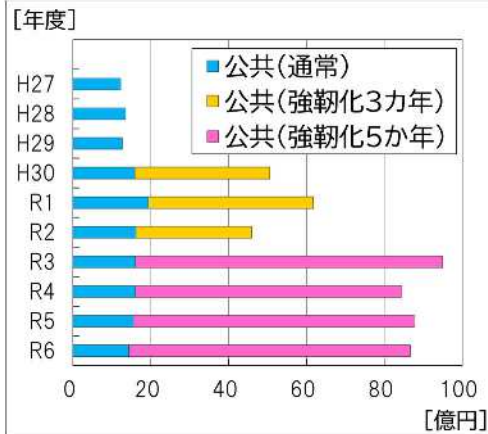
令和4年8月の大雨後の状況



強靱化対策未了区間

強靱化対策完了区間

山形県の河川整備事業費の推移



山形県における防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策予算を活用した河川整備の進捗状況

河川整備計画策定済河川の整備延長



山形県における橋梁・下水道・住宅の耐震化の状況

◇緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率
【令和5年3月末時点】

	全国平均	山形県管理
落橋・倒壊を防ぐ耐震対策	99%	98%
橋としての機能を速やかに回復させるための耐震対策	81%	65%

◇下水道施設（重要な幹線等）の耐震化の状況
【令和4年3月末時点】

	全国平均	山形県(市町村管理含む)
管路	55%	49%
処理場	40%	35%

◇住宅の耐震化の状況
【平成30年調査】

	全国平均	山形県
住宅全体	87%	83%

雪国特有の課題

防雪柵の老朽化



防雪柵の破損により地吹雪を防ぐことができず視界不良が発生し、車両の走行が困難となる

除雪機械の損傷



除雪機械の損傷によって除雪体制維持に支障が生じている

舗装の劣化



舗装の劣化により走行車両の安全確保に支障がある

山形県担当部署：県土整備部 管理課

TEL：023-630-2624

流域治水の着実な推進

【国土交通省 水管理・国土保全局 河川計画課、治水課、河川環境課】
【総務省 自治財務局 地方債課】

【提案事項】 **予算拡充** **早期策定**

気候変動により激甚化・頻発化する水災害から県民の暮らしを守るには、ハード・ソフト一体となった「流域治水」の着実な推進が必要であり、そのためには氾濫をできるだけ防ぐ、減らす河川整備等が不可欠であることから、

(1) 令和11年度の完了を目指す「緊急治水対策プロジェクト」に基づく、**最上川本川の河川整備を着実に推進**すること

(2) 県が管理する最上川支川等において、河川整備を着実に推進し、整備後も、堆積土砂・支障木の撤去を継続的に実施することができるよう、

① **「国土強靱化実施中期計画」を早期に策定し、十分な事業規模を確保**すること

新規

② **「緊急浚渫推進事業債」等の地方債を継続**すること

【提案の背景・現状】

- 気候変動の影響により、全国的に水災害が激甚化・頻発化している。
- 本県においても、令和2年7月や令和4年8月等、近年の豪雨により最上川やその支川で甚大な浸水被害が発生しており、防災・減災対策が急務である。
- 最上川本川では、国土交通省が「緊急治水対策プロジェクト」に基づき河川整備を進めており、県では用地取得事務等の協力を行っている。

【山形県の取組み】

- 国土交通省や沿川市町村等とともに「流域治水協議会」を組織し、ハード・ソフト一体となった「流域治水」の推進に取り組んでいる。
- 最上川支川等において、氾濫をできるだけ防ぐ、減らすため、河川整備を集中的に進めるとともに、整備後においても、堆積土砂・支障木の撤去を計画的に行うことで効果が発現されている。
- ソフト対策として、迅速、的確な避難に向け、中小河川の浸水想定区域指定を進めており、令和6年度までの完了を目指している。
- 「流域治水」のさらなる推進に向けて、令和6年3月に、石子沢川流域が本県では初となる特定都市河川に指定されている。

【解決すべき課題】

- 令和2年、4年と浸水被害が続けて発生した最上川においては、早期に治水効果が発現されることへの県民の期待が大きいことから、**緊急治水対策プロジェクトに基づく河川整備の着実な推進**が必要である。
- 県が取り組む対策においては、「**防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策**」予算、「**緊急浚渫推進事業債**」等の地方債が重要な財源となっているが、**期間が限られているため、安定的な財源の確保が必要**である。

最上川緊急治水対策プロジェクトに基づく最上川本川の河川整備

近年の被災状況



大石田町 横山・大石田地区

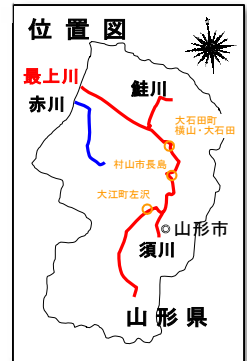


大江町 左沢地区 <令和2年・4年と続けて最上川より溢水>

整備状況



村山市 長島地区 <令和5年6月 堤防整備完成>



県における流域治水の取組み

ハード整備

【近年の被災状況】

令和2年7月

令和4年8月

【整備状況】

大旦川 (村山市) 令和5年6月暫定完成

堆積土砂・支障木撤去の効果

水位を約40cm(推定)低下させ溢水被害を防止



前川 (上市市北町) 令和2年7月豪雨

中小河川の浸水想定区域図作成

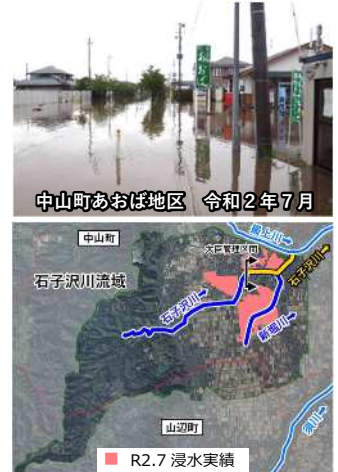


指定済み河川	70 河川
令和6年度末までに指定を目指す河川	484 河川

◎令和6年度から、市町村ハザードマップを見直し

特定都市河川の指定

令和6年3月に石子沢川流域を特定都市河川に指定(国指定)



雪国における強靱化の効果をさらに高める対策の拡充

【国土交通省水管理・国土保全局防災課、道路局環境安全・防災課、航空局空港計画課】

【提案事項】 **予算拡充** **技術開発** **制度創設**

近年、短期集中的な降雪の頻発により交通障害が多発し、地域の生活や社会・経済活動に多大な影響が生じている。冬期間の交通ネットワークを確保するためには、除雪機械等の計画的な更新、除雪作業の省力化・効率化、健全な舗装の維持、安定的な予算の確保が必要であることから、

- (1) **道路の除排雪や除雪機械の更新**等について、確実な予算措置のため、個別補助化を図るなど、雪対策経費に対する**財政支援を拡充**すること
- (2) 冬季においても航空ネットワークを維持し、**安全な空港運営**を行うため、**除雪機械などの更新**に対する**補助制度の創設**を行うこと
- (3) 道路や空港の除排雪作業の効率化や、除雪従事者の負担軽減のため、**デジタル技術等**を活用した**技術開発を推進**すること
- (4) 積雪寒冷地における舗装劣化のメカニズムを踏まえ、**道路舗装損傷に係る災害復旧事業の採択要件を拡充**すること

【提案の背景・現状】

- 近年、短期間での集中的な豪雪に伴う交通障害が頻発しており、全域が豪雪地帯に位置する本県にとって、道路や空港などの**交通ネットワークにおける安定的な除雪体制維持**が、県民経済・生活を支えるうえで必要不可欠である。
- 除雪オペレーターは、高度な技術を要するうえ土日・昼夜を問わない**過酷な業務環境**であり、少子高齢化が進むなか**深刻な担い手不足**となっている。
- 近年の気候変動等の影響で、積雪寒冷地における**冬期の降雨・融雪が増加**しており、路盤へ浸透した水や昼夜の寒暖差の影響で**舗装の損傷が発生**している。

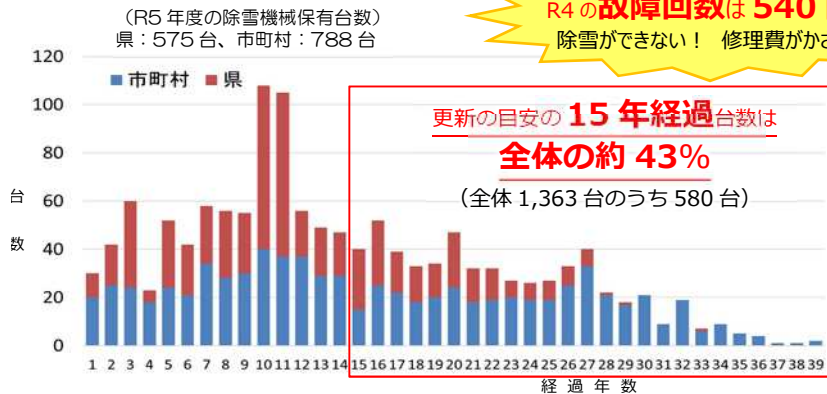
【山形県の取組み】

- 除雪機械は修理を繰り返すことで更新期間を長期化しているものの、対症療法的な修理により費用が増加しており、財政的に大きな負担となっている。
- 業務環境の改善等により担い手を確保するため、デジタル技術を活用した除雪作業の省力化に向けた試行を実施しているが、更なる技術革新が必要である。
- 社会資本整備総合交付金等を効果的に活用し、舗装の適正管理に努めているものの、近年、冬期の異常気象の影響と考えられる舗装損傷箇所が増加している。

【解決すべき課題】

- 県民の経済・生活を支える交通ネットワークの効果を冬期間も十分発揮させるためには、**除雪機械の更新・増強に対する重点的な予算配分が必要**である。
- 空港において、冬期の国内定期便や国外からのチャーター便を安定的に受け入れるためには、**除雪機械や消防車両の更新に対する政府の支援が必要**である。
- マシンガイダンスによるワンマン除雪化や自動化、WEBカメラを利用した遠隔監視等、**デジタル技術を活用した除雪作業の省力化・効率化が必要**である。
- 気候変動等に伴う**積雪寒冷地特有の気象条件**により、近年、**舗装の損傷が著しい**ことを踏まえ、**異常気象に起因する舗装の損傷に対する支援が必要**である。

◎ 除雪機械の適切な更新ができない状況



県だけでも
R4の故障回数は**540回も**
除雪ができない！ 修理費がかさむ！



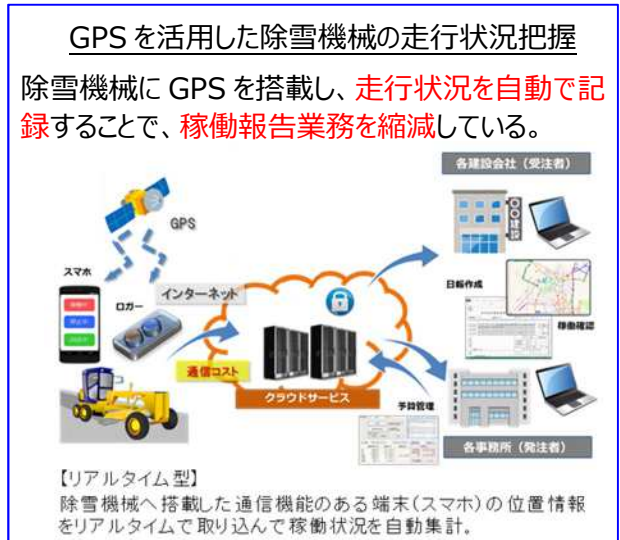
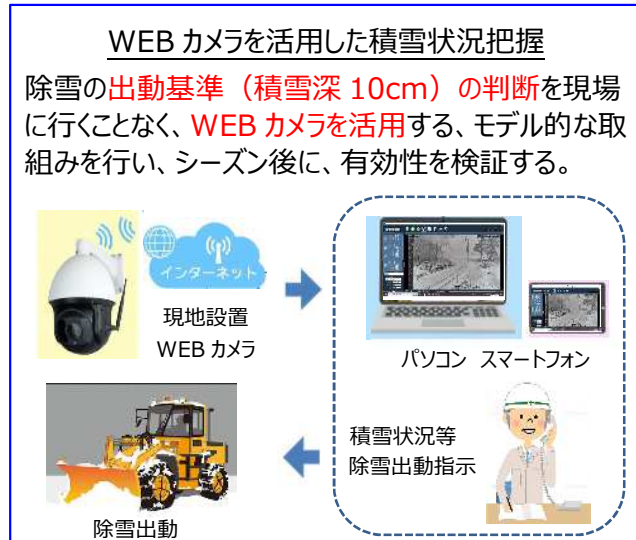
◎ 令和4年度の空港における除雪機械・消防車両配備状況と除雪関係費（県単独費）

山形空港	除雪機械14台、消防車両2台
庄内空港	除雪機械13台、消防車両3台
除雪機械等更新費	43百万円
除雪作業費	98百万円
141百万円	

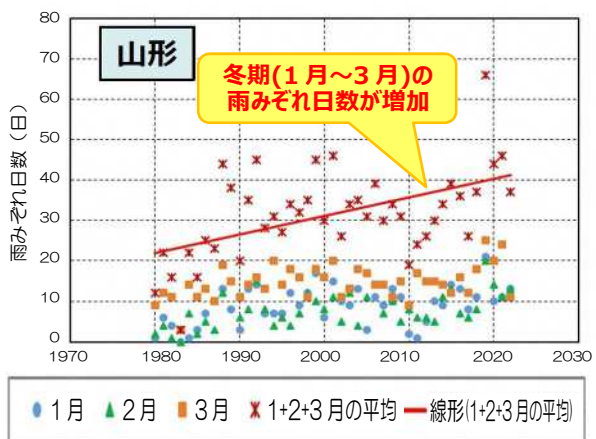
すべて県単独費
毎年大きな財政負担！



◎ 除雪業務における本県の新たな取り組み状況

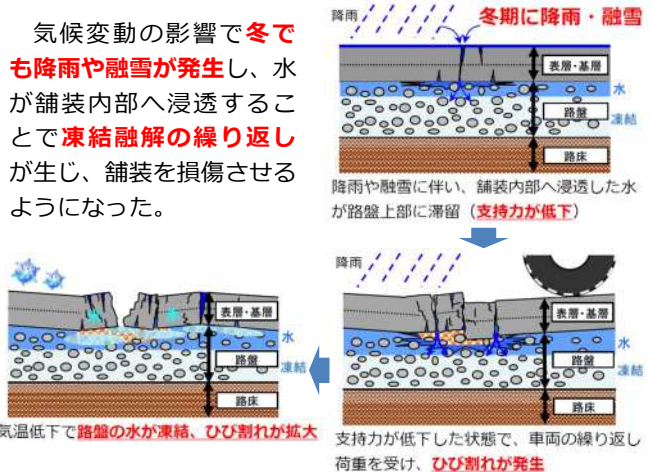


◎ 冬期の降雨回数の推移



出典：国土交通省ウェブサイト

◎ 気候変動で顕在化してきた損傷メカニズム



山形県担当部署： 県土整備部 道路保全課 TEL：023-630-2610
 県土整備部 砂防・災害対策課 TEL：023-630-2635
 県土整備部 空港港湾課 TEL：023-630-2447

消費者行政の機能強化の推進

【内閣府消費者庁総務課、地方協力課】

【提案事項】 **予算継続** **予算拡充**

地方自治体の消費生活センター等に寄せられる消費生活相談件数は、依然として高水準で推移しており、内容も複雑化・多様化している。

また、消費者を取り巻く経済・社会環境の変化等により、インターネット関連の新たなトラブルも発生するなど、被害も深刻化している。

地方における消費者行政サービスを、引き続き、維持・充実していくことが必要であることから、

- (1) 人的・財政基盤の脆弱な地方自治体が、一定水準の消費者行政サービスの提供を安定的に維持できるよう「**地方消費者行政強化交付金**」の**十分な額を確保**するとともに**相談体制の強化に向け支援を拡充**すること
- (2) 同強化交付金の事業について、**自治体のニーズに対応した制度となるよう改善**を図ること

【提案の背景・現状】

- 多くの地方自治体の財政状況が依然として厳しい状況下、交付金の活用が一定水準の消費者行政サービスを提供できるか否かに大きく影響する。
- 市町村の消費生活相談体制を維持・充実するためには、**政府が推進する相談対応のDX化**が有効であるが、**DX化に伴う経費の負担の増加が見込まれ**、相談体制維持の支障となる懸念があることから、**支援拡充を求める声**が上がっている。
- 「強化交付金」の強化事業は、政府の重要消費者政策に対応する新規・拡充の単年度事業に限られており、高齢者等の消費者被害を防止する見守り体制の構築など中期的な取組みを安定的に推進できるものになっておらず、地域の課題や実情に応じた事業に取り組んでいる自治体のニーズに沿ったものとは言い難い。

【山形県の取組】

- 政府の目標を踏まえ、令和4年3月に策定した「第4次山形県消費者基本計画」の中に、重点的な取組施策を設定し、消費者行政の推進を図っている。
- 強化交付金の算定に関わる「消費生活センター設置都道府県人口カバー率90%以上」について未達成ではあるものの、広域連携により人口カバー率も上昇し(H31: 77.7%→R5: 87.8%)、消費生活相談体制の構築が進んでいる。
- メール相談への対応や、市町村の消費生活相談を支援するためデジタル会議システムを活用した相談体制の構築を進めている。
- 令和5年3月に「山形県消費者安全確保地域見守りネットワーク協議会」を設立し、関係機関の連携のもと、見守り体制の拡大に取り組んでいる。

【解決すべき課題】

- 消費者に直接向き合う地方自治体が、引き続き消費者被害の防止・救済に適切に対応していくとともに、これまで整備してきた消費生活相談体制の維持・充実を図っていくためには、DX化への対応や相談員の資質向上に向けた研修の更なる充実等に対する**政府の継続的・安定的な財政支援が必要不可欠**である。
- 「強化交付金」の強化事業について、政府の目標を踏まえつつ、地域の実情に応じた事業の実施や継続的な取組が図れるよう、**自治体のニーズに対応した制度**となるよう改善を講じ、**地方の消費者行政の推進を後押し**する必要がある。

◆本県における消費生活相談体制

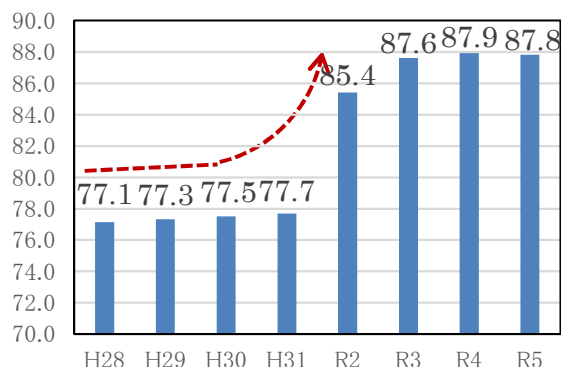
◎消費生活相談体制の整備状況

平成 20年度		県	市町村
	消費生活センター	2か所	4か所
	消費生活相談員	8人	10人
	PIO-NET 配備	2か所	4か所

↓

令和 5年度		県	市町村
	消費生活センター	4か所	10か所
	消費生活相談員	10人	23人
	PIO-NET 配備	4か所	19か所

◎消費生活センター設置市町村の県内人口カバー率の推移



◎広域連携による相談体制の整備状況

- ・定住自立圏構想に基づく連携（H26～） 1市3町
酒田市、三川町、庄内町、遊佐町
- ・連携中枢都市圏に基づく連携（R2～） 7市7町
山形市、寒河江市、上山町、村山市、天童市、東根市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町 +〔R3～ 尾花沢市、大石田町〕

◆デジタル化に対応した施策の推進

◎Webによる消費生活相談

～山形県消費生活センターからのお知らせ～

スマートフォンやパソコンからもご相談できます！

困ったら一人で悩まず消費生活センターにご相談ください！

こんなトラブルがあったことはありませんか？

- スマートフォンが動かない
- アプリのインストール
- 契約の解約
- ネットサービスのトラブル

◎Web（ウェブフォーム）による消費生活相談

- ◆対象：山形県内に在住の方（事業者の方は除く）
- ◆相談内容：消費者と事業者の間の売買・契約に関するトラブルや問合せ
- ◆受付時間：24時間受付可能
- ◆相談への回答：相談受付後おおむね3日以内（土、日、祭日の翌日及び休日、年末年始を除く）の山形県消費生活センターの受付時間内（午前10時～午後5時まで）に電子メールで行います。相談内容によっては、電話返信や来所をご案内する場合があります。
- ◆受付方法：下記URLから受付します。

https://www.pref.yamagata.lg.jp/109/through1/child/shokai/kyokusemoku_mail_form.html

◎各種SNSを活用した消費者啓発（YouTube）

ケロちゃんと学ぶ消費者トラブル

火災保険申請サポートトラブル

ケロちゃんと学ぶ消費者トラブル

アナログ回線戻しサポートトラブル

山形県消費生活センター × SKIT かほく

◆高齢者等被害防止のための見守り体制の構築

◎県消費者安全確保地域見守りネットワーク協議会



◎高齢者等の消費生活見守りハンドブック



医療人材の確保と偏在是正に向けた支援の充実・強化

【厚生労働省医政局地域医療計画課、医事課、看護課】【厚生労働省医薬局総務課】

【提案事項】 **制度改正** **予算拡充**

安定した医療提供体制の構築に向け、医師の都市部への偏在を是正することなどにより、医療人材を十分確保する必要があることから、

- (1) 臨床研修制度の定員設定において都市部に有利となる**激変緩和措置を廃止し、医師少数県に配慮した制度に見直す**など、地方において医師が定着するよう、**より実効性のある対策を講じる**こと
- (2) 地域医療介護総合確保基金について、医師修学資金制度への適用要件を緩和するなど**柔軟な運用と拡充**を行うとともに、**医師臨床研修費補助金を全額交付**すること
- (3) 看護職員の処遇改善や勤務環境改善について、**夜勤負担軽減**や**適切な給与水準**が実現されるよう、診療報酬の引き上げなど、**実効性のある対策の充実**に取り組むこと **新規**
- (4) 病院薬剤師の確保・処遇改善に向け、初任給調整手当の適用など、**実効性のある対策を講じる**とともに、地方の取組みに対して**安定的かつ十分な予算を確保**すること **新規**

【提案の背景・現状】

- 臨床研修や専門医制度における募集定員の上限については、都市部に対する激変緩和措置により、**臨床研修医や専攻医の都市部集中が解消されていない**。
- 医師偏在指標によれば、本県は医師少数県となっており、今後の医師の働き方改革を進めるためにも、更なる医師確保が必要である。
- 都道府県は地域医療介護総合確保基金を活用して医療従事者の不足解消に取り組んでいるが、**地域の実態を反映できる運用方針となっていない**。また、医師臨床研修費補助金については、**必要とする額の7割程度の交付に留まっている**。
- 看護職員の処遇改善について、令和4年10月に、診療報酬の改定により収入を3%程度引き上げられたが、対象が一部の医療機関に勤務する看護職員のみであり、**看護職員全体の処遇改善とはなっていない**。
- 県内医療機関が看護師確保に苦慮している中で、育児・介護に関する休暇取得や時短勤務など、多様な働き方をする職員が増えたこと等により、**夜間勤務が可能な看護職員の確保が必要**である。
- 調剤業務のみならず、幅広い領域においてチーム医療の一翼を担うなど、**病院薬剤師の重要性が高まっている**。しかし、若年層の給与格差等が影響し、薬局への業態偏在があるなど、**病院薬剤師は不足**している。(県内不足数103名)。

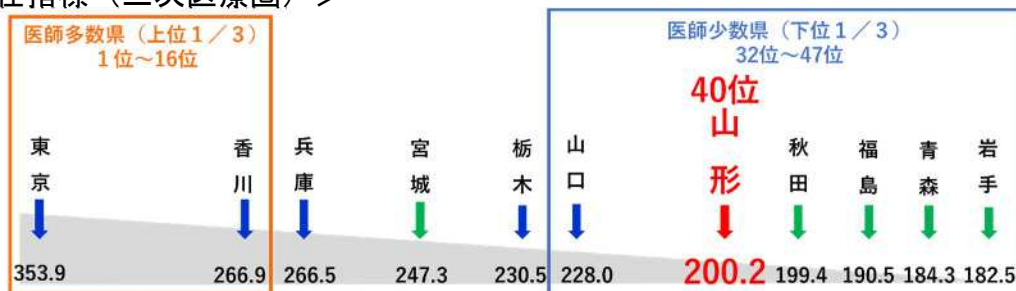
【山形県の取組み】

- 本県では、医師少数県からの脱却に向け、令和8年度までに県全体でさらに128名の医師の確保を目標に、医師修学資金の貸与、医学部地域枠の設置、臨床研修医の確保に向けた研修病院ガイダンスの開催等に取り組んでいる。
- 平成24年に策定した「山形方式・看護師等生涯サポートプログラム」に基づき、学生の確保定着、キャリアアップ、離職防止、再就業促進の4つを施策の柱として、総合的な看護師確保対策に取り組んでいる。
- 県内病院に就職する薬剤師に対する奨学金返還事業を行っている【東日本初】。

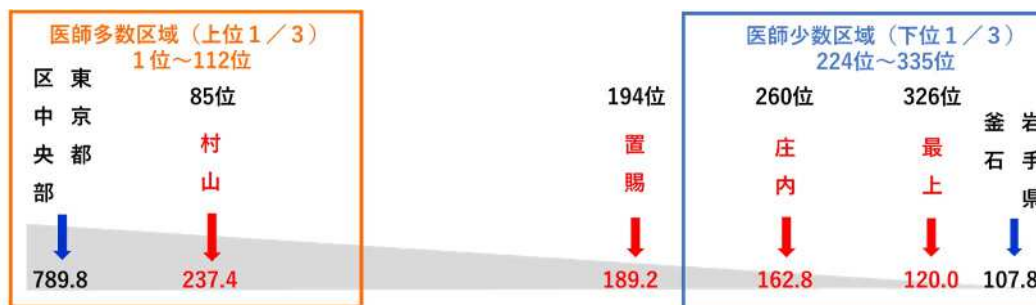
【解決すべき課題】

- 医師確保計画に基づく医師確保対策や医師の働き方改革をより実効的に進めるためには、**臨床研修制度及び新専門医制度の見直し、医師少数県への更なる配慮**が必要である。
- 医師修学資金制度における地域医療介護総合確保基金の活用については、過去に貸与を決定した際に県外出身者や、地域枠以外の学生であったため、対象とならず一般財源で対応している貸与者においても、今後の貸付分は対象とするなど、**地域の実情に応じた柔軟な運用**が必要である。また、医師臨床研修費補助金については充実した研修体制の確保のため、**確実な財政措置**が必要である。
- 看護職員の処遇が公平、かつ確実に改善されるよう、適切に制度を運用するとともに、被保険者等に過度な負担が生じることのないよう、政府において**十分な財源の確保**が必要である。
- 夜間勤務は人材確保が困難なことから、夜間勤務を行っている医療機関に対して、**看護職員の処遇が確実に改善されるよう、診療報酬の引き上げ**が必要である。
- 病院薬剤師の確保・処遇改善に向けた政府による対策を強化するとともに、地域医療介護総合確保基金の拡充・恒久化など地方への取組みに対する**財政支援の確実な配分と長期的な事業支援スキーム**が必要である。

<医師偏在指標（三次医療圏）>



<医師偏在指標（二次医療圏）>



<県内病院の薬剤師必要数（令和5年度 山形県薬剤師需給調査より）>

直ちに増員が必要	出来るだけ早期に増員が必要	将来的に増員したい
55名	48名	44名

<医師偏在是正に向けた具体例>

- ① 運用の見直し（都市部における研修医の募集定員絞込み・受入人数の大幅削減、シーリング措置の厳格な徹底）
- ② 若手医師が地域に分散される仕組みの創設（都市部で研修を終えた医師に出身大学や出身地の都道府県での勤務の義務付け）
- ③ 令和7年度までとされている大学医学部の臨時定員増の恒久定員化（医師少数県に限定）

山形県担当部署：健康福祉部 医療政策課 TEL：023-630-2256
健康福祉企画課 TEL：023-630-2247

病院経営の支援強化に向けた取組みの推進

【総務省自治財政局準公営企業室】
【厚生労働省医政局、医薬局、保険局】

【提案事項】 予算拡充

持続可能な地域医療を提供するためには、物価高騰をはじめとする様々な課題に対応できる安定した病院経営が必要であることから、

- (1) 自治体病院の実態に即した**地方財政措置の更なる拡充**を行うこと
- (2) 自治体病院で**消費税相当額の持ち出しが生じているため、診療報酬で補てん**すること
- (3) **物価高騰の影響を随時把握し、状況に応じて診療報酬を適時に見直すなどの支援策を講ずる**こと
- (4) **医療DX等の推進に対する財政措置を更に拡充するとともに、オンライン診療が一層促進されるよう医薬品提供に関する要件を緩和**すること
- (5) **ドクターヘリ搭載医療機器や設備更新等に係る補助制度及びランデブーポイントの冬季除雪などに対する財政支援制度を拡充**すること

【提案の背景・現状】

- 自治体病院を運営する地方自治体は、地域医療体制を確保するため交付税措置を大幅に超える多額の繰出を余儀なくされている。
- 自治体病院は、**救急医療、へき地医療など採算のとれない政策的医療を担う場合が多い**。このため、設備投資等の費用が多くかかる一方で、費用に見合う診療報酬が得られず、支払った**消費税相当額を診療報酬で補填できない状況にある**。
- 医療機関では、**物価高騰により経営が圧迫**されている。
- 政府により**医療DX等が推進**されているが、その財政支援は十分ではない。
- **過疎地域等の医療資源の少ない地域において、限られた医療資源を効果的に利用するため、オンライン診療の有効活用が求められている**。
- **ドクターヘリ搭載医療機器やヘリポート、格納庫等の各設備について、修繕や計画的な更新が必要だが、これらの費用は国庫補助対象外**である。また、本県は、県内全域が豪雪地帯に指定されており、**冬季間に使用できるランデブーポイント（全741か所中123か所）の整備や除雪対策が必須**となっている。

【山形県の取組み】

- オンライン診療に関しては、医療資源が少ない地域において、令和4年度からへき地診療所と病院を結ぶモデル事業を実施している。
- ドクターヘリの安全運航に向け、関係機関間の情報共有や、隣県との広域連携による運用の効率化を図っているほか、各市町村の協力を得ながら、各市町村に1箇所以上は冬季間使用できるランデブーポイントを確保している。

【解決すべき課題】

- 地域の医療提供体制を確保するためには、自治体病院の実態に即した財政支援が必要である。
- 自治体病院の**消費税相当額の持ち出しを診療報酬で補てんする必要がある**。

- 医療機関の安定的な経営を継続するため、物価高騰の影響を随時把握し、診療報酬を適時に見直すなどの柔軟な支援が必要である。
- 医療機関が、医療DXの推進やサイバーセキュリティ対策の強化などシステムの機能の高度化を進めるために、補助制度の更なる拡充が必要である。
- 医療従事者の確保が困難な過疎地域において、オンライン診療の活用を進めるため、限定的に認められている医師又は薬剤師以外の者が行う医薬品の提供について、柔軟に実施されるよう取扱い要件の緩和が必要である。
- ドクターヘリの運航に支障のないよう、搭載医療機器及び各設備の更新等を対象とする補助制度の拡充が必要である。また、冬季間も使用できるランデブーポイント確保のため、除雪等の維持管理に係る財政支援の拡充が必要である。

具体例（自治体病院の経営の実態に即した財政支援）

- ① 自治体病院間の機能分化・連携強化のための新たな経営主体の設立時に際して、不良債務の解消に係る出資への交付税措置の実施

《関連事例：西村山地域における医療提供体制》

西村山地域（4自治体病院）の新たな医療提供体制の構築（病院の統合や連携強化等）に向けて検討中。

- ② 地域の医療提供体制を確保するため、自治体病院の改築整備に伴う旧施設除却への交付税措置の実施

《関連事例：山形県立新庄病院》

移転改築により令和5年10月1日に新病院を開院したが、今後、旧病院を処分する必要がある。

- ③ 救急などの不採算部門の運営費や地域医療の中核を担う自治体病院の施設・設備整備等に係る交付税措置の更なる拡充

《関連事例：北村山公立病院（3市1町による一部事務組合）》

新病院整備に向け、令和5年8月に「北村山公立病院新病院整備基本構想」を策定。



へき地診療所でのオンライン診療の状況



冬季のランデブーポイントの状況



山形県担当部署：病院事業局 県立病院課
 みらい企画創造部 市町村課
 健康福祉部 医療政策課

TEL：023-630-2119
 TEL：023-630-3268
 TEL：023-630-3172、3328

安定的で持続可能な医療保険制度の確立

【厚生労働省保険局国民健康保険課】

【提案事項】 予算拡充

国民健康保険制度は、地域住民の医療の確保と健康の保持増進に必要不可欠なものであり、今後も安定的かつ持続的な制度として確立し続けることが必要であることから、

- (1) 地方自治体における国民健康保険事業の安定的な財政運営及び被保険者の保険料負担軽減を図るため、国民健康保険事業への財政支援措置を一層拡充すること
- (2) 子育て世帯の負担を軽減する観点から、子どもに係る均等割保険料を免除すること

【提案の背景・現状】

- 国民健康保険は、加入者の年齢層や医療費水準が高い一方で所得水準が低く、被用者保険と比べて保険料負担が重いといった構造的問題を抱えている。
- 本県の国民健康保険加入者の半数以上が、医療費が高額となる65歳以上の高齢者であり、加入者の高齢化や医療の高度化による1人当たり医療費の増加が見込まれ、国民健康保険の財政運営は厳しい状況が続くことが予想される。
- 本県の国民健康保険の保険料負担率は10.9%と被用者保険と比べて3.7～5.3ポイント高くなっている。
- 加入者1人当たりの医療費は増加していくことが見込まれ、それに伴い本県の保険料も今後上昇することが見込まれる。
- 子どもにも賦課される均等割保険料は、子育て世帯にとって重い負担となっている。令和4年度から導入されている子どもに係る均等割保険料の軽減措置は対象が未就学児まで、軽減割合が均等割保険料の5割となっており、十分なものとは言えない。

【山形県の取組み】

- 医療費水準の変動等により、市町村納付金額の急激な上昇が見込まれる場合に、市町村と協議の上で財政安定化基金を活用し、納付金負担の上昇を年度間で平準化するなど、国民健康保険の財政運営の更なる安定化に取り組んでいる。

【解決すべき課題】

- 国民健康保険事業の安定的な運営を可能とする財政基盤の確立及び加入者の保険料負担軽減を図るため、国民健康保険への財政支援措置を一層拡充する必要がある。
- 子育て世帯の負担を軽減し少子化対策を推進するため、令和4年度から導入されている子どもに係る均等割保険料軽減措置を抜本的に見直す必要がある。

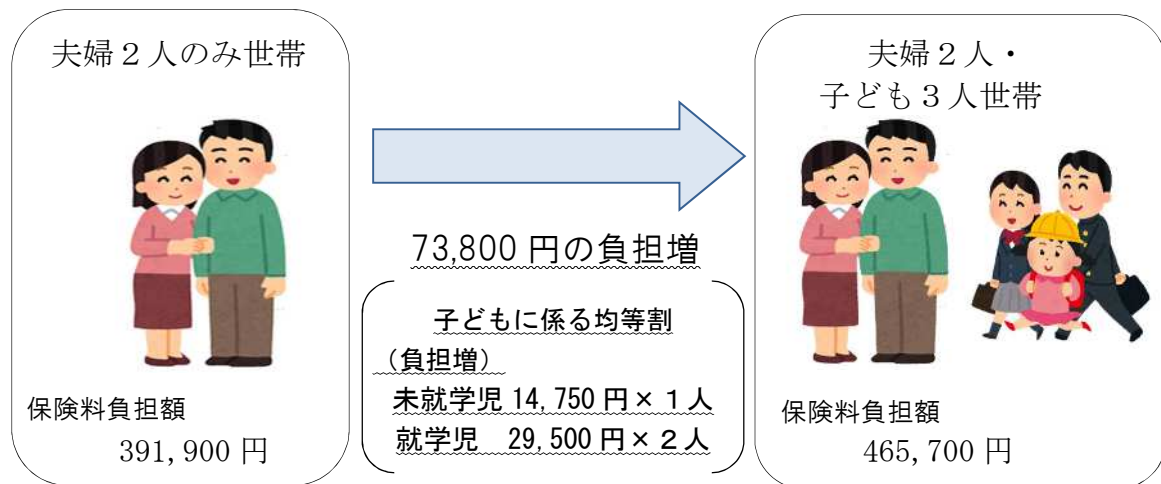
◆各保険者の比較

	市町村国保 (山形県)	市町村国保 (全国)	被用者保険		
			協会けんぽ (全国)	組合健保 (全国)	共済組合 (全国)
保険者数 (R4.3月末)	32	1,716	1	1,388	85
加入者数 (R4.3月末)	21万人	2,537万人	4,027万人	2,838万人	869万人
加入者平均年齢 (R3年度)	58.0歳	54.4歳	38.7歳	35.7歳	33.1歳
加入者1人当たり 医療費 (R3年度)	41.8万円	39.5万円	19.4万円	17.1万円	16.7万円
加入者1人当たり 平均所得 (R3年度)	81万円	93万円	169万円	237万円	252万円
加入者1人当たり 平均保険料 (R3年度)	8.8万円	8.9万円	12.2万円	13.5万円	14.2万円
保険料負担率 (R3年度)	10.9%	9.6%	7.2%	5.7%	5.6%

出典：厚生労働省保険局国民健康保険課資料、令和3年度国民健康保険実態調査
令和3年度山形県国民健康保険事業年報

※ 保険料負担率：加入者1人当たり平均保険料を加入者1人当たり平均所得で除したものと

◆子どもに係る均等割保険料の負担増の状況 (山形市在住、年間所得330万円の場合)



◆山形県における国民健康保険加入者1人当たり医療費の推移

	H30	R1	R2	R3	R4
1人当たり医療費	385,433円	396,394円	391,088円	417,545円	428,878円
対前年伸び率	+1.7%	+2.8%	△1.3%	+6.8%	+2.7%

出典：山形県国民健康保険事業年報

がん対策及び移植医療の充実のための支援制度の創設

【厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課、難病対策課】

【提案事項】 **制度改正** **制度創設**

がん対策と骨髄・臓器移植医療の充実を図るため、

- (1) がん患者とその家族の生活の質の向上に向け、**医療用ウィッグ・乳房補整具の購入費に対する補助制度及び若者がん患者（18～39歳）の在宅療養に要する支援制度**を設けること **新規**
- (2) 地域のがん医療提供体制の充実に向け、**遠隔診断等の技術の進歩を取り入れた「がん診療連携拠点病院」の指定制度**へと見直すこと
- (3) 骨髄移植ドナーが骨髄等の提供に伴う検査や入院のための**休業等による影響を補う財政支援制度**を設けること
- (4) 国の責任において臓器移植を増やすための体制整備を進めるとともに、**都道府県臓器移植コーディネーターを複数名設置**するために**必要な財政支援制度**を設けること **新規**

【提案の背景・現状】

- がん治療に伴う脱毛や乳房切除による外見の悩みは日常生活上の大きな苦痛となるため、**医療用ウィッグや乳房補整具などは必要不可欠**である。
- 若者がん患者（18～39歳）の在宅療養にかかる費用は、介護保険等の対象外であるため、**全額自己負担せざるを得ず、大きな経済的負担**となっている。
- 医師の地域偏在が見られ、特に、「**がん診療連携拠点病院**」の要件である「**病理医の専従常勤医の配置**」を満たすことに苦慮している。一方、「遠隔診断」や「遠隔診療」など、近年の医療技術の進歩により専門医不足の解消が期待できる。
- ドナーは、骨髄移植のため10日程度の検査や入院が必要であるが、職場の理解が得られないことや**収入減となるため仕事が休めない**などの理由で、**提供を辞退する方が多い**。
- 令和5年度に都道府県臓器移植コーディネーターの設置に関する通知が改正され、**コーディネーターを複数名設置**することが求められているが、そのために**必要な財源が措置されていない**。

【山形県の取組み】

- がん患者の医療用ウィッグ・乳房補整具の購入経費に対する助成や、若者がん患者（18～39歳）の在宅療養に要する経費の助成を実施している。
- 2次医療圏に設置されている「がん診療連携拠点病院」を中心に、県内どこでも質の高いがん医療を受けることのできる体制を維持していく。
- ドナー休暇制度のない骨髄提供者に助成する「骨髄移植ドナー助成制度」を平成28年度に創設するとともに、県内企業や団体に対しては「ドナー休暇制度」の導入に向けた普及啓発を図っている。
- 臓器移植コーディネーター1名を配置し、県内医療機関に対する研修会の開催などに加え、他県のあっせん事例への支援など幅広く活動している。

【解決すべき課題】

- がん患者が、全国どこでも必要な支援を総合的に受けられるようにするには、**政府による制度的な支援**や、遠隔診断等の先進的な医療技術の導入を促すような「**がん診療連携拠点病院**」の指定制度の見直しが必要である。
- 新規ドナー登録者数は減少しており、事業の普及促進を図るため、政府において、ドナーが骨髄等の提供をする際の**休業等による影響を補う財政支援**を行うことが必要である。
- 臓器移植は、自治体の枠組みを超えた対応が必要になることから、国の責任において**臓器移植を増やすための体制整備**を進めるとともに、都道府県が体制の充実強化を図るための**十分な財源を確保**することが必要である。

○ 山形県における医療用ウィッグ・乳房補正具の助成実績（市町村助成含む）

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
医療用ウィッグ	9,431,291	8,148,701	7,736,552	7,199,350
乳房補正具	-	206,006	224,891	387,974
合計	9,431,291	8,354,707	7,941,443	7,587,324

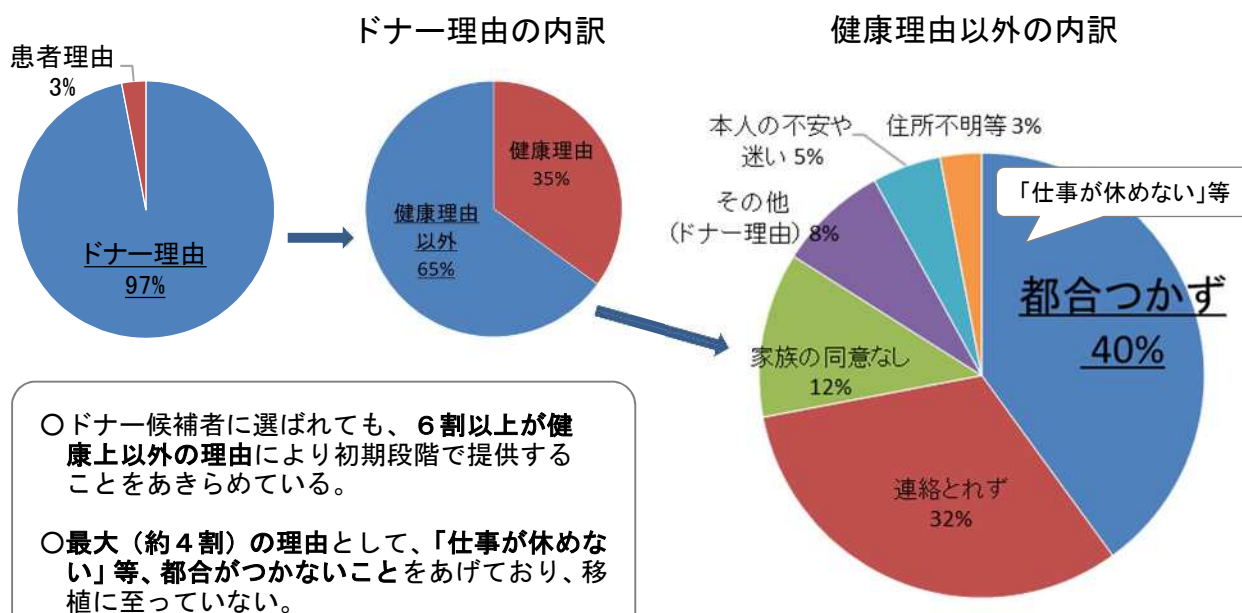
※医療用ウィッグは H26 年度、乳房補正具は R2 年度に助成開始。 単位：円

○ 若者がん患者の在宅療養に関する調査（R5.10）

直近 5 年間（H30～R4 年度）の利用率	利用に至らなかった主な理由
32% （相談件数 22 件のうち利用件数 7 件）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的助成がなく、経済的負担が大きいため。 ・ 相談中に亡くなったため。 ・ 症状が悪化し、病院から退院できなかつたため。

※対象：県内市町村及びがん診療連携拠点・指定病院

○ 骨髄提供ができない理由（日本骨髄バンク調べ） [2022年度]



山形県担当部署：健康福祉部 がん対策・健康長寿日本一推進課
医療政策課

TEL：023-630-3035
TEL：023-630-3328

安定的な介護サービス提供のための施策の推進

【厚生労働省老健局高齢者支援課、老人保健課、職業安定局需給調整事業課】

【提案事項】 制度改正 予算拡充

高齢化の進展により介護の需要が高まる一方、生産年齢人口の減少により、今後、介護人材の確保はさらに困難となることは明白であり、加えて、昨今の物価高騰等による介護事業所経営への影響は甚大で、今後も同様の事態が発生することが考えられることから、

- (1) 全産業平均の賃上げ率と介護事業所の賃上げ率との格差の是正、光熱費や食材費等の物価の高騰の影響について、介護報酬を適時に見直す等の支援策を講ずること
- (2) 介護職員に係る有料職業紹介事業について、求職者への金銭供与等の規制を強化するとともに、公共職業安定所の機能を充実させること

新規

【提案の背景・現状】

- 本県では、今後、要介護認定率が高い後期高齢者が増加する一方で、生産年齢人口が約3割減少することから、2040年時点の介護職員の需給ギャップは約6千人と推計され、介護人材の確保は一層困難になることが見込まれる。
- 光熱費や食材費の高騰が、介護事業所の経営に大きな影響を及ぼす中、R6介護報酬改定では、食費の基準費用額は据え置かれた。安定した介護サービスを確保するためには、物価高騰にも対応できる介護報酬の仕組みが必要である。
- 公共職業安定所を通しての介護人材確保が困難を極める中、有料職業紹介会社を利用する事業者が増えている。高額な手数料の負担が大きく、本来、介護職員の処遇改善のために充てられるべき介護報酬が、紹介業者に流出している。

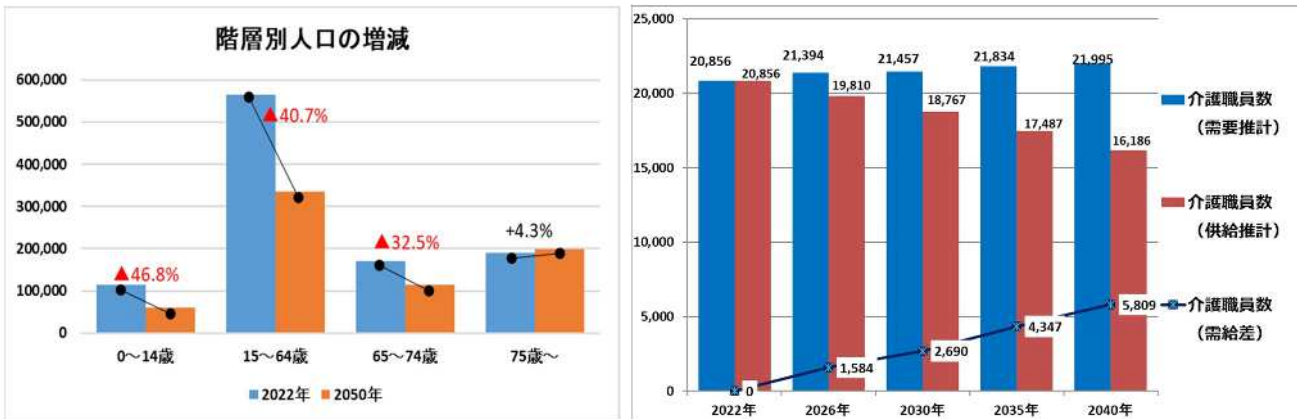
【山形県の取組み】

- 「山形県介護職員サポートプログラム」を策定し、「介護の理解促進」「介護人材の育成・確保」「定着・離職防止」「介護技術・知識の向上」「雇用環境の改善」の5つを柱として関係機関と連携・協働し、人材確保の取組みを推進している。
- 光熱費、燃料費、食材料費等の物価の高騰の影響を軽減するため、県内の高齢者施設等を対象に山形県高齢者施設等物価高騰対策支援金を交付している。
- 県内事業所を対象に実態調査を実施したところ、6割の事業所が有料職業紹介事業者の利用実績があり、そのうち6割超の事業所で1年以内に離職している。

【解決すべき課題】

- 近年、臨時交付金や補助金による物価高騰や処遇改善の支援が示されるが、事業者に対し迅速かつスムーズな支援を行うため、機動的に介護報酬に反映されるような仕組みが必要である。
- 有料職業紹介事業者に対し、求職者への金銭供与の禁止、手数料の上限の設定、一定の雇用期間の確約など規制を強化するとともに、公共職業安定所においては、就労した者へのインセンティブの導入や、若者に注目されやすい発信を強化するなどの改善策が必要である。

■ 本県の階層別人口及び介護職員数の将来推計

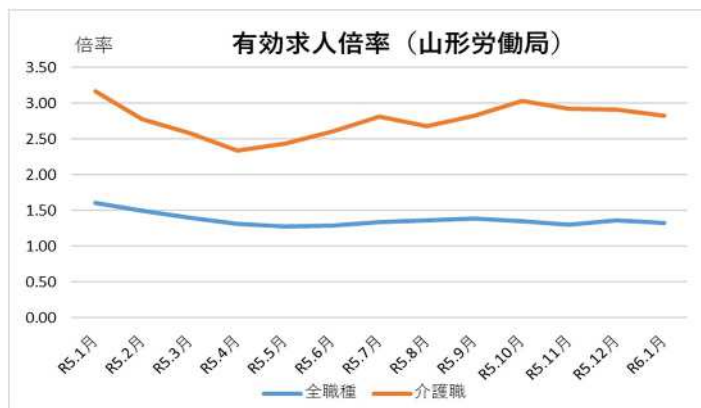


出典：やまがた長寿安心プラン（R6.3）

出典：介護人材需給推計ワークシート（R6.3）

本県では、後期高齢者が増加する一方、生産年齢人口の減少が進み、2040年には5,809人の介護職員が不足する。

■ 介護職の有効求人倍率と給与額



所定内給与額（月額）比較

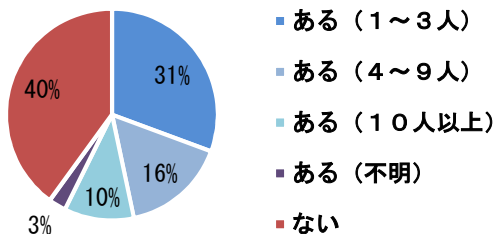
	全国	山形県
介護職員 (医療・福祉施設等)	241.7千円	225.1千円
全産業	318.3千円	255.8千円

出典：令和5年賃金構造基本統計

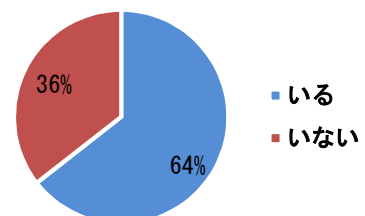
本県における介護職の求人倍率は、他の職種と比較し、人手不足が深刻な状況にある。給与額が低いことがなり手不足の一因となっている。

■ 県内介護事業所における有料職業紹介事業者の利用状況

有料職業紹介事業者の利用実績の



有料職業紹介事業者経由で1年以内の離職者の有無



出典：山形県「令和5年度人材紹介事業者の利用状況調査」

本県では、6割の介護事業所が有料職業紹介事業者を通して介護職員を採用している。そして、そのうち6割超が1年以内に離職し、転職を繰り返す状況となっている。

障がい者もいきいきと暮らせる共生社会の実現

【厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部、保険局、老健局】
【こども家庭庁 支援局】

【提案事項】 **制度創設** **制度改正** **予算拡充**

障がいの有無にかかわらず、一人ひとりがいきいきと、相互に人格と個性を尊重し支え合いながら、共に地域社会で生活できるようにするため、

- (1) **重度障がい者の全国一律の医療給付制度を創設**するとともに、自治体の医療費助成に伴う国民健康保険の**国庫負担減額調整措置を廃止**すること
- (2) 医療的ケア児者の家族の負担軽減を図る地方の取組みに対して、**事業の実施状況に応じた十分な財政支援措置を講じる**こと **新規**
- (3) 介護給付費等の不正利得について、事業者が破産等により返還困難となった場合、**市町村が負担することとなっている国庫返還金を免除**すること

【提案の背景・現状】

- **重度障がい者への医療費助成の水準は、自治体により差が生じている。**また、現物支給での医療費助成に対し、**国民健康保険の国庫負担金が減額**されている。
- 医療的ケア児等総合支援事業（医療的ケア児支援センターの運営などの自治体の取組を支援）の国庫補助基準額は、医療的ケア児やその家族の支援に要する**事業費の額に関わらず、各県の19歳以下の人口に応じて一律に設定**されている。
- 市町村が事業者から不正利得を回収できない場合、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規定により、**市町村が国庫返還金を負担**する。多額の返還金となれば、**財政規模の小さい町村では住民生活への影響が懸念**される。

【山形県の取組み】

- 本県では、県と全市町村が協調し、重度障がい者への医療費を助成している。
- 医療的ケア児を抱える家族や関係者からの相談に対応する「山形県医療的ケア児等支援センター」を設置するとともに、養育にあたる家族の休息の機会を確保するため、短期受入施設の掘り起こし等を行い、支援体制の充実を図っている。
- 障害福祉サービス事業者等の指定及び実地指導等を通して、事業者の運営の適正化に取り組むとともに、行政処分を行った場合、県内のすべての事業者等に対して処分概要を通知し、法令順守を徹底するよう指導している。

【解決すべき課題】

- 重度障がい者の医療に**政府による全国一律の制度がなく、一方で自治体の医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置を継続**している。
- 医療的ケア児等総合支援事業の国庫補助基準額は実態と乖離しており、本来の負担割合を超えた**超過負担が生じている。**政府が全国一律で行う施策に関しては、**政府の責任において財源を確実に措置することが必要**である。
- 市町村財政に大きな影響が及ばないよう、事業者の返還困難額について**国への返還を免除**するなどの**制度改善が必要**である。

＜山形県重度心身障がい（児）者医療＞

対象者	身体障害者1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級所持者 重度の障がいを持つ方で、市町村民税所得割23万5千円未満の方
助成内容	① 所得税非課税者は医療費の自己負担額を全額軽減 ② 所得税課税者は医療費の自己負担額を1割に軽減 ただし、上限額を設定（入院：57,600円、外来：14,000円）

＜国庫負担金の減額調整措置の状況＞（山形県重度心身障がい（児）者医療）（試算、県計）

（単位：千円）

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
281,409	264,713	250,232	213,901

＜国庫補助金の充当状況＞（医療的ケア児への支援関係）

（単位：千円）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
県事業費	23,833	25,614	41,041
国庫補助金	5,212	4,312	7,337

（注1）令和4年度は決算額、令和5年度は最終予算額、令和6年度は当初予算額

（注2）令和6年度は、家族の休息機会を確保するための短期入所施設の掘り起こし（地域生活支援事業費補助金3,025千円を活用）や、支援センターに看護師を新たに配置するなど、支援体制の充実を図る。



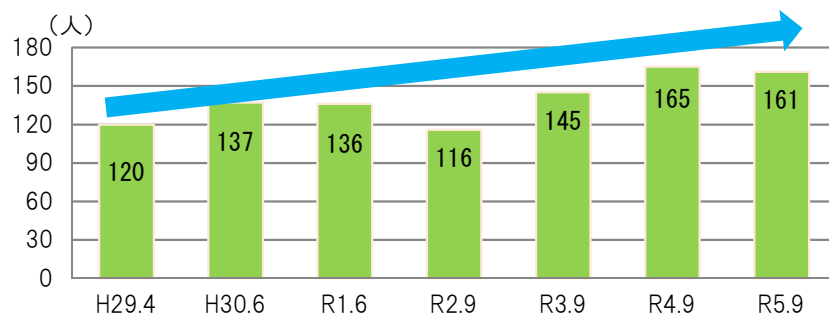
直接処遇者研修会の模様
（医療的ケア児等支援センターが開催）

＜医療的ケア児等総合支援事業の国庫補助基準額＞

- 1都道府県あたり 基準額8,625千円（定額）〔補助金額＝基準額×1/2（補助率）〕
→ **事業の実施状況に応じた財政支援が必要**
- ※ 支援センターにコーディネーターを2名以上配置すると、1名あたり5,044千円を国庫補助基準額に上乘せ可能。（配置上限：19歳以下の人口23万人につき1名）
- ※ 本県の19歳以下の人口は16.0万人であり、国庫補助基準額の上乗せはできない。

＜山形県における医療的ケア児数の推移＞

日常的に人工呼吸器やたんの吸引等の医療的ケアが必要な「医療的ケア児」が増加傾向



山形県担当部署：健康福祉部 障がい福祉課
高年齢者支援課

TEL：023-630-2679
TEL：023-630-3120

地方の少子化克服に向けた支援の拡充

【内閣府 こども家庭庁 長官官房総務課】

【提案事項】 **制度創設** **予算拡充**

婚姻数・出生数が減少し、少子化が加速している中、それぞれの地方が独自の創意工夫により結婚支援や子育て環境の充実・整備を進め、少子化の流れに歯止めをかけるため、

- (1) 若者の結婚や子育てへの不安を解消し、プラスのイメージを持てるよう、**全国的な気運醸成**を図るとともに、結婚に伴う新生活のスタートを支援する「結婚新生活支援事業」について、**補助率**を現行の最大3分の2から**最大4分の3へ引き上げる**こと
- (2) 男性の育児休業取得や家事・育児参画のさらなる促進に向けて、**男性の育児休業を一定期間義務付ける等の法整備**や、**育児休業取得促進のための独自制度を実施する企業に対する支援等**を行うこと
- (3) 降雪・酷暑等により、子どもが屋外で遊べる期間が限られるそれぞれの地域の特性も踏まえ、**屋内型児童遊戯施設をはじめとした子育て支援施設の設置や維持管理**に対して**新たな補助金等を創設**すること

【提案の背景・現状】

- 県が実施した県政アンケート調査において、「結婚するつもりはない」と回答した未婚者が増加するなど、未婚者の**結婚に対する意識が後ろ向き**になっており、今後、婚姻数や出生数がさらに減少し、少子化が加速度的に進行する懸念がある。
- 男性の育児休業を一層促進する取組みにより、取得率は、上昇しているものの、依然として女性の取得率との差が大きく、家事・育児の負担が女性に偏っている。

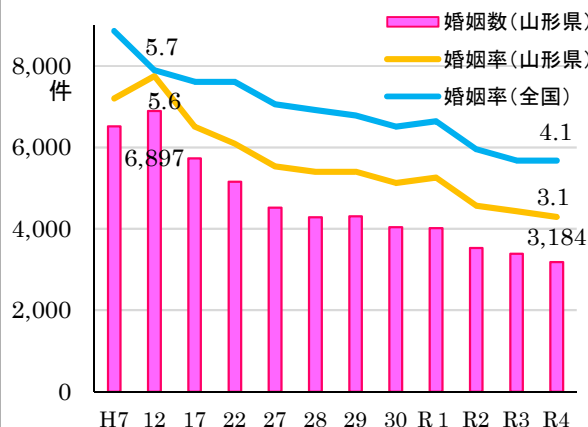
【山形県の取組み】

- 若者の結婚観・家庭観を醸成するため、**学生等を対象としたライフデザインセミナー**を実施しているほか、やまがたハッピーサポートセンターを核とした、**AIマッチングシステムやボランティア仲人によるお見合いサポート**など、**結婚の希望の実現に向けた支援**に取り組んでいる。
- ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の取組みの推進など、働きやすい職場づくりに積極的に取り組む企業を県が「**やまがたスマイル企業**」として**独自に認定**し、支援や優遇措置等を行っている。

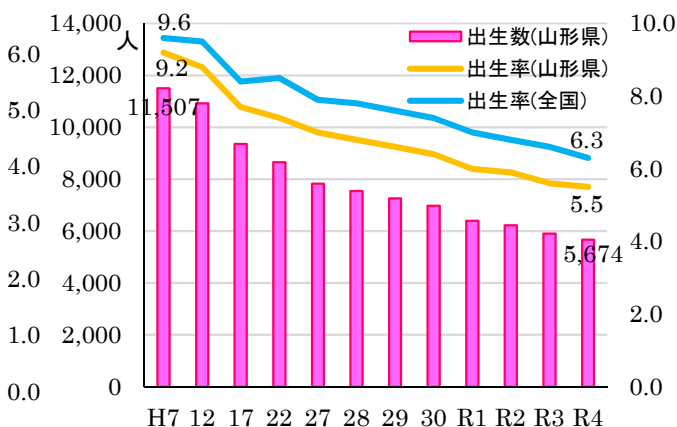
【解決すべき課題】

- 次代を担う若者が未来に希望を抱き、結婚に前向きな気持ちを持てるようになるためには、**社会全体で結婚や子育てを応援する気運の醸成**に、政府をあげて取り組むことが不可欠である。
- 男性の育児休業取得率向上及び取得日数増加のため、**育児休業取得を社会全体で応援する気運醸成**を図ることが必要である。
- 屋内型児童遊戯施設は、子育て世帯からの強いニーズに応じて市町村が設置・運営しており、子育て環境の向上に大きな役割を果たしているが、その**負担が大きく、財政的支援が必要**である。

◎山形県の婚姻数・婚姻率の推移



◎山形県の出生数・出生率の推移



出典：厚生労働省「人口動態統計」、山形県「社会的移動人口調査」

◎結婚に対する意識

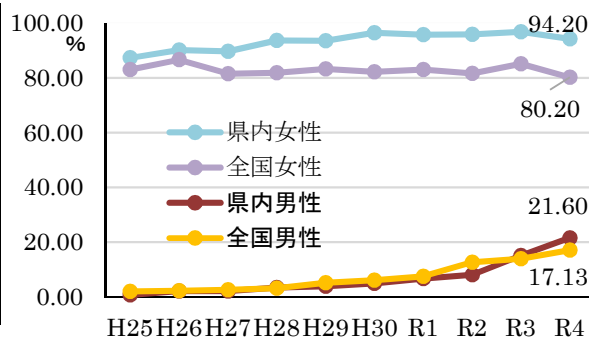
	いずれ結婚するつもり			結婚するつもりはない		
	H30	R5	差	H30	R5	差
18～49 歳未婚者	75.3%	68.7%	-6.6	22.4%	31.3%	8.9
男性	76.0%	65.6%	-10.4	21.0%	34.4%	13.4
女性	74.2%	72.0%	-2.2	24.2%	28.0%	3.8

出典：山形県「県政アンケート調査」(平成30年度、令和5年度)

◎結婚新生活支援事業の実施状況

	R3年度	R4年度	R5年度 (見込み)	R6年度 (見込み)
実施市町村数 (35市町村中)	22	28	29	34
補助件数(件)	256	377	396	436
補助総額(千円)	84,606	185,155	191,763	221,317
市町村負担額 (千円)	29,994	63,569	64,423	73,874

◎男性の育休取得率



出典：厚生労働省「雇用均等調査」

◎県内の主な屋内型児童遊戯施設



くるんと (長井市) 令和5年9月～



コパル (山形市) 令和4年4月～



もっくる (高島町)
令和元年7月～



キッズドームソライ (鶴岡市)
平成31年11月～



さくらんぼタントクルセンター (東根市)
平成17年4月～

山形県担当部署：しあわせ子育て応援部 しあわせ子育て政策課 TEL：023-630-2668

子育て費用の無償化等による子育て世帯の経済的負担の軽減

【内閣府 こども家庭庁 成育局】

【提案事項】 **制度創設** **予算拡充**

人口減少や人手不足が深刻となる中、安心して子どもを産み育て、希望に応じて働くことができる環境を整備することは、極めて重要であり、女性の就業促進は、社会的に大きな経済効果をもたらすものであることから、経済的負担が大きい 妊娠・出産や子育てへの支援の充実が必要である。

- (1) **不妊治療**への保険適用によって自己負担が増えることのないよう、**負担額の軽減**を図ること
- (2) **幼児教育・保育の完全無償化**に向け、現在対象となっていない**0～2歳児**までの保育料の無償化を実現すること。また、保育所等における**副食費の無償化**を実現すること **新規**
- (3) **高校生までの医療費を無償**とする全国一律の制度を創設すること
- (4) **放課後児童クラブの利用料軽減制度**を創設すること

【提案の背景・現状】

- 令和4年4月より特定不妊治療については自由診療から保険適用となったが、従来の補助制度に比べて、**自己負担額が増えるケースが発生**している。(山形県内においては、**全体の3割程度**)
- 「**幼児教育・保育の無償化**」については、現在、**低年齢児が対象外**となり、女性の就労継続の阻害要因となっている。
- 学校給食費の無償化は、「こども未来戦略」に実現に向けて検討すると記載されたが、副食費は触れられていない。**学校給食費と同様、保育所等における副食費の無償化**に向けた取組みを進める必要がある。
- **山形県は18歳まで子どもの医療費が一律無償**だが、全国ではバラつきがある。
- 放課後児童クラブについては、政府による利用者負担軽減制度がなく、**多子世帯や低所得世帯にとって大きな負担**となっている。

【山形県の取組み】

- 令和4年度から**不妊治療**、令和6年度から**不妊検査に係る自己負担額の一部を県単独で助成**している。
- 令和3年度から、市町村と連携して、**0～2歳児の保育料無償化に向けた段階的負担軽減**に取り組んでいるほか、多くの市町村で独自に副食費の減免を実施している。
- 子どもの医療費について、**本県では全ての市町村が外来・入院ともに高3まで無償化**しており、県はこの制度の2分の1を補助(外来:小3まで、入院:中3まで)している。
- 放課後児童クラブについては、兄弟姉妹で同時利用している世帯、低所得世帯(要保護・準要保護世帯)に対して、県独自に利用料軽減を実施している。

【解決すべき課題】

- 子育てのステージにおける経済的な負担に対し、全国一律の支援を強力に行うことで、子どもを持つことに対する子育て世代の不安感を払しょくする必要がある。
- 女性の労働力率と潜在的労働力率との間には開きがあり、就業希望者が就業できた場合、約5兆円（GDPの1%弱に相当）の経済的効果をもたらすという意味からも、保育等の環境整備を早急に進める必要がある。

女性の潜在的労働力率と就業した場合の経済的効果



潜在的労働力＝
労働力人口＋非労働力人口のうち就業希望者

仮に就業希望者が就業できた場合、
161万人×310.6万円（女性の平均賃金）
＝約5兆円
の経済的効果（雇用者報酬総額の増加）
が見込まれる。（GDPの1%弱に相当）

（出典）

2022年労働力調査（総務省統計局）、
2022年賃金構造基本統計調査（厚労省）

山形県独自の取組み



◆不妊治療（生殖補助医療）費助成（R4～）

- ・保険が適用される不妊治療に対し、従前の助成額（30万円）の3割に当たる9万円を県単独で助成
採卵1回につき5万円、胚移植1回につき4万円、精巣内精子採取術1回につき9万円を助成

◆不妊検査費助成（R6～）

- ・医師が必要と判断し、夫婦で取り組む不妊検査費用に対し、県単独で助成
夫婦1組につき上限3万円（1組の夫婦につき1回限り）を助成

◆保育料無償化に向けた段階的負担軽減

- ・0～2歳児の保育料について、国基準の「所得階層8区分」のうち、無償化されていない第3及び第4区分（推定年収470万円未満）の世帯の保育料の負担軽減を市町村と連携して実施

所得階層区分		推定年収	国基準利用料	0～2歳児	3～5歳児	
①	生活保護世帯	—	0円	全国一律で既に無償化	全国一律で既に無償化	
②	市町村民税非課税世帯	260万円未満				
③	市町村民税所得割	48,600円未満	330万円未満	本県独自に負担軽減を実施（令和3年9月～）		
④		97,000円未満	470万円未満			30,000円
⑤		169,000円未満	640万円未満	政府の動向等を踏まえて検討		
⑥		301,000円未満	930万円未満			61,000円
⑦		397,000円未満	1,130万円未満			80,000円
⑧		397,000円以上	1,130万円以上			104,000円

◆副食費の減免

- ・県内32市町村が独自の減免措置を実施。（15市町村が無償化）

◆子ども医療費の無償化

- ・県内全市町村が外来・入院ともに18歳まで無償化しており、県は経費の2分の1を補助（外来：小3まで、入院：中3まで）。

◆放課後児童クラブ利用料軽減

- ・低所得世帯に対する利用料を軽減 … 要保護世帯10,000円/月、準要保護世帯7,000円/月
- ・多子世帯に対する利用料を軽減 … 2人目5,000円/月、3人目以降10,000円/月
（兄弟姉妹で同時利用している推計年収640万円未満の世帯）

山形県担当部署：しあわせ子育て応援部 しあわせ子育て政策課 TEL：023-630-2947

保育の充実と保育士の処遇改善に向けた施策等の拡充

【内閣府 こども家庭庁 成育局】

【提案事項】 **制度改正** **予算拡充**

保育所や認定こども園、放課後児童クラブなどは、学校と同様に子どもの成育に関わる重要な機能を担っており、保育の質の改善や、保育士等の処遇改善に向けた更なる取組みが必要なことから、

- (1) **保育士等の給与水準の抜本的な引き上げ**を行うこと
- (2) **保育士の配置基準の改善を早期に実現**するとともに、**障がい児の保育**について、**保育士配置の実態に沿った財政支援**となるよう**拡充**すること
- (3) **物価高騰の影響が保育所等の運営に及ぶことのないよう物価の動向等を踏まえた公定価格の設定**を行うこと
- (4) **放課後児童支援員等の更なる処遇改善**を行うとともに、**放課後児童クラブの賃借料補助**について**全てのクラブを対象**とすること

【提案の背景・現状】

- 保育士の給与水準が低い**ため、若手を中心に人材が他産業に流出**している。
- 「こども未来戦略」において、**4・5歳児の配置基準の改善が明示されたが、1歳児は改善を進めると記載されたのみで、実施時期が示されていない。**
- **障がい児の保育**においては、**児童と保育士が1対1で対応しているケースが多い。**
- **物価高騰により、食材購入費、光熱水費、除雪費など、あらゆる面で施設の運営コストが上昇**している。
- **放課後児童支援員等は、その多くが年収250万円未満**となっている。
- **放課後児童クラブの賃借料補助は補助創設（平成26年度）以前開所のクラブは対象外**となっていることから**補助対象に差が生じているほか、本県クラブの多くが補助を受けられていない。**

【山形県の取組み】

- **年度途中から育児休業を取得する保育士がいる民間立保育所等が、年度当初からあらかじめ代替保育士を配置する場合にその経費を支援**することにより、**育児休業を取得しやすくし、保育士が働き続けられる職場環境を整備**するとともに、**キャリアを途切れさせないことで保育士の賃金向上にもつなげる取組み**を実施している。
- **障がい児の保育**については、**政府の補助対象とならない認可外保育施設・児童館において保育を行う場合に、県単独の補助**を行っている。

【解決すべき課題】

- **給与水準に開きがあるため、保育士の他産業への流出が懸念**される。また、**保育サービスが充実するなか一定の保育士数を確保**するためには、**潜在保育士の復職を促す必要**がある。
- **安全で質の高い保育の実現には、保育士の配置基準の改善**とともに、**安定して運営できる公定価格**が必須である。
- **学齢期の児童が安全・安心に過ごせる場所である放課後児童クラブの待機児童を発生させない**ためには、**安定的な運営を行えるよう支援を拡充**する必要がある。

<保育士の給与水準>

(単位：月額、円)

	全産業	保育士	差
全国	346,700	264,500	▲82,200
東京都	397,000	309,700	▲87,300
山形県	280,000	216,200	▲63,800

(出典) R5 賃金構造基本統計調査

○ 保育士の給与水準は他産業に比較して依然として低い。

<保育士の配置基準> (こども：保育士)

	配置基準	改善内容 ※1
0歳児	3：1以上	
1歳児	6：1以上	5：1以上
2歳児	6：1以上	
3歳児	15：1以上 ※2	
4・5歳児	25：1以上 ※2	

※1 こども未来戦略において示されている改善内容

※2 令和6年4月1日施行



<障がい児保育の実態>

○交付税算定基準：障がい児2人に対し、加配保育士1名程度

○保育の現場：23市町村で交付税算定基準を上回る保育士を配置

<放課後児童支援員等の年収>

年収	割合	年収	割合
50万円未満	3.44%	250万円～300万円未満	7.86%
50万円～100万円未満	16.27%	300万円～350万円未満	4.14%
100万円～150万円未満	28.72%	350万円～400万円未満	1.59%
150万円～200万円未満	14.32%	400万円以上	2.98%
200万円～250万円未満	14.70%	無回答・回答無効	5.97%

○年収250万円未満が77.45%を占めている。(出典) R3 全国学童保育連絡協議会調査

<放課後児童クラブの実施場所の状況>

○県内342施設のうち、81施設が民家・アパート等で実施。

○このうち、賃借料補助を活用できた施設は19施設にとどまる。

活用できない62施設：賃借料を保育料に転嫁することは難しく経営が不安定

困難を有するこども・若者に対する支援の充実

【内閣府 こども家庭庁 支援局】

【提案事項】 予算拡充 制度創設

未来を担うこども・若者が、誰ひとり取り残されることなく、安心して成長できる環境を確保し、社会で自立・活躍できるよう、総合的な支援の拡充・強化が必要であることから、

- (1) 社会的養護施設における養育機能強化に向けた職員配置基準の抜本的見直しを図ること **新規**
- (2) 児童養護施設入所児童等が自立するために必要な運転免許取得や進学時の制服購入費、就職活動等に対する財政支援の充実を図ること
- (3) こども・若者やその家族が、より生活に身近な場所で相談できるよう、基礎自治体に対し「子ども・若者総合相談センター」の設置促進に向けた財政的支援を行うこと
- (4) 子ども食堂などの自発的で多様な子どもの居場所づくりの活動を促進するため、地域の実情に応じた事業展開が可能となるよう柔軟な財政支援を行うこと **新規**

【提案の背景・現状】

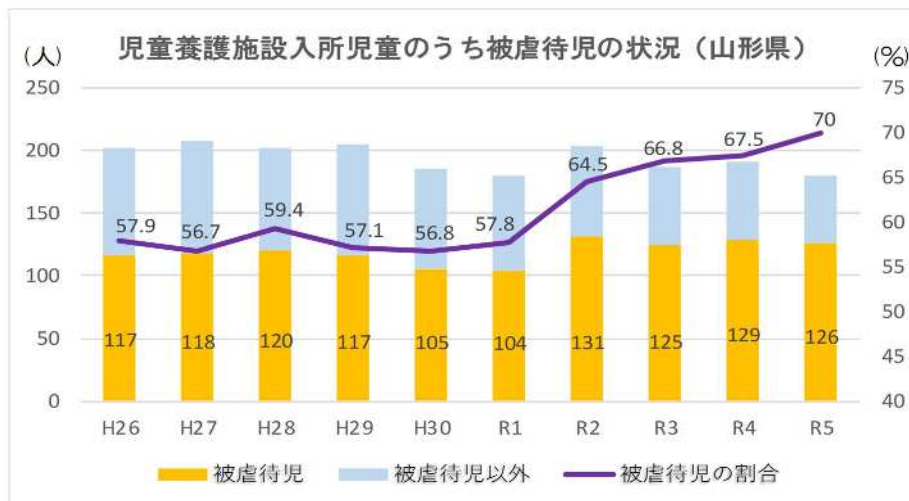
- 児童養護施設等において、虐待を受けた児童や障がい等のある児童など、心理的なケアや個別対応が必要な児童が増加している。
- 児童養護施設等の退所児童のうち約3割が、県外で就職している。
- 子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者総合相談センター」については、全国の地方公共団体では6.1%の設置にとどまっている。こども・若者を取り巻く環境は複雑で多様化しており、身近な相談窓口の設置が求められている。
- 子ども食堂等の既存の関連事業への支援は、対象者や支援内容等により細分化されており活用しづらい。財政基盤の弱い団体が多く財政支援へのニーズが高い。

【山形県の取組み】

- 施設入所児童等が社会における基礎的習慣等を身に付けるための生活指導費や義務教育学校に通う児童の制服代などを県単独で助成している。
- 施設入所児童等の運転免許取得や進学時の制服代等に県単独で助成している。
- NPO等と協働して、県内8カ所において「子ども・若者総合相談センター」を設置し、こども・若者からの多様な相談支援ニーズへの対応を行っている。
- 令和元年度から県の独自の補助金を創設し、子ども食堂等の運営経費に対する助成を行っている。

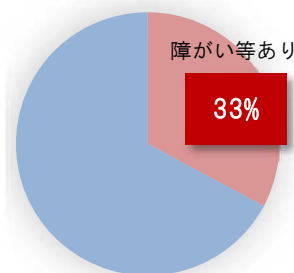
【解決すべき課題】

- 児童の特性に応じた個別支援や専門的支援のため、施設等の職員体制の更なる充実が必要である。
- 施設入所等児童の進学・自立のために県が行っている運転免許の取得、入学納付金や制服代、社会的習慣を身に付けるための生活指導などの支援に加え、就職のための活動経費や引越し費用などに対する支援の更なる拡充が必要である。
- 困難を有する子ども・若者の相談支援の潜在的なニーズは高く、また多様化しており、市町村が地域の実情に応じて「子ども・若者総合相談センター」を設置するため、人材確保や運営経費に係る支援が必要である。
- こどもの居場所づくりは自発的で多様な活動である一方、支援の枠にはまりづらく寄付等の善意に支えられているところが大きいと、柔軟な財政支援が必要。



入所児童に占める障がい等がある児童の割合（児童養護施設）

山形県 R5. 2. 1 現在



3人に1人に障がい等がある

※入所児童に占める被虐待児の割合は年々増加している。

■虐待を受けた児童等への対応職員の配置基準（現行：児童養護施設）

種別	内容
個別対応職員	1名分のみ財政措置あり
心理療法担当職員	心理的ケアが必要な児童10名以上の施設に配置（2名まで財政措置あり）
医療的ケアを担当する職員	医療的ケアが必要な児童15名以上の施設に配置（看護師1名分のみ財政措置あり）

（提案）

施設規模などの実情に応じた柔軟な職員配置を可能とするとともに、障がいなど配慮が必要な児童への対応を強化するための新たな職員配置基準及び財政支援の創設

■施設入所児童等のための県独自支援

支援費目	内容
①生活指導訓練費	生活指導に要する経費：小学生700円、中学生1,000円
②保育所等入所費	里親委託児童等の保育所等入所経費：上限6,000円/月
③義務教育学校制服代	義務教育学校の制服購入費：上限50,000円
④私立高校等の入学時納付金	入学納付金の2/3（上限193,000円）
⑤自動車免許取得経費	自動車教習所の入校及び免許取得経費（上限300,000円）

■山形県子ども・若者総合相談センターにおける支援の状況

○主な支援内容

- ・相談窓口の開設、面接相談、出張相談等の実施
- ・困難を有する若者の居場所づくり
- ・多様な社会体験活動機会の提供
- ・家族を対象とした家族会等の交流機会の創出 等

相談件数等の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (R5. 4~12)
相談件数	4,351件	4,086件	5,244件
居場所利用人数	5,572人	5,604人	6,342人

山形県子ども・若者総合相談センター設置状況

()地域毎の設置数



山形県担当部署：しあわせ子育て応援部 子ども家庭福祉課 TEL：023-630-2259・2267
多様性・女性若者活躍課 TEL：023-630-2694

女性活躍に向けた総合的な施策展開

【内閣府 男女共同参画局 総務課、推進課】【厚生労働省 雇用環境・均等局 雇用機会均等課】

【提案事項】 **制度創設** **制度改正** **予算拡充**

人口減少や人手不足に伴い、社会活力の低下が懸念される中、女性も活躍できる環境づくりに向けて、実効性ある施策の展開が重要であるため、

- (1) 女性の正社員化や女性管理職の登用拡大などにより、中小企業・小規模事業者における女性の活躍を推進し、女性の賃金向上、男女間賃金格差の解消を図ること
- (2) 無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の弊害を軽減するため、取組み事例集やガイドライン作成・活用等による意識啓発など、具体的対応策を講じること
- (3) 若年女性の地方定着・回帰策検討に向け地域の実情を踏まえ各都道府県の比較ができるよう各種既存統計の見直しを一層進めること
- (4) 上場企業における女性役員比率に係る数値目標の設定など、女性登用の加速化に向けた取組みが強化されている状況を踏まえ、「女性活躍推進法」の更なる取組みや「政治分野における男女共同参画推進法」の実効性ある取組みを強力に進め、政治・経済分野における女性の政策・方針決定過程への参画を加速すること
- (5) 地域女性活躍推進交付金による支援の拡充・継続を図ること

【提案の背景・現状】

- 男性と比較し女性の非正規雇用労働者の割合が高い。そして、一般労働者の賃金においても男女間で差がある。
- 女性の管理職比率は2割以下にとどまるなど、女性活躍が進まない背景として、社会全体に残る固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みがある。
- 女性活躍に関するきめ細かい調査結果の公表・分析等がなされていない。
- 「ジェンダー・ギャップ指数 2023」が146カ国中125位と低迷し、特に経済分野が123位、政治分野が138位と、国際社会で大きく後れをとっている。
- 2023年6月に決定された「女性版骨太の方針 2023」では、企業における女性登用を加速化するための重要かつ象徴的な第一歩として、プライム市場に上場する企業の女性役員比率を2030年までに30%以上とする等の目標を掲げている。
- 「クォータ制^{*}」(世界の118カ国、OECD加盟国の8割以上で導入済)などにより政治分野における男女間格差の是正を進める諸外国との差が拡大している危機的な状況。

【山形県の取組み】

- 県独自の支援金により、女性非正規雇用労働者の賃金向上及び正社員化の取組みを進めている。
- 男女共同参画の視点を踏まえた広報を促進するため、リーフレットを作成し、周知することにより、アンコンシャス・バイアスに関する気づきを促している。
- 県内でいきいきと暮らし働く女性を取り上げたロールモデル集を作成し、若年女性の定着・回帰に向けた意識醸成を図っている。
- 地域女性活躍推進交付金を活用し、地域の現状や課題に応じた女性活躍推進のためのセミナー等の開催、相談機能の強化やピアサポート等を実施している。

^{*}政党等の候補者数や議員数における男女の割合を一定に設定する制度(法的に割合を義務付けるものから、団体の自主的な努力目標とするものまで導入国により制度詳細はそれぞれ異なる)。

【解決すべき課題】

- 女性の労働力率と潜在的労働力率との間には開きがあり、就業希望者が就業できた場合、**約5兆円の経済的効果**をもたらすという意味からも、女性が正社員で働き続けられるための多様で柔軟な働き方を取り入れた就労環境の整備や女性管理職の登用拡大など、**女性活躍の一層の推進**が必要である。
- 「家事・育児は女性がするもの」といった固定的な性別役割分担意識を解消するため、男性による育児休業を取得しやすい雇用環境の整備等を含めた、**アンコンシャス・バイアスへの理解を促す具体的な対応策**が必要である。
- 地域の実情に応じた女性施策を展開していくための実態把握として、**既存統計を性別・都道府県別等の単位でも把握・分析し、公開**していく必要がある。
- 政策・方針決定に男女双方の意見を公平・公正に反映するため、女性も**政治・経済分野に参画しやすい環境整備と機運醸成**が必要である。
- **地域における女性活躍の促進**のため、また、**困難や不安を抱える女性に対応**するため、財政支援の拡充・継続が必要である。

■ 女性の就業希望者が全て就業した場合の経済効果

女性の就業希望者（女性の潜在的労働力人口と労働人口の差）
161万人

仮に就業希望者が就業できた場合、
161万人×310.6万円（女性の平均賃金）
＝**約5兆円**
の**経済的効果**（雇用者報酬総額の増加）が見込まれる。**（GDPの1%弱に相当）**

（出典）
総務省統計局「令和4年労働力調査」 厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査」

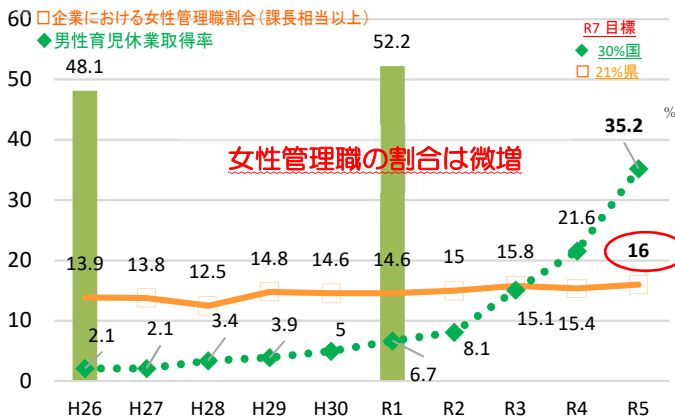
■ 男女間賃金格差

		一般労働者の賃金 (所定内給与・月額)	平均年齢	平均勤続年数	男女間賃金格差
全国	男性	350,900円	44.6歳	13.8年	(男=100)
	女性	262,600円	42.6歳	9.9年	74.8
山形	男性	281,400円	44.9歳	14.8年	(男=100)
	女性	220,900円	43.7歳	11.7年	78.5

出典：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査」

■ 本県における女性管理職割合と男性育児休業取得率

■ 男性は仕事、女性は家庭という性別による固定的な役割分担意識に反対の割合(男女計)



出典：山形県労働条件実態調査、令和元年度ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画及び女性活躍に関する県民意識・企業実態調査（山形県）

■ OECD加盟国におけるクオータ制の導入状況

【クオータ制を導入している国】

韓国、イスラエル、オーストラリア、ニュージーランド、メキシコ、カナダ、コスタリカ、チリ、コロンビア、ギリシャ、イタリア、ポルトガル、スロベニア、スペイン、チェコ共和国、ハンガリー、ポーランド、スロバキア、トルコ、オーストリア、ベルギー、フランス、ドイツ、ルクセンブルク、オランダ、スイス、アイスランド、アイルランド、リトアニア、ノルウェー、スウェーデン、英国

【クオータ制を導入していない国】

日本、アメリカ合衆国、フィンランド、デンマーク、エストニア、ラトビア

OECD加盟38カ国中、32カ国で導入済み（84.2%）

出典：令和2年3月内閣府男女共同参画局「令和元年度諸外国における政治分野への女性の参画に関する調査研究報告書」

■ 性別役割分担意識

依然として性別役割の意識や慣習が根強い

性別役割分担意識（職場）（全国）

- 1位 育児期間中の女性は重要な仕事を担当すべきでない（男性33.8%、女性33.2%）
- 2位 組織のリーダーは男性の方が向いている（男性26.1%、女性20.9%）

出典：R4性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する調査研究／内閣府

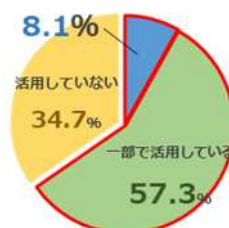
仕事や暮らして女性が感じている違和感（山形県）

- 1位 女性への家庭責任の偏り（63%）
- 2位 狭いコミュニティによる息苦しさ（54%）
- 3位 「男性だからこうあるべき、これは女性の仕事」といった固定観念や慣習（52%）

出典：R3山形県の女性の暮らし方、働き方に関するアンケート調査／山形県

■ 投資判断における女性活躍情報の活用状況

全てにおいて活用している



約3分の2の機関投資家等が情報を活用

【女性活躍情報を活用する理由】

- ・企業の業績に長期的には影響がある情報と考えるため（75.3%）
- ・企業の優秀な人材確保につながるかと考えるため（46.9%）

出典：令和5年4月内閣府男女共同参画局「ジェンダー投資に関する調査研究報告書」

山形県担当部署：しあわせ子育て応援部 多様性・女性若者活躍課
産業労働部 雇用・産業人材育成課

TEL：023-630-2262
TEL：023-630-3117

誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向けた支援の充実

【総務省情報流通行政局、総合通信基盤局】

【提案事項】 **予算拡充** **制度創設**

デジタル田園都市国家構想に掲げる「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の実現に向け、高齢者のデジタルデバイド解消や、生活の基盤となるデジタルインフラ整備を一層推進するため

- (1) デジタル活用支援推進事業（スマホ教室）について、**市町村が地域の実情に応じて柔軟に活用できるように、制度の見直しを行うとともに令和8年度以降も事業を継続すること** **新規**
- (2) 中山間地等の条件不利地域における、**地上デジタル放送の難視聴対策施設の維持・更新等に対する支援制度を創設すること**
- (3) 携帯電話の**不感エリア**について、**居住地域に限らず地元ニーズに応じたエリア整備を行い、携帯電話等を利用可能にすること**

【提案の背景・現状】

- デジタル活用支援推進事業については、高齢者が学びたい内容と提供される講義が十分に合致しておらず、かつ気軽に何度も質問や相談する機会がない等の課題があり、**デジタル活用に対する不安は十分に解消されていない状況である。**
- 共聴施設等を利用する条件不利地域ほど高齢化、世帯数減少、経年劣化・悪天候等による設備老朽化により、**負担が増えており、維持が困難になっている。**
- 携帯電話サービスは国民生活に不可欠なサービスとなっているが、**地理的条件や事業採算上の問題により、サービス利用できない地域がある。**

【山形県の取組み】

- 誰もがデジタル化の恩恵を受けられ、誰一人取り残さないを基本理念とする「Yamagata 幸せデジタル化構想」を令和3年3月に策定し、県民の幸せ実現に向けて県と市町村が連携して、様々な分野でのデジタル化を推進している。
- 総務省東北総合通信局と連携し、市町村から**共聴施設の状況に関するヒアリングを実施するなど、ニーズ把握に努めている。**
- 東北総合通信局と連携し、**携帯不感エリアの状況を確認し、不感解消に向け、キャリア等の整備計画と市町村のエリア化ニーズとの擦り合わせを行っている。**

【解決すべき課題】

- 高齢者のニーズやデジタルスキルの実態に合わせて、市町村が**独自のスマホ教室を開催できるよう制度の見直しと、令和7年度とされている事業終期を延長し、長期的な視点でデジタルデバイド対策を継続する必要がある。**
- 地上デジタル放送の視聴環境確保のため、国で検討している**ブロードバンド基盤を用いた配信サービスの活用を考える市町村に対しての支援、また諸事情により既存設備の維持・更新を望む市町村に関しての支援が必要である。**
- 非居住地域であっても、携帯不感エリアとなっている**道路や観光地などの災害時等の連絡手段の確保は重要**であり、不感解消に向け、キャリア等に対する補助制度の拡充が必要である。

<デジタル活用支援事業>

● 県内全 35 市町村における活用状況（令和 5 年 10 月調査）

国事業（10/10 補助）のみ活用自治体	8 市村
自らの財源等で独自に取り組んでいる自治体	12 市町
両方の取り組みを行っている自治体	10 市町
取り組んでいない自治体	5 町村

● 市町村の現場の声

- ・国で設定している講義内容よりも、現場の高齢者のデジタルスキルは低く、また一度の学習では充分ではないため、繰り返し質問や相談できる環境が必要。
- ・国事業を活用する場合、電子申請など、初心者の高齢者にとっては高度な内容が必須受講科目となっていたり、最低限受講しなければならない回数が多過ぎる等の制約がある。
- ・申請から決定までに時間を要し、その結果、開催日程がずれて会場予約の再調整が必要となった場合もあるなど、活用しにくい。



スマホ道場（遊佐町単独事業）
地域おこし協力隊員が各地区に出向き、1対1で手ほどきし各自の相談に応じ「説明書」を作成

<地上デジタル放送の辺地共聴施設>

辺地共聴施設のイメージ



出典：デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第2回資料：令和3年12月）

共聴施設に関する県内市町村ヒアリング結果

過疎化に伴う世帯数減少により、改修に係る経費が自治体や地域住民にとって大きな負担となっている。

- ・老朽化が進む共聴施設等で致命的な故障が出る前に更新する必要があるが、多額の経費を要し、共聴施設組合の積立金では賅いきれず、更新が進まない。
- ・組合員の減少等で組合を維持できなくなった場合、共聴施設の撤去に多額の費用がかかるため、財政支援が求められている。
- ・共聴施設の無線化には多額の経費がかかることから、経費抑制が期待できるブロードバンド基盤を用いた配信サービスを検討している自治体もあるが、従来の施設撤去や移行に必要な費用がかかるため、財政支援が求められている。

<携帯電話の不感エリアで生じる影響>

緊急輸送道路の携帯不感エリア

緊急輸送道路が被災現場となった場合、携帯電話が通じず、作業員が場所を移動して連絡を行う必要がある。

路線名
国道 121 号 〈米沢市入田沢～福島県〉
主要地方道米沢飯豊線 〈飯豊町高峰〉
主要地方道尾花沢最上線 〈尾花沢市市野々〉
県道樽下高島線 〈高島町柏木峠〉



県道米沢飯豊線（飯豊町高峰）雪崩発生状況
令和5年2月～3月（約1箇月半）全面通行止め
（※令和3年2月、平成30年3月にも雪崩発生）

観光地の携帯不感エリア

山間部等の観光地で、携帯の一部不感がある地域では、災害・事故発生時の連絡手段に不安を抱える。

観光地
ながい百秋湖
森林セラピー基地「温身平」
白い森おぐに湖
吾妻連峰



白い森おぐに湖
（冬のわかさぎ釣り）

一部不感がある観光地
（市町村のエリア化希望箇所）

国土の強靱化と交流拡大に不可欠な山形新幹線 「米沢トンネル(仮称)」及び奥羽・羽越新幹線の早期実現

【内閣官房 国土強靱化推進室、デジタル田園都市国家構想実現会議事務局】

【国土交通省 鉄道局幹線鉄道課】【総務省 自治財政局】

【提案事項】 **予算拡充**

地方部における幹線鉄道は、地域間・地域内双方において交流や往来活性化の中核を担う重要な交通インフラであり、その機能強化は、デジタル田園都市国家構想の実現や国土強靱化の推進に大きく資することから、

- (1) 山形新幹線「米沢トンネル(仮称)」について、整備費用への支援を行うこと
また、整備効果の最大化を図るため、駅を中心としたまちづくりなど、鉄道の沿線活性化に向けた地域の取組みへの財政的支援を行うこと
- (2) 基本計画路線である奥羽・羽越新幹線について、整備計画策定に向けた法定手続きに着手するとともに、新幹線関係予算を増額すること
併せて、部分的・段階的に高速化や安定性向上に資する整備を進めること
とで高速鉄道の整備を図る手法も検討すること

【提案の背景・現状】

- 山形新幹線(在来線特急)は、本県と首都圏を結ぶ県民生活やビジネス、観光に欠かせない重要な社会基盤であるが、特に福島～米沢間において気象条件等による輸送障害が多発し、安全性や安定輸送の確保が喫緊の課題となっている。
- 政府は、デジタル田園都市国家構想実現会議の下に「地域の公共交通リ・デザイン実現会議」を設置し、幹線鉄道の機能強化等について議論を行っている。
- 太平洋側に比べ日本海側の整備新幹線は、昭和48年に基本計画に定められて以降約50年進展がなく、観光や災害対応等で大きな格差が生じている。

【山形県の取組み】

- 山形新幹線「米沢トンネル(仮称)」整備について、JR東日本から、時速200km以上での高速走行も可能な新ルート of 提案があり、県も一部費用を負担し、具体的ルート検討のための共同調査を実施するとともに、将来の整備費用の負担に備え、令和6年4月「山形新幹線新トンネル整備基金」を創設した。
- また、JR東日本と、同トンネル整備計画の推進に関する覚書と鉄道沿線の活性化等に関する包括連携協定を締結し、同トンネルの収支採算性を高めるため、「やまがた鉄道沿線活性化プロジェクト」として、駅を中心としたまちづくりなど鉄道沿線活性化の取組みを県内全域で展開している。

【解決すべき課題】

- 山形新幹線「米沢トンネル(仮称)」は、安全性や安定輸送に係る課題を抜本的に解決し、北海道・東北新幹線をはじめ全国新幹線ネットワークの安定性向上にも寄与するものであり、多額の事業費と長期間を要する一大プロジェクトであるため、政府による整備費用への支援に加え、整備効果の最大化に向け、沿線活性化の取組みへの財政的支援も必要である。
- デジタル田園都市国家構想実現や国土強靱化に向け、東北の中央部及び日本海沿岸を貫く骨格として奥羽新幹線・羽越新幹線の整備が必要である。将来を見据えた米沢トンネル(仮称)の整備は、部分的・段階的に高速鉄道の整備を進めるものであり、効率的な奥羽新幹線の整備につながることから、こうした手法も検討する必要がある。

■米沢トンネル(仮称)の概要
(JR東日本の調査結果)

整備費用・工期	
概算事業費	約1,500億円
工期	約15年(着工から)

整備効果

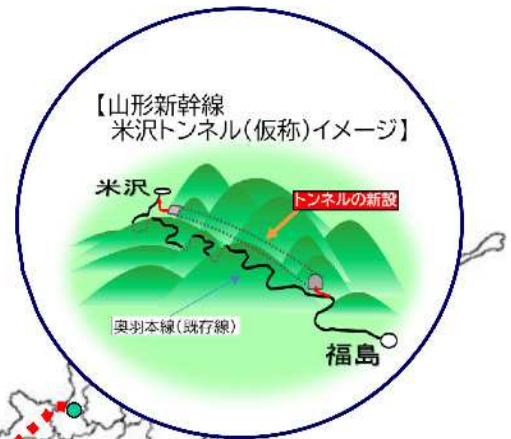
- ・より安全に！ 山形新幹線最大の難所の克服
大雪などによる運行への影響を減らすことで、福島～米沢間の安全性・安定性が格段に向上します。
- ・より速く！ 10分強のスピードアップ
時速200km以上の高速走行も可能な、緩やかなカーブのトンネルとなります。

■山形新幹線の運休・遅延本数の推移
(気象条件等を原因とするもの)



凡例

緑	宮城線
赤	盛岡方向(工事中)
青	福島方向(工事)
黄	東北新幹線
紫	羽越新幹線
黒	山形新幹線



羽越新幹線
(高山市～新潟市～秋田市～青森市)
日本海側の大動脈

奥羽新幹線
(福島市～山形市～秋田市)
三県の県都をつなぐ大動脈



■山形県とJR東日本との覚書・共同調査

○JR東日本との締結式 R4.10.24
山形新幹線米沢トンネル(仮称)整備計画の推進に関する覚書



○山形県とJR東日本との共同調査

実施期間	内容	調査費(県+JR)
R3～4年度	地権者調査 地表踏査	3,914万円
R4～6年度	ボーリング調査 弾性波探査	5億5,386万円

(ボーリング調査)



■鉄道の沿線活性化・利用拡大の取組み

○駅を中心としたまちづくり(駅前イベント)
(日本一美酒県山形フェア、新庄駅海鮮市等)



○山形新幹線等を活用した荷物輸送
(さくらんぼ、精密機械部品等)



○駅構内等のコワーキングスペース整備
(山形駅(ジョージ山形)、米沢駅等)



○地域連携ICカード cherica
※山形県では、地域連携ICカード cherica の導入を促進。県内の多くのバス路線で Suica の利用を可能にし、駅を中心にシームレスな乗換ができる環境を整備。



米坂線の早期全線復旧と鉄道ネットワークの維持

【国土交通省 鉄道局施設課、鉄道事業課】

【総務省 自治財政局】

【提案事項】 **予算拡充**

米坂線は、通学など地域住民の暮らしを支えるとともに、本県と新潟県をつなぐ横軸の鉄道ネットワークとして、観光、ビジネスなど様々な面で利用が期待され、災害時のリダンダンシー機能も有する重要な路線であり、鉄道ネットワークは地域の活性化や持続的な発展に不可欠であることから、

(1) 鉄道事業者が米坂線の**全線復旧に早期に取り組むよう促す**とともに、政府による**復旧費用への補助率嵩上げ**や**復旧後の運営面への支援制度創設**、復旧費用を地方が負担する場合の**地方債の適用**など、地方切り捨てにならないよう復旧に向けた財政支援を拡充すること

(2) **公共交通機関である鉄道ネットワーク**について、政府として**維持する方針**を示した上で、**そのために必要な支援**を行うこと

【提案の背景・現状】

- 米坂線は、令和4年8月豪雨により被災し、一部区間で**バスによる代行輸送**が行われている。JR東日本は、復旧工事について、工期は着工から5年、工事費用は約86億円が見込まれるとし、「**多額の復旧費用や工期に加え、将来にわたって安定的に運営できるかどうか**も課題」としている。
- 昨年9月JR東日本、山形・新潟両県や沿線市町村による「**JR米坂線復旧検討会議**」が設置され、復旧の課題等について協議が進められている。
- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正により、令和5年10月、ローカル鉄道の再構築等に関する協議の場として、政府が再構築協議会を設置する制度が開始された。

【山形県の取組み】

- 発災直後から、新潟県や沿線市町村と連携し、米坂線の早期全線復旧をJR東日本と政府に対して強く要望している。
- 令和4年、県内市町村等が参加する「**やまがた鉄道沿線活性化プロジェクト推進協議会**」を設置し、**県内全域にわたって鉄道沿線の活性化を推進し、鉄道利用を促進する取組み**を展開している。特に米坂線について、「**米坂線利用拡大検討部会**」を新たに設置し、利用拡大や沿線活性化に重点的に取り組んでいる。

【解決すべき課題】

- 米坂線は、全国的な鉄道ネットワークの一翼を担う重要な路線であり、太平洋側と日本海側を結ぶ横軸として、東日本大震災等の災害時にも活用された**不可欠な公共交通機関**であり、**鉄道としての早期の復旧が必要**である。
- 鉄道事業者が前向きに復旧に取り組むためには、**補助率の嵩上げなどによりインセンティブを高めるとともに、復旧後も安定的に運営できる環境づくり**など、**政府の強力な支援が不可欠**である。
- 鉄道は、国土強靱化や地方創生、カーボンニュートラル等に資する重要な社会インフラであることから、大量輸送機関という観点や採算性だけで議論するのではなく、政府において**全国の鉄道ネットワークを維持する方針**を明確に示し、**そのための方策を実施する必要がある**。

米坂線の概要

営業キロ数	90.7 km (うち今泉～坂町間 67.7 km)
駅数	20 駅 (うち今泉～坂町間 13 駅)
運行状況	今泉～坂町間 R4.8.12～ バスによる代行輸送 米沢～今泉間 R4.8.9～ 運転再開



米坂線の復旧に係る工期・工事費用の見込み

(令和5年4月25日 JR東日本新潟支社発表)

- 鉄道施設の復旧に必要な費用及び工期
費用：約86億円 工期：約5年
- 被害箇所数：112箇所

米坂線の必要性

米坂線の活用による地域活性化

- ・ 米坂線沿線地域は、魅力ある観光資源が豊富。被災前はインバウンドの米坂線利用も増加しており、観光による地域活性化のために米坂線は不可欠な存在。



日常生活を支える基盤としての米坂線

- ・ 米坂線は、沿線の高校生の通学のためなくてはならない不可欠な存在。不自由な移動が続くことで若者の地元離れにつながるため、早期復旧が必要。
- ・ 通院や買物等においても、沿線地域間等の移動ニーズは高く、今後米坂線が日常生活に果たす役割は大きい。

広域的な移動手段としての米坂線

- ・ 米坂線は、山形・新潟両県との間の広域的な移動ニーズを満たす役割を担い、両県の交流を支える基盤。
- ・ 横軸の交通ネットワークの存在は、災害時の広域移動のためにも重要であり、米坂線はリダンダンシー機能の面でも不可欠な路線。

利用拡大や沿線活性化の取組

やまがた鉄道沿線活性化プロジェクト推進協議会
米坂線利用拡大検討部会 令和6年度の取組

～地域をつなぎ、復旧へつなげる 未来につながる 米坂線活性化プロジェクト～

- ・ 県・沿線市町村・関係団体等が一体となり、山形・新潟両県が広域的に連携しながら、復旧後を見据えた利用拡大、沿線活性化に取り組む

イベントの実施

米坂線復旧に向けた沿線住民の機運醸成
(米坂線復活絆まつり等)

観光誘客の促進

沿線の新たな魅力を発掘・発信
(米坂線を利用した観光ツアー等)

利用促進のための環境整備

沿線住民の利便性向上等の環境整備を全域で実施
(米坂線各駅からの二次交通の充実等)

産業の活性化

米坂線を活用して沿線の地域産業を活性化
(米坂線を利用した荷物輸送等)

地方空港の機能強化と航空ネットワークの維持・拡充

【国土交通省航空局空港計画課、航空事業課、総務課企画室、航空ネットワーク企画課】

【提案事項】 予算拡充 制度改正

国内外からの交流人口・関係人口の拡大による地方創生の実現や災害に強い国土の形成のためには、地方空港の機能強化と航空ネットワークの維持・拡充が必要不可欠であることから

- (1) インバウンドの受入体制強化のため、国際観光旅客税の財源等を活用し、ターミナルビルの整備・拡張への支援など、訪日誘客支援空港に対する支援制度を拡充すること
- (2) インバウンド拡大に向けた地方部への誘客推進や、災害時のリダンダンシー機能の拡充に必要な地方空港滑走路の2,500m化を推進すること
- (3) 羽田発着枠政策コンテストにより2便化されている羽田＝山形線について、恒久的に2便化運航が確保されるように措置すること
- (4) 羽田＝庄内線の増便に向けて同コンテスト枠の拡大等を図ること

【提案の背景・現状】

- 政府は海外から地方部への誘客をより一層強力に推進していくこととしており、令和6年度予算で国際観光旅客税として総額440億円の歳入を見込んでいる。
- 庄内空港では、国際線と国内線の動線が分離されておらず、国際チャーター便の受入可能時間帯が限定されている等の課題があり、受入拡大の支障となっている。
- 山形空港及び庄内空港の滑走路は2,000mであり、東南アジア以遠からの国際チャーター便の離着陸や、東日本大震災等の大規模災害時の代替空港としての臨時便や海外支援機等の遠方からの受け入れが困難となっている。
- 羽田＝山形線は、利用実績が堅調であり、大規模災害時には、鉄道・近隣県他空港の代替機能を果たしている。また、羽田＝庄内線は、庄内地域にとってビジネス・観光等の交流拡大のために極めて重要な高速交通の基盤となっている。

【山形県の取組み】

- 県内空港への国際チャーター便の誘致に取り組むとともに、更なる就航拡大を見据え、庄内空港における円滑な受入体制の整備等に向けたターミナルビルの機能強化に関する基本計画を策定することとしている。
- 国内線の利用促進のため、航空利用者の裾野の拡大に向けた航空に馴染みのない若年層等へのプロモーションなど、様々な取組みを展開している。

【解決すべき課題】

- インバウンド受入拡大のためのターミナルビルの機能強化を着実に進めるため、訪日誘客支援空港に対するターミナルビルの整備等への支援の拡充が必要である。
- 地方部へのインバウンド誘客を促進するため、より遠方からの国際便の直接乗り入れや、災害時の代替空港としての利用を可能とする地方空港滑走路2,500m化を実現する必要がある。
- 令和7年3月からの羽田空港発着枠の見直しにおいては、平成26年度からコンテスト枠で利用拡大に取り組む山形空港については、恒久的に2便化運航されるような措置が必要であり、庄内空港については、増便に向けてコンテスト枠の拡大等が必要である。

インバウンドの県内受入状況

これまでの国際チャーター便は主に台湾、韓国から

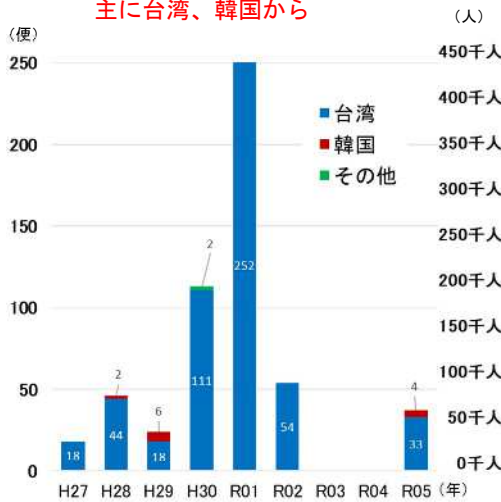


図1：国際チャーター便受入数

県内インバウンド受入客数は伸びており、国際チャーター便が就航できない国からの需要もある

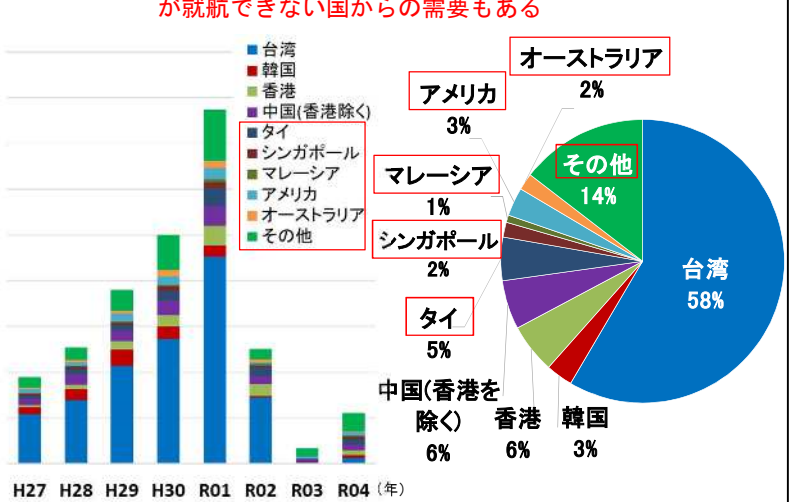


図2：県内インバウンド受入客数

図3：国・地域別インバウンド割合 (令和元年)

東日本大震災時の利用状況【山形空港】

震災前 (定期便のみ運航)

期間	総搭乗者数	1日当たりの搭乗者数	平均搭乗率
2月	6,387人	228人	41.6%
3月1日~11日	2,392人	224人(※)	36.9%(※)

※：地震発生後の便が欠航となったため、3月11日分を除く、3月10日までの実績としている

震災後 (臨時便運航) 1日当たりの利用者数が10倍超へ

期間	総搭乗者数	1日当たりの搭乗者数	平均搭乗率
3月12日~31日	46,935人	2,347人	83.2%
4月	69,550人	2,318人	66.8%
5月	17,411人	562人	37.8%



1階受付カウンター付近

空港から被災地に向かう救助関係者

羽田＝山形線 利用状況

政策コンテストによる2便化後、利用者数が3倍超



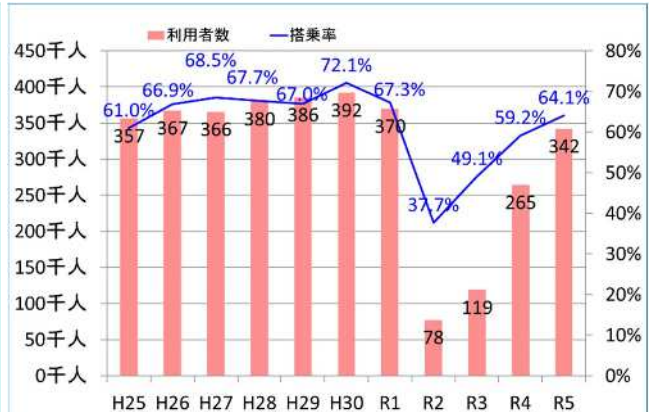
R6.3.21開催

山形・羽田空港見学ツアー

幼少期から空港などに触れ合うことで、航空に親しみや愛着を育むことを目的として開催。山形空港での出発準備の様子や羽田空港のJAL格納庫などを見学。

羽田＝庄内線 利用状況

重要な交通基盤として、コロナ前は利用者数が増加傾向



移住・就活・婚活こぼえち割

移住の相談や就職活動、市町村等が行う婚活事業への参加のため、庄内空港発着の一部の便を利用する場合には、航空チケット代の一部をキャッシュバック。

山形県担当部署：みらい企画創造部 総合交通政策課
県土整備部 空港港湾課

TEL：023-630-3079
TEL：023-630-2447

地域公共交通の維持・確保に向けた取組みへの支援

【総務省自治財政局財政課】

【国土交通省物流・自動車局旅客課、技術・環境政策課、総合政策局地域交通課、モビリティサービス推進課】

【提案事項】 **予算拡充**

高齢化の進行による免許返納の増加などに伴い、高齢者をはじめ住民の日常生活の足となる地域公共交通の維持・確保が不可欠であることから、

- (1) 「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」について、予算の拡充を図るとともに、**幹線バスに係る地域の実情に応じた補助算定基準の緩和や、乗用タクシーを活用した取組みに対する支援の拡充**を図ること
- (2) 交通事業者における運転手不足に対応するため、二種免許取得への支援など事業者の**雇用環境の整備に対する支援を拡充**すること
- (3) 自動運転移動サービスの導入に向け、事業者における**降雪時や雪道、高低差の大きな道路においても安定走行が可能な自動運転技術の開発・向上に対する支援**や自治体における実証に必要な財源を確保すること
- (4) カーボンニュートラルの実現にも資する**EVバスの導入に対する財政支援の拡充**を図ること **新規**

【提案の背景・現状】

- 地域公共交通の利用者は、人口減少に加え、コロナ禍の影響により、年々減少の一途を辿り、自治体の負担は増大しているが、「地域公共交通確保維持改善事業」は**画一的な算定基準等により、特に地方部では十分な支援となっていない**。
- 地域の実情を踏まえた交通サービスとして、近年、**乗用タクシーを活用した取組みが増えて**きている。
- 地域公共交通においては、**事業性の悪化や運転手不足への対応、移動の足が不足する地域における移動手段の確保**が喫緊の課題となっている。

【山形県の取組み】

- 令和3年、**国や市町村、交通事業者等とともに「山形県地域公共交通計画」を策定**し、持続可能な地域公共交通ネットワークの維持・確保を図っている。
- 令和5年度から、交通事業者が負担する二種免許取得費に対し助成している。

【解決すべき課題】

- 地域公共交通について大幅な収益改善は困難であるため、政府の補助制度について、**沿線の実態に合わせた補助要件の緩和**や、地域公共交通の維持・確保のために**乗用タクシーを活用した場合の上限額の撤廃**など、支援拡充が必要である。
- **運転手の高齢化や長時間労働、給与水準が低い**こと等を理由に深刻な人手不足に陥っていることから、業界全体の**雇用環境の改善等を促進する**必要がある。
- 地方部における自動運転移動サービスの導入にあたっては、**雪などの気象条件や高低差のある地形などに対応可能な自動運転技術の開発・向上とその実証**が必要である。
- 交通事業者においては経営状況が厳しいために、**初期投資コストの高いEVバスの導入が進んでおらず**、県内では未導入となっていることから、より手厚い**財政支援**が必要である。

地域公共交通の維持に係る自治体負担の増大

■地域交通事業者は自治体等と連携し利用拡大・生産性向上に取り組んでいるが、人口減少やコロナ禍により利用者は年々減少し、大幅な利用改善は厳しい状況であり、自治体負担も増大



出典：国土交通省「旅客地域流動調査」、山形県「輸送実績調査」等を基に山形県総合交通政策課作成

乗用タクシーを活用した取組み

- 「おきタク（南陽市）」（令和元年度～）、「おぼくる（尾花沢市）」（令和3年度～）に続き、他の市町でも実証運行を行うなど、取組みは拡大
- 地方部においては、地域公共交通の担い手として乗用タクシーへの期待が大



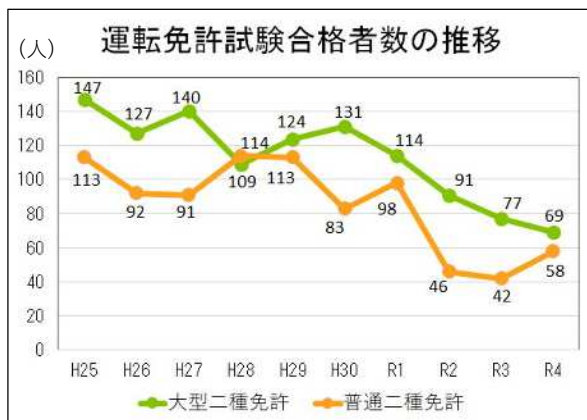
<R1. 10.1 運行開始 おきタク（南陽市）>



<R3. 4.1 運行開始 おぼくる（尾花沢市）>

二種免許取得者数の大幅な減少

- 大型（バス）、普通（タクシー）二種免許とも、合格者数がこの10年で約5割減



出典：山形県警察本部交通部運転免許課「運転免許関係統計」

バス等の自動車運転手不足の深刻化

- バス等の自動車運転の有効求人倍率は、全産業の平均を大きく上回り、人手不足が深刻化



出典：厚生労働省「職業安定業務統計」

広域道路ネットワークの早期形成（横軸の整備推進）

【国土交通省 道路局 企画課、国道・技術課、環境安全・防災課、高速道路課】

【提案事項】 予算拡充

高規格道路や一般広域道路は産業・観光振興に寄与し、大規模災害時には広域支援ルートとして国民の命を守る社会資本であるため、直轄国道等とのダブルネットワーク化（国土強靱化）やシームレスなサービスレベルが確保された高規格道路ネットワークの構築を推進するため、

(1) 日本海側と太平洋側を結ぶ横軸の強化により、速達性・強靱性や安全性を備えたネットワークを国土に渡って構築していく必要があるが、県内の横軸は縦軸に比べ整備が遅れているため横軸の事業化等を推進すること

〔 新庄酒田道路(国道47号)、新潟山形南部連絡道路(国道113号)、
石巻新庄道路(国道47号)、(仮)庄内内陸月山連絡道路(国道112号) 〕

(2) 一般広域道路の国道48号や国道121号などには、事前通行規制や脆弱な箇所があることから、強靱化に向けた検討を県とともに更に進め、加えて山形県内の主要渋滞箇所を緩和する対策を講じること

(3) 安全性、信頼性の確保と利便性の向上を図るため、4車線化優先整備区間やスマートICの整備を推進するとともに、暫定2車線区間のトンネル等への区画柵の設置を推進すること

(4) 計画的・長期安定的に高規格道路等の整備・維持管理が進められるよう、新たな財源を創設するとともに必要な予算を確保すること

【提案の背景・現状】

- これまでの高規格道路の整備によって、都市間旅行速度は縦軸で60km/h以上確保されているが、横軸は整備が遅れていることから60km/hに満たない。
- 令和4年8月の大雨の際に、国道113号が本県や新潟県で全面通行止になり、小国町では一時孤立状態となったほか、本県と福島県を結ぶ国道121号も全面通行止となり、広域迂回を余儀なくされ、県民の暮らしや物流に支障をきたした。
- 一般広域道路では、主要渋滞箇所や大雨・大雪による通行止が発生するなど、定時性・速達性に劣る区間や自然災害に対する脆弱性を有する区間がある。

【山形県の取組み】

- 高規格道路の円滑な事業実施に向けた事業用地の先行取得や、ストック効果の発現に向けて地域活性化ICやアクセス道路の整備に取り組んでいる。
- 開通効果や産業・観光振興に向けた取組み事例等をプロジェクトマップにまとめ沿線自治体と情報共有し高規格道路を利活用した地域振興に取り組んでいる。
- 国道121号においては、防災・安全に関する検討のため協議会を開催している。

【解決すべき課題】

- 本県の高規格道路は、4路線10区間約57kmで事業が進められており、県勢発展に向けたストック効果の早期発現のため、1日も早い開通が必要である。
- 構想路線の(仮称)庄内内陸月山連絡道路は、技術的課題に加え、整備や維持管理の財源を含めた事業手法など、今後の検討が必要である。
- 一般広域道路の課題解決のため、国道48号の事前通行規制解消に向けた調査検討への着手や国道121号の強靱化に向けた検討、山形市内における国道112号等の渋滞緩和に向けたバイパス整備が必要である。

広域道路ネットワーク計画図

凡例		
高規格道路※1	供用中	■
	事業中	▬
	調査中	○ ○ ○
一般広域道路※2	供用中	■
	事業中	▬
	調査中	○ ○ ○
構想路線	○ ○ ○	
4車線化優先整備区間	▬	
通行止め	⊗	

※1 サービス速度が概ね60km/h以上の道路
 ※2 サービス速度が概ね40km/h以上の道路



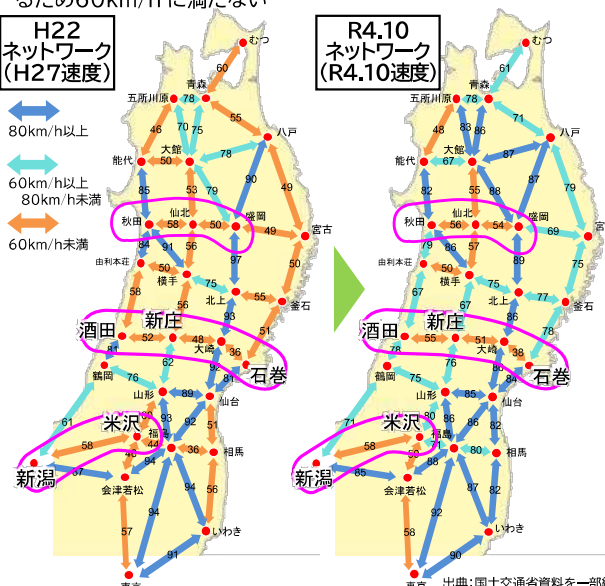
シームレスなサービスレベル確保に向けて

A) 重要都市間旅行速度
 ・目標は80km/hを確保
 ・少なくとも60km/hを確保

B) ダブルネットワークによるリダンダンシーの確保
 ・強靭性、多重性、代替性の強化
 ・災害リスクに対するリダンダンシーの確保

Aの現状 横軸における都市間旅行速度改善の遅れ

縦軸は60km/h以上確保されているが、横軸は整備が遅れているため60km/hに満たない



Bの現状 広域道路における災害等による通行止めリスク

- 未整備区間が多い横軸には脆弱箇所が存在
 - 大雨や大雪による通行止めが頻発
- ⇒ 広域道路ネットワークの強靭性・多重性・代替性に課題あり



山形県担当部署：県土整備部 道路整備課 高速道路整備推進室 TEL：023-630-2609

高規格道路のストック効果高め、地方創生を加速する県管理道路や「道の駅」の整備と「橋梁の耐震化」の推進

【国土交通省道路局企画課、国道・技術課、環境安全・防災課】

【提案事項】 制度創設 予算拡充

高規格道路のストック効果高め、地方創生を加速するため、また、災害発生時における安定的な避難・救助活動や物資供給に資するためには、人流や物流を支える道路ネットワークや交通等の拠点となる「道の駅」の整備を計画的・集中的に推進することが重要なことから、

- (1) 高規格道路のICへの1次アクセス道路に加えて、**主要な2次アクセス道路**についても、計画的・安定的に事業進捗が図られるよう補助事業の対象とするなど、**補助制度の拡充**による支援の充実を図ること
 - (2) IC近傍などで、**広域的な防災拠点機能を有する「道の駅」**は地域の安全・安心を支える国土基盤であり、全国からの被災者支援や地域の避難行動、復旧活動を支える重要な拠点となることから、**激甚化・頻発化する災害に備えるため、個別補助制度の創設等**の支援の充実を図ること
 - (3) 緊急輸送道路や孤立の危険性がある集落へのアクセス道路等における**「橋梁の耐震化」**に対する**補助制度の拡充**による支援の充実を図ること
- 新規**
- (4) 整備進捗が図られてきた高規格道路のストック効果を最大限発揮する県管理道路の整備についても、必要な予算を確保すること

【提案の背景・現状】

- 本県の高規格道路の整備は着実に進みつつある中、企業進出や観光振興等のストック効果を最大限に発揮させるためには、県内の主要都市や空港、港湾、道の駅等の**重要な拠点と高規格道路とのアクセス性を向上**させる必要がある。
- また、IC近傍などの**「道の駅」**には、**激甚化・頻発化する災害に早急に備えるため、広域的な防災拠点機能の強化**が求められている。
- 加えて本県は、緊急輸送道路や孤立の危険性がある集落へのアクセス道路等における、**「橋としての機能を速やかに回復させるための耐震対策」**の進捗率が**全国平均より低い**。

【山形県の取組み】

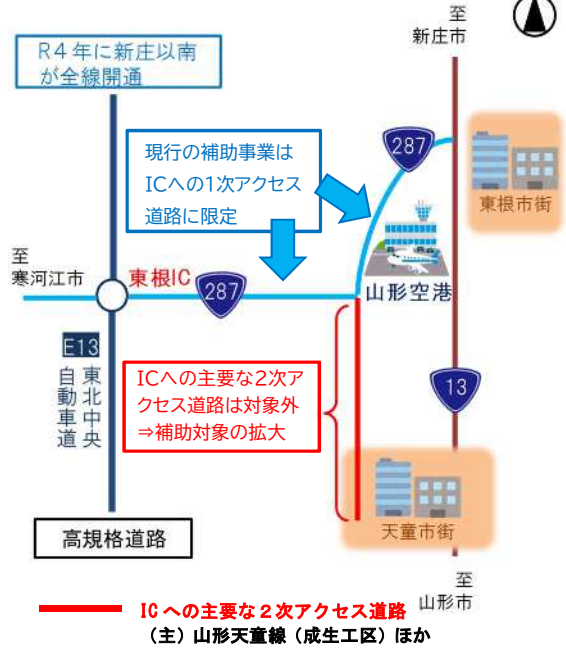
- 県内全域へのアクセス性向上に向け、高規格道路ICへの1次アクセス道路と併せて**主要な2次アクセス道路の整備**も進めている。
- 「道の駅」の設置者である市町村等が、**防災拠点機能を整備**している。
- 緊急輸送道路等の橋梁については、「山形県道路橋耐震補強計画」に基づき、**「橋としての機能を速やかに回復させるための耐震対策」**を進めている。

【解決すべき課題】

- ストック効果を最大限に発揮させるには、高規格道路の開通時期に合わせたアクセス道路や拠点となる**「道の駅」**を計画的・集中的に整備する必要があり、加えて、災害の発生に備え、**「橋梁の耐震化」**を進める必要がある。
- **主要な2次アクセス道路及び「道の駅」の整備や「橋梁の耐震化」**を、計画的・集中的に進めるためには、**安定した予算の確保が必要**であることから、**補助制度の拡充や個別補助制度の創設等が必要**である。

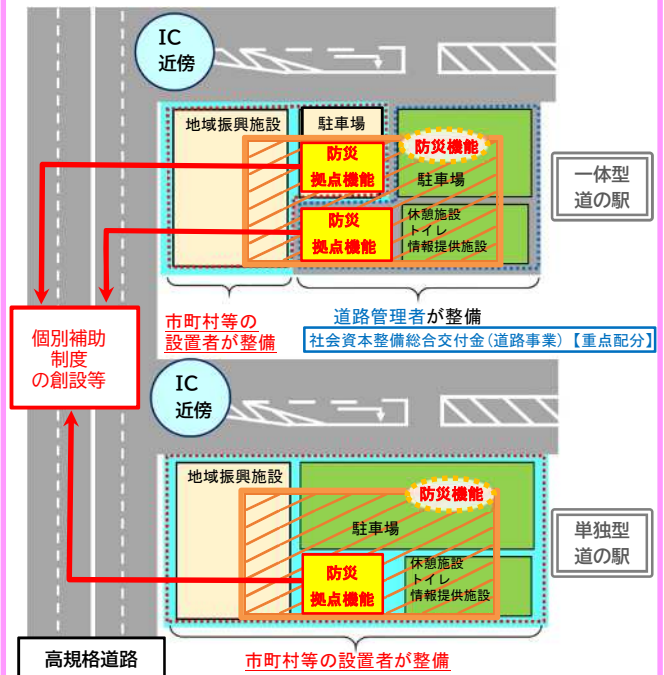
(1) 補助制度の拡充による支援の強化 (イメージ)

【 ICへの主要な2次アクセス道路 】



(2) 個別補助制度創設等による支援の充実 (イメージ)

【 防災拠点機能を有する「道の駅」 】



能登半島地震
道の駅の状況



(3) 「橋梁の耐震化」に対する補助制度の拡充による支援

緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率 [令和5年3月末時点]

耐震化率	全国平均	山形県管理
落橋・倒壊を防ぐ耐震対策	99%	98%
橋としての機能を速やかに回復させるための耐震対策	81%	65%

耐震補強工事の実施例



対策前



対策後(橋脚巻立)



(水平力分担構造)

(4) 高規格道路のストック効果を最大限発揮する県管理道路の整備



国道 287 号 (米沢長井道路)



国道 344 号 (安田 BP)

酒田港の機能強化の推進

【環境省水・大気環境局モビリティ環境対策課】【国土交通省港湾局計画課、海洋・環境課】

【提案事項】 予算拡充

(※) 現時点では基地港湾へ指定されておりません。
基地港湾指定を見据えた提案内容としております。

港湾機能の強化を通じた地域経済の持続的な成長を支える基盤づくりを進めるため、酒田港において

- (1) 洋上風力発電に必要な**基地港湾**の係留施設について、計画的な事業執行ができるよう、**必要かつ十分な予算を確保**すること (※)
- (2) 港湾の脱炭素化を推進するため、港湾脱炭素化推進計画に位置付けられた**港湾機能を高度化する取組みへの支援を強化**すること **新規**
- (3) 酒田港の航行や荷役作業の安全・安心を確保するため、港内の静穏度を向上させる**防波堤の整備を継続的に実施**すること
- (4) 大規模地震の発災直後に緊急物資等の輸送を可能とし、更には再生可能エネルギーの拡大に伴う大型船とクルーズ船の安定した受入れができる**岸壁の整備(耐震強化・大型化)に着手**すること

【提案の背景・現状】

- 令和6年4月、酒田港は国土交通大臣から**基地港湾の指定**を受けた。(※)
- 物流の結節点と臨海部産業拠点である港湾は**脱炭素化上重要な役割**を果たす。
- 冬期の日本海は、冬季風浪等により**入・出港障害や荷役障害が発生**している。
- 能登半島地震では、港湾から物資輸送船により**被災地支援**が行われた。
- バイオマス発電の燃料輸入船とクルーズ船が利用していた岸壁を、今年度から新たなバイオマス発電の燃料輸入船も利用するため**岸壁の輻輳が懸念**される。

【山形県の取組み】

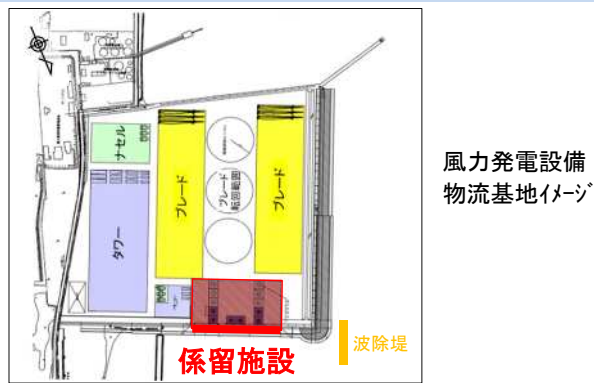
- 基地港湾整備で発生する浚渫土砂を受け入れる埋立用護岸及び静穏度を確保する波徐堤等の整備を行っている。(※)
- 「カーボンニュートラルやまがた」の実現に向け、令和6年3月に「酒田港港湾脱炭素化推進計画」を作成し、再生可能エネルギーの拡大などを推進するとともに、「観光立県山形」の確立に向けたクルーズ船寄港の拡大を推進している。
- 酒田港港湾計画において、港内の静穏度の目標を荷役稼働率 97.5%以上として設定し、防波堤計画を定めている。
- 酒田港港湾計画に耐震強化岸壁の1岸壁新設を必要と位置づけている。

【解決すべき課題】

- 2030年エネルギーミックス達成に寄与するため、事業者の風車建設に必要な**基地港湾を計画通りに利用可能**とする必要がある。(※)
- 港湾脱炭素化推進計画を実現するためには、接岸中の船舶へ電力を供給する設備の導入など、計画に位置付けられた港湾機能を高度化する取組みに対して、**通常(補助率1/3)以上の支援強化**が必要である。
- 冬期間の港内静穏度の確保のため、**防波堤の着実な整備**が必要である。
- 大地震直後にも速やかに物資輸送できるとともに、増加する燃料輸入船と、クルーズ船の同時接岸を可能とする、**既存岸壁の耐震強化・大型化**が必要である。



(1) 基地港湾の計画的事業執行・予算確保



最速で2030年に
風車運転開始

	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	
基地港湾整備事業	● ○								
洋上風力発電事業							●	○	

(2) 港湾脱炭素化の推進



自立型電源
(蓄電池設備含む)



電力供給設備

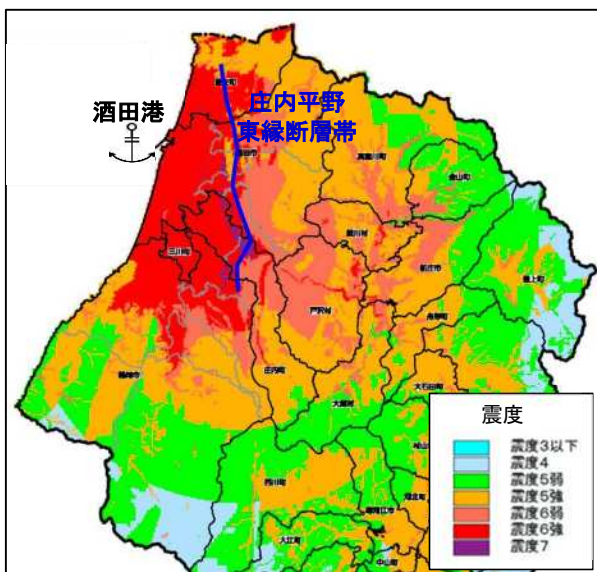
再生エネルギーを用いた港湾施設設備 (環境省水・大気環境局 HP より)

(3) 防波堤の整備推進



冬季風浪により入・出港障害や荷役障害が発生

(4) 岸壁の耐震強化・大型化(延伸・増進)の着手



想定される震度分布 (庄内平野東縁断層帯)



石川県七尾港 (国土交通省港湾局 HP より)

能登半島地震時の災害支援物資運搬状況



バイオマス燃料荷役状況



クルーズ船入港状況

飛島の「特定有人国境離島地域」への指定と地域社会の維持及び振興のための財政支援の拡充

【内閣府 総合海洋政策推進事務局】
【国土交通省 国土政策局 離島振興課】

【提案事項】 **法改正** **予算拡充**

本県の有人国境離島地域である飛島は、「特定有人国境離島地域」と同様、人口減少が著しく進行しており、地域社会を維持する上で、継続的な居住が可能となる環境の整備を図っていくべき状況にあることから、

- (1) 飛島について、「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」に定める「特定有人国境離島地域」に早期に追加指定すること
- (2) 指定までの間、離島活性化交付金等により「特定有人国境離島地域」と同様の財政支援措置を講じること

【提案の背景・現状】

- 山形県唯一の離島・飛島は、従前より、島の漁業者が違法操業の監視・警察等への通報等を行うなど、領海や排他的経済水域の保全等に重要な機能を果たしている。一方で、本土から約 39 km と遠隔の地に位置し、人口もピーク時から 9 割減少（昭和 15 年：1788 人⇒令和 5 年 12 月 159 人）、高齢化率も 80% を超えるなど、将来無人化の恐れがある厳しい状況下にある。
- 本州以南の日本海側で、特定有人国境離島地域に指定されていない有人国境離島地域は、飛島と新潟県の粟島の 2 島のみとなっている。我が国周辺の安全保障環境が厳しい状況にある中、飛島の地域社会の維持は、我が国の領海等の保全等にとって極めて重要である。
- 燃料や生活物資の輸送、常駐医師の不在による本土への通院など、島民は航路を頼らざるを得ず、経済的な負担も大きい。島への移住・定住を促進していくためには、移動や輸送にかかる負担を軽減していく必要がある。

【山形県の取組み】

- 本県では、平成 30 年度から、地域社会の維持及び振興に向け、酒田市等との産学官民連携により、重点的な施策を集中的に実施する「飛島振興重点プロジェクト」を展開。令和 3 年度からは、「持続可能な飛島づくりプロジェクト」として、「観光交流」「産業振興」「安全安心・生活環境の充実」「移住定住促進」の 4 つの分野で引き続き飛島の振興に向けた各種施策を積極的に展開している。
- 上記プロジェクトの成果や課題、島民及び関係者との議論を踏まえ、今後 10 年間の振興の基本方針となる「山形県離島振興計画」を令和 5 年 5 月に策定。

【解決すべき課題】

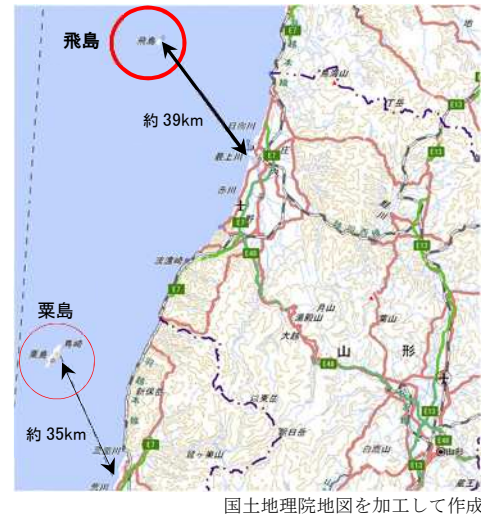
- 地域社会の維持及び振興のため、①島民の航路運賃の低廉化、②物資の費用負担の軽減、③雇用機会の拡充、④滞在型観光の促進について、「特定有人国境離島地域」と同様の財政支援措置が必要である。

【特定有人国境離島地域の指定状況】

※特定有人国境離島地域は法(別表)において特定



【本土との距離】

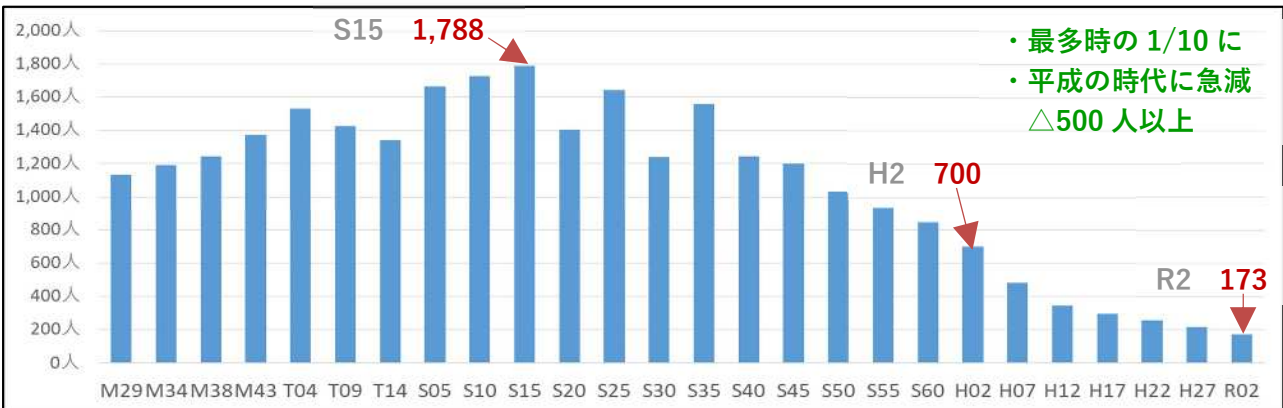


本州以南の日本海側で指定されていないのは、飛島と栗島のみ

飛島と本土の距離は、特定有人国境離島地域である山口県見島(約44km)と同程度

【飛島の人口推移】

過去最高の人口 **1,788人** (昭和15年度末)
最新的人口 **159人** (令和5年12月末)



飛島の人口は159人と、ピーク時から約9割減少(高齢化率81.1%、平均年齢72.4歳)

【関係人口創出に係る取組】



(写真) 飛島で開催した合宿形式の移住体験プログラム「島キャンプ」(令和5年度)

県及び酒田市は、飛島にUIターンした若者が立ち上げた「合同会社とびしま」と連携し、若者を中心とした関係人口の創出を進めている

カーボンニュートラル実現に資する再生可能エネルギーの導入促進

【経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 政策課、新エネルギー課、水素・アンモニア課、電力・ガス事業部 電力基盤整備課】

【提案事項】 **制度改正** **制度創設**

2050年までのカーボンニュートラルの実現に向けて、県民や事業者の理解を得ながら、再生可能エネルギーの導入拡大を図る必要があることから、

- (1) 再エネの導入拡大を一層推進する上で、余剰電力を含めた再エネ電力の最大限活用を図る観点から、蓄電池や水素での**エネルギー貯蔵技術の導入促進に向けた制度整備**を早期に行うこと
- (2) 原子力発電については、その依存度合いを徐々に少なくしながら、ゆくゆくは原子力に頼らない**「卒原発社会」の実現**を目指すこと

【提案の背景・現状】

- カーボンニュートラルの実現に向けて、一層の再エネ導入拡大を図る必要がある一方、**国内の再エネ出力制御量は増加傾向**にあり、東北電力管内では、令和4年4月以降、度重なる出力制御が実施され、県内の一部発電事業者も影響を受けている。
- 政府の「GX実現に向けた基本方針」に係るパブリックコメントにおいては、原子力の活用方針に対し、多くの疑問・反対の声が寄せられるなど、**原発に対する国民の不安は解消されていない**。

【山形県の取組み】

- 令和2年8月に「ゼロカーボンやまがた2050」を宣言するとともに、「第4次山形県環境計画」において2030年度までに温室効果ガス排出量50%削減を目標として、再エネの導入拡大や省エネの推進に取り組んでいる。
- また、「山形県エネルギー戦略」に基づき、洋上風力発電をはじめとする再エネ電源・熱源の開発を推進していることに加え、令和5年度には「山形県水素ビジョン」を策定し、地域におけるカーボンニュートラルと持続的な成長が両立する社会の実現を目指し、水素の利活用に向けた取組みを進めることとしている。
- 福島第一原発の事故は、本県にも観光や農業などの面で風評被害をもたらし、また、現在も多くの方が本県に避難しており、県では支援を続けている。

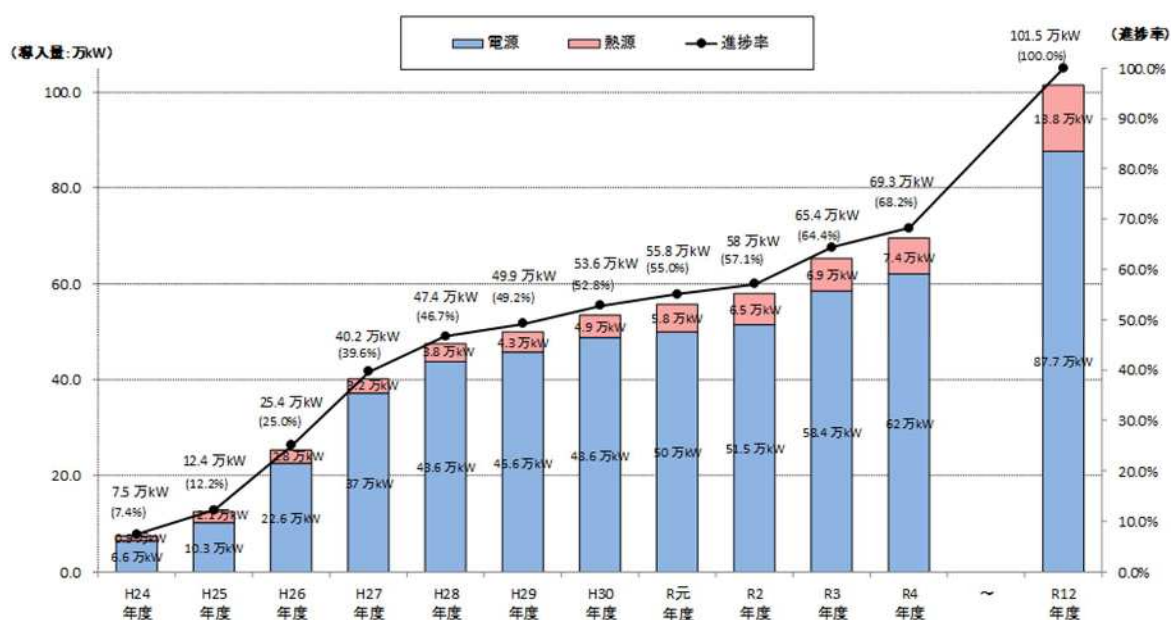
【解決すべき課題】

- 再エネを最大限活用する上で、**エネルギー貯蔵技術の導入促進に向け、蓄電池の系統接続ルール整備や水素に係る法規制の改正等**を進める必要がある。
- 水電解装置について、国内では、高圧ガス保安法による規制がかからない1MPa未満で運用されているが、高圧ガス保安法の規制対象を見直すことで、より**効率的なグリーン水素の製造とコスト低減**を図っていく必要がある。
- 放射性廃棄物の最終処分場が決まっていないことやテロの危険性なども考えれば、ゆくゆくは**原子力に頼らない社会を実現**するため、再生可能エネルギー等への転換を着実に進めていく必要がある。

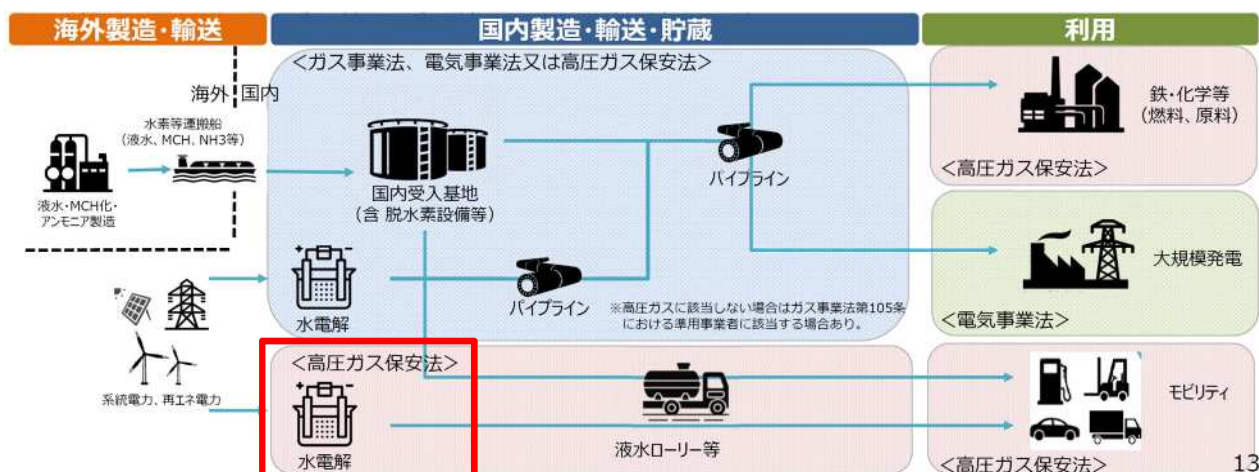
＜東北電力ネットワーク管内の再エネ出力制御実施状況等＞

	2022年度	2023年度(見込み)
出力制御率	0.45% (6,379万kWh)	0.93% (1.47億kWh)
出力制御実施日	4/10、17、23、24、30 5/2～6、8、10、15、29 3/11、19～21【計18回】	4/1、2、9、22、23 5/2～5、6/4、17 3/16、30、31【計14回】
太陽光・風力接続量	914万kW (太陽光735万kW、風力179万kW)	1,030万kW (太陽光814万kW、風力216万kW)

＜「山形県エネルギー戦略」における導入目標及び実績＞



＜水素等事業の保安に係る適用法令（イメージ）＞



野生鳥獣の管理及び被害防止対策への支援の拡充

【環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室】
【農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室】

【提案事項】 予算拡充

クマ類の生息域拡大に伴う人身被害の発生が増加や、イノシシやシカによる農作物被害が拡大するなか、野生鳥獣の管理や被害防止対策をより一層推進するため、

- (1) クマについて、生息環境管理を含めた総合的な対策を実施できるよう、**指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の対象事業を拡充**すること
- (2) 捕獲活動や個体処理等の施設整備の促進が図られるよう、**鳥獣被害防止総合対策交付金の十分な予算を確保し支援を拡充**すること

【提案の背景・現状】

- 令和5年にクマの出没が全国的な問題となったことに伴い、令和6年4月、環境省においてクマ類が指定管理鳥獣に指定された。本県においては、令和5年に過去2番目の目撃件数を記録するなど、出没が増加するとともに、人身被害も発生している。
- クマの大量出没や、イノシシやニホンジカの農作物被害の増加などにより捕獲数が急増し、捕獲従事者に期待される役割が増大している一方で、捕獲従事者の高齢化、弾代の高騰や銃弾の入手困難、捕獲した個体の処理に係る労力の増大など、捕獲活動を継続するうえで厳しい状況が生じている。

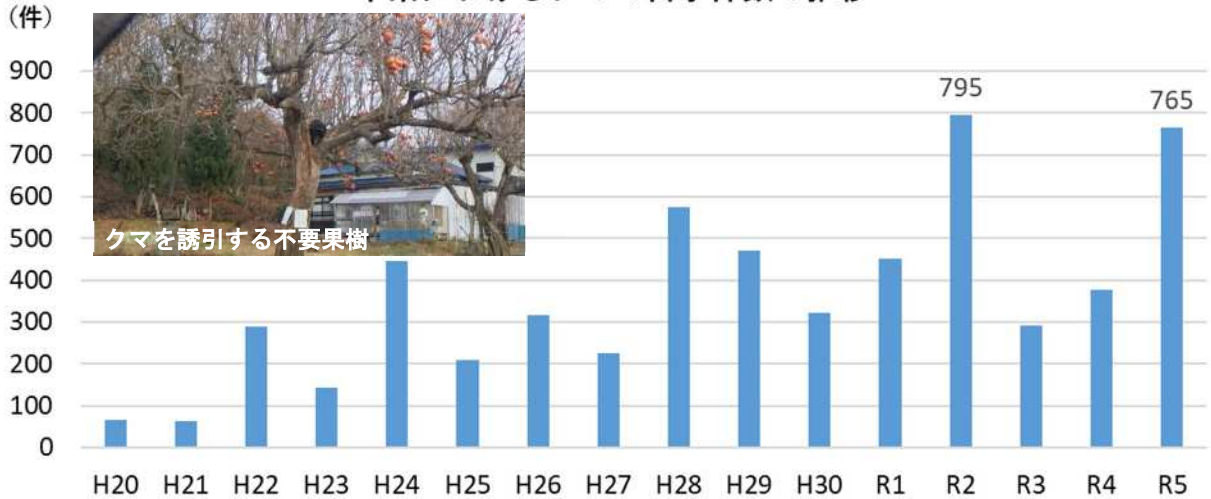
【山形県の取組み】

- クマについて特定鳥獣管理計画を策定し、個体数調整や生息状況調査のほか、令和6年度から市街地出没抑制のため不要果樹伐採に取り組んでいる。
- イノシシの夏季捕獲（4月～10月）に対しては、交付金による支援のほか県で上乘せして支援している。
- 担い手の確保・育成として、猟友会が行う狩猟免許取得希望者向けの講習会開催や新規狩猟者の銃器購入等への支援を行っている。

【解決すべき課題】

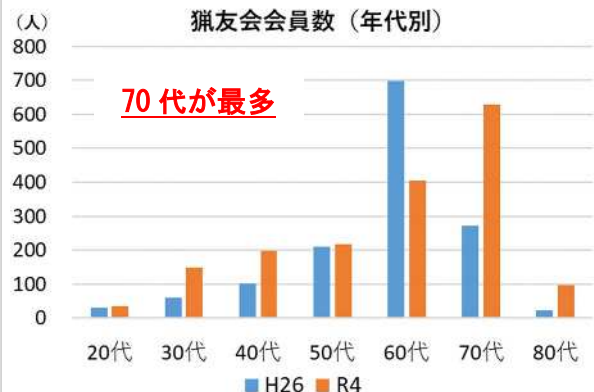
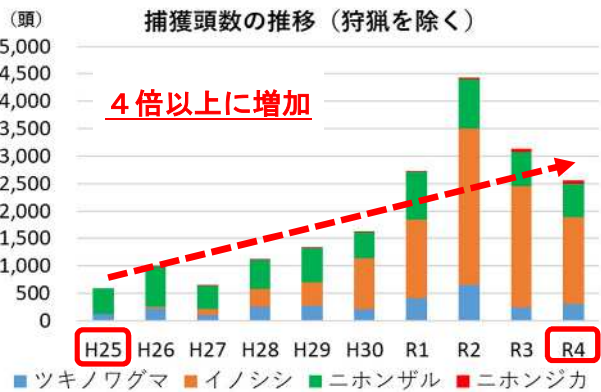
- クマによる人身被害を防ぐために捕獲を強化する一方、地域個体群の保全も行うことが必要であることから、**捕獲に加え、現状では対象外である被害防除、生息環境管理を含めた総合的な対策を実施**できるよう、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の対象事業の拡充が必要である。
- **要望に対する内示率が低い状況の改善に加え、捕獲従事者の身体的・経済的な負担が増すなか、1頭当たりの捕獲活動経費の引上げや、捕獲を伴わない安全確認のための出動手当の交付対象への追加のほか、捕獲数の増加に伴い必要となる個体処理施設や担い手育成のための射撃場の整備に係る交付率の引上げなど、鳥獣被害防止総合対策交付金の十分な予算の確保と支援の拡充が必要**である。

本県におけるクマの目撃件数の推移



野生鳥獣による人身被害発生状況 (令和5年)

発生月	獣種	被害者数	発生地区分
1月	イノシシ	3	市街地
5月	クマ	1	市街地以外
7月	クマ	1	市街地以外
8月	クマ	1	市街地以外
8月	クマ	1	市街地
10月	クマ	1	市街地以外
計	-	8	-



- 捕獲従事者の高齢化が進む一方、イノシシの生息域拡大等により捕獲数（有害捕獲、個体数調整）は増加し、**身体的負担が増大**
(R3、R4は豚熱の影響により一時的に減少)
- 銃猟に用いる弾代や車両の燃料費の高騰により、**経済的負担も増大**。加えて、海外での紛争の影響により一部銃弾の入手困難も生じている。

山形県担当部署：環境エネルギー部 みどり自然課
農林水産部 農村計画課

TEL：023-630-3042
TEL：023-630-2218

地方財政基盤の確立

【総務省 自治財政局 財政課、交付税課】

【提案事項】 予算拡充

地方の安定的な財政運営には、各団体が必要とする一般財源が確保されることが不可欠であることから、

- (1) 当面する物価高への対応に加え、人口減少・少子化に伴うあらゆる産業分野における人手不足問題への対応や、こども・子育て政策の強化のために必要となる**財政需要を地方財政計画に的確に反映**すること
- (2) 地方交付税の算定にあたっては、人口減少が著しい地方が**地域社会の持続可能性を確保するために必要な財政需要をなお一層考慮**すること
- (3) 地方交付税の法定率の引上げ等、適切な財源対策による臨時財政対策債の発行に依存しない持続可能な地方交付税制度を確立すること

【提案の背景・現状】

- 人口減少が進む中であっても、本県の歳出予算充当一般財源の規模は必ずしも減少してはいない。また、当面する物価高への対応に加え、あらゆる産業分野における人手不足問題への対応や、地方団体におけるきめ細かなこども・子育て政策の推進等にあたっては、**引き続き安定した一般財源の確保が重要**となる。
- 令和6年度地方財政計画では、交付団体ベースの一般財源総額が前年度比0.6兆円の増となったものの、本県の令和6年度予算編成においては289億円の調整基金の取崩しを余儀なくされるなど、多額の財源不足額が生じている状況にある。また、本県の中期的な財政収支の推計では、**毎年度90億円以上の財源不足に対応していかなければならない**など、引き続き厳しい財政状況が想定されている。

【山形県の取組み】

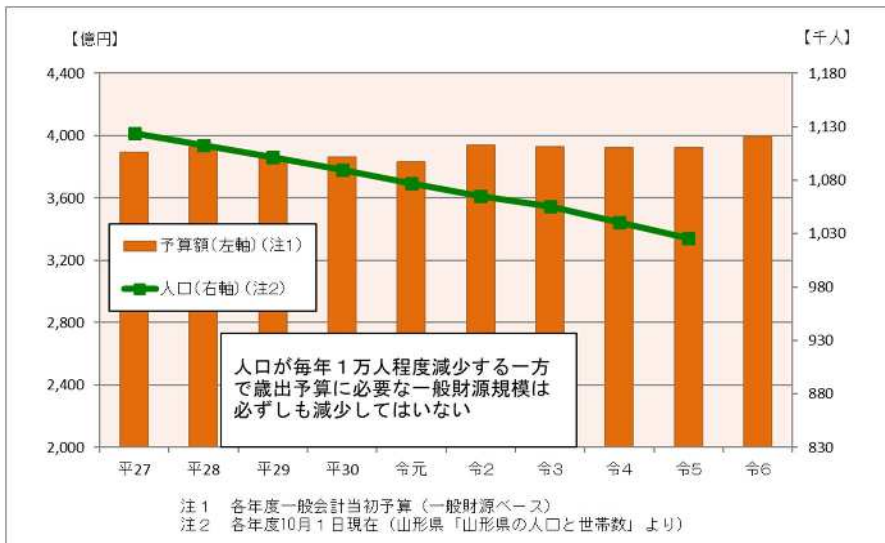
- このような状況を踏まえ、本県では「山形県行財政改革推進プラン2021」（令和3年3月策定）に基づき、持続可能な財政運営の確保に向けて、更なる行財政改革に取り組んでいる。

【解決すべき課題】

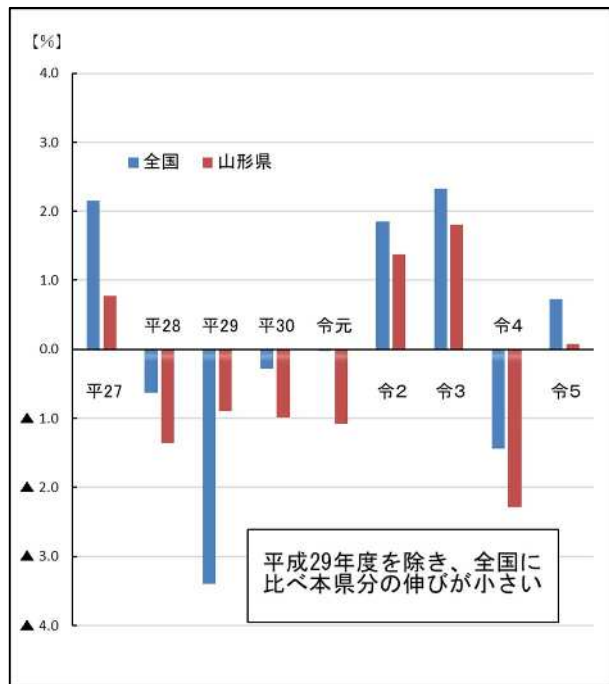
- 地方財政計画において、的確に歳入を見積もるとともに、歳出面では今後も物価高やあらゆる産業分野における人手不足問題への対応、こども・子育て政策の強化といった財政需要を的確に捉えたうえで、引き続き一般財源総額を確保していく必要がある。
- 普通交付税の多くの費目は人口が基礎とされ、本県の一般財源規模が縮小していないにも関わらず基準財政需要額の伸びが全国より小さくなっており、人口減少地域の財政状況に一層考慮した算定方法となるよう見直しが必要である。
- 臨時財政対策債を引き続き抑制するとともに、法定率の引上げ等、持続可能な地方交付税制度の確立が必要である。

【参考資料】

1. 山形県の人口と歳出規模（一般財源ベース）の推移



2. 基準財政需要額の対前年度伸び率推移



3. 今後の財政収支の見通し

(単位：億円)

		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
歳入	県 税	1,103	1,162	1,182	1,194	1,205
	地方交付税	2,078	2,155	2,174	2,193	2,206
	国庫支出金	666	684	685	687	687
	県 債	450	432	437	435	441
	その他	1,912	1,854	1,831	1,797	1,765
	計 (A)	6,209	6,287	6,309	6,306	6,304
歳出	人件費	1,520	1,423	1,499	1,406	1,470
	社会保障関係経費	703	726	726	726	726
	公債費	888	899	924	958	968
	一般行政費	2,553	2,478	2,460	2,434	2,419
	投資的経費	835	851	873	877	896
	公共事業費	365	366	365	365	365
	単独事業費	257	270	291	293	312
	国直轄事業負担金	137	138	139	140	140
	その他	76	77	78	79	79
	計 (B)	6,498	6,377	6,482	6,401	6,479
財源不足額 (C=A-B)	△289	△90	△173	△95	△175	
調整基金残高 財政赤字	143	53	△120	△215	△390	

注1：「地方交付税」には地方譲与税、地方特例交付金を含む。
注2：「一般行政費」には繰出金、予備費を含む。
注3：令和6年度の数値は財源確保対策を講じた後の当初予算の姿である。

4. 県の令和6年度当初予算における主な人手不足問題関係予算（主なもの）

事業承継の促進

- (1) 県内企業の事業承継の促進 7百万円
- (2) 農業分野における「お試し就農移住体験」への助成等による第三者継承の促進 46百万円
- (3) 後継者不足の診療所と開業意欲のある県内外の医師のマッチングによる医業承継の促進 15百万円

多様な働き手の確保～外国人材～

- (1) 受入れ・定着に向けた総合的な対策 38百万円
- (2) 外国人労働者の生活環境等の改善 41百万円

- (3) 農繁期の異なる他県との連携による外国人材のリレー派遣 15百万円
- (4) 海外人材派遣機関と県内旅館・ホテルとのマッチング支援等 10百万円

専門人材の育成・活用

- (1) 普通二種・大型自動車の免許取得支援等による各種専門分野における働き手の確保 43百万円
- (2) 副業・兼業も含めたプロ人材の活用 52百万円
- (3) 高校生へのAIに関する学習機会の提供 6百万円

上下水道事業の基盤強化を促進するための支援の充実

【国土交通省水管理・国土保全局

上下水道企画課、大臣官房参事官（上下水道技術）、水道事業課、下水道事業課】

【提案事項】 **早期策定** **予算拡充**

国民の生活にとって重要な生活インフラである上下水道事業の基盤強化を促進するため、上下水道施設の耐震化の促進や市町村の枠を超えた水道事業の広域連携に対する支援の拡充が必要であることから、

(1) 「**国土強靱化実施中期計画**」を早期に策定し、**十分な事業規模を確保**するとともに、**上水道施設においては交付率の引上げ、対象施設の拡大及び採択基準の緩和**を図ること。また、地震対策事業に係る計画を策定する**下水道事業者が、施設の耐震化を進められるよう、交付金の交付率を引き上げる**こと **新規**

(2) 水道事業の広域連携を促進するための**交付金事業について、計画策定前段階からの助成、交付率の引上げ、採択基準の緩和**を図ること

【提案の背景・現状】

- 能登半島地震では、上下水道施設が被災し、大規模かつ長期間の断水やトイレの利用制限等により住民に多大な影響を及ぼした。また、道路に埋設されているマンホールが浮上し、周辺の路面破損が発生する等、通行障害が多発した。
- 本県は小規模事業者が多く、上水道経営の厳しさが増しており、水道施設の耐震化については、平成28年度からの交付率の引下げや対象施設の限定等から、取組みが進まない水道事業者が少なくない。
- 水道事業の広域化の実現には、合意形成に至るまで相当の時間と経費が必要。また、交付金の採択基準に、**事業者数や人口、時限措置**等の要件があるが、本県の水道事業者の規模では活用が困難である。

【山形県の取組み】

- 県内の上下水道事業者も施設の耐震化を進めているが、耐震化率は未だ低く、特に多額の経費を要する浄水施設や配水池及び下水処理場の耐震化が**全国に比べ進んでいない**。県では、耐震化が計画的に推進されるよう下水道事業者に対し地震対策事業に係る計画策定に向けた情報提供を行っている。
- 県内の4圏域中、庄内圏域において、**事業統合による水道事業経営の基盤強化を推進**するため、基盤強化計画を現在策定している。

【解決すべき課題】

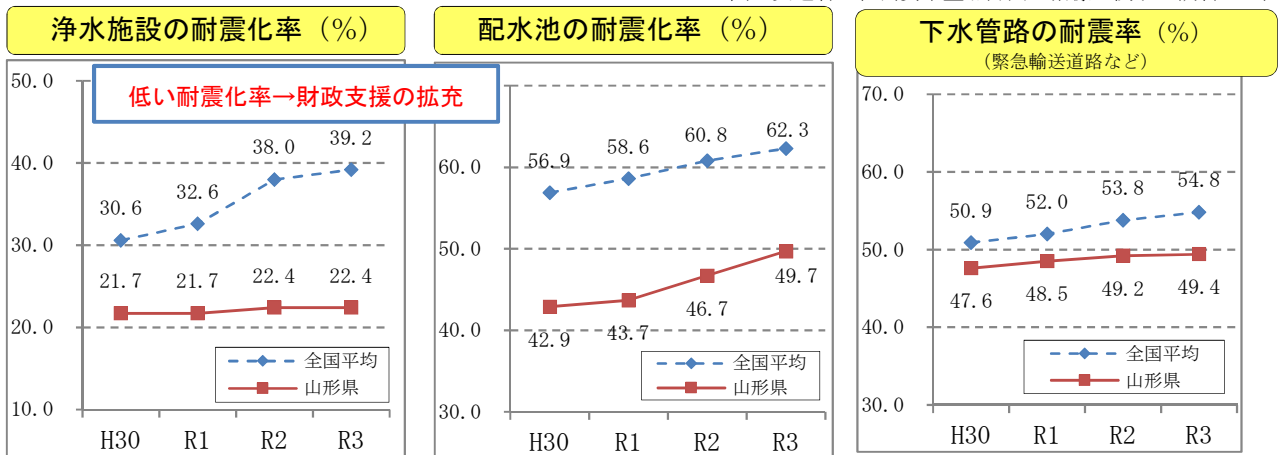
- 経営基盤の脆弱な県内の上水道事業者が耐震化を促進するためには、**交付率の引上げとともに、交付金の対象施設を配水支管まで拡大することや管路の布設年数に係る採択基準の緩和などの支援の拡充**が必要である。
- 下水道事業者が、下水道総合地震対策計画の地震対策事業に係る計画に基づき施設の耐震化を進めるためには、事業の**交付率の引上げによるさらなる支援**が必要である。
- 広域連携を促進するためには、**助成要件の緩和（広域化計画策定前の段階からの助成）や広域化を支援する交付金事業の交付率の引上げ及び採択基準（広域化の規模や類型、時限措置等）の緩和**が必要である。

◎耐震化・広域連携交付金の主な課題（抜粋）【水道】

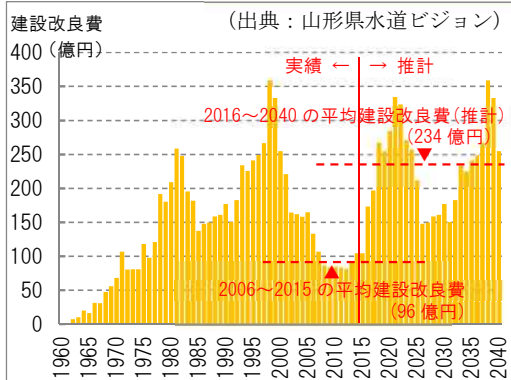
主な事業内容（対象施設）	交付率	採択基準
基幹水道構造物の耐震化（浄水場・配水池）	1/4 【H27 以前 1/3】	計画資本単価 90 円/㎡以上 【H21 以前 70 円/㎡以上】
水道管路の緊急改善（40 年以上の塩ビ・ダクタイル・鋼管等で導水管・送水管・配水本管）	1/3	管路 40 年以上経過、配水支管は対象外
広域連携に向けた施設整備等	1/3	3 事業者以上（かつ人口 3 万人以上） 原則 10 年以内の時限措置等

◎全国及び山形県の上下水道施設の耐震化の状況

（出典：厚生労働省 国土交通省 水道事業における耐震化の状況、社会資本重点計画の指標に関する調査より）

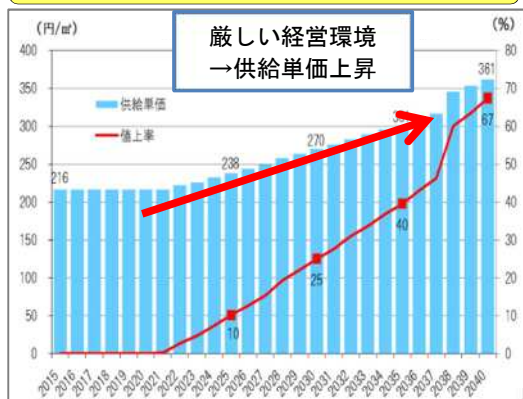


県内水道事業の建設改良費の実績と推計



更新需要の増大＝費用増加

水道供給単価の推移予測（県内上水道集計）



(令和 6 年能登半島地震による下水道マンホール浮上状況)

県内水道広域化の取組

庄内圏域 ◇ 庄内圏域広域化による経営基盤強化の推進



事業統合

鶴岡市・酒田市・庄内町の 2 市 1 町において、事業統合の基本方針や課題等を整理した後、企業団を設立のうえ水平統合を実現し、事業の効率化を図ります。施設の最適化を進め、広域水道用水供給事業を含めた更なる水道経営基盤強化について検討を行い、最終的には市町で設立した企業団を经营主体とした垂直統合を目指し、庄内圏域全体の発展的広域化を推進します。

山形県担当部署：防災くらし安心部 県土整備部

食品安全衛生課 下水道課

TEL：023-630-3313
TEL：023-630-2568

工業用水道事業への支援の充実

【内閣官房国土強靱化推進室】

【経済産業省経済産業政策局地域産業基盤整備課】

【提案事項】 予算拡充

工業用水道は、企業が安定して生産活動を行ううえで不可欠かつ重要なインフラである。本県では、昭和 30 年代に整備した施設を中心に老朽化した施設の更新や管路の耐震化等の強靱化を図るため、今後多額の投資が必要となっている。また、近年、河川環境の変化に伴い取水口付近への塩水遡上等が発生し、応急対応の費用も増嵩している。これらへの対応を進めるにあたっては、受水企業への料金単価上昇を抑制し、安定的な供給を継続する必要があることから、

- (1) 施設強靱化を図るための補助金の予算拡充及び補助率の引き上げを行うこと
- (2) 令和7年度までの「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」と同様の国土強靱化に必要な財源を令和8年度以降も引き続き確保するとともに、地方財政措置を継続すること **新規**
- (3) 塩水遡上対策等、水質保持のための施設整備を補助対象とすること

【提案の背景・現状】

- 山形県内の工業団地には、半導体やファインケミカル等の企業が集積し、国内産業の活性化に大きく貢献している。これらの企業からは、一定の品質を確保した工業用水の安定的な供給が求められている。
- このような中、昭和 30 年代に重厚長大産業を支える目的で建設された酒田工業用水道事業においては、時代の経過とともに需要の減少や老朽化した送水管路の強靱化更新等の課題を抱えるなど、厳しい状況に置かれている。
- 加えて、近年の河川環境の変化を受け、河川氾濫に備えた浸水対策や取水口付近まで及ぶ「塩水遡上」等への対策が求められている。
- これらに対応するには多額の投資が必要となるため、供給料金の大幅な値上げを余儀なくされ、受水企業の経営に大きな影響を与える懸念がある。

【山形県（企業局）の取組み】

- 酒田工業用水道事業において、老朽管の耐震化更新を計画的に実施している。
- また、老朽化した施設の耐震化、浸水対策を含めたりニューアルに向けて、費用対効果の大きいものとなるよう、今後の需要見込みを考慮した施設のダウンサイジング等、効率的なりニューアル手法について検討を進めている。
- 更に、取水口付近では塩水遡上が度々発生し、上流部からの仮設取水で対応しているが、施設リニューアルにあわせた新たな水源確保などの恒久対策が求められている。

【解決すべき課題】

- 工業用水道事業の施設更新を計画し施設強靱化を図るためには、**手厚い国庫補助が必要不可欠**であり、全国の更新事業に応じた**予算総額の増額**が必要である。
- また、現在の補助率は22.5%となっており、大規模改修による事業体の負担が大きく、**料金の大幅な値上げを避けるためには、補助率の引き上げ**が必要である。
- 長期的な視点での施設強靱化の取組みの計画策定、実施のため、**恒久的かつ安定的な財源の確保**が必要である。
- 塩水遡上等の環境変化に伴う**工業用水の水質低下を防ぎ、水質を保持する恒久的な対策を行う施設整備**についても財政支援が必要である。

酒田工業用水道が抱える課題

山形県企業局では3つの工業用水道事業を実施している。このうち、最上川下流域から取水し酒田臨海工業団地等へ給水する酒田工業用水道は、老朽化した施設・送水管路の更新及び耐震化を行うとともに、更に、浄水場等が洪水浸水想定区域にあるため、浸水対策も含めた全体のリニューアルも行う必要がある。また、近年は取水口付近への塩水遡上が頻発し、約800m上流での仮設取水が必要となり、その応急対応費（3千万円）が収益を圧迫している。塩水遡上への抜本的な解決のための恒久対策には、多額の費用が見込まれている。



山形県企業局酒田工業用水道事業

事業名	酒田工業用水道
当初給水対象/給水開始	酒田臨海工業団地 昭和37年9月
水源/取水口	最上川表流水/河口から8.3km
給水先	24社30事業所
基本使用水量/給水能力	31,370/75,000 (m³/日)
契約率	41.8%
料金	基本30円/m³、超過60円/m³

塩水遡上の影響

H27、H30に河川流量の減少に伴い、1週間以上にわたり取水口付近までの塩水遡上が発生した。受水企業では、両年とも、半導体やケミカル関連企業等の7社で製造ラインの停止や生産縮小を余儀なくされ、地域経済は大きな打撃を受けた。



今後、山形県企業局において計画している工業用水道の更新工事

令和6～11年度 送水管（圧送管）更新工事
 令和10年以降 取水場・浄水場更新（リニューアル）工事
 } 概算総事業費 50億円超

令和6年度 工業用水道事業費補助の概要

予算案額 20億円

補助事業の概要	補助率	補助採択基準
施設強靱化（耐震化、浸水対策、停電対策）	22.5%	次の①、②の計画の策定が必須、かつ一定の費用対効果が見込める事業 ①アセットマネジメント指針に基づく更新・耐震化、浸水対策及び停電対策に係る計画 ②地震・台風や洪水等の発生に伴う風水害・停電のうちいずれかを含む事業継続計画BCP)
デジタル技術を活用した広域化等や民間活用の導入		

東日本大震災に伴う広域避難者に対する支援の継続

【復興庁】

【文部科学省初等中等教育局高校修学支援室】

【提案事項】 **予算継続**

東日本大震災に伴う広域避難者は、避難生活の長期化により抱える課題が個別化・多様化しており、今後も引き続き支援が必要であることから、

- (1) 被災児童生徒の**就学支援**や、避難者の**心のケア**など、避難世帯に対する**経済的・精神的負担を軽減**する施策を継続すること
- (2) 避難者の見守りや相談活動など、避難先において受入支援に取り組む**地方自治体に対する財政措置として、被災者支援総合交付金及び被災児童生徒就学支援等事業交付金を継続**すること

【提案の背景・現状】

- 本県は、東日本大震災後、福島県をはじめ被災県からピーク時には全国で最も多い約1万4千名の広域避難者を受け入れ、**13年を経過した今なお約1,200名の方々が避難**している。
- 避難生活の長期化に伴い、避難者の抱える課題は個別化・多様化しており、中には生活困窮や**心身の健康問題**など複数の課題を抱え、特に支援の必要な世帯がある。
- 本県が毎年度実施している避難者アンケートにおいて、今の生活で困っていること、不安なことを尋ねたところ、生活資金のことが約4割と**経済的に不安を感じている世帯が多い**という結果となった。
- 世帯分離により二重生活を強いられている世帯も約4割と、避難生活の長期化により、**経済的、精神的に厳しい状況に置かれ、負担が更に重くなっている**。
- 心身の不調については約6割の方が心身に何らかの不調を抱えており、**心身の健康に資する取組みが必要**となっている。

【山形県の取組み】

- 本県では、「被災者支援総合交付金」を活用し、避難者が孤立化しないよう相談会の開催や生活支援相談員等による訪問・相談活動など官民一体となってきめ細かな支援を行っている。

【解決すべき課題】

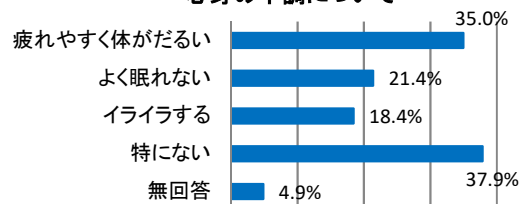
- 被災児童生徒への**就学支援**や、**避難者に対する心のケア**などの支援の継続が必要な状況にある。
- **今後も避難を継続する意向の方が多**いことから、困難な課題を抱えた世帯に対する支援や心身の健康不安に対応する**適切な支援を行うことができるような財政措置が引き続き必要**である。

令和5年度 山形県東日本大震災避難者アンケート結果から

今の生活で困っていること、不安なこと



心身の不調について



本県における避難者支援策実施状況

○「やまがた避難者支援協働ネットワーク」による支援（「今後の暮らし応援のつどい」の開催）



各種個別相談



健康増進講座

○特に支援の必要な避難者に係る個別支援（「避難者ケースマネジメント」の実施）



個別訪問



ケース会議

○「復興ボランティア支援センターやまがた」運営支援（避難者向け情報誌・ホームページ等による情報発信、支援者に対する支援の実施）



情報誌うえるかむ



支援者のつどい

○避難者支援センターの運営への助成（2箇所（山形市、米沢市）設置）

○生活支援相談員による訪問・相談活動（7市・12名配置）

○山形・新潟・福島三県による「心のケア」に係る連携事業

（生活支援相談員等のスキルアップ合同研修会・情報交換会等の開催）

○子育て支援団体による子育て支援交流（研修・交流・意見交換会等の開催）

山形県担当部署：防災くらし安心部 防災危機管理課 復興・避難者支援室
TEL：023-630-3164

第4次山形県総合発展計画「次期実施計画」の策定について

1 策定の趣旨

- 第4次山形県総合発展計画（以下、「総合計画」という。）の後期5年間の「次期実施計画」を令和6年度中に策定（実施期間：令和7年度から令和11年度までの5年間）

2 策定の進め方

- 山形県総合政策審議会（以下、「審議会」という。）において、現行の実施計画に基づく取組みの状況・成果や本県を取り巻く社会経済情勢を踏まえつつ、総合計画の一層の推進に向けて、今後県が取り組むべき重点課題と対応方向について検討し、「提言」として取りまとめ
- 審議会の提言に加え、県議会、市町村、県民の意見をいただきながら検討を進め、令和7年3月末を目途に、次期実施計画を策定

3 今後の予定

- | | | |
|------|------|---------------------------|
| 令和6年 | 7月頃 | 審議会①（重点課題と対応方向について審議） |
| | 10月頃 | 審議会②（「提言」の取りまとめ） |
| | | ～ 審議会の提言を踏まえ、次期実施計画案を検討 ～ |
| 令和7年 | 2月頃 | 審議会③（次期実施計画案について審議） |
| | | 県議会へ報告、パブリックコメント実施 |
| | 3月末 | 策定 |

「ニジサクラ」幼魚の赤川への放流について

今般発生しましたニジサクラ幼魚の放流について、概要をお知らせします。

1 放流の経緯

- 遊漁者及び赤川漁業協同組合から県（内水面水産研究所）に、赤川河口（鶴岡市及び酒田市）において、「ニジサクラ」と疑われる魚が釣れているとの情報が複数寄せられました。
- 県で事実関係を調査したところ、（公財）山形県水産振興協会が所有し、管理していた「ニジサクラ」のうち、余剰の幼魚約1,000尾を昨年12月に放流していたことが判明しました。
- 県水産振興協会では、供給先の養殖業者からの急なキャンセルが生じ、飼育池の容量の関係から継続飼育ができなくなったために、同協会の判断で放流したものです。
※「三倍体魚」の放流は、水産庁「三倍体魚等の水産生物の利用要領」により制限されておりましたが、令和4年に要領が廃止されており、法令違反ではありません。

2 本件に係る対応状況

- 県水産振興協会では、赤川漁協や遊漁証を扱っている釣り具店に対し、遊漁者へニジサクラと疑われる魚を釣り上げた際は、再放流しないよう呼びかけることについて協力を要請したほか、県でもホームページ上で同様の周知をしております。
- さらに、ニジサクラと疑われる魚が釣れた場合には、県に対し連絡するよう呼びかけております。
- なお、4月22日現在、県に対し、ニジサクラと疑われる魚が釣れたとの情報が4件寄せられ、うち胃袋が提供された3個体の胃の内容物を調べたところ、ザリガニ、小魚及び虫類等が確認されております。
- また、県では、養殖業者等に対し、「ニジサクラ生産・出荷マニュアル」を遵守し、自然界への流出防止の徹底を改めて通知しました。

3 今後の対応

- ニジサクラは、生殖能力がなく卵をつくらないことから、河川において増殖していくことはありません。ただし、それ以外の影響については、わからない部分があることから、引き続き、釣り人に対しニジサクラと疑われる魚が釣れた場合には、県への情報提供をお願いし、また、再放流しないことを呼びかけるなどして、今後とも状況を注視してまいります。